

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長（武居弘治議員） ただいまから令和8年3月三郷市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は23名であります。定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

◎開議の宣告

○議長（武居弘治議員） 直ちに本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（武居弘治議員） この際、諸般の報告を行います。

12月定例会後の諸般の報告を行います。

初めに、議長会関係について報告いたします。

昨年12月24日、東南部正副議長会第3回正副議長会が吉川市において開催され、「令和8年度東南部正副議長会役員（案）及び事業計画（案）」などについて協議をいたしました。

2月6日、埼玉縣市議会議長会議員行政研修会が上尾市において開催され、「議会におけるファシリテーション」と題して、一般社団法人地方公共団体政策支援機構上席研究員、渡辺大樹氏による講演が行われました。

次に、会派及び議員の行政視察について報告いたします。

創政MISATOの議員は1月15日、大阪府枚方市における「ひらかたポイント事業」について、16日、大阪府寝屋川市における「寝屋川モデル（いじめゼロに向けたアプローチ）」について視察をいたしました。

創政MISATOでは1月19日、「東埼玉資源環境組合第一工場」について、1月28日、鳥取県米子市における「コンパクト・プラス・ネットワークのまちづくり」について、29日、鳥取県日吉津村における「コンパクトシティの取り組み、移住定住の取り組み、及び3D都

市モデルの整備」について視察をいたしました。

21世紀クラブでは2月2日、兵庫県加東市における「DX推進委員会ワーキンググループ」について、3日、兵庫県明石市における「民間提案制度」について、4日、兵庫県西宮市における「本庁舎周辺におけるウォークアブルなまちなかづくり」について視察をいたしました。

次に、本市への視察について報告いたします。

2月12日、福島県福島市議会、ふくしま市民21、4名が「インクルーシブ公園整備事業」について視察に見えました。

次に、本定例会において、地方自治法第121条第1項の規定により、説明員となる出席者の一覧、提出議案一覧表及び本日の議事日程につきましては、皆様のお手元に配付いたしてございます。

また、新たに陳情1件を受理してございます。こちらも皆様のお手元に配付してございます。

以上で諸般の報告を終わります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（武居弘治議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において

10番 工 藤 智加子 議員

11番 紺 野 伊久子 議員

12番 西 村 寿美枝 議員

以上、3名を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（武居弘治議員） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期については、去る2月16日、議会運営委員会が開催されましたので、その

結果について議会運営委員長より報告願います。

佐々木修議員。

〔佐々木 修議会運営委員長 登壇〕

○議会運営委員長（佐々木 修議員） おはようございます。

去る2月16日、議会運営委員会が開催されましたので、ご報告いたします。

3月定例会の会期につきましては、本日2月24日から3月16日までの21日間に決定いたしました。提出案件につきましては、報告5件、議案26件、諮問1件であります。説明員としての出席者につきましては、市長をはじめ21名でございます。

次に、本日この会期の決定後、市長の施政方針表明がございます。

次に、専決処分の承認でございますが、議案第1号及び第2号につきましては、委員会付託を省略し、3月2日に質疑、討論・採決を行います。また、人権擁護委員の白石匡子氏が6月30日で満了となるため、同人を推薦することについて3月3日に採決を行います。

以上で報告を終わります。

○議長（武居弘治議員） 以上で、議会運営委員長の報告を終わります。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日から3月16日までの21日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（武居弘治議員） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から3月16日までの21日間と決しました。

◎市長の施政方針表明

○議長（武居弘治議員） 日程第3、本定例会に当たりまして、市長より令和8年度の施政方針表明をいたしたい旨の申し出がございますので、これを許します。

木津雅晟市長。

〔木津雅晟市長 登壇〕

○市長（木津雅晟） おはようございます。3月定例市議会の開会に当たり、令和8年度における市政運営の基本的な考え方と施策の概要について申し上げます。

令和7年度は、少子高齢化対策として、子育て家庭への支援、高齢者の健康寿命延伸に向けた取組を積極的に進めるとともに、AIをはじめとするデジタル技術の活用に積極的に取り組み、市民サービスの更なる向上や上下水道管路の耐震化など、インフラ老朽化対策を講じ、より一層、安全・安心なまちづくりを進めてまいりました。

一方、社会情勢に目を向けますと、少子高齢化の進展、自然災害の激甚化、物価高騰など市民生活や事業活動に変化をもたらす事象が数多く存在しております。

新年度におきましては、本市が将来にわたり持続可能な自治体運営を行うために安全・安心を基本とし、市民生活に密着した施策へ重きを置き、展開してまいります。

それでは、令和8年度当初予算の概要についてご説明いたします。

令和8年度一般会計当初予算は617億5,000万円を計上し、前年度から1.2%、7億5,000万円の減、平成19年度以降、19年ぶりの前年度比マイナス予算となっております。

歳入につきましては、まちづくりが順調に進み、市民税や固定資産税の増収が見込まれ、市税全体で前年度から6.6%の増、約15億3,000万円の増額となる約247億1,000万円を計上し、歳入全体に占める割合は40.0%となります。

歳出につきましては、第5次三郷市総合計画後期基本計画に掲げる重点テーマに沿った、本市の更なる発展のために必要となる多くの施策を盛り込んだ予算といたしました。

なお、予算総額が前年度から減額となりましたのは、南部地域拠点防災コミュニティ施設整備事業が約18億円の減となったことが主な要因でございます。

それでは、第5次三郷市総合計画後期基本計画に係る3つの重点テーマを踏まえ、令和8年度における主要な事業を申し上げます。

初めに、1つ目のテーマ「持続可能な拠点の形成～まちづくりは道づくり～」でございますが、南部地域拠点防災コミュニティ施設整備事業では令和8年度の開館に向けて、建築・機械・電気工事及び展示物の製造、VR体験コンテンツのシナリオなどを作成いたします。

大場川上流域治水対策事業では、大場川上流排水機場増強による県の河川や市の水路の排水改善についての効果検証を実施し、県と市の連携事業として検証結果の整理などを行ってまいります。

公共交通政策推進事業では、つくばエクスプレス線路南側の三郷中央駅前広場改修及びシェルター設置、また周辺区域の歩道の高質化に係る詳細設計を実施いたします。

道路維持管理事業では、半田彦成跨線道路橋について積雪時等の交通安全を強化するため、監視カメラを設置いたします。

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません

都市計画道路草加三郷線整備事業では、三郷南インターチェンジ等の交通利便性を活かした各拠点へのアクセスの向上を図るため、草加三郷線の整備事業認可を取得いたします。

市施設営繕事業では、北部図書館の大規模改修を実施いたします。

また、健康福社会館のエレベータ改修及び早稲田児童センター大規模改修の設計を実施いたします。

文化施設管理等事業では、鷹野文化センターの大規模改修を実施いたします。

瑞沼市民センター管理運営事業では、老朽化した体育館の屋根及び体育館の床の修繕を行ってまいります。

次に、2つ目のテーマ「多様性のある地域の確立～地域コミュニティの充実～」ですが、マイナンバーカード交付等事業ではイトーヨーカドー三郷店にマイナンバーカード業務対応窓口を設置することで交付体制を強化し、手続き時間の短縮など市民の利便性を高めてまいります。

全国健康福祉祭開催準備事業では、第38回全国健康福祉祭埼玉大会として三郷市の総合体育館で開催されます、「スポーツチャンバラ交流大会」の開催準備及び大会運営を着実に進めてまいります。

郷土資料館運営管理事業では、三郷村70周年を迎えるため、令和7年度に補修が完了した古地図などを郷土資料館において展示公開し、三郷のあゆみを振り返ってまいります。

陸上競技場運営管理事業では、現行の照明設備に使用されているメタルハライドランプをLED照明灯に切り替えてまいります。

シティセールス推進事業では、三郷市ロケーションサービスとして行っている撮影支援の取組をより一層強化してまいります。

また、市内で行われたロケ支援作品について、市民がまちへの愛着、誇りを感じられるよう、その成果をまとめ、「選ばれるロケ地、三郷」を広く発信いたします。

次に、3つ目のテーマ「質の高い教育と切れ目ない子育て支援の強化～こどもたちの成長を見守る・夢を育む～」ですが、乳児等通園支援事業では高州保育所及び早稲田保育所においてこども誰でも通園制度を実施し、子育て支援の強化を図ってまいります。

こどもの居場所づくり推進事業では、こどもの居場所の更なる拡大として市民・団体・企業等との協働によりプレイパークの実施に係る気運醸成や、市独自の認定制度の導入などの仕組みづくりを行ってまいります。

保育所運営管理事務事業では、公立保育所1か所に試行的に保育室内外の録画をする見守

りカメラ及び門のオートロック機能を設置いたします。

小学校校舎改修事業では、彦成小学校と丹後小学校の屋上防水や外壁塗装等の外部等改修を行ってまいります。

小・中学校教育用パソコン整備事業では、ネットワーク環境の向上、セキュリティ対策を強化するため、ネットワーク機器の更新を行ってまいります。

以上、令和8年度における市政運営の基本的な考え方と施策の概要を申し上げます。今後も、著しく変化する社会情勢に対し、的確に対応するための施策を積極的に展開するとともに、常にスピード感を持ち、市民感覚と経営感覚を大切にしながら、本市の更なる発展に向け、「ふるさと三郷 みんながほほえむまちづくり」を推進してまいります。

新年度におきましても、議員各位並びに市民の皆様のご理解とご協力を切にお願い申し上げます、令和8年度の施政方針といたします。

◎報告第1号～報告第5号について

○議長（武居弘治議員） 日程第4、報告第1号から報告第5号までの報告書が提出されております。

提出されました5報告につきましては、皆様のお手元に配付いたしてございますので、これにてご了承願います。

◎議案第1号及び議案第2号の上程・説明

○議長（武居弘治議員） 日程第5、議案第1号及び議案第2号を議題といたします。

議案第1号及び議案第2号の提案理由の説明を求めます。

妹尾安浩財務部長。

〔妹尾安浩財務部長 登壇〕

○財務部長（妹尾安浩） 順次ご説明いたします。

初めに、議案第1号 専決処分の承認を求めることについてご説明いたします。

議案書1ページをお開き願います。

提案理由でございますが、物価高の影響が長期化する中で、その影響を強く受けている子育て世帯に対し、こども1人当たり2万円の物価高対応子育て応援手当を支給するため、令和7年度三郷市一般会計補正予算（第4号）を専決処分いたしましたので、地方自治法第179条第3項の規定により、この案を提出するものでございます。

恐れ入りますが、議案第1号別紙の1ページ、令和7年度三郷市一般会計補正予算（第4号）をご覧ください。

第1条、歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出それぞれ4億5,806万5,000円を追加し、総額を666億1,033万5,000円とするものでございます。

第2条、繰越明許費の補正につきましては、4ページをご覧ください。

第2表、繰越明許費補正でございますが、本手当の支給対象につきましては、令和7年9月30日時点で児童手当支給対象児童を養育する父母等となります。また、対象児童には令和7年10月1日以降、令和8年3月31日までに生まれる新生児を含むものであり、年度内に全ての支給を完了しない見込みであることから、繰越明許費を設定するものでございます。

7、8ページをお開き願います。

2、歳入でございます。物価高対応子育て応援手当支給事業費補助金につきましては国の補助金であり、このたびの補正予算における歳出全額の財源となっております。

9、10ページをお開き願います。

3、歳出でございます。物価高対応子育て応援手当支給事業につきましては交付金4億5,000万円のほか、消耗品費、案内通知の発送に伴う委託料、通信運搬費など事務処理に必要な経費を計上したものでございます。

続きまして、議案第2号 専決処分の承認を求めることについてご説明いたします。

議案書3ページをお開き願います。

初めに、提案理由でございますが、令和8年2月8日に執行された衆議院議員総選挙に係る事務経費に充てるため、令和7年度三郷市一般会計補正予算（第5号）を専決処分いたしましたので、地方自治法第179条第3項の規定により、この案を提出するものでございます。

恐れ入りますが、議案第2号別紙の1ページ、令和7年度三郷市一般会計補正予算（第5号）をご覧ください。

第1条、歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出それぞれ1億1,000万円を追加し、総額を667億2,033万5,000円とするものでございます。

6、7ページをお開き願います。

2、歳入でございます。衆議院議員総選挙費委託金につきましては県の委託金であり、その全額がこのたびの補正予算歳出の財源となっております。

8、9ページをお開き願います。

3、歳出でございます。職員人件費につきましては投開票事務従事者の時間外勤務手当、会計年度任用職員人件費につきましては選挙の準備等に従事させるため任用いたしました会計年度任用職員の報酬が主なものでございます。

また、衆議院議員選挙事務につきましては期日前投票及び開票を含めた全ての選挙事務執行経費等を計上したものでございます。

以上で説明を終わります。ご承認のほど、よろしくお願い申し上げます。

◎議案第3号の上程・説明

○議長（武居弘治議員） 日程第6、議案第3号を議題といたします。

議案第3号の提案理由の説明を求めます。

松本義博危機管理監。

〔松本義博危機管理監 登壇〕

○危機管理監（松本義博） 議案第3号 製造請負変更契約の締結についてご説明申し上げます。

議案書5ページ、議案参考資料1ページを併せてご覧ください。

初めに、提案理由でございますが、（仮称）南部地域拠点防災コミュニティ施設防災体験学習展示製造請負変更契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、この案を提出するものでございます。

なお、本製造請負契約につきましては令和6年9月議会におきまして議決をいただいたものでございます。

変更契約の内容でございますが、納入期限を令和8年6月19日から令和8年10月30日とするものでございます。

次に、変更理由についてご説明申し上げます。

（仮称）南部地域拠点防災コミュニティ施設新築工事につきましては、令和8年10月30日を工期としており、工事の進捗状況から関連する展示製造請負契約における工程も合わせる

必要があるため、納期を延長するものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

◎議案第4号～議案第18号の上程・説明

○議長（武居弘治議員） 日程第7、議案第4号から議案第18号までを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

議案第4号及び議案第5号の提案理由の説明を求めます。

平川俊之総務部長。

[平川俊之総務部長 登壇]

○総務部長（平川俊之） 順次ご説明申し上げます。

初めに、議案第4号 職員の給与に関する条例等の一部改正についてご説明申し上げます。

議案書6ページ、議案参考資料2ページをお開き願います。

初めに、提案理由でございますが、一般職の国家公務員の俸給月額並びに期末手当及び勤勉手当の支給月数との権衡を考慮し、一般職の職員の給料月額並びに期末手当及び勤勉手当の支給月数の改定等をしたいので、この案を提出するものでございます。

改正内容についてご説明いたします。

7、8ページをお開き願います。

第1条では、職員の自動車等に係る通勤手当につきまして、現行の距離区分のうち10キロメートル以上15キロメートル未満から60キロメートル以上までの各区分について200円から7,100円までの幅で引き上げるものでございます。

次に、期末手当及び勤勉手当の支給月数の改定でございますが、令和7年12月分の支給月数をそれぞれ0.025月引き上げるものでございます。これにより、年間の期末勤勉手当の合計支給月数は再任用職員以外の職員が4.65月、再任用職員が2.45月となります。

9、10ページをお開き願います。

給料月額の改定でございますが、別表第1、行政職給料表の適用を受ける職員の給料月額について若年層職員に重点を置いた改定を行うとともに、その他の職員につきましては職務級が上がるごとに改定額が通減する引き上げを行うものでございます。級別の改定率及び差額につきましては議案参考資料に記載をしております。

なお、今回の人事院勧告による改定は1級から8級まで全ての職務級が引き上げとなっていることから、令和6年度から使用しております国の給料表の額に一定の額を加算した市独自の給料表を国と同一の給料表に改定いたします。

13、14ページをお開き願います。

第2条では、先ほどの通勤手当の各区分の引き上げに加え、65キロメートル以上から100キロメートル以上までの区分を新設するとともに、1か月当たり5,000円を上限とする駐車場等の利用に対する通勤手当を新設するものでございます。

15、16ページをお開き願います。

令和8年度以降の期末手当及び勤勉手当の支給月数を6月期と12月期が均等になるよう再配分するものでございます。

第3条では、特定任期付職員の給料表1号給から5号給につきましても国家公務員の俸給月額に合わせて給料月額を引き上げるとともに、第4条では次ページの17ページにおいて特殊な専門的知識を必要とする業務に従事する会計年度任用職員の報酬及び給料の限度額を引き上げるものでございます。

最後に附則でございますが、この条例は附則第1条において条例第1条及び第4条の改定は公布の日から施行し、第1条の給料表及び通勤手当、第4条の会計年度任用職員の報酬等の改定につきましては令和7年4月1日に遡及適用し、期末手当及び勤勉手当の支給月数の改定は令和7年12月1日から遡及適用いたします。

また、条例第2条及び第3条の改定は令和8年4月1日から施行いたします。

附則第2条及び第3条では、給与の内払を規定しております。

続きまして、議案第5号 市長及び副市長の給与等に関する条例及び三郷市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

議案書18ページをお開き願います。

初めに、提案理由でございますが、一般職の職員に対して支給する期末手当及び勤勉手当の支給月数の改定との権衡を考慮し、市長及び副市長並びに教育長に対して支給する期末手当の支給月数を改定したいので、この案を提出するものでございます。

内容についてご説明いたします。

19、20ページをお開き願います。

まず、第1条及び第3条でございますが、令和7年12月期の市長及び副市長並びに教育長の期末手当の支給月数をそれぞれ0.05月分引き上げるものでございます。

次に、第2条及び第4条でございますが、令和8年度以降の期末手当の支給月数を6月期と12月期が均等になるよう再配分するものでございます。

最後に附則でございますが、この条例は公布の日から施行し、令和7年12月1日から適用するものでございます。

ただし、第2条及び第4条の規定は令和8年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（武居弘治議員） 議案第6号の提案理由の説明を求めます。

松本義博危機管理監。

〔松本義博危機管理監 登壇〕

○危機管理監（松本義博） 議案第6号 みんなの防災プラザみさと設置及び管理条例の制定につきましてご説明申し上げます。

議案書21ページをご覧ください。

初めに、提案理由でございますが、市民の防災及び減災に関する知識の普及及び意識の向上に資するとともに、災害に強いまちづくりに寄与し、また地域コミュニティの連携強化・推進を図るための市民交流に資する施設として、みんなの防災プラザみさとを設置したいので、この案を提出するものでございます。

それでは、内容をご説明申し上げます。

22ページをご覧ください。

第1条から第5条は設置の趣旨、名称及び位置、施設、業務、配置する職員に関する規定でございます。第6条から第9条は、休館日や利用時間のほか利用に当たる許可や制限事項に関する規定でございます。第10条から第13条は利用期間や使用料の納付などに関する規定でございます。第14条から第16条は、禁止事項や利用許可の取り消し事項などに関する規定でございます。第17条から第18条は、原状回復、損害賠償に関する規定でございます。第19条から第24条は、指定管理に関する規定でございます。第25条は規則への委任に関する規定でございます。

附則でございますが、第1項は施行期日の規則への委任について、第2項は開館に向けての準備として許可施設の利用許可を施行日前においても行うことができる規定でございます。

最後に別表につきましては、会議室等の時間帯別における基本使用料に関する規定でございます。第1項は、第8条第1号から第6号までの防災施設につきましては無料とし、第2項は割増使用料について、第3項は利用時間を延長した場合の取扱いについて、第4項は使

用料算出に当たっての端数処理についての規定でございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（武居弘治議員） 議案第7号の提案理由の説明を求めます。

妹尾安浩財務部長。

〔妹尾安浩財務部長 登壇〕

○財務部長（妹尾安浩） 議案第7号 三郷市都市計画税条例の一部改正についてご説明申し上げます。

議案書31ページと32ページをご覧ください。

初めに、提案理由でございますが、本市の将来を見据えたまちづくりを着実に推進するため、都市計画税の税率を改定したいので、この案を提出するものでございます。

次に、改正内容でございますが、第3条の都市計画税の税率を現行の100分の0.15から100分の0.3に改定するものでございます。

なお、昨今の物価高騰等による市民生活への負担の増加等を考慮するとともに、直近で見込まれる都市計画事業の状況を踏まえ、附則において令和9年度分以降の税率を100分の0.2とする特例を設けるものでございます。

最後に附則でございますが、本条例の施行期日は令和9年4月1日であり、令和9年度都市計画税の課税から適用いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（武居弘治議員） 議案第8号及び議案第9号の提案理由の説明を求めます。

益子敏幸いきいき健康部長。

〔益子敏幸いきいき健康部長 登壇〕

○いきいき健康部長（益子敏幸） 順次ご説明いたします。

初めに、議案第8号 三郷市国民健康保険税条例の一部改正についてご説明申し上げます。議案書33ページをお開き願います。

提案理由でございますが、地方税法の改正に伴い、子ども・子育て支援納付金の課税額について規定するとともに、国民健康保険制度の安定的な財政運営を図るため、国民健康保険税の税率等を改正したいので、この案を提出するものでございます。

改正内容でございますが、新たに課税区分に設ける子ども・子育て支援納付金課税額につきましては、所得割額の税率を100分の0.29に、被保険者の均等割額を1,762円、18歳以上被保険者に係る均等割額を152円と定めるものでございます。

次に、基礎課税分につきましては所得割額の税率を100分の7.2から100分の8.2に、被保険者均等割額を3万2,800円から4万1,600円に、課税限度額を65万円から66万円にそれぞれ改めるものでございます。

後期高齢者支援金等課税分につきましては、所得割額の税率を100分の2.5から100分の2.8に、被保険者均等割額を1万1,600円から1万4,100円に、課税限度額を24万円から26万円にそれぞれ改めるものでございます。

介護納付金課税分につきましては、所得割額の税率を100分の2.2から100分の2.4に、被保険者均等割額を1万3,700円から1万5,600円にそれぞれ改めるものでございます。

この条例の施行期日は令和8年4月1日とするものでございます。

続きまして、議案第9号 三郷市介護保険条例の一部改正についてご説明申し上げます。

議案書45ページをお開き願います。

提案理由でございますが、令和7年度税制改正に基づく令和8年度介護保険料率算定の特例を定めたいので、この案を提出するものでございます。

改正内容でございますが、このたびの税制改正において給与所得控除の最低保障額が55万円から65万円に引き上げられたことにより、保険料の所得段階が変わる被保険者について令和8年度の保険料に限り改正前と同様の判定となるよう、条例附則中に合計所得額の算定方法の特例及び市町村民税非課税の基準の特例を設けるものでございます。この条例の施行期日は令和8年4月1日とするものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（武居弘治議員） 議案第10号の提案理由の説明を求めます。

田中照久福祉部長。

〔田中照久福祉部長 登壇〕

○福祉部長（田中照久） 議案第10号 三郷市重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

議案書51ページをご覧ください。

提案理由でございますが、自治体・医療機関等をつなぐ情報連携システム（Public Medical Hub）を導入し、重度心身障害者医療費助成のオンライン資格確認を可能とするための条例の整備を図りたいので、この案を提出するものでございます。

52ページをご覧ください。

改正内容でございますが、第7条の見出しを「受給者証の提示」から「受給資格等の確認」

に改め、本文中、「受給者証の提示」を「受給者証の提示その他規則で定める方法により受給者であることの確認を受け」に改めるものでございます。

なお、規則改正により医療機関などにおいてマイナンバーカードを利用して受給資格を確認する方法を規定してまいります。

附則でございますが、この条例は令和8年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（武居弘治議員） 議案第11号及び議案第12号の提案理由の説明を求めます。

須賀加奈こども未来部長。

〔須賀加奈こども未来部長 登壇〕

○こども未来部長（須賀加奈） 順次ご説明申し上げます。

初めに、議案第11号 三郷市地域型保育事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正につきましてご説明申し上げます。

議案書53ページ、別紙54ページから58ページをご覧ください。

提案理由でございますが、国が定める「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」の改正により、条例の整備を図りたいので、この案を提出するものでございます。

改正内容でございますが、地域型保育事業者による健康診断の実施義務に関する規制緩和につきまして、国の基準と同様の改正を行うほか、文言の整備を行うものでございます。

附則でございますが、この条例は令和8年4月1日から施行するものでございます。

続きまして、議案第12号 三郷市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正につきましてご説明申し上げます。

議案書59ページ、別紙60ページから61ページをご覧ください。

提案理由でございますが、国が定める「乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準」の改正に伴い、条例の整備を図りたいので、この案を提出するものでございます。

改正の内容でございますが、「保育所等や地域型保育事業の確保が著しく困難な離島などにおける設備及び職員の基準の特例」につきまして、国の基準と同様に規定を追加するほか、文言の整備等を行うものでございます。

附則でございますが、この条例は令和8年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（武居弘治議員） 議案第13号及び議案第14号の提案理由の説明を求めます。

相馬喜一建設部長。

〔相馬喜一建設部長 登壇〕

○建設部長（相馬喜一） 初めに、議案第13号 三郷市下水道条例の一部改正につきまして説明申し上げます。

議案書の62ページをお開き願います。

初めに、提案理由でございますが、災害その他非常の場合における排水設備等の新設等の工事の円滑な実施を確保したいため、条例の整備を図りたいので、この案を提出するものでございます。

次ページ、63ページをお開き願います。

改正の内容でございますが、民地内における排水設備の新設等の工事は市長が指定した指定下水道工事店が行うこととなっておりますが、災害その他非常の場合に限り、他の地方公共団体の指定を受けた指定工事店が排水設備工事を行うことを可能とするものでございます。

附則でございますが、この条例は公布の日から施行するものでございます。

続きまして、議案第14号 三郷市公共下水道事業の設置等に関する条例等の一部改正につきましてご説明申し上げます。

議案書の64ページをお開き願います。

初めに、提案理由でございますが、地方自治法の改正に伴い、関係条例の規定の整理を図りたいので、この案を提出するものでございます。

次ページ、65ページをお開き願います。

改正の内容でございますが、職員の賠償責任について定めている地方自治法の条番号が第243条の2の8から第243条の2の9に改正されたため、この条項を引用する「三郷市公共下水道事業の設置等に関する条例」の第5条、「三郷市水道事業の設置等に関する条例」の第6条及び「三郷市監査委員条例」の第4条につきまして、それぞれ改めるものでございます。

附則でございますが、この条例の施行日は令和8年9月24日とするものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（武居弘治議員） 議案第15号の提案理由の説明を求めます。

城津守まちづくり推進部長。

〔城津 守まちづくり推進部長 登壇〕

○まちづくり推進部長（城津 守） 議案第15号 三郷市建築基準法の規定に基づく建築物の建築等に係る確認申請手数料等の徴収に関する条例の一部改正につきましてご説明申し上げます。

議案書66ページをお開きください。

提案理由につきましては、建築基準法施行令の改正に伴い規定の整備を図りたいので、この案を提出するものでございます。

次の67ページをご覧ください。

内容でございますが、建築物を建築する場合、建築基準法に適合した建築物の計画が義務付けられますが、法改正などに伴い現行法に適合しなくなった建築物は既存不適格建築物となります。建築基準法におきましては、既存不適格建築物等に対し増改築などの際、一定の範囲において現行法令への適合義務についての緩和措置が設けられております。このたびの建築基準法施行令の改正におきまして、既存不適格建築物に対する屋根や外壁などの防火性能に関する緩和規定が追加されたことに伴い、項ずれが生じたことから、これらの条項を引用する本市の条例につきまして規定の整理を行うものでございます。

附則でございますが、この条例は公布の日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。ご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（武居弘治議員） 議案第16号の提案理由の説明を求めます。

浮田勝之水道部長。

〔浮田勝之水道部長 登壇〕

○水道部長（浮田勝之） 議案第16号 三郷市水道事業給水条例の一部改正につきましてご説明申し上げます。

議案書68ページをご覧ください。

初めに、提案理由でございますが、災害その他非常の場合における給水装置の新設等の工事の適正な実施を確保したいため、条例の整備を図りたいので、この案を提出するものでございます。

次に、69ページをご覧ください。

改正内容でございますが、給水装置の新設等の設計及び工事は、市長又は市長が指定した指定給水装置工事事業者が行うこととなっておりますが、災害その他非常の場合において他の水道事業者又は他の水道事業者が指定した給水装置工事事業者による実施を可能とするものでございます。

附則でございますが、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で議案第16号の説明を終わります。ご審議賜りますよう、よろしく申し上げます。

○議長（武居弘治議員） 議案第17号の提案理由の説明を求めます。

山本浩文消防長。

〔山本浩文消防長 登壇〕

○消防長（山本浩文） 議案第17号 三郷市火災予防条例の一部改正につきましてご説明申し上げます。

議案書70ページをご覧ください。

初めに、提案理由でございますが、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正により、条例の整備を図りたいので、この案を提出するものでございます。

それでは、内容についてご説明申し上げます。

71、72ページをお開き願います。

近年のサウナブームを背景に、従来の浴場等の建物内に設置されていたサウナとは異なり、屋外等のテントや木製バレルにサウナストーブを設置する事例が全国で増加しております。現行のサウナ設備の基準は、浴場等の建物内に設置することを想定したものとなっているため、こうした屋外等のテントなどに設置される消費熱量が小さいサウナ設備に適用される基準細目を定め、対象火気設備等の種類に簡易サウナ設備を追加し、従来のサウナ設備の名称を一般サウナ設備とするものでございます。

次に、地震発生後、住宅における通電火災の予防を推進するため、その普及促進を図るため、対象機器に感震ブレーカーを加えるものでございます。

なお、附則でございますが、この条例の施行期日は令和8年3月31日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（武居弘治議員） 議案第18号の提案理由の説明を求めます。

西村美紀学校教育部長。

〔西村美紀学校教育部長 登壇〕

○学校教育部長（西村美紀） 議案第18号 三郷市児童クラブ設置及び管理条例の一部改正についてご説明申し上げます。

議案書73ページと74ページをご覧ください。

提案理由でございますが、幸房小学校第2児童クラブの増築に伴い、幸房小学校に係る児童クラブ室を幸房小学校児童クラブに統合し、一体的な運営を図るため、施設の名称及び位

置について条例の整備を図りたいので、この案を提出するものでございます。

改正の内容でございますが、条例第2条中、三郷市立幸房小学校児童クラブの位置を三郷市中央五丁目15番地19に改め、条例第2条中の三郷市立幸房小学校第2児童クラブの名称及び位置を削除するものでございます。

最後に附則でございますが、この条例は令和8年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（武居弘治議員） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時16分

○議長（武居弘治議員） 再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第19号及び議案第20号の上程・説明

○議長（武居弘治議員） 日程第8、議案第19号及び議案第20号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

議案第19号の提案理由の説明を求めます。

妹尾安浩財務部長。

〔妹尾安浩財務部長 登壇〕

○財務部長（妹尾安浩） 議案第19号 令和7年度三郷市一般会計補正予算（第6号）につきましてご説明いたします。

恐れ入りますが、別冊の補正予算書2ページをお開きください。

第1条、歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出それぞれ22億5,921万7,000円を追加し、総額を689億7,955万2,000円とするものでございます。

第2条、繰越明許費の補正及び第3条、地方債の補正につきましては、6ページ以降をご覧ください。

第2表、繰越明許費補正でございますが、国の補正予算の成立により計上する事業を含め、

年度内に支出が終わらない見込みの24事業について、翌年度に繰り越すものがございます。

7ページをお開き願います。

第3表、地方債補正でございますが、今年度の補正予算に計上しました事業の財源に充てるため、補正するものがございます。

10、11ページをお開き願います。

2、歳入でございます。

市民税個人から都市計画税までの各税目につきましては、賦課徴収の実績見込みによる増でございます。

下段の普通交付税につきましては、国の補正予算に伴う追加交付分、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金につきましては、物価高騰の影響を受けている生活者や事業者を支援する事業に係る国庫補助金であり、歳出の相談支援事業、民間保育所等運営支援事業、市内経済活性化事業などに充てるものがございます。

14、15ページをお開き願います。

3、歳出でございます。

各款にわたります職員人件費及び会計年度任用職員人件費につきましては、職員給与の改定などに伴うものがございます。

下段の財政調整基金積立につきましては、補正による差額を積み立てるものであり、補正後の財政調整基金の残高は約34億円を見込んでおります。

その下、減債基金積立につきましては、先ほどご説明申し上げました普通交付税の追加交付分のうち、臨時財政対策償還基金費として交付された分を積み立てるものであり、補正後の減債基金の残高は約8億6,000万円を見込んでおります。

22、23ページをお開き願います。

下段の相談支援事業及び地域活動支援センター事業につきましては、物価高騰の影響を受けている障がい者施設等を支援するものがございます。

24、25ページをお開き願います。

在宅障害者支援事業につきましては、小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付の利用実績の増加、重度心身障害者医療費支給事業につきましては、助成対象の拡大に伴い、それぞれ予算を増額するものがございます。

28、29ページをお開き願います。

下段の民間保育所等運営支援事業及び認定こども園運営改善費等支援事業につきましては、

物価高騰の影響を受けている民間保育所等を支援するものでございます。

34、35ページをお開き願います。

下段の市内経済活性化事業につきましては、市内指定店舗で利用できるプレミアム付きデジタル商品券を発行するものでございます。

38、39ページをお開き願います。

中段の都市下水道維持管理事業につきましては、今年度を実施しました下水道管路の特別重点調査の結果を受け、道路空洞調査を実施するものでございます。

40、41ページをお開き願います。

上段の消防水利施設維持修繕事業につきましては、防火水槽の撤去工事を行うため、設計を行うものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（武居弘治議員） 議案第20号の提案理由の説明を求めます。

益子敏幸いきいき健康部長。

〔益子敏幸いきいき健康部長 登壇〕

○いきいき健康部長（益子敏幸） 議案第20号 令和7年度三郷市介護保険特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明申し上げます。

別冊の補正予算書56ページをお開き願います。

第1条の歳出予算の補正でございますが、予算の総額に増減はなく、内訳の増減のみ行うものでございます。

59、60ページをお開き願います。

2、歳出でございます。

2款保険給付費の各項につきましては、給付実績に基づく支出見込み額に対し、予算不足が生じないように、それぞれ増額するものでございます。

5款基金積立金につきましては、保険給付費の増額分、合わせて1億円に充当するため、同額を積立額から減額するものでございます。

これにより、年度末の基金残高は約7億7,700万円となる見込みでございます。

以上で説明を終わります。ご審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

◎議案第21号～議案第26号の上程・説明

○議長（武居弘治議員） 日程第9、議案第21号から議案第26号までを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

議案第21号の提案理由の説明を求めます。

歳入について説明を求めます。

妹尾安浩財務部長。

〔妹尾安浩財務部長 登壇〕

○財務部長（妹尾安浩） 議案第21号 令和8年度三郷市一般会計予算につきましてご説明いたします。

予算書の3ページをお開き願います。

第1条、歳入歳出予算でございますが、歳入歳出予算の総額を617億5,000万円と定めるものでございます。

第2条、継続費、第3条、債務負担行為及び第4条、地方債につきましては、後ほどご説明申し上げます。

第5条、一時借入金につきましては、最高額を前年度と同額の30億円と定めるものでございます。

第6条、歳出予算の流用につきましては、予算額に過不足が生じた場合の流用について定めるものでございます。

8ページをお開き願います。

第2表、継続費につきましては、複数年にわたる建設事業など単年度では支出が終わらない事業について、あらかじめ経費の総額並びに年割額を定めるものであり、市施設営繕事業につきましては北部図書館の大規模改修工事、文化施設管理等事業につきましては鷹野文化センターの大規模改修工事をそれぞれ2か年で実施するため、設定するものでございます。

10、11ページをお開き願います。

第3表、債務負担行為につきましては、後年度にわたって生じる債務の負担について定めるものであり、23事業を設定しております。このうち、「22 小中学校GIGAスクール用ネットワーク機器保守業務委託事業」につきましては、小中学校のネットワーク機器を更新予定であり、その保守業務について設定するものでございます。

少し飛びまして、28、29ページをお開き願います。

2、歳入でございます。以下、前年度との比較で申し上げます。

1 款 1 項のうち 1 目個人につきましては、賃金上昇を見込み 9 億3,049万8,000円、10.1%の増。

2 目法人につきましては、法人の業績回復を見込み、1 億549万5,000円、8.8%の増。

2 項 1 目固定資産税につきましては、大型倉庫やその他の新築家屋の増加等により 4 億5,098万5,000円、4.4%の増となっております。

30、31ページをお開き願います。

3 項 1 目環境性能割につきましては、税制改正による令和 7 年度末での廃止が見込まれますことから、900万円、75%の減。

2 目種別割につきましては、四輪軽自動車の車両乗り替えによる新税率適用や経年車両の重課税率の適用増などにより1,852万5,000円、8.0%の増。

4 項 1 目市たばこ税につきましては、本市における売り渡し本数の減少が緩やかであることから、前年度と同額としております。

5 項 1 目都市計画税につきましては、次ページ、32、33ページにわたりますが、固定資産税と同様の理由により3,517万6,000円、3.6%の増でございます。

2 款 1 項地方揮発油譲与税は1,000万円、16.7%の減。

2 項自動車重量譲与税は前年度と同額。

3 項森林環境譲与税は450万円、23.1%の減でございます。

3 款利子割交付金は1,200万円、100%の増。

4 款配当割交付金は3,000万円、20%の増。

5 款株式等譲渡所得割交付金は 1 億2,000万円、80%の増。

6 款法人事業税交付金は、次ページ、34、35ページにわたりますが、前年度と同額でございます。

7 款地方消費税交付金は 2 億円、5.9%の増。

8 款環境性能割交付金は4,000万円、80%の減。

9 款のうち 1 項地方特例交付金は5,500万円、34.4%の増。

2 項新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補てん特別交付金は280万5,000円、95.7%の減。

3 項定額減税減収補てん特例交付金は皆減。

10 款地方交付税は 2 億円、10.3%の減でございます。

36、37ページをお開き願います。

11款交通安全対策特別交付金は36万円、2.2%の減。

12款分担金及び負担金は60万7,000円、0.1%の減。

13款使用料及び手数料につきましては、40、41ページまでにわたりますが、4,128万3,000円、10.6%の増でございます。

14款国庫支出金につきましては、46、47ページまでにわたりますが、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の皆増などにより、全体で1億938万6,000円、0.8%の増でございます。

15款県支出金につきましては、54、55ページまでにわたりますが、給食費負担軽減交付金の皆増などにより全体で7億60万6,000円、16.5%の増でございます。

なお、以上の国・県支出金につきましては、別途一覧表にまとめてお配りしておりますので、併せてご覧いただきたいと存じます。

54、55ページをお開き願います。

17款寄附金につきましては673万5,000円、47.2%の減でございます。

56、57ページをお開き願います。

18款繰入金の詳細、三郷市財政調整基金繰入金につきましては、31億円を繰り入れるものであり、繰り入れ後の基金残高は約3億円となる見込みでございます。

三郷市減債基金繰入金につきましては、公債費に充てるため6億1,000万円を繰り入れるものであり、繰り入れ後の基金残高は約2億5,000万円となる見込みでございます。

三郷市公共施設整備基金繰入金につきましては、木材利用促進等の財源として基金に積み立てている森林環境譲与税分を活用し、児童センター用木製遊具の購入費などに充てるため、繰り入れるものでございます。

19款繰越金につきましては、17億5,000万円を計上しております。

少し飛びまして、62、63ページをお開き願います。

21款市債につきましては、次ページ、64、65ページにわたりますが、22億8,080万円、34.5%の減でございます。

以上で歳入の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（武居弘治議員） 以上で、歳入についての説明を終わります。

歳出について説明を求めます。

議会費についての説明を求めます。

島村徹議会事務局長。

〔島村 徹 議会事務局長 登壇〕

○議会事務局長（島村 徹） 令和8年度一般会計予算歳出中、議会費につきましてご説明申し上げます。

予算書68、69ページをお開き願います。

令和8年度の議会費予算総額は3億2,292万2,000円で、令和7年度と比較して362万2,000円、1.13%の増額となっております。

それでは、事業ごとにご説明申し上げます。

まず、職員人件費につきましては、2節給料から4節共済費までは議会事務局職員8名分でございます。

次に、議員人件費の1節報酬と3節職員手当等でございますが、議員定数分の報酬と期末手当でございます。また、4節共済費も議員定数分ではございますが、負担率が下がったことにより令和7年度と比較して260万円の減額となっております。

次の議事課事務につきましては、7節報償費から18節負担金、補助及び交付金まで経常的経費となっております。

次ページ、70、71ページをお開き願います。

ページ中ほどの議会調査事業につきましては、各常任委員会の行政視察及び全国市議会議長会研究フォーラムや全国都市問題会議などへの参加費用でございます。

次の議会広報等事業につきましては、年4回の議会だよりの発行及び会議録検索システムの運用業務に係る経費を計上しております。

一番下の段、本会議等議会運営事業でございますが、12節の委託料は会議録等の作成業務及び議場の音響システム保守の費用、そのほか傍聴席の字幕表示並びに本会議ライブ中継及び録画配信の費用でございます。

また、17節の備品購入費につきましては、議場マイクの増設等を行うものでございます。

以上で議会費の説明を終わります。

○議長（武居弘治議員） 総務費についての説明を求めます。

初めに、総務部担当分についての説明を求めます。

平川俊之総務部長。

〔平川俊之総務部長 登壇〕

○総務部長（平川俊之） 2款総務費中、総務部担当分につきまして順次ご説明申し上げます。

74、75ページをお開き願います。

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません

ページ中ほどの1項1目一般管理費中、車両管理事務につきましては、消防車両及び水道事業の車両を除いた公用車89台の燃料費・法定点検費等の維持管理に係る経費、公用バス運行業務に係る経費が主なものでございます。

ページ飛びまして、78、79ページをお開き願います。

中ほどの退職手当事務につきましては、埼玉県市町村総合事務組合から職員へ支払われる退職手当に係る同組合への負担金でございます。

2つ飛びまして、2目文書管理費中、下段の庁内印刷業務につきましては、次ページ、80、81ページにわたりますが、庁内印刷物の浄書・印刷製本を一元的に行うための委託料や印刷用紙やインク代、庁内で利用するコピー用紙代などの消耗品費が主なものでございます。

2つ飛びまして、3目人権推進費中、人権推進事業につきましては次ページ、82、83ページにわたりますが、人権擁護委員の活動等に要する経費及び埼玉葛市町共催による人権研修や啓発活動に係る経費が主なものでございます。

1つ飛びまして、4目男女共同参画推進費中、男女共同参画促進事業につきましては、男女共同参画社会の意識を高める啓発や研修等に係る経費が主なものでございます。

ページが少し飛びまして、90、91ページをお開き願います。

7目人事管理費中、上段の採用試験等事業につきましては、職員採用試験並びに主任及び係長への昇任試験実施に係る委託料が主なものでございます。

最下段の健康管理業務につきましては、次ページ、92、93ページにわたりますが、職員の健康診断に係る委託料が主なものでございます。

ページが少し飛びまして、98、99ページをお開き願います。

中ほどの14目契約管理費、契約事務につきましては、電子入札の執行及び入札参加資格者名簿への登録の際に利用する埼玉県電子入札共同システムに係る負担金が主なものでございます。

ページ飛びまして、144、145ページをお開き願います。

5項統計調査費中、2目基幹統計調査費につきましては、次ページ、146、147ページにわたりますが、経済センサス活動調査をはじめとする統計法に基づく基幹統計調査に係る経費でございます。

以上で担当分の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（武居弘治議員） 次に、企画政策部担当分についての説明を求めます。

日暮義一企画政策部長。

〔日暮義一企画政策部長 登壇〕

○企画政策部長（日暮義一） 2款総務費中、企画政策部担当分につきましてご説明申し上げます。

ページが戻りまして、84、85ページをお願いいたします。

5目企画費中、上から2段目の埼玉県東南部都市連絡調整会議事業につきましては、埼玉県東南部地域の調和のとれた発展を目指し、近隣5市1町地域に共通する行政課題を調査研究するとともに、様々な事業を連携して実施している同調整会議が運用している公共施設予約案内システム、いわゆる「まんまるよやく」のシステム更新費や運営費に係る負担金が主なものでございます。

2つ飛びまして、下段のホストタウン推進事業につきましては、次ページ、86、87ページにわたりますが、昨年12月にギリシャ共和国のサラミナ市と姉妹都市協定を締結したところでございますが、同国とのホストタウン交流等を推進するための費用でございます。

次に、同じ86、87ページの6目情報政策費中、2段目の基幹業務システム管理事業につきましては、住民基本台帳業務や税業務など基幹業務に係るシステムの処理委託費や賃借料が主なものでございます。

次ページ、88、89ページをお開き願います。

ページ中段のデジタル化推進事業につきましては、AIやRPAなどの最新技術を活用し、庁内業務の効率化を進めるとともに、市民の利便性を高めるための費用でございます。

92、93ページをお開き願います。

8目広報広聴費中、広報事業につきましては、「広報みさと」発行に係る印刷製本費や配送委託料、広報紙の内容を多言語に翻訳、音声読み上げを自動で行うシステムの使用料が主なものでございます。

次のシティセールス推進事業につきましては、市ホームページシステムの使用料が主なものでございます。

次の広聴事業につきましては、94、95ページにわたりますが、行政不服審査などの際の弁護士等の相談に係る報償費のほか、市民の声などの広聴事業に係る経費が主なものでございます。

ページが飛びまして、124、125ページをお開き願います。

このページの下段、29目諸費の三郷市表彰条例に基づく表彰等に関する業務につきましては、表彰状や記念品に係る費用が主なものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（武居弘治議員） 次に、財務部担当分についての説明を求めます。

妹尾安浩財務部長。

〔妹尾安浩財務部長 登壇〕

○財務部長（妹尾安浩） 財務部担当分につきましてご説明いたします。

ページが戻りまして、94、95ページをお開き願います。

中ほどの財務会計システム維持事業につきましては、システムの使用料が主なものでございます。

財政調整基金積立及び減債基金積立につきましては、年度内に発生する利子分を計上しております。

公共施設整備基金積立につきましては、森林環境譲与税の積み立て分を含むものでございます。

庁舎管理事業につきましては、次ページ、96、97ページにわたりますが、本庁舎の建物管理業務に係る委託料及び屋上防水改修工事等に係る工事請負費が主なものでございます。

98、99ページをお開き願います。

中段の市施設営繕事業につきましては、早稲田児童センター等の改修工事に伴う設計に係る委託料及び北部図書館の改修工事に係る工事請負費が主なものでございます。

ページが飛びまして、126、127ページをお開き願います。

下段の還付金・返還金事務につきましては、次ページ、128、129ページにわたりますが、減額の更正などにより市税の過誤納金を還付・返還するものでございます。

中段の収納管理事務につきましては、コンビニ収納に係る手数料及び納付呼びかけセンター業務に係る委託料が主なものでございます。

その下、収納対策事務につきましては、次ページ、130、131ページにわたりますが、不動産公売鑑定業務に係る委託料が主なものでございます。

市民税課事務につきましては、地方税共同機構の負担金が主なものでございます。

下段の個人市民税課税事業につきましては、e L T A X 審査システム及び国税連携システムに係る使用料が主なものでございます。

132、133ページをお開き願います。

中段の固定資産税・都市計画税課税事業につきましては、令和9年の評価替えに向けた価格形成要因の調査及び資料作成等の土地評価替え支援業務並びに土地や家屋の状況を把握す

るための航空写真撮影業務の委託料が主なものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（武居弘治議員） 次に、会計課担当分についての説明を求めます。

田口洋一会計管理者。

〔田口洋一会計管理者 登壇〕

○会計管理者（田口洋一） 会計課担当分につきましてご説明申し上げます。

予算書のページ少し戻りますが、100、101ページをお開き願います。

16目会計管理費でございます。会計課事務につきましては、全庁で使用いたします封筒、納付書などの印刷製本費、市から振り込みを行う際の指定金融機関振込手数料や庁舎内の指定金融機関派出所における収納事務取扱いなどの手数料が主なものでございます。

次の郵便切手類・収入印紙売りさばき事業につきましては、会計課窓口で販売しております郵便切手やはがき、収入印紙の購入費用でございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（武居弘治議員） 次に、地域振興部担当分についての説明を求めます。

小暮勲地域振興部長。

〔小暮 勲地域振興部長 登壇〕

○地域振興部長（小暮 勲） 2款総務費中、地域振興部担当分につきましてご説明申し上げます。

予算書100、101ページをお開き願います。

中段の1項17目市民活動支援費の自治振興事業につきましては、次ページ、102、103ページにわたりますが、町会・自治会などの自治振興活動を支援するための交付金や町会長等視察研修会実行委員会への補助金が主なものでございます。

中段の18目コミュニティ施設整備事業費のコミュニティ施設整備事業につきましては、町会や自治会などの活動拠点となる施設の修繕などに係る補助金でございます。

1つ飛びまして、20目文化施設費中、次ページ、104、105ページ上段の指定管理者による文化施設運営事業につきましては、文化会館やピアラシティ交流センターなど、指定管理施設10施設の管理運営に係る指定管理料や三郷中央におどりプラザ建物などの賃借料が主なものでございます。

次の文化施設管理等事業につきましては、ピアラシティ交流センターの空調設備修繕や各施設の照明LED化などの修繕料のほか、文化施設用地及び駐車場の借上料、鷹野文化セン

ター改修工事に係る費用が主なものでございます。

次ページ、106、107ページをお開き願います。

瑞沼市民センター管理運営事業につきましては、体育館の屋根及び床の修繕料のほか、光熱水費や施設管理などに係る委託料が主なものでございます。

次の公益財団法人三郷市文化振興公社運営支援事業につきましては、三郷市文化振興公社への人件費相当分を補助するものでございます。

以上で地域振興部担当分の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（武居弘治議員） 次に、市民生活部担当分についての説明を求めます。

浅井富雄市民生活部長。

〔浅井富雄市民生活部長 登壇〕

○市民生活部長（浅井富雄） 2款総務費中、市民生活部担当分についてご説明申し上げます。

予算書110、111ページをお開き願います。

23目出張所費の出張所管理・運営事業は、電話使用料など施設に係る維持管理費が主なものでございます。

続きまして、24目パスポートセンター費でございます。次ページ、112、113ページをお開き願います。

中段のパスポートセンター運営事業は、一般旅券の発給申請などの受理及び交付に関する事務を行うための費用で、窓口で販売する収入印紙の購入に係る費用が主なものでございます。

1段飛びまして、25目交通安全費の交通安全施設整備事業は、市が管理しています道路照明灯の電気料や修繕料及び道路反射鏡や区画線などの交通安全施設の修繕に係る経費が主なものでございます。

次の町会等防犯灯新設・電気料補助事業は、次ページ、114、115ページにわたりますが、町会などが設置する防犯灯に係る設置費用及び電気料に対する補助金でございます。

1段飛びまして、交通安全啓発事業は小学校の登校時などにおいて立哨指導を行う交通指導員35名分の報償費が主なものでございます。

次の運転免許証自主返納者支援事業は、次ページ、116、117ページにわたりますが、運転免許証を自主返納される65歳以上のかたの移動支援としてタクシー利用券、バス回数券、自動車燃料費助成券のいずれかを助成するものでございます。

続きまして、26目防犯推進費、防犯のまちづくり推進事業は、自転車盗難防止ワイヤーロックなど啓発用品の購入や夜間防犯パトロール業務の委託料及び駅前に設置しております防犯カメラの機器に係る経費が主なものでございます。

次ページ、118、119ページをお開き願います。

上段の犯罪被害者等支援事業は、犯罪行為により死亡した市民の遺族または傷害を受けた市民に対し、それぞれ遺族見舞金、傷害見舞金を支給するものでございます。

ページが飛びまして、132、133ページをお開き願います。

3項1目戸籍住民基本台帳費でございます。次ページ、134、135ページをお開き願います。

中段の住民基本台帳事務事業は、住民異動届の受付、印鑑登録などの業務に係る費用のほか、コンビニエンスストアなどにおける各種証明書の交付に係る委託料、また住民基本台帳システムの改修に係る費用などが主なものでございます。

次の戸籍事務事業は、次ページ、136、137ページにわたりますが、戸籍届出の受付、戸籍の記載、戸籍証明書交付などの業務に係る費用のほか、氏名の振り仮名記載の法制化に伴う附票システムの改修に係る業務委託料などが主なものでございます。

1段飛びまして、マイナンバーカード交付等事業は、郵便局におけるマイナンバーカードの申請サポートや電子証明書などの更新に関する業務委託料のほか、大型商業施設内に設置予定の臨時窓口に係る会場設営委託料や賃借料などが主なものでございます。

以上で2款総務費中、市民生活部担当分の説明を終わりにいたします。ご審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（武居弘治議員） 次に、危機管理防災課担当分についての説明を求めます。

松本義博危機管理監。

〔松本義博危機管理監 登壇〕

○危機管理監（松本義博） 2款総務費中、危機管理防災課担当分につきましてご説明申し上げます。

予算書のページが少し戻りますが、118、119ページをお開き願います。

27目災害対策費でございます。中段の防災行政無線・防災情報システム運用管理事業につきましては、災害予防に係る市民に対する情報発信及び職員間の情報伝達ツールに係る経費でございます。固定系及び移動系無線機の通信運搬費、保守点検に係る委託料が主なものでございます。

次ページ、120、121ページをお開き願います。

災害備蓄品整備事業につきましては、食料、ミルクなどの災害用備蓄品の購入及び備蓄倉庫の維持管理に係る費用が主なものでございます。

1つ飛びまして、自主防災組織活動推進事業につきましては、自主防災組織が実施する防災訓練や防災倉庫などの資機材整備に対する補助金及び各自主防災組織間の連携を図り、活動を支援するために設立された三郷市自主防災組織連絡協議会に対して交付する補助金が主なものでございます。

次ページ、122、123ページをお開き願います。

中段の南部地域拠点防災コミュニティ施設整備事業につきましては、防災機能の強化や地域交流の推進を目的とした防災コミュニティ施設の防災体験学習施設に係る備品購入費及び施設関連の道路整備工事費が主なものでございます。

最後に、南部地域拠点防災コミュニティ施設運営管理事業につきましては、次ページ、124、125ページにわたりますが、施設の管理や土地の借上げに係る費用が主なものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（武居弘治議員） 次に、行政委員会事務局担当分についての説明を求めます。

萩原克己行政委員会事務局長。

〔萩原克己行政委員会事務局長 登壇〕

○行政委員会事務局長（萩原克己） 2款総務費中、公平委員会・選挙管理委員会事務局・監査委員事務局担当分につきましてご説明申し上げます。

124、125ページをお願いいたします。

28目公平委員会費は、委員3名分の報酬など、委員会活動に要する経費でございます。

少し飛びまして、136、137ページをお願いいたします。

4項選挙費でございます。次ページ、138、139ページ、中段、選挙管理委員会事務ですが、委員4名分の報酬など委員会活動に要する経費でございます。

次ページ、140、141ページ、2目市長選挙費ですが、11月13日の任期満了に伴う市長選挙に要する経費でございます。

次ページ、142、143ページ、3目県議会議員選挙費ですが、令和9年4月29日に任期満了となるため、投開票日は令和9年4月を想定しております。そのため、令和8年度末に行う事前準備に要する経費でございます。

少し飛びまして、146、147ページをお願いいたします。

6項監査委員費ですが、委員2名分の報酬など監査業務の経費でございます。
以上で説明を終わります。ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

◎延会の宣告

○議長（武居弘治議員） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（武居弘治議員） ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

本日はこれにて延会いたします。

延会 午後 零時04分

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（武居弘治議員） おはようございます。ただいまから令和8年3月三郷市議会定例会第2日目の会議を開きます。

ただいまの出席議員は23名であります。定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（武居弘治議員） この際、諸般の報告を行います。

本日の議事日程につきましては、皆様のお手元に配付してあるとおりでございます。

以上で諸般の報告を終わります。

◎議案第21号～議案第26号の上程・説明

○議長（武居弘治議員） 日程第1、議案第21号から議案第26号までを議題といたします。

第1日目に引き続き、議案第21号の歳出について説明を求めます。

民生費、衛生費、労働費、農林水産業費、商工費についての説明を求めます。

初めに、福祉部担当分についての説明を求めます。

田中照久福祉部長。

〔田中照久福祉部長 登壇〕

○福祉部長（田中照久） 議案第21号 令和8年度三郷市一般会計予算、歳出のうち、福祉部担当分につきましてご説明申し上げます。

予算書148、149ページをお願いします。

3款民生費、1項1目社会福祉総務費でございます。

次ページ、150、151ページをお願いします。

中段の民生委員活動推進事業は、民生委員・児童委員協議会への補助金が主なものでございます。

次の社会福祉協議会運営支援事業は、三郷市社会福祉協議会への補助金でございます。

次ページ、152、153ページをお願いします。

下段の避難行動要支援者支援事業は、要支援者支援システムの賃借料やシステム保守等の委託料が主なものでございます。

続きまして、2目障害福祉費でございます。

次ページ、154、155ページをお願いいたします。

中段の障害福祉サービス給付事業は、居宅介護・短期入所・施設入所支援などの介護給付や、就労継続支援・共同生活援助などの訓練等給付、児童発達支援・放課後等デイサービスなどの児童通所サービス負担金が主なものでございます。

次ページ、156、157ページをお願いします。

中段の相談支援事業は、市が委託する基幹相談支援センター1か所、障がい福祉相談支援センター2か所に対する委託料が主なものでございます。

次ページ、158、159ページをお願いします。

下段の福祉タクシー利用料金・自動車燃料費補助事業でございますが、在宅の重度障がい者のタクシー利用に係る料金の一部、または、日常生活で自動車を利用する場合に係る燃料費の一部を助成する補助金が主なものでございます。

次ページ、160、161ページをお願いします。

上段の心身障害児者一時介護委託料助成事業は、在宅で障がい者を介護している保護者等が、疾病等の理由により、介護等を自費で委託した場合の委託料の一部を補助するものでございます。近年、短期入所などの障害福祉サービスが充実したことにより、年度途中で事業を廃止するため、減額するものでございます。

下段の就労支援センター事業は、就労を目指す障がい者や、障がい者を雇用する事業主への相談支援等を行うものでございます。

ページ少し飛びまして、172、173ページをお願いします。

下段からの9目障がい者福祉施設みさと運営費は、次ページ以降177ページまでにわたりますが、ワークセンターしいの木及びさつき学園の運営に要する費用でございます。

178、179ページをお願いします。

上段の10目健康福祉会館運営費の健康福祉会館管理事業は、建物管理業務等の委託料や光

熱水費が主なものでございます。

中段からの11目ふくし総合相談・地域支援事業費中、下段の生活困窮者自立支援事業は、180、181ページにわたりますが、生活困窮者に対する住居確保給付金の支給などを行うものでございます。

次の生活困窮者子どもの学習・生活支援事業は、貧困の連鎖の解消を目的に、生活保護世帯や生活困窮者世帯のお子さんの学習支援、保護者の生活支援を行う事業の委託料が主なものでございます。

ページ飛びまして、204、205ページをお願いします。

3項生活保護費でございます。

1目生活保護総務費中、一番下からの生活保護事務（経理・管理）は、206、207ページにわたりますが、12節委託料は、生活保護システムの保守と、被保護者の年金受給手続等の支援を行う年金申請支援が主なものでございます。

次の2目扶助費の生活保護事業は、208、209ページにわたりますが、令和8年度の生活保護受給者見込みを、月平均で2,033世帯、2,557人分として12か月分を計上しております。

中段の4項1目災害救助費の災害見舞金支給事業は、火災等により被害を受けたかたやその遺族に対し、見舞金を支給するものでございます。

以上で福祉部担当分の説明を終わります。ご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（武居弘治議員） 次に、いきいき健康部担当分についての説明を求めます。

益子敏幸いきいき健康部長。

〔益子敏幸いきいき健康部長 登壇〕

○いきいき健康部長（益子敏幸） 3款民生費及び4款衛生費中、いきいき健康部担当分につきましてご説明申し上げます。

ページが戻りまして、予算書162、163ページをお開き願います。

1項3目国民健康保険事業費でございます。

下段の国民健康保険特別会計繰出事業につきましては、次ページ、164、165ページにわたりますが、保険基盤安定繰出金などのほか、その他繰出金として財政支援を行うものでございます。

下段の5目老人福祉費でございます。

168、169ページをお開き願います。

上段の見守り配食サービス事業は、寝たきりや虚弱なひとり暮らしの高齢者の見守りと併

せて、低栄養の予防を目指す事業で、当該事業を業者に委託するものでございます。

下段の全国健康福祉祭開催準備事業は、第38回全国健康福祉祭埼玉大会「ねんりんピック彩の国さいたま2026」において、スポーツチャンバラ交流大会を本市で実施するための負担金でございます。

次ページ、170、171ページをお開き願います。

上段の6目老人医療費中、後期高齢者医療費負担事業につきましては、埼玉県後期高齢者医療広域連合が給付する療養給付費について、法定負担分を計上するものでございます。

中段の7目介護保険事業費中、介護保険特別会計繰出事業は、介護保険制度の運営事務費、保険給付費、地域支援事業費及び低所得者の保険料軽減分について、法定負担分を繰り出すものでございます。

次ページ、172、173ページをお開き願います。

中段8目老人福祉センター費中の老人福祉センター等管理運営事業は、岩野木、彦沢、戸ヶ崎の3か所の老人福祉センター及び岩野木集会所の指定管理料が主なものでございます。

ページが飛びまして、208、209ページをお開き願います。

中段の4款衛生費、1項1目保健衛生総務費でございます。

次ページの210、211ページをお開き願います。

下段、休日・夜間診療ならびに救急医療対策事業につきましては、次ページ、212、213ページにわたりますが、小児時間外診療、6市1町管内での病院群輪番制病院運営、及び休日診療所の運営経費などが主なものでございます。

次の骨髄移植ドナー助成費交付事業につきましては、骨髄等をご提供いただいた市民のかたに対する補助金でございます。

中段の2目保健予防費中、任意予防接種費助成事業につきましては、小学校就学前のこどもに対するおたふくかぜや、16歳以上50歳未満の妊娠を希望する女性及び妊婦のパートナー等を対象にした風疹のワクチン接種に対する費用の一部を助成するものでございます。

次の個別予防接種事業につきましては、次ページ、214、215ページにわたりますが、予防接種法に基づくこどもの予防接種、及び高齢者に対するインフルエンザ等のワクチン接種並びに妊婦を対象にしたRSウイルスワクチン接種に係る経費が主なものでございます。

ページが飛びまして、218、219ページをお開き願います。

中段の4目成人保健費中、すこやかみさと（健康増進・食育推進・自殺対策計画）推進事業につきましては、計画を推進するための各種健康づくり事業で、地域の関係団体への委託

料が主なものでございます。

下段の健康増進法等に基づく検診等事業につきましては、次ページ、220、221ページにわたりますが、30歳代の健康診査や、骨粗鬆症検診等を実施するものでございます。

次のがん検診事業につきましては、胃がんや肺がん、乳がん検診等の委託料が主なものでございます。

下段の高齢者への個別的支援事業につきましては、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を推進するため、在宅で自立した生活を送れる高齢者を増やすことを目的に、高齢者の心身の多様な課題に対応した支援事業に係る経費が主なものでございます。

次ページ、222、223ページをお開き願います。

上段のがん患者ウエルビーイング支援事業につきましては、がん患者のアピアランスケア用品であるウィッグや胸部補整具等の購入費用に対する補助金でございます。

以上で説明を終わります。ご審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（武居弘治議員） 次に、こども未来部担当分についての説明を求めます。

須賀加奈こども未来部長。

〔須賀加奈こども未来部長 登壇〕

○こども未来部長（須賀加奈） 3款民生費及び4款衛生費中、こども未来部担当分につきましてご説明申し上げます。

ページが戻りまして、182、183ページをお開き願います。

3款民生費、2項2目児童福祉費でございます。

下段の子育て支援事業につきましては、次ページ、184、185ページにわたりますが、児童及び保護者を支援する訪問型家庭支援事業、子育て世帯訪問支援事業、おやこひろば事業の委託料が主なものでございます。

186、187ページをお開き願います。

中段の児童手当支給事業につきましては、家庭生活等の安定・児童の健やかな成長のため、18歳年度末までの児童を養育する全ての保護者に対して児童手当を支給するものでございます。

190、191ページをお開き願います。

下段の保育士・幼稚園教諭就職支援事業につきましては、市内の私立保育園、認定こども園、幼稚園の保育士や幼稚園教諭等を確保するため、各園の魅力を多くのかたに知っていただくよう、合同での就職説明会の開催や周知のための費用が主なものでございます。

3目児童館費中、児童館運営事業につきましては、次ページ、192、193ページにわたりますが、南児童センター及び早稲田児童センターの指定管理委託料、早稲田児童センターの木製遊具購入に係る費用が主なものでございます。

4目児童発達支援センター運営費中、ページ一番下のしいのみ学園運営事業及び、次ページ、194、195ページの発達支援センター事業につきましては、療育指導や子どもの発達相談などに係る講師謝礼などの、しいのみ学園及びこども発達支援センターの運営に係る費用でございませう。

200、201ページをお開き願います。

5目保育所費中、一番上の保育所等整備推進事業につきましては、民間保育施設4園の防犯対策強化として、防犯カメラ設置や外構工事費用の一部を補助するものでございませう。

1つ飛びまして、民間保育所等運営支援事業は、私立認可保育園17施設、小規模保育施設8施設の合計25施設に対する子どものための教育・保育給付委託料及び運営改善費補助金でございませう。

1つ飛びまして、認定こども園運営改善費等支援事業は、認定こども園6施設に対する子どものための教育・保育給付委託料及び運営改善費補助金でございませう。

次の子育てのための施設等利用給付事業は、幼児教育・保育の無償化に伴う幼稚園利用料、幼稚園における預かり保育料、認可外保育施設利用料の給付が主なものでございませう。

ページが飛びまして、214、215ページをお開き願います。

4款衛生費、1項3目母子保健費中、妊産婦健康診査等事業につきましては、妊婦及び産婦の健康診査、多胎妊婦に対する追加分の妊婦健康診査、新生児聴覚スクリーニング検査の助成、低所得の妊婦に対する初回産科受診料に係る費用が主なものでございませう。

1つ飛びまして、乳幼児健康診査事業につきましては、次ページ、216、217ページにわたりますが、4か月児、9か月児、1歳8か月児、3歳6か月児、5歳児の健康診査に係る委託料が主なものでございませう。

218、219ページをお開き願います。

子育て移動支援事業につきましては、妊娠中期以降の妊婦や産婦、子育て世帯を対象に、外出時の移動支援として1万円分のタクシー利用券、路線バス回数券、自動車燃料費助成券のいずれかを支給するものでございませう。

以上でこども未来部担当分の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（武居弘治議員） 次に、学校教育部担当分についての説明を求めます。

西村美紀学校教育部長。

〔西村美紀学校教育部長 登壇〕

○学校教育部長（西村美紀） 3款民生費中、学校教育部担当分についてご説明申し上げます。

予算書少し戻りまして、202ページ、203ページをお願いいたします。

2項6目児童クラブ費中、公営児童クラブ運営事業につきましては、次ページ、204、205ページにわたりますが、小学校18校の公営児童クラブの運営、維持管理等に係る費用でございます。

以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（武居弘治議員） 次に、市民生活部担当分についての説明を求めます。

浅井富雄市民生活部長。

〔浅井富雄市民生活部長 登壇〕

○市民生活部長（浅井富雄） 4款衛生費中、市民生活部担当分につきましてご説明申し上げます。

予算書222、223ページをお開き願います。

1項5目環境衛生費の下から3段目、合併処理浄化槽転換整備事業は、生活排水による河川などの水質汚濁を防止するため、単独処理浄化槽及び汲み取り便槽から合併処理浄化槽に転換を促進するための補助金を交付するものでございます。

1段飛びまして、鳥獣及び愛護動物等に関する事業は、次ページ、224、225ページにわたりますが、狂犬病予防事業に係る経費やペットの適正飼育に関する事業費が主なものでございます。

続きまして、6目公害対策費の地球温暖化対策推進事業は、電気自動車急速充電スタンドの維持管理費用、電気自動車の購入に対する補助金が主なものでございます。

下段の公害対策事業は、次ページ、226、227ページにわたりますが、ダイオキシン類の調査をはじめ、大気調査、水質分析、自動車騒音・振動の測定調査などに関する委託料が主なものでございます。

続きまして、7目斎場費でございます。

下段の斎場管理事業は、次ページ、228、229ページにわたりますが、火葬炉の大規模修繕に係る費用や、火葬業務用灯油の購入費、また、火葬業務などの委託料及び施設の維持管理費用が主なものでございます。

続きまして、2項1目清掃総務費でございます。

次ページ、230、231ページをお開き願います。

上段の駅前広場環境美化事業は、市内3駅の駅前広場の清掃に係る委託料が主なものでございます。

続きまして、2目じん芥処理費の一般廃棄物収集運搬事業は、市内の一般家庭から排出されます家庭ごみの収集運搬に係る委託料が主なものでございます。

次の不燃物処理事業は、不燃物処理場における空き缶・空き瓶などの選別や不燃物の処分、資源化などに要する費用でございます。

次ページ、232、233ページをお開き願います。

中段の東埼玉資源環境組合負担金（じん芥分）は、東埼玉資源環境組合の清掃工場に搬入いたしますごみの処理に係る負担金でございます。

続きまして、3目し尿処理費のし尿汲取事業と、1段飛びまして、東埼玉資源環境組合負担金（し尿分）は、し尿の汲み取り・運搬業務の委託料及びし尿処理に係る東埼玉資源環境組合への負担金などでございます。

以上で市民生活部担当分の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（武居弘治議員） 次に、財務部担当分についての説明を求めます。

妹尾安浩財務部長。

〔妹尾安浩財務部長 登壇〕

○財務部長（妹尾安浩） 4款衛生費中、財務部担当分につきましてご説明申し上げます。

予算書234、235ページをお開き願います。

上段の上水道事業会計補助事業につきましては、公的機関を除いた全ての水道使用者に対し、本年8月及び9月検針分の2か月分の水道料金について、基本料金と従量料金の両方を全額免除する事業のため、4億5,000万円を上水道事業に補助するものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（武居弘治議員） 次に、地域振興部担当分についての説明を求めます。

小暮勲地域振興部長。

〔小暮勲地域振興部長 登壇〕

○地域振興部長（小暮勲） 5款労働費から7款商工費のうち、地域振興部担当分につきましてご説明申し上げます。

予算書234、235ページをお開き願います。

5款労働費、1項1目労働諸費中、労働者支援事業につきましては、市内労働者を対象とした労働相談や、中小企業退職金共済制度に加入する市内事業者が支払う掛金に対する補助金が主なものでございます。

次の就業支援・新規雇用創造事業につきましては、次ページ、236、237ページにわたりますが、就職に関する悩み相談、就職支援セミナーの開催に係る経費などでございます。

ページ少し飛びまして、240、241ページをお開き願います。

中段の6款農林水産業費、1項3目農業振興費の農産物の流通販売促進事業につきましては、産地表示資材や野菜用冷蔵庫設置補助、即売所運営支援など、三郷産農産物の流通販売を促進するための経費でございます。

1つ飛びまして、農業経営・生産支援事業につきましては、温室及びビニールハウス設置、認定農業者支援、環境保全型農業支援のほか、農業者物価高騰対策支援事業など、農業者への補助金でございます。

次ページ、242、243ページをお開き願います。

中段のふれあい型農業推進事業につきましては、農業体験講座や農の社会科見学など、市民の皆様に農業体験の機会を提供する事業の実施に要する費用、及び観光農園等に対する補助金でございます。

次の新特産品等産出事業につきましては、三郷産農産物のブランド化、6次産業化、新特産品の研究に取り組む農業者を支援するための経費などでございます。

次ページ、244、245ページをお開き願います。

下段の7款商工費、1項2目商工振興費中、商工振興事業につきましては、次ページ、246、247ページにわたりますが、三郷市商工会をはじめとする商工団体等への補助金が主なものでございます。

次の商店街活性化支援事業につきましては、商店街活動などに対する補助や、商店街が設置している街路灯の電気料を補助するものでございます。

次の中小企業経営支援事業につきましては、中小企業融資制度に係る経費や、市内中小事業者の競争力を強化し、地域産業の振興を図るための「がんばろう企業応援事業費補助金」、業務に必要な国家資格の取得に係る経費の一部を補助する「資格取得支援補助金」が主なものでございます。

次の観光振興事業につきましては、次ページ、248、249ページにわたりますが、ふるさと

納税返礼品事業に関する経費や、観光協会への補助等でございます。

中段の中小企業創業支援事業につきましては、創業相談会の実施経費や、創業を目指す起業家を支援するための「きらりとひかれ起業家応援事業補助金」でございます。

以上で地域振興部担当分の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（武居弘治議員） 次に、行政委員会事務局担当分についての説明を求めます。

萩原克己行政委員会事務局長。

〔萩原克己行政委員会事務局長 登壇〕

○行政委員会事務局長（萩原克己） 6款農林水産業費中、農業委員会事務局担当分につきましてご説明いたします。

ページ戻りまして、236、237ページをお願いいたします。

1項農業費、1目農業委員会費ですが、委員18名分の報酬など、農業委員会活動に要する経費でございます。

以上で説明を終わります。ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（武居弘治議員） 土木費についての説明を求めます。

初めに、まちづくり推進部担当分についての説明を求めます。

城津守まちづくり推進部長。

〔城津 守まちづくり推進部長 登壇〕

○まちづくり推進部長（城津 守） 8款土木費のうち、まちづくり推進部担当分につきましてご説明申し上げます。

予算書252、253ページをお開きください。

1項2目建築指導費でございます。

上段の耐震診断・耐震改修等費用助成事業につきましては、市内にございます昭和56年5月以前に建築された木造一戸建て住宅及び分譲マンションの耐震化を促進するため、所有者が行う診断・改修に対する補助金でございます。

ブロック塀等の安全確保事業につきましては、通学路、緊急輸送道路、及び公衆用道路に面する既存ブロック塀等の安全確保のため、所有者が行う除却、改修等に対する補助金でございます。

ページが飛びます。266、267ページをお開きください。

4項1目都市計画総務費でございます。

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません

下段の住宅施策推進事業につきましては、次の268、269ページにわたりますが、空家等対策における管理不全空家等への対策の強化として、民法に基づく財産管理制度を活用するために必要な補償金が主なものでございます。

公共交通政策推進事業につきましては、三郷中央駅の駅前広場改修工事のための工事請負費及び彦成地区、彦糸地区における公共交通を維持するための路線バスの運行に関する委託料が主なものでございます。

次の270、271ページをお開きください。

2目区画整理費の中段、土地区画整理支援事業につきましては、三郷料金所スマートインターチェンジ周辺地区におけるまちづくりを推進するための調査に関する委託料でございます。

三郷中央地区にぎわい創出事業につきましては、近隣の町会長等で組織する三郷中央にぎわい創出実行委員会により、三郷中央地区の活性化を目的として実施されるイベントに対する補助金でございます。

地域拠点基盤整備（フルインター化）事業につきましては、三郷料金所スマートインターチェンジフルインター化事業完了後の整備効果等の調査に関する委託料が主なものでございます。

1ページ飛ばして、274、275ページをお開きください。

6目みどり公園費でございます。

下段の都市公園等維持管理事業につきましては、次の276、277ページにわたりますが、都市公園、ちびっ子広場などの樹木の剪定や、除草、清掃、ごみ収集などに要する委託料及び公園用地の賃借料が主なものでございます。

下段の花いっぱい事業につきましては、春に開催をいたします花いっぱい運動におきまして、市民の皆様に配布をいたします草花などの購入費が主なものでございます。

次の278、279ページをお開きください。

中段、身近なガーデンづくり事業につきましては、緑豊かな生活環境を確保するため、緑化推進団体の活動支援として提供いたします花の苗などの購入費が主なものでございます。

まちづくり推進部担当分につきましては以上でございます。ご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（武居弘治議員） 次に、建設部担当分についての説明を求めます。

相馬喜一建設部長。

〔相馬喜一建設部長 登壇〕

○建設部長（相馬喜一） 8款土木費のうち、建設部担当分につきましてご説明申し上げます。

ページが戻りまして、予算書の256、257ページをお開き願います。

3目道路維持費中、下段の道路維持修繕事業につきましては、道路の突発的な修繕や路面補修及び舗装修繕工事などを実施するものでございます。

道路維持管理事業につきましては、次ページ、258、259ページにわたりますが、街路樹の剪定や側溝の清掃のほか、隧道の擁壁補修工事などを実施するものでございます。

4目道路新設改良費中、道路改良事業につきましては、側溝の布設など、道路改良に関わる設計及び工事を実施するものでございます。

通学路安全対策事業につきましては、小学校や中学校の通学路における安全対策工事などを実施するものでございます。

5目橋りょう維持事業につきましては、橋梁長寿命化修繕計画に基づきまして、補修工事などを実施するものでございます。

次ページ、260、261ページをお開き願います。

下段の2目河川維持費中、排水ポンプ場維持管理事業につきましては、次ページ、262、263ページにわたりますが、排水機場の維持管理に係る経費のほか、長寿命化基本計画の策定や、ポンプ更新工事などを実施するものでございます。

水路維持管理事業につきましては、水路の突発的な修繕や、水路内の堆積物を除去するしゅんせつなどを実施するものでございます。

3目河川整備費中、水路整備事業につきましては、素掘り水路などの未整備な水路について、水路整備などを実施するものでございます。

水路上部歩道活用事業につきましては、次ページ、264、265ページにわたりますが、水路上部を歩道として有効活用するため、水路の蓋がけ工事などを実施するものでございます。

ページが飛びまして、272、273ページをお開き願います。

上段の4項3目街路事業費中、道づくり推進事業につきましては、埼玉県が実施する都市計画道路三郷流山線の整備に関わる負担金などがございます。

都市計画道路新和高須線整備事業につきましては、三郷放水路以南の未整備区間において、土地購入や道路整備などを実施するものでございます。

次ページ、274、275ページをお開き願います。

上段の4目、公共下水道事業会計負担事業につきましては、一般会計から公共下水道事業

特別会計へ9億1,800万円を負担金及び補助金として支出するものでございます。

以上で建設部担当分の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（武居弘治議員） 消防費についての説明を求めます。

山本浩文消防長。

〔山本浩文消防長 登壇〕

○消防長（山本浩文） 9款消防費につきましてご説明申し上げます。

予算書280、281ページをお開き願います。

9款消防費、1項消防費、1目常備消防費でございますが、ページ飛びまして、284、285ページをお開き願います。

上から3段目、防火啓発事業につきましては、火災予防や住宅用火災警報器の設置促進のための啓発品の購入やポスターを作成する経費でございます。

次ページ、286、287ページをお開き願います。

上から3段目、メディカルコントロール体制事業につきましては、救急現場における医師の指導・助言に伴う指示料、救命処置や救急活動について医学的観点から行う事後検証費、救急救命士の再教育や気管挿管の認定を取得するための病院実習費が主なものでございます。

次のAED普及推進事業につきましては、市民を対象とした心肺蘇生法とAEDの使用方法を基本とした各種救命講習会を行うための経費と、市内の公共施設及びコンビニエンスストアなどに設置しているAEDの賃貸借料でございます。

1つ飛びまして、救急活動事業につきましては、次ページにわたりますが、救急現場で使用する救急用品の購入や資器材の保守点検を行うものでございます。また、救急隊員の知識・技術向上のため、研修会等に参加するための費用が主なものでございます。

下段、消防庁舎維持・管理事業につきましては、次ページにわたりますが、消防・防災総合庁舎及び南・北分署の消防庁舎において使用する水道光熱費、竣工から30年以上が経過している消防・防災総合庁舎の空調修繕などが主なものでございます。

次の消防派遣研修事業につきましては、埼玉県消防学校における初任教育、専科教育、及び消防大学校での教育課程、また、救急救命士を養成するため、救急隊員2名を救急救命士養成所へ入校させるための経費でございます。

1つ飛びまして、消防指令業務共同運用事業につきましては、令和8年4月1日から本格運用を開始いたします東埼玉消防指令センターの負担金が主なものでございます。

続きまして、2目非常備消防費でございますが、次ページ、292、293ページをお開き願

ます。

下段、少年消防クラブ事業につきましては、次ページにわたりますが、現在、少年消防クラブ員119名で活動しており、その活動経費が主なものでございます。

2つ飛びまして、消防団装備強化・整備事業では、消防団員の活動服を現在の基準に適合した高視認性活動服に順次更新するための費用が主なものでございます。

続きまして、3目消防施設費でございますが、下から2段目、消防装備・維持事業につきましては、消防用ホースや潜水器材など、火災や救助現場で活動する装備品の更新が主なものでございます。

次ページ、296、297ページをお開き願います。

上段、消防車両・救急車両機器整備維持事業につきましては、消防車や救急車を維持管理するための費用のほか、北分署に配置されている水槽付き消防ポンプ自動車1台の更新が主なものでございます。

以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（武居弘治議員） 教育費についての説明を求めます。

初めに、大要についての説明を求めます。

檜垣幸久教育長。

〔檜垣幸久教育長 登壇〕

○教育長（檜垣幸久） 令和8年度教育予算の大要についてご説明いたします。

令和8年度当初予算における教育費は、62億3,986万3,000円で、前年度との比較で6.0%の増となります。

なお、教育に係る予算として、教育費からスポーツ関連事業分を差し引いた教育に係る予算といたしましては、58億7,836万8,000円で、一般会計歳出に占める割合は9.5%となります。

教育予算の主な内容につきましては、学校教育関係では、小・中学校のネットワーク機器を更新し、教育のICT化をさらに推進してまいります。

また、学校図書館については、業務委託により配置している学校司書のほか、直接雇用を取り入れ、児童・生徒と地域との絆を深めるとともに、探求的な学びの推進を図ってまいります。

そのほか、校舎の長寿命化など、安全・安心な施設環境の整備に努めてまいります。

生涯学習関係では、図書館の長寿命化を進め、安全で快適な読書環境を整備するほか、第

3次日本一の読書のまち推進計画に基づき、読書推進活動を進めてまいります。

また、家庭の教育力の向上を図るため、「親の学習事業」を引き続き推進し、学校と家庭・地域が一体となった教育活動を推進してまいります。

そのほか、ホームページでの歴史文化・民俗情報の発信や、ウェルネス操体法の動画制作など、デジタル技術を活かした多様な学びの機会を提供してまいります。

併せて、三郷村誕生70周年を記念した展示事業を通じて、郷土が歩んできた歴史や文化財の価値を再発見する機会を創出するなど、生涯学習の充実を図り、人生100年時代を心豊かに過ごすための市民の意欲に応じてまいります。

以上、令和8年度の予算大要を申し上げましたが、細部につきましては担当部長から説明いたします。

○議長（武居弘治議員） 次に、学校教育部担当分についての説明を求めます。

西村美紀学校教育部長。

〔西村美紀学校教育部長 登壇〕

○学校教育部長（西村美紀） 10款教育費中、学校教育部担当分につきましてご説明申し上げます。

予算書300ページ、301ページをお開き願います。

1項3目学務費中、下段、小・中学校司書配置事業につきましては、市内全26校中、23校の小・中学校に学校司書を配置する委託費用でございます。

なお、そのほか3校については、モデル校として司書資格を持つ会計年度任用職員を直接雇用として採用し、学校図書館及び学校司書のさらなる活用を図るものでございます。

続きまして、ページが少し飛びますが、310、311ページをお願いいたします。

2項1目学校管理費中、上段、小学校校舎改修事業、14節工事請負費につきましては、彦成小学校、丹後小学校の外部改修工事に係る費用でございます。工事内容につきましては、屋上防水と外壁の改修を行い、施設の安全性の向上と校舎の長寿命化を図るものでございます。

次に、その下、2目教育振興費、下段、小学校教育用パソコン整備事業につきましては、主に児童が使用する学習者用タブレット端末に係る賃借料及びネットワーク環境の向上、セキュリティ対策を強化するため、ネットワーク機器を更新するものでございます。

続きまして、314、315ページをお願いいたします。

3項2目教育振興費中、上段、中学校教育用パソコン整備事業につきましては、小学校と

同様に、主に生徒が使用する学習者用タブレット端末に係る賃借料及びネットワーク環境の向上、セキュリティ対策を強化するため、ネットワーク機器の更新をするものでございます。ページが大きく飛びますが、332から339ページにわたってお願いいたします。

6項1目保健体育総務費につきましては、学校保健安全法をはじめとする関係法令に定められております学校保健全般に関する業務に係る経費が主なものでございます。

続きまして、ページが少し飛びますが、346、347ページをお願いいたします。

4目学校給食費中、中段、鷹野学校給食センター運営管理事業につきましては、市内全小中学校分の給食の提供に係る費用でございます。

10節需用費中、修繕料に関しましては、老朽化した蒸気式全自動煮炊き窯及び蒸気式回転窯の入替え修繕に係る費用でございます。

次に、次ページ、348、349ページをお願いいたします。

上段瑞沼学校給食センター運営管理事業につきましては、市内全中学校分の給食の提供に係る費用でございます。

以上で学校教育部担当分の説明を終わります、ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○議長（武居弘治議員） 次に、生涯学習部担当分についての説明を求めます。

横田隆宏生涯学習部長。

〔横田隆宏生涯学習部長 登壇〕

○生涯学習部長（横田隆宏） 10款教育費中、生涯学習部担当分につきましてご説明申し上げます。

ページ戻りまして、314、315ページをお開き願います。

5項社会教育費、1目社会教育総務費でございます。

次ページ、316、317ページをお開き願います。

上から4段目、放課後子ども教室推進事業につきましては、放課後子ども教室4教室の運営スタッフへの謝金や消耗品費が主なものでございます。

一番下の社会教育推進事業につきましては、次ページ、318、319ページにわたりますが、社会教育委員への報酬やPTA連合会に対する補助金が主なものでございます。

次の2目人権教育費の人権教育推進事業につきましては、人権教育推進協議会委員への報酬や講演会等の開催に係る講師謝金及び負担金でございます。

続きまして、3目公民館費でございます。

次ページ、320、321ページをお開き願います。

2段目の公民館運営管理事業につきましては、家庭教育学級や成人教育事業などの講師謝金や施設管理に要する委託料が主なものでございます。

続きまして、4目日本一の読書のまち推進費でございます。

日本一の読書のまち推進事業につきましては、絵本作家を招いた講演会など、各種読書啓発事業の実施に係る費用が主なものでございます。

ページ飛びまして、324、325ページをお開き願います。

5目図書館費でございます。

中段、図書館施設管理業務につきましては、図書館施設の光熱水費や、図書館情報システム及び施設設備の保守に係る委託料、システム機器の賃借料が主なものでございます。

下から3段目、図書館図書購入事業につきましては、3つの図書館と各地区文化センターなどの4つの図書室の図書資料や、市内各所に本を運ぶラッピングカー「ふれあいブックワゴン」を活用した事業に係る図書の購入費用が主なものでございます。

次ページ、326、327ページをお開き願います。

6目文化財保護費でございます。

郷土資料館運営管理事業につきましては、郷土資料館及び彦成小学校講堂記念館の維持・管理に係る費用が主なものでございます、また、三郷村誕生70周年を記念し、郷土資料館におきまして、彦成村の古地図や市史資料を展示公開し、三郷のあゆみを振り返る事業費でございます。

続きまして、その下、文化財調査・保護事業につきましては、市指定文化財を保護・保存するための補助金が主なものでございます。

次ページ、328、329ページをお開き願います。

8目市史編さん費でございます。

2段目、市史編さん事業につきましては、三郷市史研究報告書「葦のみち」の刊行に要する費用が主なものでございます。

続きまして、9目青少年健全育成費でございます。

次ページ、330、331ページをお開き願います。

上から2段目、青少年育成事業につきましては、青少年の交流・体験学習や青少年リーダー養成事業に要する費用でございます。

次の二十歳のつどい開催事業につきましては、司会者及び「二十歳の主張」発表者への謝礼と、会場借上料、警備委託が主な費用でございます。

次ページ、332、333ページをお開き願います。

10目青少年ホーム費でございます。

3段目の青少年ホーム管理事業につきましては、青少年ホームの施設修繕に係る費用が主なものでございます。

以上で生涯学習部担当分の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（武居弘治議員） 次に、地域振興部担当分についての説明を求めます。

小暮勲地域振興部長。

〔小暮 勲地域振興部長 登壇〕

○地域振興部長（小暮 勲） 10款教育費中、地域振興部担当分につきましてご説明申し上げます。

予算書、少し飛びまして、338、339ページをお開き願います。

10款教育費、6項2目体育振興費中、上から2番目の地区スポーツ大会運営事業と、軽・ニュースポーツ教室事業につきましては、6地区のスポーツレクリエーション推進委員会及びスポーツ推進委員連絡協議会への事業委託料でございます。

次ページ、340、341ページをお開き願います。

下から2段目、陸上競技場運営管理事業につきましては、夜間照明灯のLED化修繕、及び施設の運営管理を指定管理者に委託する費用が主なものでございます。

次ページ、342、343ページをお開き願います。

運動施設維持管理事業につきましては、番匠免運動公園、半田公園、江戸川運動公園など、運動施設のトイレ清掃、除草、ごみ収集運搬処理等の委託料が主なものでございます。

次の3目体育館費中、総合体育館運営管理事業につきましては、指定管理者に委託する費用が主なものでございます。

以上で地域振興部担当分の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（武居弘治議員） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時04分

再開 午前11時20分

○議長（武居弘治議員） 再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

公債費、諸支出金、予備費についての説明を求めます。

妹尾安浩財務部長。

〔妹尾安浩財務部長 登壇〕

○財務部長（妹尾安浩） 公債費、諸支出金及び予備費につきましてご説明いたします。

予算書348、349ページをお開き願います。

11款公債費につきましては、次ページ、350、351ページにわたりますが、地方債の元金及び利子の償還に係るものでございます。

12款諸支出金中、1項開発公社費の土地開発公社健全化事業につきましては、公社の借入れに対する利子補給が主なものでございます。

次の2項基金費につきましては、次ページ、352、353ページにわたりますが、各基金積立金は、年度中に発生する利子などでございます。

13款予備費につきましては、予見し難い予算の不足に充てるため計上するものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（武居弘治議員） 議案第22号から議案第24号までの提案理由の説明を求めます。

益子敏幸いきいき健康部長。

〔益子敏幸いきいき健康部長 登壇〕

○いきいき健康部長（益子敏幸） 順次ご説明いたします。

初めに、議案第22号 令和8年度三郷市国民健康保険特別会計予算につきましてご説明申し上げます。

予算書は383ページをお開き願います。

第1条でございますが、歳入歳出予算の総額をそれぞれ129億1,352万2,000円と定めるものでございます。1人当たり医療費の増加などから、前年度と比較し0.9%の増としております。

第2条の一時借入金につきましては、借入れの最高額を定めるもので、第3条の歳出予算の流用につきましては、流用の範囲を定めるものでございます。

内容についてご説明を申し上げます。なお、以下の比較増減につきましては、対前年度比を省略して申し上げます。

少しページ飛びまして、396、397ページをお開き願います。

2歳入でございます。

1款国民健康保険税につきましては、子ども・子育て支援納付金の区分の新設を含む税率等の見直しにより、全体で13.9%の増の28億9,520万1,000円を見込んでございます。

次ページ、398、399ページをお開き願います。

上から4段目の5款1項1目保険給付費等交付金につきましては、保険給付費に充てるための普通交付金及び市町村の個別事情などに対して交付される特別交付金でございます。

次ページ、400、401ページをお開き願います。

7款1項1目一般会計繰入金につきましては、19.3%減の10億4,529万6,000円としております。

2項1目基金繰入金につきましては、三郷市国民健康保険財政調整基金から繰り入れるものでございます。

下段の9款諸収入につきましては、次ページ、402、403ページにわたりますが、延滞金や医療費に係る第三者納付金などがございます。

次ページ、404、405ページをお開き願います。

3歳出でございます。

次ページ、406、407ページをお開き願います。

下段の2款保険給付費につきましては、410、411ページまでにわたりますが、全体で0.9%増の88億4,126万1,000円を見込んでおります。

同じく、410、411ページの中段の3款国民健康保険事業費納付金につきましては、次ページ、412、413ページにわたりますが、国保事業の運営に必要な費用として県に支払うもので、4項子ども・子育て支援納付金分の追加により1.3%増の38億877万8,000円を計上しております。

中段の5款1項保健事業費中、2目疾病予防費につきましては、次ページ、414、415ページにわたりますが、各種検診の自己負担金補助や、人間ドック受診費用の助成、生活習慣病重症化予防対策に係る費用などがございます。

下段の2項1目特定健康診査等事業費につきましては、次ページ、416、417ページにわたりますが、特定健康診査及び特定保健指導を実施するための経費でございます。

下段の8款諸支出金につきましては、次ページ、418、419ページにわたりますが、保険税の還付金などを計上しております。

続きまして、議案第23号 令和8年度三郷市介護保険特別会計予算につきましてご説明申し上げます。

予算書429ページをお開き願います。

第1条でございますが、歳入歳出予算の総額をそれぞれ122億1,485万6,000円と定めるもので、対前年度比5.6%の増となっております。

内容についてご説明を申し上げます。

ページ少し飛びますが、442、443ページをお開き願います。

2歳入でございます。

1款1項1目第1号被保険者保険料の1節現年度分は、65歳以上の被保険者3万8,854人分でございます。

2款国庫支出金から4款県支出金までは、次ページ、444、445ページにわたりますが、事業費の国・県及び第2号被保険者の法定負担分でございます。

6款1項の一般会計繰入金は、市の法定負担分等でございます。

次の2項基金繰入金は介護保険給付費支払基金からの繰入れでございます。これにより、予算上の基金残高は約3億9,000万円となる見込みでございます。

448、449ページをお開き願います。

3歳出でございます。

次ページ、450、451ページをお開き願います。

3項1目介護認定費中、介護認定事務は、要介護認定事務に係る経費で、8合議体分の介護認定審査会委員への報酬や、要介護認定に係る主治医意見書手数料及び調査委託料が主なものでございます。

下段、2款1項1目介護サービス等給付費から、次ページ、452、453ページの3項1目高額介護サービス費までにかけての保険給付費は、第9期介護保険事業計画の見込みに基づき算定をしております。

下段の3款1項1目介護予防・生活支援サービス事業費の18節負担金は、次ページ、454、455ページにわたりますが、要支援認定を受けているかたの訪問型サービスと通所型サービスの公費負担分でございます。

中段の2項1目一般介護予防事業費中、介護予防事業の12節委託料は、シルバー元気塾ゆうゆうコースや、フレイル予防のための健康アップ教室、地区サロンなどの委託料でございます。

次ページ、456、457ページをお開き願います。

シルバー元気塾推進事業につきましては、市内9会場19コースで行うシルバー元気塾の開催に係る費用が主なものでございます。

下段の3項1目包括的支援事業費中、包括的支援事業につきましては、次ページ、458、459ページにわたりますが、市内6か所の地域包括支援センターの委託料などが主なものでございます。

中段の2目任意事業費中、成年後見制度利用支援事業は、成年後見人への報酬が主なものでございます。

次ページ、460、461ページをお開き願います。

上段3目在宅医療・介護連携推進事業費は、在宅医療・介護連携サポートセンターへの委託料が主なものでございます。

下段5目認知症総合施策事業費は、次ページ、462、463ページにわたりますが、ふれあい交流事業としての認知症カフェの委託料や、徘徊高齢者SOSネットワーク事業の委託料が主なものでございます。

続きまして、議案第24号 令和8年度三郷市後期高齢者医療特別会計予算につきましてご説明申し上げます。

ページが飛びまして、予算書475ページをお開き願います。

第1条でございますが、歳入歳出予算の総額をそれぞれ27億3,728万8,000円と定めるものでございます。被保険者数の増加や保険料率の改定に伴い、15.5%の増としております。

内容についてご説明申し上げます。

ページ少し飛びまして、488、489ページをお開き願います。

2歳入でございます。

1款1項1目後期高齢者医療保険料につきましては、保険料率の引上げなどを反映し、15.7%の増としております。

2款1項1目事務費繰入金につきましては、後期高齢者医療制度に係る事務経費を繰り入れるものでございます。

2目保険基盤安定繰入金は、低所得者の保険料均等割の軽減分について、県4分の3、市4分の1の負担割合で繰り入れるものでございます。

4款諸収入につきましては、保険料還付金などがございます。

次ページ、490、491ページをお開き願います。

3歳出でございます。

下段の2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、広域連合に対して保険料や保険基盤安定負担金を納入するものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（武居弘治議員） 議案第25号の提案理由の説明を求めます。

浮田勝之水道部長。

〔浮田勝之水道部長 登壇〕

○水道部長（浮田勝之） 議案第25号 令和8年度三郷市上水道事業特別会計予算につきましてご説明申し上げます。

予算書の499ページをお願いいたします。

第2条、業務の予定量でございます。

給水戸数は7万3,987戸で、前年度より479戸の増でございます。増減につきましては、以降、前年度との比較で申し上げます。

年間総配水量は1,511万9,000立方メートルで、6万9,000立方メートルの減でございます。

1日平均配水量は4万1,422立方メートルで、188立方メートルの減でございます。

主要な建設改良事業は、配水管整備事業では、延長約6キロメートルの耐震管の整備を、浄配水施設耐震化事業では、令和7年度からの3か年継続事業で、北部浄水場の水道施設の耐震化を進めてまいります。

第3条、収益的収入及び支出の予定額でございます。

収入の1款水道事業収益は30億4,819万4,000円で、3.4%の増でございます。支出の1款水道事業費用は31億4,357万1,000円で、16.4%の増でございます。

次ページ、500ページ、501ページをお願いいたします。

第4条、資本的収入及び支出の予定額でございます。

資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額11億4,862万9,000円につきましては、過年度分損益勘定留保資金などで補填するものでございます。

収入の1款資本的収入は11億6,064万6,000円で、97.4%の増でございます。支出の1款資本的支出は23億927万5,000円で、45.3%の増でございます。

第5条、継続費につきましては、浄配水施設耐震化事業として、令和8年度から9年度までの期間を計上しております。

第6条、債務負担行為につきましては、水質検査業務委託など、後年度にわたり契約の履

行が必要なものを計上しております。

第7条、企業債につきましては、配水管整備事業で4億円、北部浄水場監視制御設備更新事業で5億円、合計9億円の借入れを予定しております。

第8条、一時借入金につきましては、借入れ限度額を4億円と定めるものでございます。

第9条、予定支出の各項の経費の金額について流用することができる場合を定めるものでございます。

次ページ、502ページをお願いいたします。

第10条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費を、職員給与費と定めるものでございます。

第11条は、他会計からの補助金で、一般会計から4億5,000万円の補助を受けるものでございます。これは令和8年度に実施を予定しております物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した水道料金減免事業に充てるものでございます。

この事業は、公的機関を除く全ての水道使用者を対象に、水道料金の全額を2か月間免除するものでございます。実施期間は令和8年8月、9月検針分を予定しております。

第12条は、棚卸資産の購入限度額を4,000万円と定めるものでございます。

第13条は、重要な資産の処分として、県水直送管整備事業に伴う不断水バルブの譲与を計上しております。

以上で説明を終わります。ご審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（武居弘治議員） 議案第26号の提案理由の説明を求めます。

相馬喜一建設部長。

〔相馬喜一建設部長 登壇〕

○建設部長（相馬喜一） 議案第26号 令和8年度三郷市公共下水道事業特別会計予算につきましてご説明申し上げます。

ページが飛びまして、予算書の533ページをお開き願います。

上段の第2条、業務の予定量は、令和8年度末時点の予定量でございます。

1、水洗化世帯数は5万7,700戸で、前年度より1,100戸の増でございます。増減につきましては、以降、前年度との比較で申し上げます。

次に、2、年間総排水量は1,160万立方メートルで、10万立方メートルの増でございます。

3、1日平均排水量は3万1,781立方メートルで、274立方メートルの増でございます。

4、主要な建設改良事業の管渠事業では、管渠延長約3.6キロメートルの污水管布設工事

を予定しているものでございます。

下水道施設ストックマネジメント事業では、管路施設の改修工事や早稲田中継ポンプ場の設備更新工事を予定しているものでございます。

続きまして、第3条の収益的収入及び支出の予定額についてご説明させていただきます。

収入の第1款下水道事業収益につきましては、31億7,742万9,000円で、1.5%の増でございます。

次に、支出の第1款下水道事業費用につきましては、31億7,191万9,000円で、3.4%の増でございます。

次ページ、534ページをお開き願います。

上段の第4条、資本的収入及び支出の予定額でございますが、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額、9億2,955万3,000円につきましては、過年度分損益勘定留保資金などで補填するものでございます。

収入の第1款資本的収入につきましては、29億4,398万9,000円で、7.1%の増でございます。

次に、支出の第1款資本的支出につきましては、38億7,354万2,000円で、5.7%の増でございます。

続きまして、第5条の債務負担行為につきましては、早稲田中継ポンプ場の維持管理に関わる業務などにつきまして、債務負担行為を設定するものでございます。

次ページ、535ページをご覧ください。

上段の第6条企業債につきましては、起債の目的ごとにそれぞれ限度額を定めるものでございます。

第7条、一時借入金につきましては、借入れ限度額を定めるものでございます。

第8条、予定支出の各項の経費の金額の流用でございますが、金額を流用することができる款項を定めるものでございます。

第9条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費につきましては、職員給与費と定めるものでございます。

第10条、他会計からの補助金につきましては、一般会計からの補助金の額を定めるものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

◎諮問第1号の上程・説明

○議長（武居弘治議員） 日程第2、諮問第1号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

木津雅晟市長。

〔木津雅晟市長 登壇〕

○市長（木津雅晟） 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

人権擁護委員、白石匡子氏の任期が、令和8年6月30日で満了となるため、法務省から後任の候補者につき推薦の依頼がありました。

引き続き、同人を再任することについて同意を得たいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、この案を提出するものでございます。

なお、資料として白石匡子氏の略歴を添付しておりますので、参考にしていただきたいと存じます。

◎散会の宣告

○議長（武居弘治議員） 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

これにて本日は散会いたします。

散会 午前11時46分

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（武居弘治議員） おはようございます。ただいまから令和8年3月三郷市議会定例会第7日目の会議を開きます。

ただいまの出席議員は23名であります。定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（武居弘治議員） この際、諸般の報告を行います。

本日の議事日程につきましては、皆様のお手元に配付してあるとおりでございます。

また、新たに陳情1件を受理してございます。こちらもお手元に配付してございます。

以上で諸般の報告を終わります。

◎議案第1号及び議案第2号の質疑

○議長（武居弘治議員） 日程第1、これより議案第1号及び議案第2号に対する質疑を行います。

質疑の通告がありません。

これにて議案第1号及び議案第2号に対する質疑を終結いたします。

◎議案第1号及び議案第2号の委員会付託省略

○議長（武居弘治議員） お諮りいたします。

議案第1号及び議案第2号につきましては、会議規則第37条第3号の規定により委員会付託を省略いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（武居弘治議員） ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号及び議案第2号につきましては、委員会付託を省略することに決しました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時02分

再開 午前10時02分

○議長（武居弘治議員） 再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第1号及び議案第2号の討論・採決

○議長（武居弘治議員） 日程第2、議案第1号及び議案第2号に対する討論・採決を行います。

議案第1号の討論を行います。

討論の通告がありません。

これにて議案第1号の討論を終結いたします。

採決を行います。

議案第1号 専決処分の承認を求めることについて、本案を原案のとおり承認することに賛成の皆様の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（武居弘治議員） 起立全員であります。

よって、議案第1号は原案のとおり承認することに決しました。

議案第2号の討論を行います。

討論の通告がありません。

これにて議案第2号の討論を終結いたします。

採決を行います。

議案第2号 専決処分の承認を求めることについて、本案を原案のとおり承認することに賛成の皆様の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（武居弘治議員） 起立全員であります。

よって、議案第2号は原案のとおり承認することに決しました。

◎議案第3号の質疑

○議長（武居弘治議員） 日程第3、これより議案第3号に対する質疑を行います。

質疑の通告がありません。

これにて議案第3号の質疑を終結いたします。

◎議案第3号の委員会付託

○議長（武居弘治議員） 日程第4、これより議案第3号の委員会付託を行います。

議案第3号につきましては、皆様のお手元に配付いたしてあります議案付託表のとおり、総務常任委員会へ付託をいたします。

◎議案第4号～議案第18号の質疑

○議長（武居弘治議員） 日程第5、これより議案第4号から議案第18号までに対する質疑を行います。

質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

10番、工藤智加子議員。

〔10番 工藤智加子議員 登壇〕

○10番（工藤智加子議員） 私からは、議案第8号 三郷市国民健康保険税条例の一部改正につきまして、4点にわたり質疑をいたします。

初めに、今回で3年連続となる国民健康保険税の増税改正ですが、理由と改正内容について、新設されたこども子育て支援金とそれぞれどのようになるのか、ご説明ください。

次に、国民健康保険税は世帯構成別で増税額がどのようになるのかお示してください。

3点目は、被保険者の負担額、これが総額でどうなるのかもお答えください。

最後に、埼玉県国民健康保険運営方針第3期では、令和9年度から収納率格差以外の項目を統一する、いわゆる国民健康保険税の準統一化が実施された後は、完全統一化に向けての段階に入ると示されています。三郷市として、どのように対応するのか、ご説明ください。

以上で1回目の質疑を終わります。

○議長（武居弘治議員） 工藤智加子議員の質疑に対する答弁を求めます。

益子敏幸いきいき健康部長。

〔益子敏幸いきいき健康部長 登壇〕

○いきいき健康部長（益子敏幸） 議案第8号 三郷市国民健康保険税条例の一部改正につきまして、工藤議員の質疑に順次お答えをいたします。

初めに、1、改正理由と内容についてを詳細にでございますが、少子化対策を社会全体で支えるための新たな財源として、こども子育て支援金制度が創設され、全ての公的医療保険者が保険料と合わせて支援金を徴収するとされたことから、国民健康保険税の課税区分にこども子育て支援納付金分を設けるものでございます。

併せて、本市におきましては、令和9年度の保険税水準の準統一を目指し、被保険者の皆様の急激な負担増とならないよう、令和6年度から段階的に税率の改定を行っているところでございます。

改定内容といたしましては、これまでの課税区分の合計で所得割額を11.9%から13.4%に、均等割額を5万8,100円から7万1,300円としたところに、新たにこども子育て支援金分として所得割額0.29%、均等割額1,914円を加算するものでございます。これにより、総合計では所得割額を13.69%、均等割額を7万3,214円に改めるものでございます。

また、賦課限度額につきましては、全体で106万円から109万円に改めるものでございます。

次に、2、国民健康保険税額は世帯構成別でどうなるかでございますが、給与収入が350万円の40歳代、単身世帯の年税額では約28万9,000円から5万円増の約33万9,000円、給与収入が700万円の40歳代夫婦、未就学児2人の4人世帯の年税額では約72万8,000円から12万

7,000円増の約85万5,000円となる試算となっております。

次に、3、被保険者への負担の総額はでございますが、令和7年度当初賦課時点の調定額との比較では約3億3,000万円の増額を見込んでございます。

最後に、4、完全統一化に向けての対応はでございますが、埼玉県では令和12年度に県内一律の税率となる完全統一を見据えていることから、本市におきましては、まず令和9年度の準統一に向けまして税率等の見直しを図ってまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（武居弘治議員） 工藤智加子議員。

○10番（工藤智加子議員） ご答弁ありがとうございます。

それでは、1点だけ再質疑をさせていただきます。

今回の賦課限度額の引上げも同時に行われたわけですが、低所得者層が多いこの国民健康保険加入者の皆さんにおいては、特に子どもが多い家族の場合、負担が非常に重くなるというふうに思います。日経新聞の報道によりますと、厚生労働省は未就学児を対象に実施している国民健康保険税の減免、これ均等割のことだと思うんですが、これを高校生年代まで広げる方針を示しています。これが報道されています。

これ実施するべきだと思うんです。国のほうがどう動くかというか、国会のほうの議論がどうなるかということにもなるわけなんですけれども、この辺の見通しについてはどのように受け止めているのか、お答えいただきたいと思います。

以上です。

○議長（武居弘治議員） 工藤智加子議員の再質疑に対する答弁を求めます。

益子敏幸いきいき健康部長。

〔益子敏幸いきいき健康部長 登壇〕

○いきいき健康部長（益子敏幸） 工藤議員の再度の質疑にお答えいたします。

国におきまして、今後、国民健康保険の被保険者のこどもの均等割減免につきまして、今後はその対象者を拡大していくという議論がされていますが、そのことについての見通しはというご質問でございました。

国におきまして現在審議がされていることは承知をしております。こちらは、引き続き国の動向を注視するとともに、これまでと同じように国民健康保険の制度におきましては国の財政基盤を整えていただくよう市長会を通じて要望してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（武居弘治議員） 以上で工藤智加子議員の質疑を終わります。

11番、紺野伊久子議員。

〔11番 紺野伊久子議員 登壇〕

○11番（紺野伊久子議員） 議案第4号 職員の給与に関する条例等の一部改正について、5点にわたって質疑をいたします。

- 1、1級の割合が高いのはどうしてですか。初任給は、現行との差はどのくらいですか。
- 2、職員の平均給与額は月額で幾らですか。
- 3、再任用平均給与額は月額で幾らになりますか。
- 4、会計年度任用職員の給与改定はどうなりますか。
- 5、改定後の影響額はどのくらいですか。

続きまして、議案第5号 市長及び副市長の給与等に関する条例及び三郷市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正について、2点質疑いたします。

- 1、給与額は月額と年収で、それぞれお示してください。
- 2、改定すると影響額はどれくらいになりますか。

以上、1回目の質疑を終わりにします。

○議長（武居弘治議員） 紺野伊久子議員の質疑に対する答弁を求めます。

平川俊之総務部長。

〔平川俊之総務部長 登壇〕

○総務部長（平川俊之） 紺野議員の質疑に順次お答えいたします。

初めに、議案第4号 職員の給与に関する条例等の一部改正についての1、1級の割合が高いのはどうしてですか。初任給は現行との差はどのくらいですかについてでございますが、令和7年度人事院勧告におきましては、民間企業において初任給を含む給与水準の大幅な引上げが行われていることから、若年層の職員に重点を置いた給料表の改定となっております。

初任給につきましては、大卒が改定前22万5,600円が改定後23万7,600円となり、引上げ額は1万2,000円、高卒が改定前20万1,000円が改定後21万3,100円となり、引上げ額は1万2,100円となります。

次に、2、全職員の平均給与額は月額で幾らですかにつきましては、令和7年4月1日時点の正規職員の平均給与月額につきましては、改定前は31万3,782円、改定後は32万3,053円となります。

次に、3、再任用平均給与額は月額で幾らですかにつきましては、令和7年4月1日時点

の平均給料月額につきましては、フルタイムの再任用職員につきましては改定前は27万6,182円、改定後は28万6,421円となります。短時間勤務の再任用職員につきましては、改定前は20万3,478円、改定後は21万913円となります。

次に、4、会計年度任用職員の給与改定はどうなりますかについてでございますが、会計年度任用職員の給与につきましては正規職員と同じ行政職給料表を使用し、期末手当及び勤勉手当の支給月数においても正規職員と同一の支給月数であることから、今回の改定は正規職員と同様の改定となります。

次に、5、改定後の影響額はどのくらいですかでございますが、今回の給与改定の影響額につきましては正規職員及び会計年度任用職員を合わせて約2億4,900万円となります。

続きまして、議案第5号 市長及び副市長の給与等に関する条例及び三郷市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正についての1、給与額は月額と年収でそれぞれお示しくださいについてでございますが、市長につきましては10%の特例減額適用後の給料月額は85万5,000円でございます。期末手当を含む年収は1,497万9,600円でございます。期末手当改正後の年収につきましては1,503万900円となります。

副市長につきましては、5%の特例減額適用後の給料月額は75万500円でございます。期末手当を含む年収は1,314万8,760円でございます。期末手当改正後の年収につきましては、1,319万3,790円となります。

教育長につきましては、3%の特例減額適用後の給料月額は69万8,400円でございます。期末手当を含む年収は1,223万5,968円でございます。期末手当改正後の年収につきましては1,227万7,872円でございます。

次に、2、改定すると影響額はどのくらいになりますかについてでございますが、今回の改正では特別職におきましては給料月額等の改定はなく、期末手当の支給月数のみの改定となり、影響額といたしましては約18万3,000円となります。

以上でございます。

○議長（武居弘治議員） 以上で紺野伊久子議員の質疑を終わります。

9番、深川智加議員。

〔9番 深川智加議員 登壇〕

○9番（深川智加議員） それでは、議案第6号 みんなの防災プラザみさと設置及び管理条例の制定について、2点にわたって質疑をいたします。

まず、1点目は第20条、指定管理者の指定の手続という条項についてです。

アとして、災害時に避難所となる施設で、市の直営ではない選択肢も示されています。管理運営体制について、どう考えているかお答えください。

2点目は、第11条別表の使用料についてです。

アとして、算定根拠や他公共施設との比較でどうなるかお示してください。

イとして、第8条第1号から第6号までに掲げるものの使用料は無料とありますが、その目的や意義はどのようなか伺います。

次に、議案第7号 三郷市都市計画税条例の一部改正について、4点にわたって質疑をいたします。

まず、1点目は改定理由を詳細にお答えください。

2点目は、一般的な戸建て住宅で年税額がどうなるのかお示してください。

3点目は、税率改定による影響額はどのようなかお聞きします。

最後に、4点目、特例を設けた理由を伺います。

以上で1回目の質疑を終わります。

○議長（武居弘治議員） 深川智加議員の質疑に対する答弁を求めます。

松本義博危機管理監。

〔松本義博危機管理監 登壇〕

○危機管理監（松本義博） 深川議員の質疑に順次お答えいたします。

議案第6号 みんなの防災プラザみさと設置及び管理条例について、1、第20条 指定管理者の指定の手続という条項について、ア、災害時に避難所となる施設で市の直営ではない選択肢も示されています。直営にしない理由はでございますが、施設の管理運営につきましてはよりよい市民サービスの質と効率の向上が図られるよう、今後関係部署と連携しながら管理運営手法を検討してまいります。

次に、2、第11条別表、使用料について、ア、算定根拠や他公共施設との比較でどうなるかでございますが、市内公共施設の希望の郷交流センターやピアラシティ交流センターの利用料金を参考に、関係部署とも調整し、同程度の料金に設定いたしました。

次に、イ、第8条第1号から第6号までに掲げるものの使用料は無料とあるが、その目的と意義はでございますが、第8条第1号から第6号までに掲げる施設については、すべて防災体験学習を目的とした施設となっております。これらの施設は、市民の皆様をはじめ、市外のかたにも広くご利用いただき、防災及び減災に関する知識の普及及び意識の向上に資するよう、またほかの防災体験学習施設にも倣い、無料とする規定としております。

以上でございます。

○議長（武居弘治議員） 妹尾安浩財務部長。

〔妹尾安浩財務部長 登壇〕

○財務部長（妹尾安浩） 議案第7号 三郷市都市計画税条例の一部改正について、質疑に順次お答えいたします。

初めに、1、改定の理由を詳細にでございますが、本市では平成18年度に都市計画税を導入して以降、まちづくりの貴重な財源として事業を進めてまいりました。本市の税率は現在まで改定せず、県内でも低い水準である0.15%で据え置いているところでございます。令和8年度一般会計当初予算は総額では対前年度比で減となっておりますが、今後とも計画的な都市計画道路の整備や事故等の発生を未然に防ぐために老朽化した下水道管路の更新等、多くの都市計画事業等を着実に推進していく必要があるため、その目的税である都市計画税の税率を改定するものでございます。

次に、2、一般的な戸建て住宅で年税額はどうかでございますが、モデルケースといたしまして120平方メートルの土地に総床面積100平方メートルの木造住宅を所有している場合、都市計画税の年税額は令和8年度は1万8,000円、これが令和9年度からは2万4,000円と6,000円程度の影響があるものと見込んでおります。

3、税率改定による影響額はでございますが、税率を0.15%から0.2%へ改定をすることにより、年間で約3億3,000万円の増収となることを見込んでおります。

4、特例を設けた理由でございますが、目的税である都市計画税は重要な財源であり、今後の本市のまちづくりを着実に推進するため、本則の第3条として地方税に規定する制限税率と同じ0.3%としているところでございますが、直近で見込まれる都市計画事業の状況等に基づき、令和9年度分からの税率については0.2%とするものでございます。

以上でございます。

○議長（武居弘治議員） 深川智加議員。

○9番（深川智加議員） ご答弁ありがとうございます。

それでは、再質疑をいたします。

三郷市都市計画税条例の一部改正について、2点伺います。

他自治体の状況をお答えいただきたいと思えます。

次に、特例の今後の見通しについてお答えください。

以上で再質疑を終わります。

○議長（武居弘治議員） 深川智加議員の再質疑に対する答弁を求めます。

妹尾安浩財務部長。

〔妹尾安浩財務部長 登壇〕

○財務部長（妹尾安浩） 再度の質疑にお答えいたします。

都市計画税の他の自治体の状況はについてでございますが、令和7年度における埼玉県内40市の税率の採用状況につきましては、0.3%が12市、0.27%が3市、0.25%が6市、0.2%が15市、0.15%が2市、0.1%が2市でございます。

なお、白岡市においては令和8年度から0.1%を0.25%に改定し、新座市においては令和9年度から0.2%を0.25%に改定することを見込んでおりますので、令和9年度以降につきましては本市を含めると0.2%以上の税率の県内市は40市中38市となるものと思われま

す。続きまして、特例の今後の税率の見通しはでございますが、都市計画税は目的税でございます。今後の都市計画事業の実施の見込みや規模等の状況により影響を受けるものでございます。本市では、令和6年度決算における経常収支比率が100%を超えており、目的税をあてた都市計画事業等を計画的に実施していくためにも、今後も制限税率の範囲内での税率の見直しも必要になるものと思われま

す。現在のところ、すぐに税率改定をすることは考えてございませんが、改定の必要が生じる場合におきましては、全て条例改正の手続を経るものでございます。

以上でございます。

○議長（武居弘治議員） 以上で深川智加議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

これにて議案第4号から議案第18号までの質疑を終結いたします。

◎議案第4号～議案第18号の委員会付託

○議長（武居弘治議員） 日程第6、これより議案第4号から議案第18号までの委員会付託を行います。

議案第4号から議案第18号までにつきましては、皆様のお手元に配付いたしてあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会へ付託をいたします。

◎議案第19号及び議案第20号の質疑

○議長（武居弘治議員） 日程第7、これより議案第19号及び議案第20号に対する質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。

10番、工藤智加子議員。

〔10番 工藤智加子議員 登壇〕

○10番（工藤智加子議員） 議案第19号 令和7年度三郷市一般会計補正予算（第6号）につきまして、3点質疑をいたします。

なお、款項目を省略し、ページ数と事業名で質疑いたします。

初めに、28、29ページ、民間保育所等運営支援事業の18節、民間保育所運営改善費補助金の対象施設と補助の内容についてご説明ください。

次に、34、35ページ、市内経済活性化事業の12節、市内経済活性化事業業務委託は、これまで実施してきたプレミアム付デジタル商品券を実施するとしておりますけれども、同じ事業を選択した理由と事業内容につきましては、これまで実施してきた事業との相違点、違う点について詳細にご説明ください。

最後に、38、39ページ、都市下水道維持管理事業です。12節委託料の調査業務につきましては、調査に至る経緯と調査の内容について詳細にお示しください。

以上で1回目の質疑を終わります。

○議長（武居弘治議員） 工藤智加子議員の質疑に対する答弁を求めます。

須賀加奈こども未来部長。

〔須賀加奈こども未来部長 登壇〕

○こども未来部長（須賀加奈） 工藤議員の質疑にお答えいたします。

補正予算書28、29ページ、民間保育所等運営支援事業の1、民間保育所運営改善費補助金の内容はでございますが、埼玉県において物価高騰の影響を受ける私立保育施設に対し、光熱費及び食材料費の物価上昇分に係る経費を補助するための補正予算案が昨年12月の県議会に提出され、予算案が可決されたことに伴い、埼玉県の補助金を活用し、市が実施主体となって対象となる保育施設に補助金を交付するものでございます。

補助単価につきましては、令和7年4月から令和8年3月までの期間のうち、3か月間を

対象に光熱費として1人当たり120円、食材料費として1人当たり3,400円でございます。

以上でございます。

○議長（武居弘治議員） 小暮勲地域振興部長。

〔小暮 勲地域振興部長 登壇〕

○地域振興部長（小暮 勲） 工藤議員の質疑にお答えいたします。

補正予算書34、35ページ、市内経済活性化事業、市内経済活性化事業業務委託の1、これまで実施したプレミアム付デジタル商品券を選択した理由と事業内容を詳細にでございますが、令和7年度において消費下支え等を通じた生活者支援として、キャッシュレス事業者と連携し、対象店舗全てで使えるA券と大企業を除く対象店舗で使えるB券の2券種で20%のプレミアム分が付いたデジタル商品券を発行いたしました。令和8年度につきましては、今年度市民のかたへ周知ができましたデジタル商品券発行事業を継続して実施することで、利用者や事業者の混乱も少なく、より多くのかたが使っていただく機会を提供できるものと考えております。

なお、概要でございますけれども、発行口数は5万口、1人当たり5口まで購入可能としまして、プレミアム率を30%、総発行額6億5,000万円として、購入申し込みを7月、利用期限を8月から12月で券種を分けず、全ての対象店舗で使えるデジタル商品券を発行することで、消費下支えの一助とすること及び地域経済の活性化を図るものとして検討してございます。

以上でございます。

○議長（武居弘治議員） 相馬喜一建設部長。

〔相馬喜一建設部長 登壇〕

○建設部長（相馬喜一） 工藤議員の質疑にお答えいたします。

補正予算書39ページ中段の都市下水路維持管理事業についてお答えいたします。

1、調査実施に至る経緯と調査内容の詳細でございますが、昨年1月に八潮市において発生した道路陥没事故を受け、国から下水道管路の全国特別重点調査の要請がございました。これを受け、本市におきましても調査対象となる管径2メートル以上で供用開始後30年以上経過した都市下水路の暗渠部分について管路内調査を実施したところ、国の判定基準に基づき道路路面下について空洞の有無を確認する必要があることから、調査費用を計上するものでございます。

空洞調査の方法でございますが、地中レーダーなどを用いて道路表面から地下の空洞の有

無を確認するものでございます。

以上でございます。

○議長（武居弘治議員） 工藤智加子議員。

○10番（工藤智加子議員） それぞれご答弁ありがとうございます。

それでは、再質疑をさせていただきます。

まず、28、29ページの民間保育所等運営支援事業につきましては了解いたしました。民間保育所の施設対象につきましては、確認になるんですけども、小規模保育所も対象になるというふうな理解でよろしいのかどうか、確認いたします。

それから、34、35ページの商工振興費につきましては、電子マネーを活用してのプレミアム商品券につきましては私も登録をいたしましたけれども、なかなかハードルが高いんです。市内の住民であるということの登録も含めてなんですけれども、お年寄りへの対応につきましてはやはりこれ行政の支援が必要ではないかというふうに思います。商品券を配ることにつきましては、これはコストがかかるというのはよく分かりますけれども、実際にこのプレミアム商品券をお年寄りの方々もぜひ使いたいけれども、大変だという声をお聞きいたしますので、この辺についてはどのような支援が期待できるのか、部長にお答えいただきたいと思います。

それから、38、39ページ、都市下水路費につきましてはなんですけれども、八潮の陥没事故を受けまして老朽化した排水管を整備するということは、大変重要な取組だというふうに思うんですけども、今回の調査は特殊な機器を使ったりしますよね。機器を使った結果、どういう判定が必要なのかも、それなりの知識を持った職員のかたが対応しなければならないというふうに想像するわけなんですけれども、800万円の経費につきましては財政措置が可能なのかどうか、その辺はどういうふうな見通しを持っていらっしゃるのかお答えいただきたいと思います。

以上で再質疑を終わります。

○議長（武居弘治議員） 工藤智加子議員の再質疑に対する答弁を求めます。

須賀加奈こども未来部長。

〔須賀加奈こども未来部長 登壇〕

○こども未来部長（須賀加奈） 再度の質疑にお答えいたします。

小規模保育事業も対象となるかにつきましては、対象となります。ただ、光熱費のほうは該当する施設がないというふうになっておりまして、食材料費のほうで対象となってきます。

以上でございます。

○議長（武居弘治議員） 小暮勲地域振興部長。

〔小暮 勲地域振興部長 登壇〕

○地域振興部長（小暮 勲） 再度の質疑にお答えいたします。

高齢者等の手続が不慣れな方向けに説明会等の実施予定はあるのかといったことですが、市役所等で20回程度の説明会を実施するほか、コールセンターを設置してサポートを実施する予定でございます。

以上でございます。

○議長（武居弘治議員） 相馬喜一建設部長。

〔相馬喜一建設部長 登壇〕

○建設部長（相馬喜一） 工藤議員の再度の質疑にお答えいたします。

都市下水道維持管理事業のうち、今回道路の陥没調査を行います。特殊な機器を使うので、今回の調査費で大丈夫なのかというご質問だったかと思えます。

先ほど、1問目でお答えをいたしましたけれども、今回の地表面の調査はレーダーで道路の表面から調査するものでございます。また、この調査費の中にはレーダーの調査のほかに解析も含まれておりますので、今回の調査費で十分足りるものと考えております。

以上でございます。

○議長（武居弘治議員） 以上で工藤智加子議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

これにて議案第19号及び議案第20号の質疑を終結いたします。

◎議案第19号及び議案第20号の委員会付託

○議長（武居弘治議員） 日程第8、これより議案第19号及び議案第20号の委員会付託を行います。

議案第19号及び議案第20号につきましては、皆様のお手元に配付いたしてあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会へ付託をいたします。

◎議案第21号の質疑

○議長（武居弘治議員） 日程第9、これより議案第21号に対する質疑を行います。

初めに、歳入に対する質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。

9番、深川智加議員。

〔9番 深川智加議員 登壇〕

○9番（深川智加議員） それでは、議案第21号 令和8年度三郷市一般会計予算、歳入について質疑をいたします。

なお、款項目を省略して伺います。

29ページ、個人市民税についてです。

個人市民税の増額理由はどのようなかお尋ねします。

また、納税義務者数と1人当たりの総所得額がどうなるのかお示してください。

30ページ、市たばこ税についてです。

加熱式たばこの課税方式が変更されますが、改正内容とその影響額の見込みはどのようなお答えください。

34ページ、地方特例交付金についてです。

具体的な内容と積算根拠をお答えください。

続きまして、地方交付税についてです。普通交付税の増額理由と今後の見通しをお答えください。

43ページ、総務費、国庫補助金のデジタル基盤改革支援補助金についてです。

内容の詳細と減額理由を伺います。

続きまして、同じページになります。物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金です。この交付金を活用し、実施しようとしている事業の概要をお答えください。

47ページ、教育費国庫補助金の教育支援体制整備事業費補助金についてです。

この中身の詳細をお答えいただきたいと思います。

次に、53ページ、教育費県補助金の給食費負担軽減交付金ですが、積算根拠をお示してください。

以上で1回目の質疑を終わります。

失礼しました。訂正とおわびをいたします。

地方交付税について、先ほど普通交付税の増額理由と今後の見通しをお答えくださいと述べましたが、正しくは増額ではなく減額であります。訂正しておわびをいたします。

○議長（武居弘治議員） 深川智加議員の質疑に対する答弁を求めます。

妹尾安浩財務部長。

〔妹尾安浩財務部長 登壇〕

○財務部長（妹尾安浩） 深川議員の歳入の質疑に順次お答えいたします。

予算書28、29ページ、1款1項1目個人中、1、個人市民税の増額理由はでございますが、令和7年度からの企業等の賃金上昇の傾向が続いていることを踏まえ、給与所得者の所得増を見込んだものでございます。

次に、2、納税義務者数と1人当たりの総所得額がどうなるのかでございますが、納税義務者数は令和7年度当初予算の7万6,000人から7万7,500人に2.0%の増を見込んでおります。また、納税義務者1人当たりの総所得金額等は、令和7年度市町村課税状況等調べでは374万4,102円となっておりますが、これを387万5,841円と推計し、3.5%の増を見込んでおります。

続きまして、予算書の30、31ページ、4項1目市たばこ税中、改正内容とその影響額の見込みはでございますが、昨年の地方税法の改正で、加熱式たばこの区分に応じた課税方式が令和8年の4月1日と10月1日に合わせて2段階で変更されたものでございます。この改正の影響額につきましては、総務省の税制改正による増収見込み額に基づき試算いたしますと、本市では年間1,200万円程度の増額の見込みとなります。しかし、本市におけるたばこの売り渡し本数は毎年減少傾向にあることに鑑み、歳入予算としては横ばいと見込んでおります。

次に、予算書34、35ページ、9款1項1目地方特例交付金の1、具体的な内容をでございますが、地方特例交付金は個人市民税の税額控除などによる地方公共団体の減収分を補填するものでございます。令和8年度の地方特例交付金は、住宅借入金等特別税額控除、いわゆる住宅ローン減税による個人市民税減収の補填のほか、新たに地方揮発油譲与税環境性能割交付金及び軽自動車税環境性能割の廃止等に伴う減収補填を見込んでおります。

次に、2、積算根拠をでございますが、住宅借入金等特別税額控除による減収補填として1億5,000万円、暫定税率廃止に伴う地方揮発油譲与税の減収補填として1,000万円、自動車税環境性能割の廃止を見込んだ環境性能割交付金の減収補填として4,000万円、軽自動車税環境性能割の廃止を見込んだ環境性能割減収補填として1,500万円を計上しており、合計で2億1,500万円となるものでございます。

次に、10款1項1目地方交付税の1、減額理由をでございますが、国の令和8年度地方財政計画によりますと、地方に交付される地方交付税の総額は令和7年度と比較して6.5%の増額となっているところでございます。

しかしながら、本市においては物価高騰による各種扶助費や委託料などの増加傾向とまちづくりの進展や賃上げなどによる市税等の増額の見込みに加え、地方交付税の算定基礎となる令和7年国勢調査の人口が5年前と比較して約2,000人減少していることなどから、前年度より2億円を減額し、17億5,000万円を計上したところでございます。

次に、2、今後の見通しをでございますが、令和9年度以降の地方交付税につきましては、現時点において今後の地方財政計画に係る情報が出ていないことから見通せませんが、引き続き国の動向を注視してまいります。

次に、42、43ページ、14款2項1目総務費国庫補助金中、デジタル基盤改革支援補助金の1、内容の詳細をでございますが、本補助金は行政事務における地方公共団体の基幹業務システムが標準化に移行するために必要な経費に対する補助金であり、令和8年度については戸籍附票システム及び生活保護システムの標準化移行業務に充当する財源でございます。

次に、2、減額理由をでございますが、基幹業務システムの標準化への移行につきましては、そのシステム改修等の作業の多くは令和7年度中に完了し、終了していることから、歳入につきましても対前年度比で減額になると聞いております。

次に、14款2項1目物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の1、交付金を活用し、実施しようとしている事業の概要をでございますが、本交付金は物価高騰の影響を受けている生活者や事業者を支援する事業に係る補助金であり、本市では令和7年度と令和8年度に事業を実施することとしております。

令和8年度当初予算において交付金を財源として充てる事業は7つあり、順次申し上げますと、1つ目は町会等が管理する防犯灯の電気料及び商店街等が管理する街路灯の電気料を補助するもの。2つ目は、戸建住宅に防犯カメラを設置した市民に対し補助金を交付するもの。3つ目は、継続的に実施しているこども食堂等の運営団体に対し補助金を交付するもの。4つ目は、公的機関を除いた全ての水道使用者に対し、2か月分の水道料金について基本料金と従量料金の両方ともを全額免除するもの。5つ目は、農業者の農業に係る必要経費のうち、物価上昇分の一部を支援するもの。6つ目は、彦成地区及び彦糸地区に市の委託となるコミュニティバスを運行させるとともに、路線バス事業者でノンステップバス等を購入する場合の補助を行うもの。7つ目は、市内の中学校の学校給食の賄い材料費の物価高騰影響分

に交付金を充当し、保護者の負担増を防ぐものとなります。

続きまして、14款2項6目教育支援体制整備事業費補助金の1、中身の詳細をでございますが、本補助金は自治体が医療的ケアを行う看護師等を学校に配置する等、教育支援体制の強化・充実させるための事業に係る経費に充てる財源となっております。

次に、15款2項6目給食費負担軽減交付金の1、積算根拠をでございますが、給食費負担軽減交付金は公立小学校の児童を対象に保護者が負担してきた給食費を軽減し、子育て世帯の経済的負担を軽減することを目的とした、いわゆる給食無償化のための交付金でございます。

具体的には、食材費相当額として給食実施校の在籍児童数に支援の基準額を乗じた額が市に交付されることとなります。対象人数につきましては7,099人を見込んでおり、基準額は一月当たり5,200円となっております。

以上でございます。

○議長（武居弘治議員） 以上で深川智加議員の質疑を終わります。

以上で通告による歳入の質疑は終わりました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時15分

○議長（武居弘治議員） 再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、歳出に対する質疑を行います。

質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

21番、柳瀬勝彦議員。

〔21番 柳瀬勝彦議員 登壇〕

○21番（柳瀬勝彦議員） 令和8年度三郷市一般会計予算、歳出について質疑を行います。

款項目を省略し、305ページをお願いします。

2行目、いじめ不登校対策事業について伺います。

1番、いじめの認知件数について、小・中学校それぞれの過去5年分の詳細を教えてください。

2番、不登校の認知件数について、小・中学校それぞれの過去5年分の詳細をお伺いいたします。

以上で1問目を終わります。

○議長（武居弘治議員） 柳瀬勝彦議員の質疑に対する答弁を求めます。

西村美紀学校教育部長。

〔西村美紀学校教育部長 登壇〕

○学校教育部長（西村美紀） 柳瀬議員の質疑に順次お答えいたします。

予算書304、305ページ、いじめ不登校対策事業について、まずいじめの認知件数について小・中学校それぞれ過去5年分の詳細をでございますが、令和2年度から令和6年度の5年間を順に申し上げますと、小学校は326件、366件、283件、459件、633件、中学校が42件、58件、53件、72件、67件でございます。

次に、不登校の認知件数について、小・中学校それぞれ過去5年分の詳細をでございますが、令和2年度から令和6年度の5年間を順に申し上げますと、小学校は35件、51件、87件、95件、137件、中学校は215件、287件、256件、238件、189件となっております。

令和7年度は、ここまでのところ前年度と比較すると減少傾向にあります。

以上でございます。

○議長（武居弘治議員） 以上で柳瀬勝彦議員の質疑を終わります。

14番、柴田吾一議員。

〔14番 柴田吾一議員 登壇〕

○14番（柴田吾一議員） それでは、順次質疑を行います。

議案第21号 令和8年度三郷市一般会計予算、245ページ、7款商工費、1項商工費、2目商工振興費、事業名は商工振興事業でございます。18節の補助金で、商工会への補助金についてお尋ねいたします。

令和7年度に報道されました給与の不正支給の問題を受けて、補助金の支給について改めて精査を行ったのかお伺いいたします。

続きまして、議案第21号 同じく令和8年度三郷市一般会計予算、ページ数は301ページになります。

10款教育費、1項教育総務費、3目学務費でございます。事業名は小・中学校学校司書配置事業についてです。12節委託料、こちら前年に比べまして大幅減となっておりますが、前年度と変更になった点について詳細なご説明をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（武居弘治議員） 柴田吾一議員の質疑に対する答弁を求めます。

小暮勲地域振興部長。

〔小暮 勲地域振興部長 登壇〕

○地域振興部長（小暮 勲） 柴田議員の質疑にお答えいたします。

予算書244、245ページ、商工振興事業、令和7年度に報道された給与の不正受給の問題を受けて、補助金の支給について改めて精査を行ったのかについてお答えいたします。

令和6年度に三郷市商工会に対しまして交付決定をした2,000万円につきましては、同年度末に三郷市補助金等交付規則第14条に基づく市職員による現地調査を複数回実施し、帳簿、通帳、伝票、領収書等の内容を精査したところ、補助対象となり、適正に使用されていたと認められる経費が市の補助額以上であったことを確認し、補助金額を確定したところでございます。

令和7年度におきましては、三郷市商工会補助金交付取扱要領においてより適正な補助金の交付、運用を図るため、補助対象事業、対象経費、補助率、上限額等を明確化し、これに基づき商工会からの交付申請の内容を精査の上、交付決定を行っているところでございます。

三郷市商工会は、商工業の総合的な改善発達を図り、併せて社会一般の福祉の増進に資する目的で活動しておりますことから、その意義は大きいものがございます。令和8年度補助金につきましても、適正な補助金の運用の下、商工会の目的に資する活動が図られるよう、今議会に予算上程するものでございます。

以上でございます。

○議長（武居弘治議員） 西村美紀学校教育部長。

〔西村美紀学校教育部長 登壇〕

○学校教育部長（西村美紀） 予算書300、301ページ、小・中学校学校司書配置事業についての前年度と変更になった点について詳細にでございますが、令和7年度は業務委託を24校、週2回、会計年度任用職員による直接雇用を2校、週4回に配置しておりましたが、令和8年度は業務委託を23校、週1回を基本、直接雇用を1校増やし、3校、週2回に配置する予定でございます。直接雇用の学校司書は、司書資格や教職経験を活かし、学校教育における探究的な学びの図書館利用や地域の方々の居場所づくりなど、開かれた学校図書館の推進を目的としております。

以上でございます。

○議長（武居弘治議員） 以上で柴田吾一議員の質疑を終わります。

9番、深川智加議員。

〔9番 深川智加議員 登壇〕

○9番（深川智加議員） それでは、議案第21号 令和8年度三郷市一般会計予算、歳出の総務費、消防について質疑をいたします。

なお、款項目を省略して事業名で伺います。

まず、総務費からお尋ねします。

79ページ、会計年度任用職員事務ですが、会計年度任用職員の実人数、全体に占める会計年度任用職員の割合、男女の割合、また平均時給はどうか、それぞれお答えください。

83ページ、男女共同参画推進事業ですが、この年度の新しい取組はどうかお答えください。

89ページ、デジタル化推進事業の事業内容を詳細にお答えください。

91ページ、採用試験等事業についてです。採用者数と職種の内訳、また職員数の推移はどうか伺います。

97ページ、市有財産管理事務の増額理由を詳細にお答えください。

99ページ、市施設営繕事業の北部図書館の大規模改修工事については工事内容、またスケジュールはどうかお答えください。

105ページ、文化施設管理等事業の鷹野文化センター大規模改修工事について、中身を詳細にお答えください。

107ページ、瑞沼市民センター管理運営事業ですが、体育館の修繕のスケジュールと安全対策をお聞きします。

115ページ、交通安全啓発事業については交通指導員を配置してほしいという要望への対応はどうか伺います。

また、自転車に関する改正道路交通法、青切符が施行されますが、その内容と市民への啓発はどうかお答えください。

121ページ、災害備蓄品整備事業ですが、この年度で購入する災害備蓄品について具体的にお答えください。

続きまして、自主防災組織活動推進事業の増額理由と避難所運営委員会の設置率をお答えください。

137ページ、マイナンバーカード交付等事業の事業内容を詳細にご説明ください。また、

電子証明書の更新件数の推移と臨時窓口における職員体制をお答えください。

続きまして、消防費についてお尋ねします。

285ページ、防火啓発事業についてです。住宅用火災警報器の設置状況と新しい取組はあるのかお答えいただきたいと思います。

287ページ、AED普及促進事業についてです。AED設置状況と空白地域への対応、また新たな取組について、それぞれお答えください。

最後に、291ページ、消防指令業務共同運用事業の事業内容を詳細にお答えください。

次に、職員などの体制はどうなるのか、また進捗状況を伺います。

以上で1回目の質疑を終わります。

○議長（武居弘治議員） 深川智加議員の質疑に対する答弁を求めます。

平川俊之総務部長。

[平川俊之総務部長 登壇]

○総務部長（平川俊之） 深川議員の質疑に順次お答えいたします。

予算書79ページの会計年度任用職員事務の1、会計年度任用職員の実人数はでございますが、本市で勤務する会計年度任用職員の総人数は令和8年2月1日現在で603人でございます。

次に、2、全体に占める会計年度任用職員の割合はでございますが、令和8年2月1日現在で正規職員を加えた全職員数は1,606人であり、全体に占める会計年度任用職員の割合は37.5%でございます。

次に、3、男女の割合はでございますが、会計年度任用職員の内訳といたしましては男性99人、女性504人でございます。

次に、4、平均時給はどうなるのかでございますが、一般事務職をはじめ全職種の平均時給は1,377円でございます。なお、今回の給料表の改定に伴って、平均時給は増額する見込みでございます。

続きまして、83ページ、男女共同参画促進事業の1、この年度の新しい取組はについてでございますが、今年度に策定する第6次みさと男女共同参画プランにおける周知、啓発の視点からDV相談カードをリニューアルする予定でございます。そのほかに、高校生や専門学校生を対象としたデートDV防止啓発講座の開催、三郷中央におどりプラザに新たな男女共同参画図書を配架する予定でございます。

また、パートナーシップ宣誓制度につきまして、4月1日からパートナーの一方または双

方に生計を同じくするお子様がいらっしゃる場合は、併せて宣誓ができるファミリーシップを開始する予定でございます。

続きまして、91ページの採用試験等事業の1、採用者数と職種の内訳はについてでございますが、令和7年度職員採用試験における採用者数につきましては、10月1日付け採用者を含め54人でございます。職種の内訳といたしましては、一般事務36人、保健師3人、福祉職2人、保育士1人、土木技師1人、建築技師2人、情報処理技師1人、救急救命士2人、消防士6人となっております。

2、職員数の推移はについてでございますが、いずれも4月1日時点の職員数となりますが、令和3年度966人、令和4年度963人、令和5年度973人、令和6年度980人、令和7年度984人となっております。令和8年度の職員数につきましては、令和7年度から増員となる見込みでございます。

以上でございます。

○議長（武居弘治議員） 日暮義一企画政策部長。

〔日暮義一企画政策部長 登壇〕

○企画政策部長（日暮義一） 深川議員の質疑にお答えいたします。

予算書88、89ページ、デジタル化推進事業の事業内容を詳細にでございますが、主な取組といたしましては、まず市民課等の窓口で外国語でのコミュニケーションを円滑に図る窓口設置型自動翻訳システムや出張所等に設置した端末を介して市民のかたと本庁舎の職員が遠隔で会話のできる遠隔相談窓口の継続利用を予定しております。

また、高齢者等を対象といたしましたスマートフォンでの電話のかけ方やカメラの使い方などの基本操作やインターネットやLINEの使い方などを学べるスマートフォン講習会の実施を予定しております。

さらに、内部事務の効率化を図るため、電子決済システムやRPA、AI-OCR、音声テキスト化システムの運用を予定しております。

以上でございます。

○議長（武居弘治議員） 妹尾安浩財務部長。

〔妹尾安浩財務部長 登壇〕

○財務部長（妹尾安浩） 深川議員の質疑に順次お答えいたします。

96、97ページ、市有財産管理事務の1、増額理由を詳細にとのご質問でございますが、主な要因といたしましては用途の定まっていない市有地につきまして売却することが決定した

際に必要となる手続の委託料を見込んだものと、令和7年度に教育総務課から所管替えとなりました旧後谷小学校の管理に係る経費を計上したものでございます。

次に、98、99ページ、市施設営繕事業の14節工事請負費の生涯学習施設工事費の1、北部図書館の大規模改修工事についてのア、工事内容でございますが、屋上防水改修、外壁塗装改修、内装改修、照明のLED化、トイレの洋式化等、施設の長寿命化を図るものでございます。

イ、スケジュールでございますが、工事期間は令和8年9月から令和9年6月までの10か月程度を予定しております。

以上でございます。

○議長（武居弘治議員） 小暮勲地域振興部長。

〔小暮 勲地域振興部長 登壇〕

○地域振興部長（小暮 勲） 深川議員の質疑に順次お答えいたします。

予算書104、105ページ、文化施設管理等事業、1、鷹野文化センター大規模改修工事についてのア、中身を詳細につきましましては、開館から間もなく30年が経過する鷹野文化センターにおきまして、外壁、屋根等の外部改修工事、ホールの特定天井の耐震化と床・壁などの内部改修工事、機械設備工事、ホール舞台照明及びLED化の電気設備改修工事を行うものでございます。

スケジュールでございますが、令和9年1月から工事のための足場を組むなど、本格的な工事に取りかかり、工事完了は令和10年1月を見込んでいるところでございます。

続きまして、予算書106、107ページ、瑞沼市民センター管理運営事業、1、体育館の修繕について、ア、スケジュールは及びイ、安全対策はにつきましましては関連がございますので、一括してお答えいたします。

瑞沼市民センターの体育館を安全かつ快適にご利用いただくため、また災害時に地域住民の重要な避難所として機能できますよう、施設の安全性と機能性を維持向上させるため、老朽化した屋根の防水塗装及び床の修繕を行うものでございます。

スケジュールにつきましましては、令和8年9月の着工、12月の完了を予定しております。

安全対策でございますが、体育館の利用を停止し、施工業者と連携を図り、安全確保に万全を期してまいります。

以上でございます。

○議長（武居弘治議員） 浅井富雄市民生活部長。

〔浅井富雄市民生活部長 登壇〕

○市民生活部長（浅井富雄） 順次お答えいたします。

予算書114、115ページ、交通安全啓発事業の1、交通指導員を配置してほしいという要望への対応はについてでございますが、現在35名の交通指導員が各小学校の通学路において登校時の立哨指導を行っております。交通指導員を配置してほしいという要望は多く寄せられますが、現体制において指導員を確保することが難しくなっている現状がございます。欠員が生じた場合、市ホームページやメール配信サービスなどで指導員を募集し、対応しているところでございます。

2、自転車に関する改正道路交通法、青切符が施行されるが、その内容は。また、市民への啓発はについてでございますが、自転車への交通反則通告制度、いわゆる青切符の導入が4月1日から施行されます。これは、自転車も車両の仲間として交通ルールの遵守を図るため、16歳以上の者による自転車の一定の交通違反に対し、青切符を導入するものでございます。違反の一例を挙げますと、携帯電話使用の場合、反則金1万2,000円、信号無視や右側通行は6,000円、一時不停止や無灯火は5,000円などでございます。

市では、これまで交通安全運動期間中の街頭キャンペーンにおいて啓発チラシを配布したほか、交通安全教室やメール配信サービスにおいて周知を図ってきたところでございます。今後は、以上の取組に加えて、駐輪場でのポスター掲示や出前講話など、様々な機会を捉えて啓発してまいります。

続きまして、予算書136、137ページ、マイナンバーカード交付等事業についてお答えいたします。

初めに、1、事業内容を詳細にについてでございますが、マイナンバーカード交付等に関する業務につきましては、令和7年度までは住民基本台帳事務事業に含めておりましたが、業務を整理し、事業を新設したものでございます。内容につきましては、本庁舎の市民課窓口ではマイナンバーカードの交付や申請サポート、電子証明書の新規発行及び更新、またそれらに付随するものでございます。

郵便局では、申請サポートのほか、令和8年2月から電子証明書の更新を開始しております。そして、秋頃の開設を予定してございますイトーヨーカドー三郷店の臨時窓口につきましては、カードの交付、申請サポート及び電子証明書の更新などがございます。

次に、2、電子証明書の更新件数の推移はでございますが、実績値といたしましては令和5年度が2,832件、令和6年度が1万205件、今後の見込みといたしましては令和7年度が1

万8,106件、令和8年度が2万2,234件、令和9年度にはピークを迎え3万5,880件と推移してございます。

続きまして、臨時窓口における職員体制はでございますが、臨時窓口につきましてはイトーヨーカドー三郷店様と協議で毎週土曜日、午前10時から午後6時頃までの開設とし、市の正職員と会計年度任用職員が対応することを検討しております。

以上でございます。

○議長（武居弘治議員） 松本義博危機管理監。

〔松本義博危機管理監 登壇〕

○危機管理監（松本義博） 順次お答えいたします。

予算書120、121ページ、災害備蓄品整備事業の1、この年度で購入する災害備蓄品について具体的にでございますが、三郷市備蓄計画に基づき賞味期限の到来が近い食糧品を入れ替えるために、アルファ米、ライスクッキー、乳幼児ミルクを購入する予定でございます。

なお、災害備蓄品の購入に当たっては、アレルギー対応食やおかゆといった高齢者や乳幼児などの要配慮者に配慮した品目を選定しております。

次に、同じページ中段の自主防災組織活動推進事業の1、増額理由はでございますが、公園や公民館などに設置してある155か所の避難場所案内看板について、三郷市屋外広告物条例に沿って破損箇所の点検作業を行っており、その結果、緊急性の高い箇所から修繕を行う費用のためでございます。

次に、2、避難所運営委員会の設置率はでございますが、令和7年度当初、避難所運営委員会は17か所設置されていましたが、新たに早稲田小学校の避難所運営委員会が設置されたため、合計18か所となりました。設置率は指定避難所33か所中18か所の54.5%となります。

以上でございます。

○議長（武居弘治議員） 山本浩文消防長。

〔山本浩文消防長 登壇〕

○消防長（山本浩文） 質疑に順次お答えいたします。

予算書284、285ページ、防火啓発事業の1、住宅用火災警報器の設置状況はどのようなかでございますが、直近で実施した住宅用火災警報器の設置状況調査の結果、本市における設置率は90.5%となっており、令和6年度から1.7%の増加となっております。

2、新しい取組がありますかにつきましては、設置状況調査時に住宅用火災警報器の作動確認をしていない世帯に対して、作動確認を速やかに実施していただくよう、住宅用火災警

報器の維持管理の指導を強化しております。

続きまして、予算書286、287ページ、AED普及推進事業、1、AED設置状況はでございますが、管理しているAEDの設置状況につきましては、市内の公共施設56か所及びコンビニエンスストア34店舗に設置しており、使用時に支障を来さないよう適正な維持管理に努めております。

2、空白地域への対応はでございますが、半径500メートル以内へのAED設置を目標に整備を進めており、現在は市内のほぼ全域を網羅しております。

3、新たな取組はでございますが、心肺停止の状態にある傷病者に対し、救助者がショックボタンを押す際の心理的負担を軽減し、行為への不安やためらいを解消することを目的として、今後はオートショックAED、ボタン操作なしで自動的に電子ショックが実行されるタイプへの更新を予定しております。

続きまして、予算書290、291ページ、消防指令業務共同運用事業、1、事業内容を詳細にでございますが、越谷市消防局、吉川・松伏消防組合消防本部、春日部市消防本部、草加・八潮消防局と共同で指令センターを運用し、119番などの緊急通報を一元的に受理し、部隊編成、出場指定までを行うものでございます。

2、職員などの体制はどうなるのかでございますが、119番通報を受理する指令台10台となり、指令管制員13名の3交代、合計39名を配置するほか、事務や管理業務などを行う日勤者7名と合わせ46名体制で運用してまいります。本市からの出向は、指令管制員5名、日勤者1名の合計6名となります。

3、進捗状況はでございますが、令和8年1月29日より119番回線を共同指令センターに切り換え、現在は仮運用を行っており、今のところ大きな不具合もなく、順調に進んでおります。

また、令和8年4月1日より本格的に運用を開始する予定となっております。

以上でございます。

○議長（武居弘治議員） 深川智加議員。

○9番（深川智加議員） ご答弁ありがとうございます。

それでは、1点、再質疑をいたします。

99ページの市施設営繕事業における北部図書館の大規模改修についてです。

令和8年9月から令和9年6月まで大規模改修を行うということでした。改修後の新たな施設に期待が膨らむ一方で、市民が読書に触れる機会が減ってしまう心配があります。以前、

令和4年度に早稲田図書館の大規模改修が行われた際には、文化会館で臨時窓口が設置され、本の貸し出しや新聞の閲覧ができました。休館時の対応をどう考えているかお答えください。

また、大規模改修後のトイレの洋式化率についてもお答えください。

以上で再質疑を終わります。

○議長（武居弘治議員） 深川智加議員の再質疑に対する答弁を求めます。

妹尾安浩財務部長。

〔妹尾安浩財務部長 登壇〕

○財務部長（妹尾安浩） 再度の質疑にお答えいたします。

予算書98、99ページの北部図書館の大規模改修工事につきまして、工事期間中の利用者対応についてとのご質問かと思えます。工事期間中につきましては、安全を考慮し、休館の対応となるかと存じますが、担当課におきまして市民の利便性を損なわないよう休館中の利用者対応について検討中とのことでございます。

また、改修後のトイレの洋式化率につきましては、改修後は100%となります。

以上でございます。

○議長（武居弘治議員） 以上で深川智加議員の質疑を終わります。

10番、工藤智加子議員。

〔10番 工藤智加子議員 登壇〕

○10番（工藤智加子議員） それでは、議案第21号 令和8年度三郷市一般会計予算について、民生費、衛生費、農林商工費でお尋ねいたします。

初めに、152、153ページ、避難行動要支援者支援事業、対象となる要支援者の実人数と避難行動計画の策定率をお示してください。

計画の策定率を引き上げるための支援策、検討されているのかお答えください。

158、159ページ、生活支援事業の12節、訪問入浴サービス事業につきまして3点ございます。

初めに、増額理由と委託内容の見直しについてご説明ください。

次に、1割自己負担の新設理由と利用料がどのようになるのかお答えください。

3つ目に利用者への負担総額がどのくらい見込まれているのかお示してください。

160、161ページ、障がい者計画等策定推進事業は策定に当たっての基本的考え方と当事者の意見を反映するための対応はどうか伺います。

166、167ページ、緊急通報システム事業費は利用実績と減額の理由、また固定電話の設置

からほかのシステムに見直す検討はされているのかお答えください。

170、171ページ、介護保険利用料補助等事業は18節、介護保険利用助成について、新規申請のかた、利用実績がどうなったのか、また周知方法の更なる充実について検討されているのかお答えください。

178、179ページ、生活困窮者自立支援事業は職員体制と資格取得状況、職員研修などの参加についてお答えください。

また、18節、住居確保給付金の適用条件と実績がどうだったかを伺います。

188、189ページ、中川の郷療育センター運営事業、18節、負担金の増額理由をお答えください。

196ページ、5目保育所費で3点伺います。

初めに、保育所の定員数と入所園児数の見込みがどうなるのか、公立、民間、認定こども園でそれぞれお答えください。

次に、延長保育の実施園と延長時間の詳細についてご説明ください。

最後は、見守りカメラの設置目的についてご説明ください。

202、203ページ、公営児童クラブ運営事業の10節の修繕の増額理由と修繕内容を詳細にご説明ください。

206、207ページ、生活保護事業は現業職員の体制と担当世帯数の見込みがどうなのかお示してください。

また、生活扶助費、医療扶助費などが減額となっている理由をご説明ください。

続きまして、衛生費になります。216、217ページ、産後ケア事業ですが、新規事業を詳細にご説明ください。

また、自己負担額の見直し理由と内容がどうなるのかお答えください。

222、223ページ、合併処理浄化槽転換整備事業の18節、補助金の減額理由と転換整備の実施率がどうなったかをお答えください。

224、225ページ、地球温暖化推進事業、18節、ゼロカーボン推進補助金の減額理由と適用対象がどうなったか詳細にお示してください。

240、241ページ、農業経営生産支援事業は農業者物価高騰対策支援事業の内容につきまして詳細にお答えください。

最後は、246、247ページ、中小企業経営支援事業の18節、がんばろう企業応援事業費補助金の減額理由についてお示してください。

以上で1回目の質疑を終わります。

○議長（武居弘治議員） 工藤智加子議員の質疑に対する答弁を残して、暫時休憩いたします。

休憩 午前11時59分

再開 午後 1時00分

○議長（武居弘治議員） 再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

工藤智加子議員の質疑に対する答弁を求めます。

田中照久福祉部長。

〔田中照久福祉部長 登壇〕

○福祉部長（田中照久） 工藤議員の質疑に順次お答えいたします。

初めに、予算書152、153ページ、避難行動要支援者支援事業の1、対象となる要支援者の実人数と避難行動計画の策定率はでございますが、令和8年2月1日現在の状況を申し上げますと、対象となる避難行動要支援者数は1万248人、個別避難計画作成完了者数は1,248人で策定率は12.18%でございます。

次に、2、策定率を引き上げるための支援策はでございますが、本制度の推進には町会長等連絡会議の機会を通じ、町会長などの方々にご理解とご協力をお願いしているところでございます。

また、市と避難行動要支援者名簿の提供に係る協定を締結している町会等に対して、個別避難計画作成の説明文を送付し、周知を図っているところでございます。

なお、個別に相談のあった町会等には直接訪問し、個別避難計画の作成等についてご説明を申し上げているところでございます。

続きまして、158、159ページ、生活支援事業の委託料、訪問入浴サービス事業、初めに1、増額理由と委託内容の見直しとはでございますが、現在サービス提供事業者への支払いについては利用者の入浴方法にかかわらず、一律1回1万1,200円としておりますが、近隣市の実施状況を踏まえ、利用者が全身浴、シャワー浴を利用する場合には事業者への支払いを1回につき1万3,200円とする見直しを行うため、予算額が増額となったものでございます。

次に、2、1割自己負担の新設理由と利用料はでございますが、訪問入浴サービスは地域生活支援事業に位置づけられており、他の地域生活支援事業については所得に応じ、自己負

担があるため、他のサービスとの権衡を考慮し、所得に応じた自己負担をお願いするものでございます。利用料につきましては、住民税非課税世帯では引き続き利用料はございませんが、課税世帯では全身浴であれば1回の利用料は1,320円でございます。

次に、3、利用者への負担総額の見込みはでございますが、現在課税世帯でこのサービスを利用しているかたは1人でございまして、このかたがサービスの上限を利用した場合、年間負担総額の見込みは4万7,520円となります。

続きまして、160、161ページ、障がい者計画等策定推進事業の障がい者計画等策定業務の1、策定に当たっての基本的な考えはでございますが、計画の策定に当たっては、これまで本市が取り組んできた施策の整理、分析を行い、今後国から示される基本方針や県の動向を踏まえるとともに、市内の障がいがあるかたや障がい福祉サービスを提供する事業者などの意見を参考に、障がい福祉施策の更なる充実が図られるよう、計画策定に取り組んでまいります。

次に、2、当事者の意見を反映するための対応はでございますが、日頃から当事者の生活課題の把握に努めているところではございますが、計画の策定に当たっては障がい者手帳所持者を対象にアンケート調査を実施するとともに、各事業所に出向き、当事者や支援者からの聞き取りを行うなど、直接当事者の声を聞く場を設けてまいります。

続きまして、178、179ページ、生活困窮者自立支援事業の1、職員体制と資格取得状況や研修の実施はでございますが、ふくし総合相談室の今年度の職員体制は正職員4名を配置し、全員に社会福祉主事任用資格があり、そのうち1名は精神保健福祉士の資格を取得しております。このほか、相談員として会計年度任用職員を3名配置し、うち2人は社会福祉士の資格があり、もう1人は社会福祉主事任用資格がございます。職員研修でございますが、毎年県や国などで開催される生活困窮者自立支援事業の従事者用初任者研修やステップアップ研修等に参加しているところでございます。

次に、2、住居確保給付金の適用条件と実績はでございますが、住居確保給付金は家賃補助と転居費用補助がございます。離職や自営業の廃業などの理由で住居を喪失したかた、または住居を喪失するおそれのあるかたを対象として、家賃相当分または転居に関わる費用の一部を支給するとともに、安定した就労ができるよう支援を行う事業でございます。

今年度の実績につきましては、令和8年1月末現在、家賃補助は昨年度からの継続利用が9件、新規が15件となっており、転居費用補助はゼロ件でございます。

続きまして、206、207ページの生活保護事業の初めに1、現業員体制と担当世帯数の見込

みはでございますが、法令等により生活保護の現業員は被保護世帯数80世帯につき1名を配置することが標準とされております。今年度は、現業員、いわゆるケースワーカーを25人配置し、1人当たり約80世帯を担当しております、令和8年度につきましても同程度となる見込みでございます。

次に、2、生活扶助費、医療扶助費などが減額となっている理由でございますが、今年度における各扶助費の執行状況を考慮した上で予算額を減額したものでございます。

以上でございます。

○議長（武居弘治議員） 益子敏幸いきいき健康部長。

〔益子敏幸いきいき健康部長 登壇〕

○いきいき健康部長（益子敏幸） 順次お答えいたします。

予算書166、167ページ、緊急通報システム事業について、1、利用実績と減額理由はでございますが、直近3年度分の利用実績につきましては、令和5年度721名、令和6年度647名、令和7年度は1月末現在620名でございます。

減額理由といたしましては、令和5年度、令和6年度の利用実績及び令和7年度の利用状況を比較し、利用の推移や実績額を考慮し、予算を計上したところでございます。

次に、緊急通報システム見直しの検討はでございますが、緊急通報システムは固定電話回線を利用しているため、携帯電話やスマートフォンでも緊急通報システムを利用できる新たなシステムの検討など、固定電話を持たない利用者のかたに同様のサービスを提供することは必要でありますことから、先進自治体の事例につきまして調査研究をしているところでございます。

続きまして、予算書170、171ページ、介護保険利用料助成等事業の介護保険利用料助成について、1、新規のかたと利用実績はでございますが、直近の実績で申し上げますと、令和6年度利用実人数は3名で新規申請のかたはございません。令和7年度につきましては現時点で利用実績なしとなっております。

次に、2、周知方法の更なる充実についての検討はでございますが、市のホームページ中の「便利なサービス」の項目に助成・手当・補助のページへの掲載に加えまして、被保険者の身近な存在である市内のケアマネジャーに対しても、改めて周知をしたところであり、引き続き普及に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（武居弘治議員） 須賀加奈こども未来部長。

〔須賀加奈こども未来部長 登壇〕

○こども未来部長（須賀加奈） 工藤議員の質疑に順次お答えいたします。

初めに、予算書188、189ページ、中川の郷療育センター運営事業の負担金の増額理由についてでございますが、中川の郷療育センターの運営法人である社会福祉法人東埼玉の施設運営に係る職員人件費支出の増加をはじめ、物価高騰に伴う事業費や施設設備等の維持管理費用の増加など、法人運営に係るランニングコストの上昇によるものでございます。

続きまして、予算書196、197ページ、保育所運営管理事務事業、200ページ、201ページ、民間保育所等運営支援事業、認定こども園運営改善費等支援事業につきまして、順次お答えいたします。

初めに、1、保育所の定員数と入所見込み数はでございますが、令和8年4月1日時点の認可定員数は公立保育所6施設595人、私立保育施設17施設1,610人、認定こども園6施設632人、小規模保育事業8施設145人でございます。2月末現在の入所見込み数につきましては、ゼロ歳児140人、1歳児249人、2歳児78人、3歳児31人、4歳児11人、5歳児4人の合計513人でございます。

次に、2、延長保育の実施園と延長時間の詳細はでございますが、令和8年度の延長保育を実施する予定の園につきましては、認可保育施設等37施設のうち32施設でございます。延長時間の詳細につきましては、午前7時から7時30分まで開設している施設が26施設、午後6時30分から7時まで開設している施設が17施設、午後7時30分まで開設している施設が2施設、午後8時まで開設している施設が13施設でございます。

次に、3、見守りカメラの設置目的はでございますが、外部侵入者への抑止効果、児童のけがやトラブル発生時の事実確認や早期解決など、安全管理体制を強化することを目的として試行的に公立1保育所の各保育室及び外部等に設置するものでございます。

最後に、予算書216、217ページ、産後ケア事業の1、新規事業を詳細にでございますが、従前から実施しております宿泊型及び通所型に加え、新たに助産師等が自宅に訪問する訪問型を開始するものでございます。対象者につきましては、外出が困難なかたや双子の家庭などにも利用していただけるよう、産後1年以内の母子を予定しております。

次に、2、自己負担額の見直しの理由と内容はでございますが、自己負担額につきましては令和2年度の事業開始当初の料金で実施してきたところでございますが、委託料の増額や近隣市町の状況を勘案し、見直しを行うものでございます。

なお、引き続き住民税非課税世帯、生活保護世帯につきましては自己負担の予定はござい

ません。

以上でございます。

○議長（武居弘治議員） 西村美紀学校教育部長。

〔西村美紀学校教育部長 登壇〕

○学校教育部長（西村美紀） 工藤議員の質疑にお答えいたします。

予算書202、203ページ、公営児童クラブ運営事業の1、修繕費増額の理由と修繕内容を詳細にございますが、具体的な修繕内容としましては、近年の夏季における猛暑を鑑み、児童の発熱性疾患や熱中症を予防し、快適な室内環境を確保するため、空調機器の更新を行うものでございます。

また、安全な保育スペースの確保のため、児童クラブ室内の内装及び建具等の修繕を予定しているものでございます。

さらに、その他設備における突発的な故障に対応するための緊急修繕を見込んでいるところでございます。

以上でございます。

○議長（武居弘治議員） 浅井富雄市民生活部長。

〔浅井富雄市民生活部長 登壇〕

○市民生活部長（浅井富雄） 順次お答えいたします。

予算書222、223ページ、合併処理浄化槽転換整備事業の1、減額の理由でございますが、本補助金を活用して合併処理浄化槽に転換したかたの数は、令和4年度は5人、令和5年度は7人、令和6年度は2人、令和7年度は現在まで2人と推移しており、当該補助金の活用件数は減少傾向でございます。

ホームページや「広報みさと」での周知に加えて、対象となる地域にある町会にご協力をいただきチラシを回覧するなど、補助金利用促進に努めております。

しかしながら、今後も活用件数の増加が見込めないことから、これまでの交付実績を基に予算を積算したところでございます。

次に、実施率の推移はにつきましては、令和4年度が36.08%、令和5年度が36.98%、令和6年度が37.99%と毎年微増しております。

続きまして、予算書224、225ページ、地球温暖化対策推進事業の1、ゼロカーボン推進補助金の減額理由と適応対象を詳細についてお答えいたします。

初めに、減額理由でございますが、本補助事業は平成23年度から開始しており、15年経過

したことから、太陽光発電や蓄電システムなどの支援について、近年補助件数の増加が見られないことから、蓄電システムを兼ね備えた電気自動車とプラグインハイブリッド車を対象に絞ったものでございます。

次に、適応対象でございますが、一般社団法人次世代自動車振興センターの補助対象機器に指定された電気自動車、プラグインハイブリッド車で、かつ自動車車検証に三郷市内の本拠が記載があり、住宅への給電・充電機能、いわゆる蓄電システムを備えていることを補助の要件としてございます。

以上でございます。

○議長（武居弘治議員） 小暮勲地域振興部長。

〔小暮 勲地域振興部長 登壇〕

○地域振興部長（小暮 勲） 順次お答えいたします。

予算書240、241ページ、農業経営生産支援事業、1、農業者物価高騰対策支援事業の内容を詳細ににつきましてお答えいたします。

本事業は、国による物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、農業資材等の物価高騰による経営に影響を受けている農業者に対しまして、営農規模に応じて給付金を支給する事業でございます。

給付額につきましては、市内に在住する農業収入が50万円以上の販売農家を対象としまして、農業収入額に応じて5段階に分け、5万円から25万円を給付するものでございます。実施時期につきましては、令和8年4月から12月までを予定しております。

続きまして、予算書246、247ページ、中小企業経営支援事業、がんばろう企業応援事業費補助金の減額理由はでございますが、減額理由については今年度多くの事業者にご利用いただくという趣旨のもと、前年度に補助金を受けた事業者を申請対象外とする、また年度内の同一事業者による複数回申請を制限するという2つの内容で要綱改正を行いました。それに伴いまして、新規事業者への交付件数の維持を前提としまして、予算額の見直しを行ったものでございます。

以上でございます。

○議長（武居弘治議員） 工藤智加子議員。

○10番（工藤智加子議員） それぞれご答弁いただきまして、ありがとうございます。

それでは、幾つか質疑をさせていただきます。

まず、152、153ページの避難行動要支援者支援事業につきましてなんですけれども、策定

率につきましては、この間減少傾向にあります。これまでも、町会長等の皆さんのご協力のもと、計画の策定が進められてきたということは承知しておりますけれども、なかなか策定率上がってきませんよね。ですので、従来のやり方では策定率を上げていくのはなかなか難しいのではないかというふうに思うわけなんですけれども、この個別避難計画の策定につきましては自治体の努力義務というふうにしてございます。

ただ、避難体制を整える仕組みをつくるのは自治体の重要な役割だというふうにもしているわけで、要支援者の方々の避難行動につきましては策定率を引き上げていく工夫を再度検討していただきたいというふうに思うわけなんですけれども、今のお考えをお示ししたいと思います。

それから、158、159ページです。

訪問入浴サービス事業につきましては、かねてから回数を増やしてくださいというふうに要望もしてきているところです。委託料が増えてしまったのは、この間の物価高騰の影響もあって仕方がないんですけれども、回数を増やすということにつきましては検討されなかったのかどうか、このところを再度伺いたいと思います。

それから、170、171ページの介護保険利用料助成等事業についてでございます。これ他市の状況を見ると、圧倒的に三郷市の利用実数が少ないんです。令和7年度で実績ゼロと、どうしてでしょうか。ここをよくよく分析していただきたいというふうに思うんですけれども、吉川市は保険料第1段階が対象になっていて、令和6年度で282人、この事業を利用しているわけです。ですので、ケアマネジャー、事業所の皆さんに再度周知を図るのは当然なんですけれども、実際に困っている人たちのところにこういうサービスがありますよという積極的な周知を図っていただきたいというふうに思うわけなんですけれども、この点についてもお答えをいただきたいというふうに思っています。

それから、196ページ、保育所費の2つ目、延長保育の実施園と延長時間の詳細について了解いたしましたけれども、37施設中32施設、これの5施設は延長保育やっていないという理解でよろしいのでしょうか。5施設ができない理由、やっていない理由、これについてぜひ教えていただきたいのと。

それから、延長保育につきましては障がいを持つお子さんについては実施していないというふうに伺いました。これ正しいのか正しくないのか。もし正しいのであれば、なぜ障がいを理由に延長保育をやらないのか教えていただきたいと思います。障がいを持つ保護者のかたも一生懸命働いているわけですから、そこの支援は必要かというふうに思います。

それから、生活保護事業、206、207ページです。生活扶助費についての減額理由については承知をいたしました。生活扶助費の基準額につきましては平成25年度からずっと減額をされてきて、これに対して当事者の皆様も声を挙げて、最高裁では違法というか、憲法に照らしてですけれどもね、という判決が出ているので、国のほうでは生活扶助費の減額を遡及した形で給付するというような動きがあるようなんですけれども、この辺については三郷市でどのようになるのか伺いたいと思います。

224、225ページです。ゼロカーボンの推進補助金となっているわけなんですけれども、このゼロカーボンに向けての取組は省エネをはじめ、広く市民の皆さんの協力があるからこそだと思えます。それなのに、太陽光や蓄電池、手を挙げるかたが減っているから減らしてよいのでしょうか。EVだとかPHVに絞ってということも分かるんですけれども、これぜひ再検討していただきたいというふうに思います。2030年度まで、ゼロカーボンを推進しようというふうに宣言を上げている三郷市ですから、ここはいろいろ工夫していただきたいというふうに思えます。この辺について部長のお考えをお示しいただきたいと思います。

それから、がんばろうなんですけれども、246、247ページ、中小企業経営支援事業です。これも多くの経営者の皆さんにこの補助金が活用できるようにというのはよく分かります。よく分かりますけれども、中身がすごくいいもので関係者の皆さんから評価が高いんです。これが減額になったのは非常に残念なんですけれども、確認です。2年連続はだめというのは聞きました。複数回も排除するのでしょうか、ちょっとこの辺を詳しくお答えをいただきたいというふうに思います。

以上で終わります。

○議長（武居弘治議員） 工藤智加子議員の再質疑に対する答弁を求めます。

田中照久福祉部長。

〔田中照久福祉部長 登壇〕

○福祉部長（田中照久） 工藤議員の再度の質疑に順次お答えいたします。

初めに、152、153ページ、避難行動要支援者支援事業の策定率を上げる取組を更にとのお話であったかと思えます。

先ほどお話ししたように、取り組んでおるわけですが、個別避難計画の策定には支援者の確保というようなところが難しくなっているのかなという認識をしております。町会の皆様と、更に協力を密にいたしまして、取り組んでまいりたいというふうに考えております。

続きまして、158、159ページ、生活支援事業の訪問入浴サービス事業でございますけれども

も、こちら回数を増やす検討はされたのかと、されなかったのかというような点だったかと思えます。本市では現在、月3回というのを上限としているところでございます。今後、近隣市の状況などを踏まえまして、庁内で研究していきたいというふうに思います。

最後に、206、207ページ、生活保護事業の件でございます。

生活扶助費の最高裁の判決を踏まえた点ということでございます。こちらも追加給付ということでございまして、現在国から説明がございまして、本市では過去にさかのぼった受給者の確認などを行っているところでございます。

また、支給を始める前には生活保護システムの改修が必要となるなど、そんなような準備も必要となってきます。現在、具体的に支給スケジュールをお示しすることは難しいところでございますけれども、本市においてもできる限り早期の追加支給ができるよう準備を進めてまいりたいと思えます。

以上でございます。

○議長（武居弘治議員） 益子敏幸いきいき健康部長。

〔益子敏幸いきいき健康部長 登壇〕

○いきいき健康部長（益子敏幸） 再度の質疑にお答えいたします。

予算書170、171ページ、介護保険利用料助成等事業について、他市に比べましてこの事業の利用者数が少ないが、果たして困っている人に制度が行き渡っているのかどうか、またより周知を図ることについての質問でございました。

利用料の助成につきましては、自治体により要件に違いがあり、また実施をしていないという自治体もあると認識はしてございます。負担軽減の制度としては、高額介護サービス費の給付や施設入所者等に対する補足給付、社会福祉法人等による利用者負担軽減制度などがあり、こうした制度も踏まえ、サービスの利用実態を注視していくこととしてございます。

また、必要なかに情報が行き渡るよう、ホームページへの掲載に続きまして、ケアマネジャーなど関係者のかたにもご協力をいただきながら、引き続き周知に努めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（武居弘治議員） 須賀加奈こども未来部長。

〔須賀加奈こども未来部長 登壇〕

○こども未来部長（須賀加奈） 再度の質疑にお答えいたします。

1点目の延長保育を実施していない理由についてでございますが、保育士の確保等、園の

状況によって実施していない施設があると認識しております。

2点目の障がい児の延長保育につきましては、実施しているものと認識しております。

以上でございます。

○議長（武居弘治議員） 浅井富雄市民生活部長。

〔浅井富雄市民生活部長 登壇〕

○市民生活部長（浅井富雄） 再度の質疑にお答えいたします。

今後の考え方についてという質問であったかと思えます。1問目でもお答えしたとおり、需要が高まりつつある蓄電機能のある電気自動車とプラグインハイブリッドへの補助がより効果的な支援だと考えております。併せて、議員ご指摘のとおり広くゼロカーボンの意義を周知し、創意工夫を凝らした取組を行っていきたいとも考えておりますので、今後ともよろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（武居弘治議員） 小暮勲地域振興部長。

〔小暮 勲地域振興部長 登壇〕

○地域振興部長（小暮 勲） 再度の質疑にお答えをいたします。

がんばろう企業応援事業費補助金の制度において、年度内の複数回の申請についてはどうかというご質問であったかと思えますが、同一年度内の同一事業者の複数回の申請につきましても、対象外とするものでございます。

以上でございます。

○議長（武居弘治議員） 以上で工藤智加子議員の質疑を終わります。

12番、西村寿美枝議員。

〔12番 西村寿美枝議員 登壇〕

○12番（西村寿美枝議員） それでは、議案第21号 令和8年度三郷市一般会計予算、歳出について私から1点質疑をさせていただきます。

予算書223ページをお開きください。

4款衛生費、1項保健衛生費、5目環境衛生費のふるさとの川、水辺の再生事業について質疑をいたします。

この事業において、令和7年度までは12節委託料として環境保全看板設置に20万円ほどの予算が計上されておりましたが、令和8年度予算にはなくなっております。これについて詳細にお伺いいたします。

以上で1回目の質疑を終わります。

○議長（武居弘治議員） 西村寿美枝議員の質疑に対する答弁を求めます。

浅井富雄市民生活部長。

〔浅井富雄市民生活部長 登壇〕

○市民生活部長（浅井富雄） 西村議員の質疑にお答えいたします。

予算書222、223ページをお開きください。

ふるさとの川、水辺の再生事業、1、事業の詳細についてでございますが、環境保全看板設置につきましては、毎年10月に開催される環境ポスターコンクールの受賞作品を転写パネル化し、第二大場川沿いに設置することで、水辺環境保全に対する意識啓発を図る取組でございます。この取組は、設置場所が限定的で周知効果が一部地域にとどまることから、広く様々なかたの目に触れるような事業として今後検討していきたいと考えております。

今後は、受賞作品を市ホームページなどで広く紹介するなど、より多くの市民のかたに周知可能な方法とし、水辺環境保全に対する意識啓発の充実を図ってまいります。

以上でございます。

○議長（武居弘治議員） 西村寿美枝議員。

○12番（西村寿美枝議員） ご答弁ありがとうございました。

環境保全看板設置に対しましては、もっと広く目に触れるような方法で啓発を進めていくといたすということでした。環境ポスターコンクールの受賞作品が掲示されていたんですが、環境ポスターコンクールは市内の多くの企業や団体からも協賛をいただいて、様々な賞を設けていただき、たくさんの児童・生徒が表彰されるすばらしい機会となっております。そのような工夫をして、更なる取組を続けていっていただきたいと思っております。

この環境ポスターコンクールの表彰式は、例年環境フェスタの開催に合わせて行っておりましたが、今回令和8年度の予算の中には環境フェスタ事業が計上されておられません。この環境フェスタ事業と、また環境ポスターコンクールの表彰式について、どのようにされていくのかお伺いいたします。

以上で2回目の質疑を終わります。

○議長（武居弘治議員） 西村寿美枝議員の再質疑に対する答弁を求めます。

浅井富雄市民生活部長。

〔浅井富雄市民生活部長 登壇〕

○市民生活部長（浅井富雄） 再度の質疑にお答えいたします。

環境フェスタ事業につきましては、これまで市と環境行動推進事業実行委員会が共同で実施してまいりましたが、資源循環意識の醸成を図ってきたことを踏まえ、イベント形式ではなく、別の手法で見直したいと考えております。

一方で、同日開催される環境ポスターコンクールにつきましては、児童・生徒が主体的に環境問題について考える貴重な機会であると考えておりますので、創意工夫を図り、引き続き実施してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（武居弘治議員） 以上で西村寿美枝議員の質疑を終わります。

11番、紺野伊久子議員。

〔11番 紺野伊久子議員 登壇〕

○11番（紺野伊久子議員） 令和8年度三郷市一般会計予算から質疑を10項目にわたって行いたいと思います。

252ページ、253ページをご覧ください。款項目は省略させていただきます。

ブロック塀等の安全確保事業について、1、通学路等の安全確保事業ですが、どのくらいまで修繕が進んでいますか。あとどれくらいで終了予定でしょうか、進捗状況をお知らせください。

次、258ページ、259ページ、橋りょう維持事業、橋りょう補修工事の事業の内容はどのような形で内容はどのようなのですか、教えていただきたいと思います。

次、264ページ、265ページです。下第二大場川改修事業についてです。

この事業についての概要や進捗状況についてお知らせください。

次、270、271ページです。地域拠点基盤整備費、フルインター化事業についてです。

スマートインター整備効果調査事業とありますが、どのような調査ですか、内容を教えてください。

次、272ページから273ページです。都市計画道路新和高須線整備事業について、この事業の進捗状況を教えてください。また、今後の見通しは怎么样了、教えてください。

次、280ページから281ページです。市営住宅管理事業について、工事請負費とありますが、場所も含めて内容を詳細に教えてください。

次、298ページから299ページ、会計年度任用職員の人件費について、会計年度任用職員の職種別人数を教えてください。

次、306から307ページです。地域クラブ活動基盤整備について、主な実態と新年度新たに

取組があればお知らせください。

次、310から311ページ、小学校教育用パソコン整備事業について、セキュリティ対策の概要を教えてください。

次、326ページから327ページです。郷土資料館運営管理事業について、三郷村誕生70周年の取組を詳細に教えてください。

以上、第1回目の質疑を終わりにしたいと思います。

○議長（武居弘治議員） 紺野伊久子議員の質疑に対する答弁を求めます。

城津守まちづくり推進部長。

〔城津 守まちづくり推進部長 登壇〕

○まちづくり推進部長（城津 守） 紺野議員の質疑に順次お答えいたします。

初めに、予算書252、253ページ、ブロック塀等の安全確保事業の通学路等の安全確保の進捗状況でございますが、平成30年市内各小学校の通学路を対象に調査を行い、危険と思われるブロック塀等23件を抽出し、除却や修繕などの安全確保を促すため、定期的な物件所有者の戸別訪問を継続した結果、これまでの間に11件、約48%につきまして対応がなされたところでございます。

次に、270、271ページ、地域拠点基盤整備、フルインター化事業のスマートインターチェンジ整備効果調査事業の調査内容についてでございますが、ご質問の事業は国のスマートインターチェンジ整備事業制度実施要綱に基づき、供用後1年経過後にフォローアップを行うもので、インターチェンジを出入りする交通量などの利用状況、周辺道路の渋滞緩和への効果や交通円滑化による走行時間短縮便益等の調査により、整備効果などを検証するものでございます。

以上でございます。

○議長（武居弘治議員） 相馬喜一建設部長。

〔相馬喜一建設部長 登壇〕

○建設部長（相馬喜一） 紺野議員の質疑に順次お答えいたします。

初めに、予算書259ページ下段の橋りょう維持事業についてお答えいたします。

橋りょう補修工事費の事業内容でございますが、令和8年度は新和小学校南側の三郷放水路に架かる酒井橋につきまして塗装の塗り替えなどの補修工事を実施する予定でございます。

続きまして、予算書265ページ上段の下第二大場川改修事業についてお答えいたします。

事業の概要と進捗状況でございますが、下第二大場川は全長約4キロメートルの河川で、

現在の改修率は約45%でございます。令和8年度は、戸ヶ崎三丁目付近の二郷半水路合流部において工事を予定しており、今後上流側につきましても河川形態などを踏まえながら改修を進めていく予定でございます。

続きまして、予算書の273ページ、上段の都市計画道路新和高須線整備事業についてお答えいたします。

事業の進捗状況と今後の見通しでございますが、三郷放水路から横堀橋通り付近までの未整備区間につきましては、南側から順次整備を進めております。令和8年度は、新和三丁目バス停南側付近におきまして道路整備工事を実施する予定でございます。

今後も、引き続き用地取得及び道路整備工事を計画的に進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（武居弘治議員） 妹尾安浩財務部長。

〔妹尾安浩財務部長 登壇〕

○財務部長（妹尾安浩） 紺野議員の質疑にお答えいたします。

280、281ページ、市営住宅管理事業の14節工事請負費とあるが、場所も含めて内容を詳細にでございますが、工事対象は半田に所在する武蔵野団地1号棟でございます。工事内容といたしましては、屋上防水改修工事及び外壁塗装改修工事となります。工事スケジュールにつきましては、令和8年11月に工事を着工し、令和9年1月に竣工する予定でございます。

なお、同所に所在いたします武蔵野団地2号棟と3号棟につきましては、令和9年度以降に実施を予定しているところでございます。

以上でございます。

○議長（武居弘治議員） 西村美紀学校教育部長。

〔西村美紀学校教育部長 登壇〕

○学校教育部長（西村美紀） 順次お答えいたします。

初めに、予算書298、299ページ、会計年度任用職員人件費の1、会計年度任用職員の職種別人数を教えてくださいでございますが、学校教育部では事務局費で賄う会計年度任用職員として82名を予定しております。その内訳でございますが、一般事務で4名、教育指導員4名、おもしろ遊学館専門指導員2名、教育相談室の専任教育相談員11名、部活動地域移行サポート1名、中学校に配置しているさわやか相談員8名、代替教員として48名、うち補助教員14名、学校司書2名、学校関係看護師2名となります。

続きまして、予算書306、307ページ、地域クラブ活動整備事業の1、主な実態と新年度新たに取り組があればお知らせくださいでございますが、2つの活動を実施しております。1つは、拠点校部活動でございます。早稲田中学校を拠点校として、サッカー部と剣道部を開設し、早稲田中学校以外の5校の生徒が参加しております。

2つ目は、地域クラブ活動でございます。陸上競技、卓球に加え、令和7年度は生徒アンケートにおいて希望が多かったサッカーを試行的に実施しております。令和8年度は、サッカーを本格実施してまいります。

なお、地域クラブ参加登録者数は合わせて220名程度でございます。このような拠点校部活動、地域クラブ活動を合わせた指導者は34名となっております。引き続き、事業拡大に努めてまいります。

続きまして、予算書310、311ページ、小学校教育用パソコン整備事業、セキュリティの対策の概要についてお答えします。

ネットワークを利用した通信の暗号化や外部機器の接続防止など、外部からの不正アクセスに対して、今まで以上に防止強化ができる機器への交換でございます。

以上でございます。

○議長（武居弘治議員） 横田隆宏生涯学習部長。

〔横田隆宏生涯学習部長 登壇〕

○生涯学習部長（横田隆宏） 紺野議員の質疑にお答えいたします。

326、327ページ、郷土資料館運営管理事業、1、三郷村誕生70周年の取組を詳細に教えてくださいについてでございますが、三郷村が誕生して70周年という節目を迎えることは、郷土の歩みを再確認し、次世代へつなぐ上で意義深いものであると認識しております。これを記念し、郷土資料館におきまして令和7年度に補修が完了した彦成村の古地図をはじめとする市史資料を展示公開するなど、三郷の歴史を振り返る機会を創出する事業を実施してまいります。

以上でございます。

○議長（武居弘治議員） 紺野伊久子議員。

○11番（紺野伊久子議員） 丁寧なご答弁ありがとうございました。

1点だけ、最後の郷土資料館の運営事業についてです。

70周年ということで、三郷市全体の予算の重要な主な項目の中にも上がっていると思うんですけども、予算がほとんど増えていない状態で、具体的にこのイベントとか、こどもた

ちにどのような企画を提供するのか、今のところで考えていることをお知らせいただければ
と思っていますので、よろしくをお願いします。

○議長（武居弘治議員） 紺野伊久子議員の再質疑に対する答弁を求めます。

横田隆宏生涯学習部長。

〔横田隆宏生涯学習部長 登壇〕

○生涯学習部長（横田隆宏） 再度の質疑にお答えいたします。

三郷の70周年記念事業の内容の充実について、ご質疑があったかと存じます。

事業の公開につきましては、創意工夫を凝らし、展示について広く多くの市民にご覧いた
だけるよう内容を検討しながら、充実に努めてまいりたいと存じます。

以上でございます。

○議長（武居弘治議員） 以上で、紺野伊久子議員の質疑を終わります。

以上で、通告による歳出の質疑は終わりました。

これにて議案第21号に対する質疑を終結いたします。

◎議案第21号の委員会付託

○議長（武居弘治議員） 日程第10、これより議案第21号の委員会付託を行います。

議案第21号につきましては、皆様のお手元に配付いたしてあります議案付託表のとおり、
それぞれの所管の常任委員会へ付託をいたします。

◎散会の宣告

○議長（武居弘治議員） 以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

これにて本日は散会いたします。

散会 午後 2時00分

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（武居弘治議員） おはようございます。ただいまから令和8年3月三郷市議会定例会第8日目の会議を開きます。

ただいまの出席議員は23名であります。定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（武居弘治議員） この際、諸般の報告を行います。

本日の議事日程につきましては、皆様のお手元に配付してあるとおりでございます。

以上で諸般の報告を終わります。

◎議案第22号～議案第26号の質疑

○議長（武居弘治議員） 日程第1、これより議案第22号から議案第26号までに対する質疑を行います。

質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

11番、紺野伊久子議員。

〔11番 紺野伊久子議員 登壇〕

○11番（紺野伊久子議員） おはようございます。

議案第25号 令和8年度三郷市上水道事業特別会計予算について質疑します。

507ページをご覧ください。款項目は省略させていただきます。

老朽管布設替工事について。

1、老朽管布設替工事は1億円ほど増えていますが、内容を教えてください。耐震化率の見込みはどうなりますか。

次、507ページ、北部浄水場内設備耐震化及び更新工事について。

1、北部浄水場内設備耐震化及び更新工事は、内容やスケジュールなど詳細に教えてください。

議案第26号 令和8年度三郷市公共下水道事業特別会計予算について。

541ページ、汚水幹線及び枝線築造工事費について。

1、汚水幹線及び枝線築造工事費については、4,000万円ほど減額になっていますが、その理由を教えてください。

2、下水の水洗化率、耐震化率、普及率はどうなりますか、教えてください。

541ページ、設備更新工事費について。

1、どこのどのような工事になりますか、お知らせください。

541ページ、負担金について。

負担金が増額になっていますが、その理由と今後の見通しはどうなっていますか、教えてください。

以上、1回目の質疑を終わりにします。

○議長（武居弘治議員） 紺野伊久子議員の質疑に対する答弁を求めます。

浮田勝之水道部長。

〔浮田勝之水道部長 登壇〕

○水道部長（浮田勝之） 紺野議員の質疑に順次お答えいたします。

初めに、予算書507ページ、老朽管布設替工事の内容はでございますが、早稲田地区の配水管布設替えが約2キロメートル、石綿セメント管の布設替えが約1キロメートルなどを予定しております。

管路の耐震化率の見込みはにつきましては、令和8年度末で46.9%になる見込みでございます。

次に、北部浄水場内設備耐震化及び更新工事の内容やスケジュールはでございますが、令和8年度におきましては、北部浄水場監視制御設備更新工事と、北部浄水場着水井・塩素混和池等耐震補強工事の2件の工事を行ってまいります。

北部浄水場監視制御設備更新工事につきましては、令和7年度に監視制御機器類の製作を工場にて開始し、令和8年度にその製作した機器類を監視室等に設置するものでございます。

北部浄水場着水井・塩素混和池等耐震補強工事につきましては、令和8年度に躯体や配管の耐震補強工事等を行い、令和9年度に屋根防水改修工事等を行う予定でございます。

以上でございます。

○議長（武居弘治議員） 相馬喜一建設部長。

〔相馬喜一建設部長 登壇〕

○建設部長（相馬喜一） 議案第26号 令和8年度三郷市公共下水道事業特別会計予算につきまして、紺野議員の質疑に順次お答えいたします。

初めに、予算書541ページ、1目管渠費のうち中段の1、汚水幹線及び枝線築造工事費が4,000万円減額となった理由でございますが、令和8年度の整備面積は令和7年度より約2.3ヘクタール減少するため、工事費が減額となっております。

次に、2、水洗化率、耐震化率、普及率でございますが、令和7年度末時点の水洗化率は約90.5%となる見込みで、令和8年度もおおむね例年並みの増加が見込まれております。

次に、耐震化率でございますが、令和7年度末時点の耐震化率は、約72.9%となる見込みでございます。令和8年度は、耐震化された污水管布設工事の新規整備分などの追加により、約73.2%となる見込みでございます。

次に、普及率でございますが、令和7年度末時点の普及率は、約89.8%となる見込みでございます。令和8年度もおおむね例年並みの増加となる見込みでございます。

続きまして、同じく541ページ下段の2目ポンプ場費のうち、設備更新工事の場所と工事内容でございますが、早稲田四丁目でございます早稲田中継ポンプ場におきまして、ストックマネジメント計画に基づき、ポンプ場内にある流入ゲートの更新工事を予定しております。

続きまして、1つ下の3目流域下水道事業費の負担金において、負担金が増額になっている理由と今後の見通しでございますが、この負担金は埼玉県が実施する中川流域下水道内における建設事業費のうち、三郷市負担分の建設負担金でございます。

令和8年度は八潮市で発生した道路陥没事故を受け、埼玉県が流域下水道施設の点検や老朽化対策などを増額して実施することにより、三郷市の負担金も増額となるものでございます。

今後の見通しでございますが、県が下水道施設の老朽化対策などの推進に伴い、負担金も増加傾向にあると見込んでおります。

以上でございます。

○議長（武居弘治議員） 以上で紺野伊久子議員の質疑を終わります。

10番、工藤智加子議員。

〔10番 工藤智加子議員 登壇〕

○10番（工藤智加子議員） それでは議案第23号 令和8年度三郷市介護保険特別会計予算につきまして、2点伺います。

442、443ページ、1款介護保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料ですが、保険料の段階別見込み数と割合についてお答えいただきたいと思います。

続きまして、450、451ページの1款総務費、3項介護認定費、1目介護認定費の介護認定事務につきましては、要介護度別の認定者数の見込みと、認定審査期間の30日以内で認定を受けた実施率がどうなっているか伺います。

続きまして、議案第24号 令和8年度三郷市後期高齢者特別会計予算につきまして伺います。

488、489ページです。

1款1目後期高齢者医療保険料について3点伺います。

初めに、保険料の改定がこの年度行われますが、内容を詳細にご説明ください。

次に、改定後の平均保険料額がどのようになるのかお答えください。

3つ目は、被保険者の負担額、総額でどのくらい見込んでいるのかお示してください。

以上で1回目の質疑を終わります。

○議長（武居弘治議員） 工藤智加子議員の質疑に対する答弁を求めます。

益子敏幸いきいき健康部長。

〔益子敏幸いきいき健康部長 登壇〕

○いきいき健康部長（益子敏幸） 工藤議員の質疑に順次お答えいたします。

予算書442、443ページ、議案第23号 令和8年度三郷市介護保険特別会計予算の1目第1号被保険者保険料についての1、保険料段階別見込み数と割合はでございますが、見込み数、割合の順番にお答えいたしますと、第1段階6,873人、17.7%、第2段階3,083人、7.9%、第3段階2,616人、6.7%、第4段階4,976人、12.8%、第5段階4,934人、12.7%、第6段階4,762人、12.3%、第7段階5,633人、14.5%、第8段階2,764人、7.1%、第9段階、1,200人、3.1%、第10段階555人、1.4%、第11段階328人、0.8%、第12段階216人、0.6%、第13段階145人、0.4%、第14段階215人、0.6%、第15段階554人、1.4%と見込んでおり、合計見込み数は3万8,854人となっております。

続きまして、予算書450、451ページ、1目介護認定費の介護認定事務について、1、要介護度別認定者数の見込みはございますが、第1号被保険者で、要支援1、1,079人、要支援2、970人、要介護1、1,814人、要介護2、1,103人、要介護3、924人、要介護4、856人、

要介護5、628人、合計7,374人としております。

次に、2、認定審査期間30日以内の実施率はでございますが、令和6年度実績では4,872件の申請に対し、30日以内に完了した件数は545件で、割合は11.2%となっております。

続きまして、予算書488、489ページ、議案第24号 令和8年度三郷市後期高齢者医療特別会計予算の1目後期高齢者医療保険料について。

1、保険料の改定内容を詳細にでございますが、後期高齢者医療の保険料は2年ごとに見直すこととされており、令和8年度は見直しと併せ、子ども・子育て支援納付金分が新設されてございます。

令和8年度の保険料率でございますが、従来の保険料分につきましては、均等割額は改定前の4万5,930円から5万2,370円に、所得割率は9.03%から9.49%に、賦課限度額は80万円から85万円にそれぞれ改定となります。

また、新設される子ども・子育て支援納付金分につきましては、均等割額が1,330円、所得割率が0.25%、賦課限度額が2万1,000円でございます。合計いたしますと、保険料全体で均等割額が5万3,700円、所得割率が9.74%、賦課限度額が87万1,000円となります。

次に、2、改定後の平均保険料額の見込みはにつきましては、1人当たりの平均保険料額は9万9,152円でございます。

最後に、3、被保険者の負担額の総額はにつきましては、現年度分の保険料の総額は22億5,105万1,000円で、令和7年度予算と比較いたしますと、3億575万5,000円の増額となります。

以上でございます。

○議長（武居弘治議員） 工藤智加子議員。

○10番（工藤智加子議員） ご答弁ありがとうございました。それでは再質疑をさせていただきます。

まず、介護保険の特別会計予算のほうでございますが、第1号被保険料の滞納者についてなんですけれども、1年以上滞納したかたのペナルティがございまして、サービス利用料を一旦全額事業者を支払わなければならないということですね。償還払いで戻ってくることは戻ってくるんですけれども、こうしたペナルティを受けているかたの人数、これを先ほどお示しました保険料所得段階別でどうなっているのか、お示しいただきたいと思います。

それから、認定費のほうなんですけれども、11.2%は非常に低いですね。実際にこのプランを作成するに当たっては、段階別の支給限度額というのがございまして、その支給限度額

の枠内で必要なサービスを提供していくというプランをケアマネジャーさんが作らなければいけないわけなんですけれども、認定がはっきりしないとどれくらいサービスが利用できるのかということが非常に難しくなるわけですね。

ですので、一応暫定プランを作成して、何といたしますか、見切り発車みたいにサービスを利用するんですけれども、蓋を開けてみたら、利用料がこうなったとかあんなったとか、サービスがここまでしか利用できないということは、非常にそのご家族や利用者さんに負担になるわけですね。

ですので、できればこの30日以内の認定審査結果、ぜひ実施率を引き上げていただきたいというふうに思うわけなんですけれども、この点についてはどのようにお考えになっているのかお答えいただきたいと思います。

それから、後期高齢者医療保険料についてなんですけれども、2年ごとの改定ということですので、医療費の総額が、医療の進歩、治療の進歩に合わせて医療費全体が膨らんでしまうというのはいしょうがないなというふうに思うんですが、高齢者の皆さんにとってはこの保険料の値上げは本当に負担になっていくのではないかなというふうに思います。

現に、払いたくても払えない方々がいらっしゃると思うんですけれども、滞納者の人数、把握されていれば直近の人数でお示しいただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（武居弘治議員） 工藤智加子議員の再質疑に対する答弁を求めます。

益子敏幸いきいき健康部長。

〔益子敏幸いきいき健康部長 登壇〕

○いきいき健康部長（益子敏幸） 工藤議員の再度の質疑にお答えいたします。

3点の再質疑でございました。

1点目は、議案第23号 令和8年度三郷市介護保険特別会計予算の第1号被保険者の保険料について、ペナルティ、給付制限を受けているかたの人数を段階別でというご質疑でございました。

給付制限を受けているかたの人数は、令和8年1月現在で申し上げますと、第1段階が11人、第3段階が1人、第4段階が10人、第5段階が1人、第7段階が2人、合計25人です。

続きまして、認定審査期間の30日以内の実施率を引き上げることに関しての見解はというご質疑でございました。

現在、介護認定審査会の合議体は、これまでの7合議体から8合議体に増やすとともに、認定調査に係る委託先の拡充や、委託件数を増やすなどの取組を行っているところでございます。申請件数の増加もあり、認定調査期間の大幅な短縮にはなかなか至っていない状況ではありますが、引き続き取り組んでまいります。

最後に、議案第24号 令和8年度三郷市後期高齢者医療特別会計予算の後期高齢者医療保険料に关しましての滞納者の人数はというご質問でございました。令和8年1月末時点での滞納者数は461人でございます。

以上でございます。

○議長（武居弘治議員） 以上で工藤智加子議員の質疑を終わります。

9番、深川智加議員。

〔9番 深川智加議員 登壇〕

○9番（深川智加議員） それでは、議案第22号 令和8年度三郷市国民健康保険特別会計予算について質疑をいたします。なお、款項目を省略して伺います。

まず、歳入397ページ、国民健康保険税についてです。

被保険者数と前年度比でどうなるのか。また、減少となる主な要因をお答えください。調定額の1人当たりの平均額と、前年度の比較でどうなるか、お示しください。滞納繰越分の内訳と、子ども・子育て支援金の制度の今後の見通しをお答えください。

401ページ、その他一般会計繰入金の1人分の平均繰入額の見込みと推移はどうなるのかお示しください。

405ページ、歳出、一般管理費についてです。マイナ保険証の登録状況と割合、登録解除の状況を伺います。

資格確認書を一律に発行することについての考えはどのようなか、お答えください。

409ページ、高額療養費の見直し内容はどのようなか伺います。

413ページ、特定健康診査等実施率向上事業については、事業内容の詳細、受診率の推移と見込み、また新しい取組についてお答えください。

最後に、415ページ、人間ドック受診費用助成事業の増額理由をお答えください。

以上で1回目の質疑を終わります。

○議長（武居弘治議員） 深川智加議員の質疑に対する答弁を求めます。

益子敏幸いきいき健康部長。

〔益子敏幸いきいき健康部長 登壇〕

〇いきいき健康部長（益子敏幸） 議案第22号 令和8年度三郷市国民健康保険特別会計予算についての深川議員の質疑に順次お答えいたします。

初めに、予算書396、397ページ、国民健康保険税について、1、被保険者数と前年比でどうなるのか。減少となる主な要因はでございますが、令和8年度の被保険者数につきましては、2万2,500人と推計しており、令和7年度と比べますと、約1,000人の減を見込んでおります。

減少となる主な要因につきましては、被用者保険の適用拡大や、75歳到達による後期高齢者医療保険制度への移行によるものでございます。

次に、2、調定額1人当たりの平均額と前年度の比較でどうなるかでございますが、1人当たりの平均調定額につきましては、15万7,026円と推計しており、令和7年度と比べまして、2万2,101円の増額となっております。

次に、3、滞納繰越分の内訳はでございますが、令和8年1月末時点における滞納繰越分の内訳といたしまして、令和6年度分が1,500世帯、約1億1,100万円、令和5年度分が1,223世帯、約7,800万円、令和4年度分が915世帯、約3,600万円、令和2年度以前分が1,450世帯、約8,200万円となっております。

次に、4、子ども・子育て支援金の制度の今後の見通しはでございますが、本制度におきましては、少子化対策の財源として、国において令和8年度から令和10年度までの3か年をかけて、納付金額を段階的に増額していくものとなっておりますことから、必要な財源が確保できるよう適切な税率を設定してまいりたいと考えております。

続きまして、予算書400、401ページ、1目一般会計繰入金のその他一般会計繰入金の1、1人分の平均繰入額の見込みと推移はどうなるのかでございますが、令和8年度の1人当たりの繰入見込額は8,778円でございます。

直近の推移といたしましては、令和5年度は1万7,761円、令和6年度は2万1,232円、令和7年度は2万4,376円となっております。

次に、予算書404、405ページ、一般管理費について、1、マイナ保険証の登録状況と割合、登録解除の状況はでございますが、令和8年1月末時点の被保険者2万3,530名におけるマイナ保険証利用登録者数は、1万5,612名となっており、登録割合は66.3%となっております。

登録解除の状況につきましては、454名が登録解除となっており、内訳は、申請によるものが158件、マイナンバーカードの各種有効期限から一定期間経過によるものが260件、マイ

ナンバーカードを自主的に返納したものが36件となっております。

次に、2、資格確認書を一律に発行することについての考えはでございますが、国は資格確認書の交付対象者の範囲は自治体の判断とする一方、国民健康保険では、一律に交付する必要があるとは考えていないとの見解を示しているところでございます。

本市といたしましては、国の動向なども注視しつつ、法令等に沿った事務手続を実施してまいります。

次に、予算書408、409ページ、1目高額療養費の1、高額療養費の見直し内容はございますが、令和7年12月に厚生労働省から示された見直し案では、令和8年8月からの実施を見据え、1人当たり医療費の伸びを念頭に置いた月ごとや、70歳以上の外来特例の自己負担限度額の引上げなどが盛り込まれております。

また、長期療養者に対する配慮としましては、多数回該当の据置きや自己負担の年間上限を新設、低所得者に対する多数回該当の上限額の引下げなどのセーフティネット機能を強化する内容も盛り込まれている内容となっております。

次に、予算書412、413ページ、1目保健衛生普及費の特定健康診査等実施率向上事業の1、事業内容の詳細をでございますが、特定健康診査の受診率向上に関する取組につきましては、未受診者へ受診勧奨通知の送付及び携帯電話のショートメッセージサービスを利用した受診勧奨など、複数回の受診勧奨を実施する予定でございます。

次に、2、受診率の推移と見込みはでございますが、令和5年度の特定健康診査の受診率は37.2%、令和6年度の受診率は1.6ポイント増加して、38.8%でございました。

令和7年度の受診率については、令和8年2月26日時点の速報値で36.3%となっており、同年同時期と比べまして、プラス1.8ポイント増となっております。

次に、3、新しい取組はでございますが、令和7年度から民間事業者の提案を採用するプロポーザル方式で事業者を選定し、特定健康診査の受診勧奨業務を実施してまいりました。

取組内容といたしましては、AIでのデータ分析による健康意識や受診歴などでグループ分けを行い、グループごとに受診勧奨効果の高い通知内容を作成し、勧奨通知を送付しております。

令和8年度からは、40歳代、50歳代の受診率向上に特化した勧奨通知を新たに送付する予定です。引き続き受診率の向上に努め、市民の健康寿命の延伸を目指してまいります。

次に、予算書414、415ページ、2目疾病予防費の人間ドック受診費用助成事業の1、増額理由はでございますが、令和7年度から助成金額を2万円から2万5,000円に引き上げた効

果もあり、申請件数が昨年度から増加しており、令和7年度の支給実績を踏まえ、増額しているものでございます。

以上でございます。

○議長（武居弘治議員） 深川智加議員。

○9番（深川智加議員） それでは、再質疑を行います。

ご答弁ありがとうございました。まず、その他一般会計繰入金についてなんですけれども、1人分の平均繰入額について、令和8年度は8,778円と先ほど答弁されていましたが、大幅に減少されました。3年連続の国民健康保険税の値上げが行われようとしています、物価高で苦しむ加入者をさらに追い詰めるものではないでしょうか。一般会計からの法定外繰入れを引き続き行い、加入者の負担軽減を行うべきだと考えますが、今後について本市の考えを伺います。

次に、資格確認書一律発行についてです。

マイナ保険証をお持ちでないかたへの資格確認書の有効期限は最長で1年間、8月1日から7月31日までですが、2026年8月からの資格確認書は、申請不要で送られるということでしょうか。念のため確認させてください。

最後に、特定健康診査等実施率向上事業について伺います。

三郷市国保加入者の40歳から74歳のかたで、令和7年度の市の特定健診を受診していないかたへ、健診結果提供を促すために、本市では特典をつけてご協力をお願いしていますが、受診率を上げるための重要な取組だと考えますが、この取組は継続されるのでしょうか。

以上をお聞きしまして、再質疑を終わります。

○議長（武居弘治議員） 深川智加議員の再質疑に対する答弁を求めます。

益子敏幸いきいき健康部長。

〔益子敏幸いきいき健康部長 登壇〕

○いきいき健康部長（益子敏幸） 深川議員の再度の質疑にお答えいたします。

初めに、議案第22号 令和8年度三郷市国民健康保険特別会計予算のその他一般会計繰入金に関し、今後についての繰入金の見通しはというご質疑でございました。

一般会計繰入金につきましては、現在、埼玉県国民健康保険税の準統一、またひいてはその先の統一に向けまして、一般会計の繰入金を解消するようという方針が示されておりますことから、引き続き、被保険者のかたの急激な負担とならないように、保険税に関しましては取り組んでまいりたいと考えてございます。

続きまして、同じく国民健康保険特別会計予算の資格確認書の発行に関して、必要なかたには申請が不要なのかというご質疑でございました。資格確認書につきまして、該当するかたに関しましての更新は本人からの申請は不要でございます。

最後に、同じく国民健康保険特別会計予算の特定健康診査につきまして、特定健診をご自身で受けていた場合にこちらに健診の結果を提供していただくことによるインセンティブを引き続き行うかどうかというご質疑でございました。こちらにつきましては、引き続き、令和8年度も取り組んでまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（武居弘治議員） 以上で深川智加議員の質疑を終わります。

これにて議案第22号から議案第26号までに対する質疑を終結いたします。

◎議案第22号～議案第26号の委員会付託

○議長（武居弘治議員） 日程第2、これより議案第22号から議案第26号までの委員会付託を行います。

議案第22号から議案第26号までにつきましては、皆様のお手元に配付いたしてあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会へ付託をいたします。

◎諮問第1号の質疑

○議長（武居弘治議員） 日程第3、これより諮問第1号に対する質疑を行います。

質疑の通告がありません。

これにて諮問第1号に対する質疑を終結いたします。

◎諮問第1号の委員会付託省略

○議長（武居弘治議員） お諮りいたします。

諮問第1号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（武居弘治議員） ご異議なしと認めます。

よって、諮問第1号につきましては、委員会付託を省略することに決しました。

◎諮問第1号の討論・採決

○議長（武居弘治議員） 日程第4、これより諮問第1号に対する討論・採決を行います。

お諮りいたします。

諮問第1号につきましては、人事案件につき討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（武居弘治議員） ご異議なしと認めます。

よって、諮問第1号につきましては、討論を省略することに決しました。

採決を行います。

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、本案を原案のとおり適任とすることに賛成の皆様の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（武居弘治議員） 起立全員であります。

よって、諮問第1号は原案のとおり適任とすることに決しました。

◎散会の宣告

○議長（武居弘治議員） 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

これにて本日は散会いたします。

散会 午前10時45分

開議 午前10時35分

◎開議の宣告

○議長（武居弘治議員） おはようございます。ただいまから令和8年3月三郷市議会定例会第16日目の会議を開きます。

ただいまの出席議員は23名であります。定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（武居弘治議員） この際、諸般の報告を行います。

本日の議事日程につきましては、皆様のお手元に配付してあるとおりでございます。

次に、各常任委員長から委員会審査報告書が提出され、審査結果につきましては、こちらもお皆様のお手元に配付してあるとおりでございます。

また、新たに陳情1件を受理してございます。こちらもお皆様のお手元に配付してございます。

また、本日は平成23年に東日本大震災が発生した日です。東日本大震災で犠牲となられました方々のご冥福をお祈りするために、地震発生時刻である午後2時46分から1分間の黙禱をお願いいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

◎議案第3号～議案第18号の委員会審査報告

○議長（武居弘治議員） 日程第1、これより議案第3号から議案第18号までの委員会審査報告を行います。

議案第3号から議案第7号まで及び議案第17号の委員長報告を求めます。

総務常任委員長、柳瀬勝彦議員。

〔総務常任委員長 柳瀬勝彦議員 登壇〕

○総務常任委員長（柳瀬勝彦議員） おはようございます。ご報告いたします。

去る3月2日、3日の本会議において、総務常任委員会に付託されました議案に対する審査の概要と結果について、順次報告申し上げます。

本委員会は3月4日、5日の2日間、第1委員会室において全委員及び執行部、並びに議会事務局職員出席のもと開催いたしました。

それでは、議案第3号 製造請負変更契約の締結についてご報告をいたします。

執行部の説明後、質疑に入りましたが、さしたる質疑なく、これを終結し、討論を求めたところ討論なく、採決の結果、全委員賛成。

よって、議案第3号については原案を可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第4号 職員の給与に関する条例等の一部改正についてご報告いたします。

執行部の説明を了承し、討論を求めたところ、工藤委員から賛成討論がありました。

討論を終結し、採決の結果、全委員賛成。

よって、議案第4号については原案を可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第5号 市長及び副市長の給与等に関する条例及び三郷市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正についてご報告をいたします。

執行部の説明後、質疑に入りましたが、さしたる質疑なく、これを終結し、討論を求めたところ、工藤委員から反対討論がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数。

よって、議案第5号については原案を可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第6号 みんなの防災プラザみさと設置及び管理条例の制定についてご報告をいたします。

執行部の説明後、質疑に入り、災害発生時における市と施設管理者との役割分担はに対し、市が主導し、対応に当たるとのことでした。

以上で質疑を終結し、討論を求めたところ、工藤委員から賛成討論がありました。

討論を終結し、採決の結果、全委員賛成。

よって、議案第6号については原案を可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第7号 三郷市都市計画税条例の一部改正についてご報告いたします。

執行部の説明後、質疑に入り、土地区画整理事業の進捗により固定資産税の収入が増加し、

一方で実質賃金の上昇が厳しい現状において、税率改定の必要性及び市民への周知はに対し、扶助費の増加を主な原因とし、経常収支比率が100%を超え、今後も同様の傾向が続くものと見込まれる。一方、都市計画事業は継続的に進める必要があることから、都市計画税の税率を改定し、目的税として収入を確保することが重要であると考え。今後の市民への周知については、社会情勢を踏まえつつ、都市計画事業の必要性を丁寧に説明し、十分な理解をいただいた上で、令和9年度からの課税を進めたいとのことでした。

以上で質疑を終結し、討論を求めたところ、工藤委員から反対討論がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数。

よって、議案第7号については原案を可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第17号 三郷市火災予防条例の一部改正についてご報告いたします。

執行部の説明後、質疑に入りましたが、さしたる質疑なく、これを終結し、討論を求めたところ、工藤委員から賛成討論がありました。

討論を終結し、採決の結果、全委員賛成。

よって、議案第17号については原案を可決すべきものと決しました。

以上で1回目の報告を終わります。

○議長（武居弘治議員） 議案第8号から議案第12号までの委員長報告を求めます。

健康福祉常任委員長、寺沢美紗議員。

〔健康福祉常任委員長 寺沢美紗議員 登壇〕

○健康福祉常任委員長（寺沢美紗議員） ご報告いたします。

去る3月2日、3月3日の本会議において、健康福祉常任委員会に付託されました議案に対する審査の概要と結果について、順次ご報告申し上げます。

本委員会は3月4日、5日の2日間、第2委員会室において全委員及び執行部、並びに議会事務局職員出席のもと、開催いたしました。

それでは、議案第8号 三郷市国民健康保険税条例の一部改正についてご報告いたします。

執行部の説明後、質疑に入り、令和8年度から子ども・子育て支援金分が国民健康保険税に加わるわけだが、その支援金はどのように扱われていくのかに対して、各保険者から集められた支援金は、都道府県を通じて国に集約され、その後、市町村の子ども・子育て施策の財源として国から交付されるとのことでした。

以上で質疑を終結し、討論を求めたところ、紺野委員より反対討論がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数。

よって、議案第8号については原案を可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第9号 三郷市介護保険条例の一部改正についてご報告いたします。

執行部の説明後、質疑に入りましたが、さしたる質疑なく、これを終結し、討論を求めたところ討論なく、採決の結果、全委員賛成。

よって、議案第9号については原案を可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第10号 三郷市重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部改正についてご報告いたします。

執行部の説明後、質疑に入りましたが、さしたる質疑なく、これを終結し、討論を求めたところ討論なく、採決の結果、全委員賛成。

よって、議案第10号については原案を可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第11号 三郷市地域型保育事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正についてご報告いたします。

執行部の説明後、質疑に入りましたが、さしたる質疑なく、これを終結し、討論を求めたところ討論なく、採決の結果、全委員賛成。

よって、議案第11号については原案を可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第12号 三郷市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正についてご報告いたします。

執行部の説明後、質疑に入り、在園児の保育に影響が出ないように環境整備はどのようにされているのかに対して、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の利用者には専用室を設けて保育を行い、通常保育に影響がないように人員配置を検討しているとのことでした。

以上で質疑を終結し、討論を求めたところ討論なく、採決の結果、全委員賛成。

よって、議案第12号については原案を可決すべきものと決しました。

これにて1回目の報告を終わります。

○議長（武居弘治議員） 議案第13号から議案第16号までの委員長報告を求めます。

建設水道常任委員長、鳴海和美議員。

〔建設水道常任委員長 鳴海和美議員 登壇〕

○建設水道常任委員長（鳴海和美議員） ご報告申し上げます。

去る3月2日、3日の本会議において、建設水道常任委員会に付託されました議案に対する審査の概要と結果について、順次ご報告申し上げます。

本委員会は3月4日、5日の2日間、第4委員会室において全委員及び執行部、並びに議会事務局職員出席のもと開催いたしました。

それでは、議案第13号 三郷市下水道条例の一部改正についてご報告いたします。

執行部の説明後、質疑を行い、本市が被災する災害が発生した際には、どのような流れで他の地方自治体が指定した工事店に工事を依頼するのかに対し、災害発生時に国や県から発出される通知等に基づき、当市から依頼することを想定しているとのことでした。

次に、改正後の条例案において「災害その他非常の場合において」と規定されているが、「その他」とはどのような場合を想定しているのかに対し、「その他」は「災害に発展するおそれがある状態」を想定しており、法的な災害認定までに時間を要する場合等を想定しているとのことでした。

以上で質疑を終結し、討論を求めたところ、深川委員から賛成討論がありました。

討論を終結し、採決の結果、全委員賛成。

よって、議案第13号については原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第14号 三郷市公共下水道事業の設置等に関する条例等の一部改正についてご報告いたします。

執行部の説明後、質疑に入りましたが、さしたる質疑なく、これを終結し、討論を求めたところ討論なく、採決の結果、全委員賛成。

よって、議案第14号については原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第15号 三郷市建築基準法の規定に基づく建築物の建築等に係る確認申請手数料等の徴収に関する条例の一部改正についてご報告いたします。

執行部の説明後、質疑に入りましたが、さしたる質疑なく、これを終結し、討論を求めたところ討論なく、採決の結果、全委員賛成。

よって、議案第15号については原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第16号 三郷市水道事業給水条例の一部改正についてご報告いたします。

執行部の説明後、質疑を行い、他の水道事業者が指定した給水装置工事事業者が当市で修繕を行う場合、部材等のストックはあるのかに対し、市において一定数の部材等を確保しているので、これらも活用し、復旧に努めていくとのことでした。

以上で質疑を終結し、討論を求めたところ、深川委員から賛成討論がありました。

討論を終結し、採決の結果、全委員賛成。

よって、議案第16号については原案を可決すべきものと決しました。

これにて第1回目の報告を終わります。

○議長（武居弘治議員） 議案第18号の委員長報告を求めます。

文教経済常任委員長、宇治由紀子議員。

〔文教経済常任委員長 宇治由紀子議員 登壇〕

○文教経済常任委員長（宇治由紀子議員） ご報告いたします。

去る3月2日、3日の本会議におきまして、文教経済常任委員会に付託されました議案に対する審査の概要と結果についてご報告申し上げます。

本委員会は3月4日、5日の2日間、第3委員会室において全委員及び執行部、並びに議会事務局職員出席のもと開催いたしました。

それでは、議案第18号 三郷市児童クラブ設置及び管理条例の一部改正についてご報告いたします。

執行部の説明を了承し、質疑、討論なく、採決の結果、全委員賛成。

よって、議案第18号については原案を可決すべきものと決しました。

以上で1回目の報告を終わります。

○議長（武居弘治議員） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時56分

再開 午前11時20分

○議長（武居弘治議員） 再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第3号～議案第18号の委員長報告に対する質疑、討論・採決

○議長（武居弘治議員） 日程第2、これより議案第3号から議案第18号までの委員長報告に対する質疑、討論・採決を行います。

委員長報告に対する質疑を行います。

質疑の通告がありません。

これにて議案第3号から議案第18号までの委員長報告に対する質疑を終結いたします。

討論・採決を行います。

議案第3号の討論を行います。

討論の通告がありません。

これにて議案第3号の討論を終結いたします。

採決を行います。

議案第3号 製造請負変更契約の締結についての委員長報告は原案可決であります。

本案を原案のとおり決するに賛成の皆様の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（武居弘治議員） 起立全員であります。

よって、議案第3号は原案可決と決しました。

議案第4号の討論を行います。

討論の通告がありません。

これにて議案第4号の討論を終結いたします。

採決を行います。

議案第4号 職員の給与に関する条例等の一部改正についての委員長報告は原案可決であります。

本案を原案のとおり決するに賛成の皆様の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（武居弘治議員） 起立全員であります。

よって、議案第4号は原案可決と決しました。

議案第5号の討論を行います。

討論の通告がありません。

これにて議案第5号の討論を終結いたします。

採決を行います。

議案第5号 市長及び副市長の給与等に関する条例及び三郷市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正についての委員長報告は原案可決であります。

本案を原案のとおり決するに賛成の皆様の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（武居弘治議員） 起立多数であります。

よって、議案第5号は原案可決と決しました。

議案第6号の討論を行います。

討論の通告がありません。

これにて議案第6号の討論を終結いたします。

採決を行います。

議案第6号 みんなの防災プラザみさと設置及び管理条例の制定についての委員長報告は原案可決であります。

本案を原案のとおり決するに賛成の皆様の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（武居弘治議員） 起立全員であります。

よって、議案第6号は原案可決と決しました。

議案第7号の討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許します。

原案に賛成、8番、西尾秀貴議員。

〔8番 西尾秀貴議員 登壇〕

○8番（西尾秀貴議員） 議案第7号 三郷市都市計画税条例の一部改正につきまして、賛成の立場から討論を行います。

都市計画税は、道路、公園、下水道など都市基盤の整備や計画的なまちづくりを推進するために必要な財源として、市町村が課税する地方税です。本条例改正は、こうした三郷市のインフラ整備・更新を将来にわたって着実に進めていくための措置であると受け止めます。

これまで、三郷市の財政運営及び各種施策を拝見してまいりましたが、市長をはじめ執行部の皆様のご努力により、まちづくりや下水道事業などにおいて堅実かつ計画的な取組が進められてきたものと評価しております。

一方で、今後も安心・安全なまちづくりと老朽化が進むインフラ整備・更新を継続していくためには、現行の歳入構造では必要な財源が十分とは言えないことも認めざるを得ません。

そうした見通しの中で、今回の税率改定については市民の負担を考慮し、0.05%の引上げにより0.2%で運営するという、市民の生活を十分に配慮した上でのやむを得ない必要な施策であると考え、賛成するものであります。

道路整備や上下水道などの都市インフラは、いずれも極めて多額の費用を要する事業であります。これらを地方自治体の税収のみで恒常的に賄うことには限界があります。これまでも国や県からの補助金による支援はありますが、本来、全国的なインフラ整備については、

より一層、国が主体的に関与すべき分野であると考えます。

ここで、税の役割について、国と地方自治体とでは性質が異なる点を改めて整理しておく必要があると考えます。国は、自国通貨を利用しており、国債の発行を通じて財源を確保し、インフラ整備や経済対策を行うことが可能です。これは、国会においても議論され、制度として認められているものです。もちろん、国際的な信用や金融、財政運営に対する配慮は必要ですが、戦後の日本が国土の復興と全国的なインフラ整備を進め、経済成長を遂げてきたことは紛れもない事実であります。

また近年、急速な経済成長を遂げた諸外国においても、自国通貨や国債を活用し、積極的に国内投資を行ってきたことが成長の原動力となっております。

一方、日本においては国債の償還ルールや財政健全化目標といった世界で日本だけに課せられた制度的枠組みにより、積極的な財政出動が抑制されてきた側面があります。その結果として、国民・市民の税や社会保険料の負担は年々増加し、家計への影響が大きくなっていることも看過できない重大な課題と言えるでしょう。税を過度に地方に転嫁するのではなく、国がより積極的に財政政策を通じて国のインフラ整備や地域経済の底上げを図ることが、結果として市民負担の軽減と持続可能な地域づくり、ひいては地域と日本の発展につながるものと考えます。

ぜひ、全国市長会や議長会などを通じて、国に対し必要な財政出動と地方への十分な支援を求め、市民の負担がこれ以上過度に増加しないよう、引き続き声を上げていただくことを要望し、賛成討論を終わります。

○議長（武居弘治議員） 以上で通告による討論は終わりました。

これにて議案第7号の討論を終結いたします。

採決を行います。

議案第7号 三郷市都市計画税条例の一部改正についての委員長報告は原案可決であります。

本案を原案のとおり決するに賛成の皆様の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（武居弘治議員） 起立多数であります。

よって、議案第7号は原案可決と決しました。

議案第8号の討論を行います。

討論の通告がありますので、順次発言を許します。

原案に反対、11番、紺野伊久子議員。

〔11番 紺野伊久子議員 登壇〕

○11番（紺野伊久子議員） 議案第8号 三郷市国民健康保険税条例の一部改正について、日本共産党三郷市議団を代表して、本議案に反対の討論をします。

埼玉県は、令和6年から令和11年度まで、埼玉県国民健康保険運営方針（第3期）を策定し、運営方針には令和9年度までに保険税水準の統一を目指し、令和8年度までに市町村一般会計からの法定外繰入を廃止すると明記しています。今回の国民健康保険税の改正は、県内を統一する標準保険税に向けて当面、令和9年度の準統一化を図るもので、3年連続の引上げは物価高騰などで暮らしが厳しい中、被保険者にとって負担が重くのしかかることになることから、反対です。

改正内容は、これまでの課税額を所得割額で令和7年度11.9%から令和8年度は13.4%に引上げ、均等割額は5万8,100円から7万1,300円で1万3,200円の値上げになり、課税限度額は106万円から109万円としています。これに加え、子ども・子育て支援納付金が新設され、その課税内容は所得割が0.29%、均等割は18歳未満の負担はないものの、18歳以上の被保険者の均等割1,762円に子どもの均等割負担分152円を加えて1,915円を負担してもらうこととなります。子ども・子育て支援交付金を公的医療保険に上乗せし、徴収すること自体が不合理で、目的外費用だと言わなければなりません。

子育て世帯への負担は重要です。子育て支援は国の責任で公費から行うべきであり、その財源を医療保険料に上乗せして賄うことなど認められません。今回の改正では、年収350万円の単身世帯では年額28万9,000円から33万9,000円で5万円の引上げ、年収700万円の4人家族世帯では72万8,000円から85万5,000円で12万7,000円も引上げとなり、子育て世帯にも大きな負担となってしまいます。

厚生労働省は、協会けんぽなどの高い国民健康保険税を公費の投入で引き下げてほしいという知事会や国民の声を踏まえ、令和4年度から未就学児の均等割を公費で5割、半額にしましたが、加入者の子育て世帯の負担は変わらないと言っても過言ではありません。国会では、子どもの均等割5割減免を18歳まで拡充する議論が始まっていますが、直ちに実施するよう要望します。国民健康保険の被保険者は比較的収入の少ない市民が加入しています。給与や年金支給も微増の中、物価高騰で市民の生活も逼迫しています。国からの財源の投入や県や市からの一般会計からの繰り入れを行い、誰もが安心して医療にかかるための医療保険制度にするべきではないでしょうか。住民の理解の得られない国民健康保険税の値上げは許

すことができません。よって、本議案に反対します。

○議長（武居弘治議員） 原案に賛成、18番、宇治由紀子議員。

〔18番 宇治由紀子議員 登壇〕

○18番（宇治由紀子議員） 議案第8号 三郷市国民健康保険税条例の一部改正につきまして、賛成の立場から討論を行います。

本条例改正は、他の医療保険制度に加入していない被保険者を対象とする国民健康保険において負担額の引上げを伴う内容です。これまで、本市においては市長をはじめとする執行部のご尽力により、埼玉県内においても比較的低い水準の負担額で国民健康保険事業の安定的な運営が図られてまいりました。しかしながら、国において医療保険制度の全国的な均衡を図る方針が示される中、今回の税率改定は市政運営上、やむを得ない判断であると考え、本議案に賛成するものです。

一方で、我が国の医療費はこの半世紀で大幅に増加しており、必ずしも国民全体の健康状態が向上しているとは言い難い現状があります。高齢化や医療技術の高度化などの影響もありますが、過剰な検査や投薬、いわゆる多剤併用の問題なども指摘されており、国全体として医療制度の在り方を根本的に見直していく必要があると考えます。

同時に、私たち市民一人ひとりが予防や健康づくりにおける情報の精査から、その概念に至るまで、改めて考え直す必要があると感じます。例えば、夕張市の事例や、あるいはコロナが始まった2020年の例も参考になるかと思います。そうした視点から、今後地域における健康への取組はますます重要になるものと考えます。

また、さきの議案第7号の同僚議員と重なるところでございますが、国による積極的な財政出動を通じて、市民・国民の過度な税負担を抑制していくことも重要な経済政策であると考えます。

我が国は、世界でもトップクラスの対外純資産を有する資産国です。しばしば、「国民一人当たりの借金」といった表現が用いられますが、これは国の財政構造を必ずしも正確に表したものではありません。

以上を踏まえ、議案第7号と同様に、全国市長会や議長会等を通じて、国に対し積極財政による地方への十分な支援を強く求めるとともに、日本の医療制度の在り方について抜本的な見直しを行うよう要望していただくことを申し添え、本議案に対する賛成討論といたします。

○議長（武居弘治議員） 以上で通告による討論は終わりました。

これにて議案第8号の討論を終結いたします。

採決を行います。

議案第8号 三郷市国民健康保険税条例の一部改正についての委員長報告は原案可決であります。

本案を原案のとおり決するに賛成の皆様の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（武居弘治議員） 起立多数であります。

よって、議案第8号は原案可決と決しました。

議案第9号の討論を行います。

討論の通告がありません。

これにて議案第9号の討論を終結いたします。

採決を行います。

議案第9号 三郷市介護保険条例の一部改正についての委員長報告は原案可決であります。

本案を原案のとおり決するに賛成の皆様の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（武居弘治議員） 起立全員であります。

よって、議案第9号は原案可決と決しました。

議案第10号の討論を行います。

討論の通告がありません。

これにて議案第10号の討論を終結いたします。

採決を行います。

議案第10号 三郷市重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部改正についての委員長報告は原案可決であります。

本案を原案のとおり決するに賛成の皆様の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（武居弘治議員） 起立全員であります。

よって、議案第10号は原案可決と決しました。

議案第11号の討論を行います。

討論の通告がありません。

これにて議案第11号の討論を終結いたします。

採決を行います。

議案第11号 三郷市地域型保育事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正についての委員長報告は原案可決であります。

本案を原案のとおり決するに賛成の皆様の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（武居弘治議員） 起立全員であります。

よって、議案第11号は原案可決と決しました。

議案第12号の討論を行います。

討論の通告がありません。

これにて議案第12号の討論を終結いたします。

採決を行います。

議案第12号 三郷市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正についての委員長報告は原案可決であります。

本案を原案のとおり決するに賛成の皆様の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（武居弘治議員） 起立全員であります。

よって、議案第12号は原案可決と決しました。

議案第13号の討論を行います。

討論の通告がありません。

これにて議案第13号の討論を終結いたします。

採決を行います。

議案第13号 三郷市下水道条例の一部改正についての委員長報告は原案可決であります。

本案を原案のとおり決するに賛成の皆様の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（武居弘治議員） 起立全員であります。

よって、議案第13号は原案可決と決しました。

議案第14号の討論を行います。

討論の通告がありません。

これにて議案第14号の討論を終結いたします。

採決を行います。

議案第14号 三郷市公共下水道事業の設置等に関する条例等の一部改正についての委員長報告は原案可決であります。

本案を原案のとおり決するに賛成の皆様のご起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（武居弘治議員） 起立全員であります。

よって、議案第14号は原案可決と決しました。

議案第15号の討論を行います。

討論の通告がありません。

これにて議案第15号の討論を終結いたします。

採決を行います。

議案第15号 三郷市建築基準法の規定に基づく建築物の建築等に係る確認申請手数料等の徴収に関する条例の一部改正についての委員長報告は原案可決であります。

本案を原案のとおり決するに賛成の皆様のご起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（武居弘治議員） 起立全員であります。

よって、議案第15号は原案可決と決しました。

議案第16号の討論を行います。

討論の通告がありません。

これにて議案第16号の討論を終結いたします。

採決を行います。

議案第16号 三郷市水道事業給水条例の一部改正についての委員長報告は原案可決であります。

本案を原案のとおり決するに賛成の皆様のご起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（武居弘治議員） 起立全員であります。

よって、議案第16号は原案可決と決しました。

議案第17号の討論を行います。

討論の通告がありません。

これにて議案第17号の討論を終結いたします。

採決を行います。

議案第17号 三郷市火災予防条例の一部改正についての委員長報告は原案可決であります。
本案を原案のとおり決するに賛成の皆様の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（武居弘治議員） 起立全員であります。

よって、議案第17号は原案可決と決しました。

議案第18号の討論を行います。

討論の通告がありません。

これにて議案第18号の討論を終結いたします。

採決を行います。

議案第18号 三郷市児童クラブ設置及び管理条例の一部改正についての委員長報告は原案可決であります。

本案を原案のとおり決するに賛成の皆様の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（武居弘治議員） 起立全員であります。

よって、議案第18号は原案可決と決しました。

◎議案第19号及び議案第20号の委員会審査報告

○議長（武居弘治議員） 日程第3、これより議案第19号及び議案第20号の委員会審査報告を行います。

議案第19号中、担当分の委員長報告を求めます。

総務常任委員長、柳瀬勝彦議員。

〔総務常任委員長 柳瀬勝彦議員 登壇〕

○総務常任委員長（柳瀬勝彦議員） それでは、議案第19号 令和7年度三郷市一般会計補正予算（第6号）中、担当分についてご報告いたします。

執行部の説明後、質疑に入りましたが、さしたる質疑なく、これを終結し、討論を求めたところ、工藤委員から賛成討論がありました。

討論を終結し、採決の結果、全委員賛成。

よって、議案第19号中、担当分については原案を可決すべきものと決しました。

以上で2回目の報告を終わります。

○議長（武居弘治議員） 議案第19号中、担当分及び議案第20号の委員長報告を求めます。

健康福祉常任委員長、寺沢美紗議員。

〔健康福祉常任委員長 寺沢美紗議員 登壇〕

○健康福祉常任委員長（寺沢美紗議員） それでは、議案第19号 令和7年度三郷市一般会計補正予算（第6号）中、担当分についてご報告いたします。

執行部の説明を了承し、討論を求めたところ討論なく、採決の結果、全委員賛成。

よって、議案第19号中、担当分については原案を可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第20号 令和7年度三郷市介護保険特別会計補正予算（第2号）についてご報告いたします。

執行部の説明を了承し、討論を求めたところ討論なく、採決の結果、全委員賛成。

よって、議案第20号については原案を可決すべきものと決しました。

これにて2回目の報告を終わります。

○議長（武居弘治議員） 議案第19号中、担当分の委員長報告を求めます。

文教経済常任委員長、宇治由紀子議員。

〔文教経済常任委員長 宇治由紀子議員 登壇〕

○文教経済常任委員長（宇治由紀子議員） それでは、議案第19号 令和7年度三郷市一般会計補正予算（第6号）中、担当分についてご報告いたします。

執行部の説明後、質疑に入りましたが、さしたる質疑なく、これを終結し、討論を求めたところ討論なく、採決の結果、全委員賛成。

よって、議案第19号中、担当分については原案を可決すべきものと決しました。

以上で2回目の報告を終わります。

○議長（武居弘治議員） 議案第19号中、担当分の委員長報告を求めます。

建設水道常任委員長、鳴海和美議員。

〔建設水道常任委員長 鳴海和美議員 登壇〕

○建設水道常任委員長（鳴海和美議員） それでは、議案第19号 令和7年度三郷市一般会計補正予算（第6号）中、担当分についてご報告いたします。

執行部の説明後、質疑を行い、都市下水路維持管理事業において道路の地表面から埋設管までの地中に空洞が発生していないかの調査を行うとのことだが、今後のスケジュールはに対し、今年の4月から6月を目標に空洞化の調査を行い、その後、管路の補修等の対策を行

う予定である。なお、国が示す基準で「緊急度1」と判定された管路については、原則として1年以内に対策を講じる必要があるため、速やかに取り組みたいとのことでした。

以上で質疑を終結し、討論を求めたところ討論なく、採決の結果、全委員賛成。

よって、議案第19号中、担当分については原案を可決すべきものと決しました。

これにて第2回目の報告を終わります。

○議長（武居弘治議員） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時54分

再開 午前11時54分

○議長（武居弘治議員） 再開いたします。休憩前の引き続き会議を開きます。

◎議案第19号及び議案第20号の委員長報告に対する質疑、討論・採決

○議長（武居弘治議員） 日程第4、これより議案第19号及び議案第20号の委員長報告に対する質疑、討論・採決を行います。

初めに、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑の通告がありません。

これにて議案第19号及び議案第20号の委員長報告に対する質疑を終結いたします。

討論・採決を行います。

議案第19号の討論を行います。

討論の通告がありません。

これにて議案第19号の討論を終結いたします。

採決を行います。

議案第19号 令和7年度三郷市一般会計補正予算（第6号）の各委員長報告は原案可決であります。

本案を原案のとおり決するに賛成の皆様の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（武居弘治議員） 起立全員であります。

よって、議案第19号は原案可決と決しました。

議案第20号の討論を行います。

討論の通告がありません。

これにて議案第20号の討論を終結いたします。

採決を行います。

議案第20号 令和7年度三郷市介護保険特別会計補正予算（第2号）の委員長報告は原案可決であります。

本案を原案のとおり決するに賛成の皆様の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（武居弘治議員） 起立全員であります。

よって、議案第20号は原案可決と決しました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時56分

再開 午後1時00分

○議長（武居弘治議員） 再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第21号～議案第26号の委員会審査報告

○議長（武居弘治議員） 日程第5、これより議案第21号から議案第26号までの委員会審査報告を行います。

議案第21号中、担当分の委員長報告を求めます。

総務常任委員長、柳瀬勝彦議員。

〔総務常任委員長 柳瀬勝彦議員 登壇〕

○総務常任委員長（柳瀬勝彦議員） それでは、議案第21号 令和8年度三郷市一般会計予算

中、担当分についてご報告いたします。

執行部の説明後、質疑に入り、初めに歳入について。国有資産等所在市町村交付金（現年課税分）について、対象施設はに対し、東京都所有物件は三郷浄水場及び三郷沈砂池、埼玉県所有物件は新三郷浄水場並びに三郷鷹野及び三郷彦成県営住宅、関東財務局所有物件は民間に貸し付けている土地・建物を指しているとのことでした。

続いて歳出について、初めに企画政策部担当分について。埼玉県東南部都市連絡調整会議事業について、負担金の増額理由及び利用者数の推移はに対し、3年ごとに作成する「まんまるガイドマップ」の作製委託料及び「まんまるよやくシステム」の更新料により増額となった。

システム利用件数は、令和3年度は約322万件、令和4年度は約287万件、令和5年度は約388万件である。登録者数は、令和6年3月末時点で東南部全体で1万3,021人、うち約1割の1,283人が三郷市での登録である。システム利用料は契約時に確定し、利用件数や登録者数の増減による変動は生じない。令和9年11月に移行する新システムでは、スマートフォンでの操作やキャッシュレス決済への対応を可能としつつも、システム調達コストが下がるよう、同会議において検討中であるとのことでした。

続いて、総務部担当分について。男女共同参画相談事業について、第5次みさと男女共同参画プランにおいて目標が達成できた取組はに対し、市男性職員の育児休業取得率において目標を達成したため、第6次プランでは更なる取得率の向上を目指し、目標値を引き上げたとのことでした。

続いて、危機管理防災課担当分について。防災行政無線・防災情報システム運用管理事業について、整備効果はに対し、令和6年度に防災行政無線機器を更新したことで、音が明瞭になったほか、対象区域を絞った防災行政無線の発信、複数のSNSと連携した一斉送信などが可能となり、災害時の情報発信力が向上しているとのことでした。

続いて、財務部担当分について。市有財産管理事務について、光熱水費及び修繕料が増額となった理由は、また新たに計上された通信運搬費の内容はに対し、修繕料は市有地における木柵などの老朽化対応である。光熱水費は旧後谷小学校の電気料金が主となり、同施設の通話料を通信運搬費として計上しているとのことでした。

続いて、消防本部担当分について。消防庁舎維持・管理事業について、修繕料の詳細はに対し、三郷市消防本部・防災総合庁舎のエアコンに対する修繕である。現行のエアコンは庁舎竣工時に設置されており、大型チラー（冷却水循環装置）による冷温水が庁舎内配管を循

環する際、水漏れや結露が生じる。このため、工期を3期に分け、室外機と室内機を直接つなぐパッケージ型エアコンに順次入れ替えを行うとのことでした。

次に、消防団機械器具置場新設事業について、水害リスクを踏まえた設置場所の検討はに対し、南蓮沼・駒形・泉地区を管轄する消防団第2分団第1班の機械器具置場建築解体工事費である。内水氾濫のリスクや消防団の利便性を考慮して移設を進めるとのことでした。

以上で質疑を終結し、討論を求めたところ、工藤委員より反対討論がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数。

よって、議案第21号中、担当分については原案を可決すべきものと決しました。

以上で全ての報告を終わります。

○議長（武居弘治議員） 議案第21号中、担当分及び議案第22号から議案第24号までの委員長報告を求めます。

健康福祉常任委員長、寺沢美紗議員。

〔健康福祉常任委員長 寺沢美紗議員 登壇〕

○健康福祉常任委員長（寺沢美紗議員） それでは、議案第21号 令和8年度三郷市一般会計予算中、担当分についてご報告いたします。

執行部の説明後、質疑に入り、初めに、いきいき健康部担当分について。全国健康福祉祭開催準備事業の概要について何うに対して、全国健康福祉祭（ねんりんピック）は、令和8年11月8日に開催され、本市ではスポーツチャンバラが行われる。事業の経費としては、交流大会の開催に係るものが大半を占め、県の補助があり、最終的な市の持ち出しは7～800万円程度になる見込みであるとのことでした。

次に、休日・夜間診療並びに救急医療対策事業であるが、半田にできた休日診療所の運用開始日はいつになるのか、また中央地区にある現在の休日診療所はどうなるのかに対して、半田の休日診療所は6月1日から運用を開始し、それに伴い中央地区の休日診療所は6月1日以降、運用しないと聞いているとのことでした。

次に、個別予防接種事業であるが、麻しんが猛威を振っている中、そのワクチンの接種率が低くなっていると聞いているが、その推移について何うに対して、麻しんの接種は1歳から2歳の間に打つ1期と年長児に打つ2期があり、それぞれの令和4年度からの推移は、1期が4年度92.5%、5年度92%、6年度90.9%、2期が4年度93.4%、5年度92.9%、6年度89.4%である。6年度の接種率が下がっている要因であるが、メーカーの都合でワクチン供給に不足が生じたためである。そこで対象者に対し、接種ができる期間を2年間延長し

ているとのことでした。

次に、福祉部担当分について。民生委員活動推進事業で令和7年度の充足率と8年度以降の見込みは。また、78歳以上でも1期に限り継続できるようになったが、その状況はに対して、3年に1回の民生委員の一斉改選が令和7年12月1日にあり、その時点での人数は187人で充足率は87.8%であった。今後、4月1日に委嘱する予定のかたが2名いる。また、78歳以上で継続しているかたは現在5名であるとのことでした。

次に、生活支援事業の訪問入浴サービスについて、この事業を継続していくために委託料を増額するということであるが、利用者にとって良くなる点はあるのかに対して、現在委託料は1回当たり1万1,200円で、全身浴及びシャワー浴を行っている。変更後については、1回当たり1万3,200円になるが、これまでは当日体調が悪くなった場合には入浴ができなかったが、今回新たに清拭や部分浴が可能になり、その場合の委託料は1万1,200円であるとのことでした。

次に、こども未来部担当分について。「こどもの居場所」づくり推進事業におけるプレーパークについては、令和8年度の重点事業に挙がっているが、来年度は今までと違う新たな取組を行うのかに対して、こどもの居場所の更なる拡大として、認定制度を導入することにより、企業等がプレーパーク事業に取り組みやすい環境を図り、市民・団体・企業等との協働によりプレーパークの実施に係る気運を醸成していきたいと考えているとのことでした。

次に、不妊検査費等助成事業であるが、不妊治療は保険適用になったため、対象になるのは検査だけなのか、また治療についても引き続き補助対象となるのかに対し、不妊治療費については令和8年3月31日までに治療を開始したかたに対し、助成の対象とする経過措置をとっていることから、今後を見込んで予算を計上している。検査については、不妊検査と不育症検査が引き続き対象となるとのことでした。

次に、産後ケア事業において、新たに助産師による訪問型を行うということであるが、どのような内容かに対し、きょうだいや双子のお子さんがあるなど、外出しにくい状況にある家庭が主な対象となり、助産師が訪問し、専門的な支援を行う。内容としては、授乳や沐浴の指導、産後の回復を見込むための骨盤体操などを行うとのことでした。

次に、ファミリー・サポート・センター事業の緊急サポート事業利用料助成事業業務委託は、予算額が前年度に比べ10分の1ほどになっているが、その要因はに対し、令和7年度は総価契約と単価契約で契約していたが、毎月の固定費である月額基本料金をなくして完全単価契約にする見込みがついたため、減額となっているとのことでした。

以上で質疑を終結し、討論を求めたところ、沖原委員より賛成討論がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数。

よって、議案第21号中、担当分については原案を可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第22号 令和8年度三郷市国民健康保険特別会計予算についてご報告いたします。

執行部の説明後、質疑に入りましたが、さしたる質疑なく、これを終結し、討論を求めたところ、紺野委員より反対討論がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数。

よって、議案第22号については原案を可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第23号 令和8年度三郷市介護保険特別会計予算についてご報告いたします。

執行部の説明後、質疑に入り、包括的支援事業費でケアマネジャーの資格を持つてはいるが、実際に職に就かないということを知ることがある。三郷市での状況は。また、それに対する支援を行っているかに対して、今後、要介護認定者が増えることによって、ケアマネジャーの不足は考えられるが、ケアマネジャー資格の更新時にまとまった費用が必要となることも要因の一つと思われる。このため、補助などの支援を検討したが、国で制度改正の動きがあるため、状況を見守っているとのことでした。

以上で質疑を終結し、討論を求めたところ、紺野委員より反対討論がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数。

よって、議案第23号については原案を可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第24号 令和8年度三郷市後期高齢者医療特別会計予算についてご報告いたします。

執行部の説明を了承し、討論を求めたところ、紺野委員より反対討論がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数。

よって、議案第24号については原案を可決すべきものと決しました。

以上で全ての報告を終わります。

○議長（武居弘治議員） 議案第21号中、担当分の委員長報告を求めます。

文教経済常任委員長、宇治由紀子議員。

〔文教経済常任委員長 宇治由紀子議員 登壇〕

○文教経済常任委員長（宇治由紀子議員） それでは、議案第21号 令和8年度三郷市一般会

計予算中、担当分についてご報告いたします。

執行部の説明後、質疑に入り、初めに市民生活部担当分についてご報告申し上げます。

運転免許証自主返納者支援事業について、タクシー利用券の交付額と交付回数は、また運転免許証を返納された方々への支援はに対し、タクシー利用券等は、申請時にのみ1万円分交付しているが、令和8年10月1日からは5,000円分の交付となる。これは令和5年度の事業開始から毎年度約500名弱の申請があり、免許返納の後押しとなっている本事業を、今後の免許返納者数の増加を見込み、継続して実施するために交付額を見直したためである。また、本事業は高齢者の交通事故防止のために行っている事業であり、運転免許証を返納された方々への支援については、今後関係部署との連携を検討していくとのことでした。

次に、公害対策事業について、水質分析の実施場所と内容はに対し、大場川流域の小谷堀橋、一本木橋、葛三橋と第二大場川流域の駒形橋、三郷橋の計5か所で実施しており、河川水に含まれる化学物質などを生活環境項目や健康項目、特殊項目などの項目に分けて検査し、それぞれ環境基準を満たしているかどうか評価しているとのことでした。

続いて、地域振興部担当分についてご報告申し上げます。

芸術文化振興事業について、文化事業の減額理由はに対し、令和8年度は市民文化祭を文化会館で開催する予定だが、令和7年度に鷹野文化センターで開催した実績と、市民パレードへの参加団体の減少による休止も含め、その開催内容を再検討することから経費の見直しを行ったためであるとのことでした。

次に、観光振興事業について、三郷限定特別純米酒「におどり」補助金廃止の理由はに対し、製造の企画運営を担っていた越谷小売酒販組合三郷支部が解散となったことから、その企画運営を三郷市観光協会が引き継ぐこととなり、観光協会への運営補助金の一部として一本化したためであるとのことでした。

次に、観光振興事業について、シティセールスとして行っているロケ地誘致を市内飲食店や直売所などに誘導し、市の財源確保に結びつけているかに対し、作品がより多くのかたに見られてヒットすることで、市内の聖地巡礼などの新たな観光地が生まれる可能性があり、そこから市内周遊観光につなげていければと考えているとのことでした。

続いて、学校教育部担当分についてご報告申し上げます。

公営児童クラブ運営事業について、保育業務委託が約5,000万円増額している理由はに対し、令和7年10月から発達や特性などに支援が必要な児童が在籍する児童クラブに対し、療育施設等で実務経験のある職員を配置しており、令和8年度は年間を通して児童クラブに配

置したいため、令和7年度の倍額となっているとのことでした。

次に、公営児童クラブ運営事業について、児童数約300名となる幸房小学校児童クラブの送迎時の安全対策はに対し、児童が放課後、幸房小学校から児童クラブへ移動する際に、小学校から総合体育館前交差点までの間に1名、総合体育館前交差点の両側に1名ずつの合計3名の警備員を配置し、誘導している。また、児童クラブからも3名程度の職員が在籍児童を迎えに行っている。夏休み期間中には、児童の引き渡しをする朝夕の時間帯に児童クラブ駐車場周辺に警備員を配置し、交通整理等を行っているとのことでした。

次に、小学校校舎改修事業について、令和7年度に改修した3校分の工事請負費よりも、令和8年度に改修予定の2校分の工事請負費が高額になる理由はに対し、令和8年度に改修予定である彦成・丹後小学校の事前調査により、両校とも外壁に石綿が含まれていることが判明しており、その撤去費用を計上しているためである。1校分の工事請負費では、令和7年度に石綿撤去を伴う改修を行った高州東小学校と同水準であるとのことでした。

続いて、生涯学習部担当分についてご報告申し上げます。

青少年ホーム管理事業について、修繕料が増額している理由はに対し、青少年ホーム2階の女子トイレの修繕及び洋式化を行うためであり、この修繕が完了すると青少年ホーム内の便器11基のうち6基が洋式となる予定であるとのことでした。

次に、図書館こども読書活動推進事業について、消耗品費減額の理由はに対し、令和7年度までは新生児4か月健診時に絵本を配布する「ブックスタート」事業と、小学校新1年生に本を配布する「ランドセルブックよもよも」事業のための図書購入費を計上していたが、令和8年度からは「ランドセルブックよもよも」事業については図書の配布を実施せず、小学校の夏休み前に1年生に図書館利用券を配布し、利用方法を周知することで図書館への来館を促すという取組に重点を置くこととしたためであるとのことでした。

以上で質疑を終結し、討論を求めたところ討論なく、採決の結果、全委員賛成。

よって、議案第21号中、担当分については原案を可決すべきものと決しました。

以上で全ての報告を終わります。

○議長（武居弘治議員） 議案第21号中、担当分、議案第25号及び議案第26号の委員長報告を求めます。

建設水道常任委員長、鳴海和美議員。

〔建設水道常任委員長 鳴海和美議員 登壇〕

○建設水道常任委員長（鳴海和美議員） それでは、議案第21号 令和8年度三郷市一般会計

予算中、担当分についてご報告いたします。

執行部の説明後、質疑を行い、初めに建設部担当分について。道路維持管理事業において道路に関する市民などからの要望などを一元管理することができる「維持管理システム」を導入するとのことだが、詳細をに対し、これまで電話などで受け付けした市民などからの要望は、紙の住宅地図で場所を特定し、その内容を記録し、対応を行ってきた。今年の夏頃の運用開始を目指している「維持管理システム」の導入により、要望内容等が地図データにひも付けられ、過去の要望履歴などを瞬時に確認することができるなど、業務の大きな効率化が見込まれるとのことでした。

次に、道路管理事業における不法投棄監視パトロールについて、不法投棄の現状及び課題はに対し、回収した不法投棄物の量について、年度別では令和5年度は8,490キログラム、令和6年度は9,030キログラム、また令和7年度の1月時点では6,340キログラムである。近年、河川敷周辺における不法投棄事案も見受けられることから、引き続き監視パトロールを実施していきたいとのことでした。

次に、都市計画道路新和高須線及び同駒形線整備の進捗状況をに対し、新和高須線について用地買収の進捗率は約90%であり、引き続き地権者との協議を行っていく。また、駒形線については令和7年11月に供用開始をしたところであるが、第二大場川下流部の護岸工事等の残りの工事があるため、令和9年度中の事業完了に向け工事を進めていきたいとのことでした。

次に、まちづくり推進部担当分について。スマートインターチェンジ整備効果調査業務が終了後、その調査結果はどのように活用される予定か、また市民への公開はされるのかに対し、調査結果は国・県及び地元町会等が参加する、整備効果を検証する地区協議会での資料として活用する。一方で、令和12年における1日当たりの計画交通量は約4,600台であるが、開通後1か月で1日当たり約6,600台との実績が出ており、利用促進という面で効果は出ていると認識している。調査結果の公表については、協議会終了後、ホームページなどで公開する予定であるとのことでした。

次に、土地区画整理支援事業における「スマートインターチェンジ周辺まちづくり推進業務」について、令和8年度の取組内容はに対し、現在、地権者で組織される協議会が実施している戸別訪問や説明会開催の支援を行っている。今後は、引き続きそれらの支援を行っていくとともに、事業性についての議論を深めていきたいと考えているとのことでした。

以上で質疑を終結し、討論を求めたところ、深川委員から反対討論がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数。

よって、議案第21号中、担当分については原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第25号 令和8年度三郷市上水道事業特別会計予算についてご報告いたします。

執行部の説明後、質疑を行い、水質管理の観点から何うが、有機フッ素化合物などの検査体制は予算に含まれているかに対し、令和8年度より、いわゆるPFOS（ピーフォス）、PFOA（ピーフォア）の検査が義務づけられるため、年4回の検査を想定しているとのことでした。

次に、県水の受水と自己水源とのバランスは。また、リスクヘッジをどのように考えているかに対し、現在、県水と自己水源のバランスは、おおよそ8対2である。渇水や災害を考慮し、自己水源の割合を今後も同程度にしていきたいと考えているとのことでした。

次に、医療機関などの重要施設に接続する水道管路の耐震化工事について、進捗状況と令和8年度の予定はに対し、現在、上下水道耐震化計画に基づき工事を進めており、令和8年度は3か所での工事を予定しているとのことでした。

以上で質疑を終結し、討論を求めたところ、深川委員から賛成討論がありました。

討論を終結し、採決の結果、全委員賛成。

よって、議案第25号については原案を可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第26号 令和8年度三郷市公共下水道事業特別会計予算についてご報告いたします。

執行部の説明後、質疑を行い、収益的支出において中川流域下水道に係る県への流域下水道維持管理負担金が令和7年度当初予算と比べて増額となっている理由はに対し、積算の根拠となる単価について令和6年度の1立方メートル当たり40円から、令和7年度より同43円に改定されており、この影響によるものと、排水量の増加によるものであるとのことでした。

次に、国が導入を強く推奨している下水道事業の官民連携方式、いわゆる「ウォーターPPP」について、本市の検討状況はに対し、令和7年度は導入検討に当たっての基礎調査として、課題抽出及び手法の整理を実施した。令和8年度予算においては、収益的支出の「管渠及びポンプ場費」中、委託料において対象事業の範囲及び事業スキームの検討、また民間事業者の参入意向調査を行う予定であるとのことでした。

以上で質疑を終結し、討論を求めたところ、深川委員から賛成討論がありました。

討論を終結し、採決の結果、全委員賛成。

よって、議案第26号については原案を可決すべきものと決しました。

以上で全ての報告を終わります。

○議長（武居弘治議員） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時36分

再開 午後 2時00分

○議長（武居弘治議員） 再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第21号～議案第26号の委員長報告に対する質疑、討論・採決

○議長（武居弘治議員） 日程第6、これより議案第21号から議案第26号までの委員長報告に対する質疑、討論・採決を行います。

委員長報告に対する質疑を行います。

質疑の通告がありません。

これにて議案第21号から議案第26号までの委員長報告に対する質疑を終結いたします。

討論・採決を行います。

議案第21号の討論を行います。

討論の通告がありますので、順次発言を許します。

原案に反対、9番、深川智加議員。

〔9番 深川智加議員 登壇〕

○9番（深川智加議員） それでは、議案第21号 令和8年度三郷市一般会計予算について、日本共産党三郷市議団を代表して反対討論をいたします。

三郷市の一般会計予算は、総額617.5億円となり、歳入の市税は個人市民税や固定資産税、都市計画税が増えたことなどにより、対前年度比で6.6%、約15億3,165万円の増加となりました。

一方で、厚生労働省の毎月勤労統計調査では、実質賃金は4年連続マイナスです。賃上げがあっても、物価上昇に追いついていません。また、年金支給額は物価上昇率よりも低い伸びにとどまり、4年連続の実質目減りとなります。

総務省が2月に発表した2025年の家計調査では、家計の支出に占める食費の割合を示すエンゲル係数は44年ぶりの高水準となり、食料品などの負担が低所得者ほど重くなっています。地方消費税交付金は5.9%増加しましたが、これは物価高騰に伴う消費税増収によるものであり、逆進性のある消費税が市民の暮らしを圧迫していることから認められません。米国とイスラエルによるイラン攻撃に伴う中東情勢が悪化する中、原油価格が急騰しています。エネルギー価格の上昇があらゆるコストの押し上げにつながり、物価高で苦しむ市民に大打撃となることは明らかです。

ところが、政府予算案には国民の切実な願いである消費税一律5%減税やインボイス廃止は盛り込まれず、社会保障費は高額療養費制度の改悪とOTC類似薬などの患者自己負担増などによって自然増分を不条理に1,500億円も圧縮をする一方で、軍事費は文教関係費の2倍となる9兆円を計上し、過去最大となりました。防衛費を拡大するため、4月から実施が決まっているのは防衛特別法人税の創設とたばこ税増税です。2027年1月から防衛特別所得税を創設し、1%を科す増税法案は既に今国会で審議入りしています。平和も暮らしも踏みにじる大軍拡計画は断じて許されません。

さらに、医療保険への子ども・子育て支援金の上乗せなど、国民への負担増は収まることはありません。子育て支援の強化は国庫負担で行うべきであり、庶民増税に依存した財源の在り方は認められません。政府による子育て応援手当など一時的な施策は焼け石に水となって、抜本的な対策になっていないのが現状ではないのでしょうか。このような時ほど、国の悪政から自治体が防波堤となり、市民の暮らし、福祉最優先の市独自施策が求められている時はないと考えます。

本市では、3年連続の国民健康保険税の値上げや後期高齢者医療保険料、斎場使用料などの負担増が行われます。また、2027年から都市計画税の税率の引上げが行われます。三郷中央駅周辺の再整備事業に再び4億円を投入する一方で、民生費などを頭打ちにして高齢者福祉などの予算は前年度実績を理由に削減しています。事業の適用範囲や内容を充実すべきです。また、がんばろう企業応援事業費補助制度や地球温暖化推進事業、学校司書配置事業など予算配分を抑制し、市民の願いに応え切れません。国の地方創生臨時交付金を活用し、水道料金の減免、中学校給食の食材費の高騰分への財政支援、市内防犯灯・街路灯電気料補助など、評価できる事業もありますが、いずれも時限的な施策にとどまっています。中学校給食費の無償化、デマンド交通の導入、住宅リフォーム補助の拡充、高齢者への補聴器助成やバスなどの利用料金是正など、恒常的な事業に足を踏み出していません。市民の暮らしを

積極的に応援し、地方自治法の本旨に基づく暮らしや福祉最優先の予算配分を求めます。

なお、物価や人件費の高騰、経費が増加する中、普通交付税が8.3%も減額されました。臨時財政対策債の発行は2025年度に続きゼロとなりましたが、財政が厳しいと言うなら実態に合わない基準財政需要額算出根拠を改善し、普通交付税率を引き上げるよう国に求めるべきだと考えます。

歳出では、全体に占める会計年度任用職員の割合は2026年2月1日現在で37.5%、平均時給額は1,377円となりましたが、普通に暮らせる給与に至っていません。職員は正規雇用を基本にすることなど、処遇改善を求めます。

人権推進事業では、ファミリーシップ制度の導入は前進ですが、パートナーシップ制度を含め、異姓の事実婚も対象とするなど、更なる拡充を求めます。また、女性の基本的人権を守り、ジェンダー平等を推進する立場で、学校、児童館、図書館、市役所など公共施設の女性用トイレ及び多目的トイレの個室に生理用品の設置をするよう求めます。

2026年度に開始の第5次三郷市総合計画後期基本計画をはじめ、各分野における計画については広く市民の周知を図るとともに、目標値の達成に向けて市民、関係機関と協働で取り組んでいただきたいと思います。

平和意識高揚事業は、昨今の世界情勢を鑑み、戦争被ばく体験者から直接話を聞く機会を設けるなど、「平和」をテーマにした事業の推進に更に取り組む、自衛隊への個人情報提供については控えるよう要望します。

行政システムの標準統一化について、本市は移行が終了しますが、システム運用経費についてはくれぐれも自治体負担増にならないよう要望します。国保税をはじめ、徴税については徴収率を引上げ、収入未済額の圧縮に努めるとしてありますが、行き過ぎた徴収とならないよう納税者の立場での収税を求めます。

4月から自転車の違反に青切符が導入されます。背景には、自転車による交通事故の増加があります。事故から市民の命を守るため、自転車用ヘルメット購入費用助成制度を導入するなど、交通安全啓発事業を充実するよう求めます。

災害対策では、避難所運営委員会の設置はスピード感を持って進め、消防団員の担い手不足の課題に取り組む、充足率を引上げ、いつ起こってもおかしくない災害などに備えるよう求めます。

AED普及推進事業は、オートショックAEDへの更新が予定されており、救命率の向上に期待するものですが、更に夜間や休日でも使用できるよう、屋外設置を推進するよう求め

ます。

生活支援事業の訪問入浴サービスでは指導者の確保が課題となっており、委託料の増額は必要な措置ですが、利用者への自己負担の導入は気軽に利用できなくなるものであり、見直しを求めます。併せて、猛暑に対応できるよう、せめて週1回利用できるよう改善を求めます。

緊急通報システム事業については、固定電話が対象のようですが、携帯電話のみの世帯が増えていきます。早急に携帯電話でも利用できるよう求めます。

生活困窮者、こどもの学習支援については、高校や大学受験に備えた学習や財政支援も行っていますが、ひとり親家庭なども経済的な理由で進学をあきらめてしまうケースが増えていきます。対象者を拡大し、支援するよう求めます。

こどもの居場所づくり推進事業では、国の重点支援金を活用し、こども食堂などへの補助金が出たことは評価します。ぜひ、国の補助金がなくなっても、三郷市独自で補助金を継続できるよう求めます。

民間保育園のみならず、市内の保育施設の保育士不足は続いています。新卒保育士就職支援事業については引き続き力を入れていただき、公立も含めて保育士確保に力を入れるよう求めます。

こども誰でも通園制度がスタートしますが、事前面接だけでの受入れなので、ベテランの職員が複数で当たれるような体制を組んでいただき、無理のないゆとりを持った保育を求めます。

生活保護事業でケースワーカーについては1人当たりの担当世帯数が常時80世帯以下となるよう、ゆとりある職員配置を求めます。また、平成25年、生活扶助基準改定に関する最高裁判決への対応については、大変な作業だと思いますが、対象者へ早期に追加給付することや市のホームページ等での周知を求めます。

個別予防接種事業では、肺炎球菌ワクチンが値上がりし、自己負担額が3,000円から6,000円に倍化しています。希望する高齢者が接種をためらうことがないよう負担軽減を求めます。高齢者の個別的支援事業では、今までつながらなかったかたへ連絡をしていく取組は、単身高齢者が増える中、重要な取組です。既に連絡がついたかたも含め、引き続き力を入れるよう求めます。

物価高騰の影響を受ける農業者支援が行われたことは評価します。ぜひ国の重点支援交付金なくなっても、三郷市独自で補助金を継続できるよう求めます。

住宅リフォーム補助については、耐震改修と同時に行う住宅リフォーム工事に限定しているため、利用者が少なく、毎年度予算が減額されています。耐震改修に限定しない越谷市などは抽選会となるほど市民から歓迎されています。住環境の改善と地域振興の観点から、使い勝手のよい制度に改善するよう求めます。

大場川上流域治水対策事業は、市民の水害への不安に応えるものであり、評価します。更なる治水対策を進めていただくよう求めます。水路上部歩道活用事業の予算が減額されました。また、雑草除去や樹木の剪定の業務の経費については前年度と同じ経費規模で推移しているようですが、近年の異常気象で雑草の生え方が相当増えてきている状況が続いています。水路の蓋がけ、雑草除去や樹木の剪定については市民要望が高いものであり、充足率を上げられるよう予算の増額を求めます。

三郷料金所スマートインターチェンジのフルインター化の供用から1年がたちますが、自動車の利便性は向上する一方で、交通弱者の足の確保の問題は残されたままです。一部、市内バス路線の維持に路線バス運行委託料を計上したことは評価できますが、デマンド交通の導入やコミュニティバスを更に広げるなど、車がなくても安心して暮らし続けられるよう求めます。

スマートインターチェンジ周辺や産業振興地区における土地開発をめぐる議論が行われませんが、市街化調整区域の土地利用を進めるとはいえ、三郷市が倉庫の街並みになるようなまちづくりはいま一度、立ち止まって慎重に検討されることを要望します。

日本一の読書のまち推進事業では、本の返却の負担を軽減できるよう、駅や商業施設に本の返却ポストを設置するよう求めます。また、北部図書館が大規模改修のため夏頃から長期の休館となります。市民が本に触れる機会が減ってしまうことのないよう、臨時窓口の設置などの対応をとるよう求めます。

小中学校司書配置事業では、会計年度任用職員による直接雇用で配置する学校を2校から3校に増やす一方で、各学校への司書の配置が、委託は週2日から1日へ、直接雇用の学校は4日から2日になりました。直接雇用を増やすことは評価しますが、日本一の読書のまちにふさわしく、司書の処遇を改善し、配置日数を増やすよう求めます。

最後になりますが、私たちは憲法に基づき学校給食費の無償化を求め続けてきました。今回、政府の予算案に新たに盛り込まれたのが小学校における学校給食費の無償化です。本市へは約4億円の県補助金が予算計上されました。日本共産党は、食材費は保護者負担とする学校教育法の下でも無償化は可能だとの国会答弁を引き出し、市民運動の粘り強い運動によ

って無償化を全国に広げてきました。本市議会では、残念ながら不採択となりましたが、幾度となく無償化を求める請願が提出され、私たち市議団も国を動かすために力を合わせてまいりました。今度の無償化は、こうした全国の市民運動が国をも動かした大きな成果であり、歓迎するものです。

さらに、国の責任で中学校への拡大が求められますが、戸田市などのように国の動きを待つまでもなく、中学校給食費の無償化を実施しようとする自治体が広がっています。本市でも、中学校の学校給食を無償化し、物価高で苦しむ子育て世代の負担軽減を行うよう求めます。

なお、非喫食児童への取扱いは各自治体判断とされていますが、現金給付など公平な取扱いを要望いたします。

三郷市民が赤ちゃんから高齢者まで、健康で安心して暮らしていくために、更なる施策を進め、地方から国の政治を変えていくよう要望し、討論を終わります。

○議長（武居弘治議員） 原案に賛成、23番、佐々木修議員。

〔23番 佐々木 修議員 登壇〕

○23番（佐々木 修議員） 議案第21号 令和8年度三郷市一般会計予算につきまして、新政会を代表し、賛成討論を行います。

地方自治体は、少子高齢化や物価高騰などの社会変化や災害激甚化など、様々な課題に直面しています。さらには、道路や公共施設など老朽化も進んでおり、安心・安全なまちを維持するために計画的に改修を進めることも必要です。このような中、今議会に提案されました令和8年度一般会計予算は617億5,000万円となっております。

内容を見てもみますと、歳入については市民税、固定資産税をはじめとする市税の増額が見込まれており、これまで進められてきたまちづくりが着実に実を結んでいるものと考えております。

さらに、見てもみますと起債が大きく減額となっており、これは大きな建設事業が完了することも要因ですが、将来的な人口減少社会と、それに伴う税収減を考えて、大きな負債の計上を抑制したものと捉えております。

歳出については、三郷中央駅前広場の再整備など、これまで進めてきたプロジェクトを継続しつつ、新たな事業展開は必要最小限とし、既存事業については精査した内容となっておりますが、道路整備や公共交通の維持、災害対策、学校や施設の改修など、利便性や安全に関する取組にはしっかりと予算計上がされているとともに、少子高齢化による扶助費の増大

や物価高騰による経費の増加にも対応された内容となっております。市長をはじめ、職員の皆さんが知恵を絞り、汗をかき、地域の皆様と進めてきたまちづくりは徐々に花が咲き、実を結んでまいりました。

今回の予算全体を通して感じましたのは、今後の人口減少や税収減といった構造的な変化を見据え、三郷市が将来にわたり持続可能な自治体運営を行うために、安心・安全を基本とし、市民生活に密着した施策へ重きを置いていくといった方向性であります。今後も、三郷市の魅力を維持しつつ、冒頭に申し上げた地方自治体が直面する課題に取り組むべきであり、そうした事業に予算が計上されることに高く評価をいたします。

令和8年度は、第5次三郷市総合計画後期基本計画がスタートする年であります。限られた財源の下、市民生活、福祉の向上、各種産業が発展するよう、より効果的に事業を進めていくために引き続き二元代表制の一翼を担う私たち市議会も様々な意見や提案等を出しながら、執行部と連携していくことが重要であると考えております。木津市長におかれましては、先頭に立ってリーダーシップを発揮して職員の皆さんを指揮し、市政を更に前進させて、三郷市を発展させていただくことをお願い申し上げ、賛成討論といたします。

○議長（武居弘治議員） 原案に賛成、5番、佐藤裕之議員。

〔5番 佐藤裕之議員 登壇〕

○5番（佐藤裕之議員） 議案第21号 令和8年度三郷市一般会計予算につきまして、創政MISATOを代表し、賛成討論を行います。

令和8年度当初予算は、対前年度比1.2%、7億5,000万円減、平成19年度以来、実に19年ぶりの前年度比マイナス予算、総額617億5,000万円で予算編成されております。

しかし、この数字を全く縮小とは受け止めておりません。中身を注視してみますと、少子高齢化や物価高騰といった厳しい社会情勢を見据えつつ、安心・安全を軸に市民生活に直結する施策へ重点を置いた極めて現実的かつ未来志向の予算編成であり、成熟都市としての意思表示であると考えます。

歳入では、市税が前年度比6.6%増、約247億円を計上し、歳入全体の40%を占め、本市のまちづくりが着実に成果を上げ、財政基盤が底堅く成長している証であると捉えており、基盤が強いからこそ財政規律を守る変革ができるのであると考えます。

本予算の柱は、今年から新たなスタートとなる第5次三郷市総合計画後期基本計画であり、「持続可能な拠点の形成」、「多様性のある地域の確立」、「質の高い教育と切れ目ない子育て支援」、いずれも人口減少・少子高齢化・自然災害の激甚化・物価高騰といった現実に

真正面から向き合ったテーマであります。

「持続可能な拠点の形成」では、本市が将来にわたり持続可能な自治体運営を行うための基盤となる「まちづくりは道づくり」の推進について申し上げます。三郷中央駅前広場再整備事業には4億800万円が投じられ、三郷市の顔にふさわしい景観と機能を備えた空間整備が進められます。また、都市計画道路草加三郷線の事業認可取得に向けた動きや半田彦成跨線道路橋への監視カメラ設置など、交通安全と利便性向上への着実な投資は地域の発展に欠かせないものであります。老朽化対策についても、上下水道管路の耐震化やストックマネジメント計画に基づくポンプ場整備の更新など、目に見えにくい、しかし市民の命を守る基盤整備にしっかりと予算が配分されている点を高く支持いたします。インフラは都市の血管です。血流が滞れば都市は衰退します。物流、防災、通勤・通学路、全ての基盤を強化する事業であります。

そして、令和8年度開館予定のみんなの防災プラザみさとの整備工事には4億4,500万円が計上されています。この施設は平時は市民の交流の場、有事は防災拠点となる、正に本市の安心・安全のシンボルとなるものです。VR体験を含む展示整備は、防災を自分ごととして体感できる仕組みであり、これは防災を知識から備える文化を育てる三郷の未来世代への大きな贈り物であります。

「多様性のある地域の確立」では、市民の利便性を飛躍的に高めるマイナンバーカード交付等事業にも注目いたします。イトーヨーカドー三郷店に窓口を設置し、生活動線の中で「ついで」に行政手続きができる仕組みを構築することは、デジタル技術を活用した市民サービス向上の好例であり、高く評価いたします。

さらに、本市が開催地となる第38回全国健康福祉祭（ねんりんピック）埼玉大会のスポーツチャンバラ交流大会に向けた準備も、地域の活力を生む重要な事業です。陸上競技場のLED化やロケーションサービス強化も、持続可能な自治体経営を象徴する取組であります。

「質の高い教育と切れ目ない子育て支援」では、子育て支援・教育環境の整備についても非常に手厚い予算措置がなされています。特に、こども誰でも通園制度の公立保育所での開始や産後ケア事業の訪問型への拡大、利用対象の延長などは孤立しがちな育児不安に寄り添う本市独自の温かい支援策です。

学校施設においては、彦成小学校、丹後小学校の校舎改修に9億1,750万円を投じ、長寿命化を図る一方で、GIGAスクール構想に基づく小中学校の教育パソコン更新に計3億2,000万円以上を計上し、ハード・ソフト両面からこどもたちの学びを支える姿勢が鮮明に

なっています。

官民連携によるプレーパーク推進は、社会全体でこどもを育てる仕組みづくりです。教育はコストではなく未来への投資です。今議会での議案第1号 専決処分の承認を求めることについてにつきましても、このたびの物価高対応応援手当を専決処分として支給を決めた点は、長引く物価高の中、特に影響を受けやすい子育て世帯をとにかくスピード感を持って支援するんだという市の強い意思が表れた、とても大事な決定だったと感じております。

今回の令和8年度一般会計予算には、この補正予算に増して、子育ての環境を継続的に良くしていくための項目も含まれています。一時的な支援で終わりというのではなく、長い目で見て家庭を支えようという市の姿勢が見てとれます。令和8年度は、第5次三郷市総合計画後期基本計画がスタートする本市にとって極めて重要な1年であります。厳しい財政状況下、19年ぶりのマイナス予算という決断をしながらも、その中身は福祉・教育・防災といった市民の安心・安全に直結する分野には、これまで以上の熱量を持って配分された予算であると同時に、官民連携やデジタル活用による効率化の視点が確実に息づく未来への責任ある選択であると評価いたします。

市長をはじめ執行部におかれましては、この予算を最大限に活用し、市民一人ひとりが三郷に住んで良かったと心から実感できる「ふるさと三郷 みんながほほえむまちづくり」を力強く推進していただきますことを強く要望し、賛成討論といたします。

○議長（武居弘治議員） 以上で通告による討論は終わりました。

これにて議案第21号の討論を終結いたします。

採決を行います。

議案第21号 令和8年度三郷市一般会計予算の各委員長報告は原案可決であります。

本案を原案のとおり決するに賛成の皆様の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（武居弘治議員） 起立多数であります。

よって、議案第21号は原案可決と決しました。

議案第22号の討論を行います。

討論の通告がありません。

これにて議案第22号の討論を終結いたします。

採決を行います。

議案第22号 令和8年度三郷市国民健康保険特別会計予算の委員長報告は原案可決であり

ます。

本案を原案のとおり決するに賛成の皆様の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（武居弘治議員） 起立多数であります。

よって、議案第22号は原案可決と決しました。

議案第23号の討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許します。

原案に反対、10番、工藤智加子議員。

〔10番 工藤智加子議員 登壇〕

○10番（工藤智加子議員） 議案第23号 令和8年度三郷市介護保険特別会計予算につきまして、日本共産党三郷市議団を代表し、反対討論を行います。

厚生労働省は、介護報酬の期中改定を行い、処遇改善を中心に2.03%の引上げとなりました。高齢者団体や介護団体などの運動が実り、臨時改定は制度創設以来、初めてとなりましたが、2024年度に引き下げた訪問介護の基本報酬の引上げは見送りとなりました。厚生労働省によれば、介護職員は2026年度には全国で約25万人が不足するとしていますが、2024年度の介護報酬引下げで訪問介護事業所の倒産や休業などが2025年度では176件に上り、2年連続、過去最多を更新したと報道されています。緊急に訪問介護の基本報酬を引き上げることを実施するべきです。

政府は、介護サービスの担い手不足を外国人労働者への拡大や過疎地域の規制緩和などで乗り切ろうとしていますが、介護職員の平均賃金は全産業の平均より月8.3万円低く、今回の期中改定の引上げでは不十分であり、公費の投入による抜本的な改善が必至です。自治体は、担い手不足による「保険あって介護なし」という状況を打開するため、独自の施策が求められていますが、この年度も何の手立ても講じられていません。また、介護認定を30日以内に判定する実施率が11.2%と低いことが分かりました。利用者への介護支援や家族介護に支障が出ないように、認定結果を早期に実施するよう求めます。

厚生労働省は、介護保険の利用料2割負担や預貯金を負担割合の決定要件に加えようと検討しています。介護保険制度を持続させ、現役世代の負担を引き下げるには、公費負担を増やすべきだと申し述べ、討論を終わります。

○議長（武居弘治議員） 以上で通告による討論は終わりました。これにて議案第23号の討論を終結いたします。

採決を行います。

議案第23号 令和8年度三郷市介護保険特別会計予算の委員長報告は原案可決であります。
本案を原案のとおり決するに賛成の皆様の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（武居弘治議員） 起立多数であります。

よって、議案第23号は原案可決と決しました。

議案第24号の討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許します。

原案に反対、10番、工藤智加子議員。

〔10番 工藤智加子議員 登壇〕

○10番（工藤智加子議員） 議案第24号 令和8年度三郷市後期高齢者医療特別会計予算につきまして、日本共産党三郷市議団を代表し、反対討論を行います。

保険料の改定となる令和8年度は、均等割額と所得割率がそれぞれ引き上がる上、子ども・子育て支援金を新設し、保険料に上乘せすることになるため、当初予算での平均保険料は改定前の8万6,870円から9万9,152円の増額を見込んでおり、年金暮らしの高齢者に重い負担となって、直撃するものになることから、反対いたします。

埼玉県後期高齢者医療広域連合では、値上げの理由を診療報酬改定等の影響により、1人当たりの医療給付費が大きく増加したこと、現役世代の1人当たりの支援金の伸び率と合わせるように算定方法の見直しを図られたと説明していますが、現役世代と高齢者の負担の均衡を図ることは、高齢になれば就労が難しく、疾病にかかりやすくなるという身体的条件からも不合理だと言わなければなりません。

しかも、子ども・子育て支援金は児童手当やこども向けの給付金などに充てるためであり、保険給付とは別の目的のために保険料に上乘せすることなど容認できません。子育て支援は国の責任で公費から行うべきです。多くの被保険者は、年金収入で暮らしており、2026年度は国民年金が1.9%、厚生年金が2.0%、それぞれ引き上げられたものの、国民年金は満額のかたでも1,300円の増額にとどまり、物価上昇率3.2%に遠く及びません。保険料滞納者は令和8年1月現在で461人となることが明らかとなりました。高齢者の命と暮らしをないがしろにする保険制度は抜本的に見直さなければならぬことを指摘し、討論いたします。

○議長（武居弘治議員） 以上で通告による討論は終わりました。

これにて議案第24号の討論を終結いたします。

採決を行います。

議案第24号 令和8年度三郷市後期高齢者医療特別会計予算の委員長報告は原案可決であります。

本案を原案のとおり決するに賛成の皆様の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（武居弘治議員） 起立多数であります。

よって、議案第24号は原案可決と決しました。

議案第25号の討論を行います。

討論の通告がありません。

これにて議案第25号の討論を終結いたします。

採決を行います。

議案第25号 令和8年度三郷市上水道事業特別会計予算の委員長報告は原案可決であります。

本案を原案のとおり決するに賛成の皆様の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（武居弘治議員） 起立全員であります。

よって、議案第25号は原案可決と決しました。

議案第26号の討論を行います。

討論の通告がありません。

これにて議案第26号の討論を終結いたします。

採決を行います。

議案第26号 令和8年度三郷市公共下水道事業特別会計予算の委員長報告は原案可決であります。

本案を原案のとおり決するに賛成の皆様の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（武居弘治議員） 起立全員であります。

よって、議案第26号は原案可決と決しました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時45分

再開 午後 2時47分

○議長（武居弘治議員） 再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

◎市政に対する一般質問

○議長（武居弘治議員） 日程第7、これより市政に対する一般質問を行います。

通告により順次発言を許します。

◇ 西村 寿美枝 議員

○議長（武居弘治議員） 通告第1、12番、西村寿美枝議員。

〔12番 西村寿美枝議員 登壇〕

○12番（西村寿美枝議員） それでは、通告に従いまして、順次一般質問を行います。

初めに、1、青少年問題。

進路に悩みを抱えている青少年の相談窓口についてお伺いいたします。

中学校を卒業し、一旦進学はしたけれども、経済的理由で高校や大学を辞めなければならなかったかたや、勉強に行き詰まり学校生活を続けていけるか不安に思っているかた、そして中退してしまったかた、また友人関係の悩み等で学校に行けなくなってしまったかたなど、様々な事情で学びの道で立ち止まり、悩んでいる青少年がいます。

埼玉県教育局生徒指導課が令和7年11月に発表した「令和6年度埼玉県公立学校における児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果」によれば、埼玉県の公立高等学校中途退学者数は1,170人で、在籍者に占める割合は1.1%、100人に1人が中途退学しています。埼玉県教育委員会が令和3年3月に発表した高等学校中途退学追跡調査結果報告書、こちらは5年ごとの調査ですので、こちらが最新となりますが、中途退学した理由について、学校生活・学業不適応が59.3%と全体の半分以上を占め、この割合は全国調査の結果と比較しても高い状況にあります。その後の進路については、別の高校に再入学した、

あるいは高卒認定試験を受験するなど、学びを継続させている割合が37.9%でした。

一方、就職した人は9.3%と過去の追跡調査の中で最も低い割合となり、アルバイト・フリーターが40.7%と最も多く、無職が18.6%と、将来に不安を抱えた状態の人が多いたことが分かりました。自分は何者か、自分の生き方は何かというアイデンティティーを確立させ、社会の中で自分自身の価値を見出す重要な青年期、親や兄弟、友人にも相談しづらく、1人で悩んでいるケースも多いと推察されます。まずは、中途退学に至る前に相談できる場所が必要です。そして、その後の進路について学び続けるのか、就職して社会人となるのか、悩んでいる青少年に対して寄り添ってくれる相談窓口が必要ではないかと考えます。

そこで、アとして、青少年が学び直すことを応援する相談窓口について、三郷市としてどのように考えておられるかお伺いいたします。

一方で、進学ではなく、就労について悩みを抱えている若者もいます。コミュニケーションが苦手な人間関係につまずき、働いていく自信がないなど、働く一歩を踏み出すことができずに立ち止まっている、そういった若者が相談できる窓口はどうなっているのでしょうか。商工観光課で就職に関する悩み相談事業を行っていますが、10代から30代の若年層は利用しているのでしょうか。イとして、若者が就労に関わる悩みを相談できる窓口の状況についてお伺いいたします。

続いて、2、地域振興問題。

e スポーツ出前講座についてお伺いいたします。

e スポーツについては、令和6年3月定例会において高齢者の健康づくりや社会との交流促進に活かそうという内容で一般質問をいたしました。e スポーツは、こども・若者から高齢者まで幅広い世代のかたが楽しめる新しいスポーツの選択肢として広がりを見せており、居場所づくりや地域の交流促進につながるとして、取り入れる自治体も増えています。

また、パラe スポーツとして障がいの有無にかかわらず、共に参加し、楽しむことができる競技であります。本年1月に東京ビッグサイトで開催された東京e スポーツフェスタに行ってみましたが、たくさんの車椅子ユーザーが集結されていて、バリアフリーなスポーツとして共感の輪が広がっているのを感じました。このe スポーツをこども・若者の居場所づくりや地域交流のために取り入れてみたいという思いはあっても、実際どのようなものなのか分からない、機器の設置や設定、導入や運用のノウハウなど、知識のあるスタッフがないなど、なかなか難しいのではないのでしょうか。

先日、市内の児童館を訪問した折に、センター長がe スポーツを中学生、高校生の居場所

づくりに活用しようと準備を進めているが、経験のない取組なので不安があると話されてい
ました。また、令和6年3月議会でもご紹介しましたが、北公民館で高齢者でもできるeス
ポーツ体験会というイベントがあり、大変盛り上がり、参加者からは引き続き開催してほし
いという声が上がっていましたが、継続して行うには知識や設備が不足していて難しいと
のことでした。

三郷市内には、三郷市文化振興公社にeスポーツに詳しい若手職員さんがおられて、イベ
ントを開催したり、ロコミで声がかかってお祭りにブースを出したりと、活躍されていると
聞き及んでおります。このような知識や経験のあるかたにお力をお借りして、出前講座を設
けてはどうでしょうか。こどもや若者の居場所づくりや高齢者の認知症予防、通いの場づく
り、また地域の交流促進などにeスポーツを活用したいと考える現場を支援する取組として、
出前講座を実施することについてお伺いいたします。

最後に3、行政問題。

もみじ保育所跡地についてお伺いいたします。

彦成三丁目、みさと団地の11街区にあったもみじ保育所は、2016年3月で閉所となり、ち
ょうど10年になりますが、建物はずっとそのまま残っており、居住者のいない大きな空き家
がただ風化していく姿を見て、胸を痛めていると地域住民のかたからお声も頂いております。
現在、当該建物についての管理状況はどうなっているのでしょうか。土地は独立行政法人都市
再生機構（UR都市機構）の所有であると思いますが、土地の賃借料や建物等の維持管理、
不審者対策、雑草や樹木の管理など、市でどのような管理を行っているのでしょうか。

アとして、現状についてお伺いいたします。

跡地の利用については、これまでも議会で取り上げられてまいりました。どのような検討
をされてきたのでしょうか。市としての利用が見込まれないのであれば、URや民間企業、
民間団体などに有効活用してもらえるように、URへ返却する、あるいは民間へ引き継ぐ方
向で動き始めて良いのではないかと考えますが、イとして、今後の検討についてお伺いいた
します。

以上で1問目の質問を終わります。

○議長（武居弘治議員） 西村寿美枝議員の質問に対する答弁を残し、暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時00分

再開 午後 3時15分

○議長（武居弘治議員） 再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

西村寿美枝議員の質問に対する答弁を求めます。

横田隆宏生涯学習部長。

〔横田隆宏生涯学習部長 登壇〕

○生涯学習部長（横田隆宏） 西村議員の1、青少年問題についての1、進路に悩みを抱えている青少年の相談窓口についてのア、高校や大学への進学を断念した方や中退した方などが学び直すことを応援する相談窓口についてにお答えいたします。

義務教育修了後に学業を断念せざるを得なかったかたや中途退学となった青少年への学び直し支援につきましては、広域的なネットワークを有する埼玉県が主体となり、専門的な相談窓口や自立支援プログラムを展開しております。本市といたしましては、このような県の専門機関へと適切につなげることが肝要であると考えております。

令和6年度より市ホームページにおいて、既存の教育相談窓口に加え、埼玉県が実施する「青少年セカンドチャンスの場づくり事業」の周知を新たに開始いたしました。この事業は、「社会体験」「就労体験」「学び直し」の支援を行っており、進路の決定のほか、非行問題、不登校などの悩みを抱える青少年の支えになると認識しております。このほか、青少年課には学校現場での豊富な経験を有する専門指導員を配置しており、青少年の多岐にわたる課題に対し、専門機関へ適切につなぐ体制を整えております。

今後におきましても、県や関係機関の専門窓口や支援プログラムの適切な情報発信に努めてまいります。また、市の相談窓口の設置につきましては、他自治体などの先進事例を参考に調査研究を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（武居弘治議員） 小暮勲地域振興部長。

〔小暮 勲地域振興部長 登壇〕

○地域振興部長（小暮 勲） 1、青少年問題、1、進路に悩みを抱えている青少年の相談窓口について、イ、若者の就労に関わる悩みを相談できる窓口についてお答えいたします。

本市では現在、年齢、性別を問わず、就労を考えているかたへ向けて、様々な支援に取り組んでおります。取組でございますが、まずカウンセリングとしまして月2回、就職へ向けての悩み、不安についてキャリアコンサルタント等専門家による個別相談を行っており、職

業の適性に関すること、履歴書などの書き方、面接のアドバイスなどの支援を行っております。加えて、対象者のニーズ等を踏まえ、求職者に求められる知識・スキルなどを取得できるよう、就職支援セミナーを年24回開催するほか、直接企業からの説明を聞く機会としての合同企業面接会や就労後のケアとしての社会保険労務士による労働に関する相談、更には瑞沼市民センターでは国と市の連携により運営する「ふるさとハローワーク」においても職業相談を実施しているところでございます。そのほか、埼玉県におきましても働くことに悩みを抱える若者及びその親、家族を対象とした就労支援施設「地域若者サポートステーションさいたま」が設置されております。

なお、今年度市で実施している各種相談等の参加傾向を見ますと、相談者はいわゆる現役世代の中核である30歳から50歳代までの女性がメインで、うち30歳までの若年層の相談は少数にとどまる現状でございます。このように多様な背景を持つ若者の就労支援につきましては、若者が社会的・経済的に自立できるよう、地域において様々な主体と連携した支援により、自分に合った仕事を見つけることにつながっていくものと考えます。

今後につきましても、国・県の就労支援施策動向を注視の上、若者の就労に関わる悩みの解決に向け、働きやすい環境の整備が進むよう、関係機関と連携し、就労支援体制の充実及び制度の周知に努めてまいります。

続きまして、2、地域振興問題、1、eスポーツ出前講座についてお答えいたします。

eスポーツは、自身で体を動かすスポーツとは違い、電子機器などを使用し、ゲーム上で競い合うスポーツとして年齢や性別にかかわらず、若者から高齢者まで参加できることや、障がいの有無にかかわらず楽しめるなど、近年様々な分野に広がっており、注目が高まっております。

特性として、身体運動としてのスポーツ分野のみならず、教育・文化・福祉などの多面的な要素を含んでいることから、導入に際してはその目的を明確化することは重要と認識しているところでございます。

議員ご質問のeスポーツ出前講座でございますが、イベント開催を含め実施する場合、健康面の負担に対する課題への対策や実施競技に関わる分野が多岐にわたることから、それぞれの分野でのニーズに応える体制づくり等が必要と考えております。このことから、国・県の動向を注視していくとともに、先進自治体の事例なども踏まえ、関係部署と連携しながら課題の整理をしてまいります。

以上でございます。

○議長（武居弘治議員） 日暮義一企画政策部長。

〔日暮義一企画政策部長 登壇〕

○企画政策部長（日暮義一） 私からは、3、行政問題のうち、もみじ保育所跡地についてお答えいたします。

初めに、ア、閉所して10年になるが現状はでございますが、もみじ保育所は昭和51年に現在のUR都市機構の土地を無償で借り受け、開所いたしました。民間活力の導入等による保育への移行も視野に、平成28年3月に閉所いたしました。閉所後の維持管理でございますが、UR都市機構から引き続き無償で土地を借り受けているため、土地に係る賃借料は発生しておりませんが、毎月の共益費や電気代、機械警備の費用の支払いのほか、年2回の除草費用等、年間約93万円の維持管理費を負担しているところでございます。

現在は、こども未来部が管理しておりまして、保育備品や一時的に選挙の備品等を保管している状況でございます。

続いて、イ、今後の検討についてでございますが、これまで様々な可能性を模索し、UR都市機構との情報共有、連携を図りながら、民間主導型の保育導入やシェアオフィスとしての活用等についても検討してまいりましたが、現状、施設の躯体や設備についてはかなり老朽化が進んでおり、現在の建物を市民利用等の活用に向けて検討を進めることは難しいと判断しております。今後は、土地を返却することも視野に、土地所有者であるUR都市機構と協議を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（武居弘治議員） 西村寿美枝議員。

○12番（西村寿美枝議員） それぞれに丁寧なご答弁をありがとうございました。

それでは、2問目を始めさせていただきます。

まず、青少年問題について、生涯学習部長からは様々な県のプログラムですとか、国の相談機関などにつなげられるように、市のホームページに掲載をして周知を図っておりますというご答弁でございました。悩みを抱えた10代、20代の青少年への対応として、市のホームページを見てくださいということでは、ちょっと残念だなというような気持ちにもなりました。高等学校が県立であれ、市立であれ、私立であれ、学校で支援すべきことは、その学校が支援すると思いますが、中退して学校で支援を受けられない青少年などについては一番身近な自治体である市がまずは手を差し伸べて、そこから県などの相談機関へつなげるという仕組みがあつてしかるべきであろうと考えます。生活困窮世帯の子どもの学習支援などでは、

ふくし総合相談・地域支援事業として小学6年生から高校生まで学習支援をしております。途中であきらめずに、高等学校を卒業できるように、寄り添って励ましと学習支援を行い、更に進学を希望することもには大学受験の支援も行っております。

しかしながら、この本事業の対象ではない子どもには、このような支援はありません。そしてまた、例えば不登校等で適応指導教室に通っていた生徒も、巣立ってしまうと、もう支援対象からは外れてしまいます。義務教育を終えた青少年の進路の悩みを受け止めてくれる部署がやはり市のほうに必要であろうかと考えます。

1つ事例をご紹介しますと、埼玉県富士見市では「まなびサポート 若者のための学び直し相談」というものを開設しております。学校生活に悩んでいるかた、進学を断念したかた、中退したかた、不登校のかたなどに寄り添った支援をしております。こちらは、子ども未来部の子ども未来応援センターに設置されています。富士見市には、青少年課という青少年に特化した課はありません。しかしながら、三郷市には青少年課があり、青少年ホームという青少年に特化したすばらしい施設があります。現在、青少年ホームでは青少年の居場所づくりに取り組んでおられます。

居場所づくりの目的とは、例えば児童館で行われている中高生の居場所づくりや高齢者の通いの場づくりも同様でございますが、気軽に訪れる場所をつくることで、本当に困っている、悩んでいる人がたどり着けるようにすることであると思います。そういう意味において、青少年ホームで青少年の相談窓口を開設し、何でも気軽に相談できるような場をつくること居場所づくりであると考えます。

先ほどのご答弁にもございましたが、青少年ホームには何でも相談できる専門相談員さんが常駐しておられるということでもあります。青少年の悩みを受け止めてくださるかたが青少年ホームには既におられるのではないのでしょうか。ぜひ、青少年課主導で関係部署とも連携を図りながら、将来に不安を抱えた青少年に寄り添った相談窓口を青少年ホームに開設してはどうかと考えます。

そして、先ほど地域振興部長からのご答弁では、就労の悩みについてカウンセリングとしてキャリアコンサルタントによる個別相談などもあり、非常にきめ細やかな相談窓口が市のほうで設置されていることが分かりました。しかしながら、30歳までの若年層の相談は少数であるというご答弁でございました。せっかくすばらしい相談窓口があるのに、若年層がたどり着いていないのが現状でございます。

そしてまた、「地域若者サポートステーションさいたま」というものもございますが、三

郷市から一番近くが川口市でありまして、やはりこういった悩める若者の身近な市の相談窓口がワンストップで受け止めて、そこから各窓口へご案内するということが必要であると思います。学びを続けるのか、就職をしていくのかというところの進路に悩んでいる青少年に対して、青少年ホームで相談窓口を開設してはどうかと考えますけれども、それについて生涯学習部長に再質問として伺いたします。

続きまして、eスポーツの推進についてでございますが、先ほど地域振興部長のご答弁では目的の明確化であるとか、またニーズに対応するということが非常に大切であるというご答弁でありました。また、国や県の動向や先進自治体の取組を調査研究していきますというご答弁でございました。このeスポーツをバリアフリーな新しいスポーツの選択肢と捉えて、健康推進や地域交流に活用している自治体をご紹介します。

石川県の能美市では、町会等が自主的にeスポーツに取り組めるよう出前講座を開設し、町内のお祭りや公民館行事、高齢者サロンが利用できるようにしています。こちらはまなび文化スポーツ課が担当しております。また、福井県越前市では町会、こども会、シニアクラブ、職場の仲間、福祉団体など、市民団体にeスポーツ出前講座を行っています。また、導入したいと考えているが、どうすればよいか分からないといった悩みに講師を派遣してお手伝いをしています。こちらはスポーツ交流課が担当でございます。こうした先進事例をぜひ研究していただいて、また市内の力ある職員さんがおられたら、連携しながら進めていただきたいと要望いたします。こちらは再質問はございません。

最後に、行政問題でございます。企画政策部長のほうからもみじ保育所の土地について、URから閉所後も引き続き無償で土地を貸していただいていたと、土地の賃借料が無料であったということで、これまで時間をかけて検討をしてこられたという経緯は承知いたしました。今後は、地域住民の方々に安心していただけるように、ベストな形を模索してくださるよう要望いたします。こちらでも再質問はございません。

以上で質問を終わります。

○議長（武居弘治議員） 西村寿美枝議員の2問目に対する答弁を求めます。

横田隆宏生涯学習部長。

〔横田隆宏生涯学習部長 登壇〕

○生涯学習部長（横田隆宏） 西村議員の再度のご質問にお答えいたします。

青少年ホームにおける専門の窓口設置についてのご質問であったかと存じます。お悩みを抱えるご本人やご家族にとって、身近な存在である市役所が最初の一步を踏み出すための安

心感ある相談先であることは認識をしております。新たな専用窓口の設置につきましては、既存の組織体制や整理すべき課題もございますので、他自治体の事例も参考にしつつ、研究を続けてまいりたいと存じます。

以上でございます。

○議長（武居弘治議員） 以上で西村寿美枝議員の質問を終わります。

◇ 篠田隆彦議員

○議長（武居弘治議員） 通告第2、16番、篠田隆彦議員。

[16番 篠田隆彦議員 登壇]

○16番（篠田隆彦議員） それでは、通告に従いまして、順次一般質問を行います。

1、都市計画問題。

1、三郷ジャンクション40周年を迎えてインター周辺のまちづくりについて。

三郷市が自動車交通の要衝として発展するきっかけになった三郷ジャンクションの開通から40周年を迎えました。振り返りますと、三郷ジャンクションは1985年1月、常磐自動車道と首都高速6号三郷線の起点として誕生し、92年には和光―三郷間で開通した東京外環自動車道（外環道）と接続、そして2018年の外環道の高谷ジャンクション（千葉県市川市）までの開通に伴う改良などを経て、今の形状になっています。交差点部分が大きく渦をまく「タービン型構造」が特徴で、航空写真や夜景など、見てもカメラにおさめても、とても美しいインターチェンジであると思います。かつて、自分の家の田んぼもそこにあったからこそ、懐かしさや思い出もひとしおです。

三郷市公式サイトでのPR事業において、短編ストーリー形式で「結ぶまち、あなたとみさと」をテーマに40年の歴史の継承と未来が発信され、国道298号線外回りなどの主要スポットには40周年記念プリントシートや記念看板が設置されています。記念事業も行われ、巡回パネル展、NEXCO東日本40周年パトロールカー撮影会、現地見学会、イベントの開催、PR動画、ウェブサイト「交差するまちが、花開く」といったテーマで、ユーチューブ三郷市公式チャンネルで記念動画が公開され、40年のあゆみとまちの風景が紹介されています。

昨年の2025年3月22日には、三郷料金所スマートインターチェンジが東京方面への出入りに対応した、より利便性の高いフルインターチェンジになりました。三郷市は40年間、高速

道路の結節点としての好立地のポテンシャルを活かしながら、地域と産業の発展を支えてきました。これから先の50年、60年と将来を見据え、更なる利便性向上のため、周辺道路整備を推進し、産業拠点・地域拠点の形成を図るべきと考えます。

そのことから、ア、計画的な土地利用推進について。

三郷インターチェンジの北側、三郷インターA地区はピアラシティを中心とする大規模商業施設や流通工業施設の立地により、商業・流通業務、工業の拠点として、また番匠免運動公園、三郷スカイパークの多目的芝生広場、近年、セナリオハウスフィールド三郷（三郷市陸上競技場公園）ではトラック種目競技のみならず、フィールドを使ったサッカーや大学ラグビー、ギリシャ国によるオリンピック大会の練習場としても利用されたスポーツ施設として、地域の魅力が創出されています。

また、インター南側の南部地区及び南部南地区の土地区画整理事業地区については、流通業務施設による地域経済の活性化を支える産業拠点となっています。

そこで、その対面にあるインターチェンジの西側においては、産業拠点としたまちづくりをどのように目指すのでしょうか。土地区画整理事業の予定はありますでしょうか。今後、開発をどのように進めてまいりますか。

また、中川沿いの土地利用検討地区のうち、沿道利用地において用途地域の最適化による用途地域の変更などは考えられておられますでしょうか。都市計画マスタープランとの整合性も大切ですが、現行の用途地域ですと柔軟性と適応力を欠いてきつつあるという意見もあります。将来的なまちの成長や変化を見据えて、柔軟に対応するために、少子高齢化や地域の空洞化が顕著となることのないよう、これからの時代に合った変更が必要と思われます。

イ、水と緑のネットワークの形成について。

水路空間の有効活用。

農業用水である二郷半用水路は治水事業や緑化の推進が図られている中において、水と緑のネットワークを形成する緑道等、水辺空間としての有効活用は今後どのように進める計画がありますでしょうか。

ウ、道路の整備について。

三郷ジャンクションは東京外かく環状道路との結節部であるがゆえに、出入り口や八条橋、共和橋付近での市街地生活道路への大型車両の通行や通過車両の流入が目立ち、道路のひび割れや道路損傷などが見受けられます。両橋付近の渋滞緩和への対策はどのように考えておりますでしょうか。

また、北中学校への通学路の一部、二郷半用水路から外かく環状道路までの区間約150メートル程度ではありますが、道路が狭く、とても十分とは言えない自転車歩行者道の幅が確保できていない場所があり、道路拡幅の必要があると思われまますので、安全対策としてもご検討願えればと思います。

さらに、その道路の両側では、今でも砂利道の道路があり、改善の必要がありますことから、よりよい整備に向けた対策などご教示をお願いいたしまして、質問とさせていただきます。

次に、2として、障がい医療福祉問題といたしまして、オストメイト患者への支援事業について、人工肛門・人工膀胱（ストーマ）造設術を受けた患者、いわゆるストーマ造設者、オストメイトについて質問をさせていただきます。

オストメイトは、排せつ機能に障がいがあることから、日常生活においてストーマ用具及び関連製品は必需品であり、排せつ管理支援用具として給付支援はなくてはならないものであると思います。支援の背景といたしまして、排せつ管理支援用具の給付は、当初は国の補助用具給付制度の対象種目として、1984年（昭和59年）よりストーマ補助者への身体障害者福祉法の下でその適用が開始されました。その後、2006年（平成18年）には障害者自立支援法の設立時に、その運用自体が国から市町村が管理する日常生活用具給付事業に移管され、給付の基準額や給付対象範囲も各市や町で異なっています。三郷市のストーマ用具の基準額は消化器系が8,858円、尿路系が1万1,639円となっておりますが、1993年以降、30年間増額が認められていない、そのような状況で、その間ストーマ用具及び関連製品類は値上げされており、ストーマ装具の用品の支払いに係る費用も大きくなっている、そのことから給付基準金額など見直しを求める声も聞いています。

ア、ストーマ装具とその関連製品について。

消化管ストーマ（人工肛門）には2種類あり、コロストミー（結腸ストーマ）とイレオストミー（回腸ストーマ）があり、便の排せつをするもの、また尿路ストーマ（人工膀胱）の尿の排せつをするものがあります。中には、消化管ストーマと尿路ストーマの両方を造設されたダブルストーマの患者さんもいます。手術をされたストーマを装着することを造設と言います。三郷市では、令和7年10月時点で240名のストーマ患者さんがおられます。

イとして、一時的に造設する患者負担の軽減について。

一時造設として手術を受ける人は、一般的に医師から6か月から9か月間はストーマを造設し、その後腸管をつなぎ合わせて元々の肛門から排せつを行うことが可能な身体に戻す再

手術によってストーマを外す手術腸管を受けて、ストーマのない生活を送る予定であるという説明を受けます。以前は、ほとんどのストーマが永久造設でありましたが、最近の大腸がん手術の技術進歩から一時的な造設の手術が増えております。

一時的な造設ストーマの多くは回腸ストーマです。このストーマからは、腸液を多量に含むことから、約1,000ミリリットル前後の泥状から水のような便が排せつされます。また、消化酵素を多く含み、p hの値がアルカリ性であるため、皮膚の障がい性が高く、適切な装具の選択や交換間隔の設定を含むケア、管理を行わないと皮膚のかぶれを起こし、ただれがひどくなった場合には装具の装着が困難となり、装具代がかさみ、経済的負担、うずく痛みや感染のリスクが高まり、身体的な苦痛、心理的な苦痛が高まります。

術後の入院生活で、ストーマのある生活へのリハビリテーション（ストーマリハビリテーション）を行い退院、社会復帰されますが、新しい排せつ行動や排せつスタイルへの受入れや手技的な自立までには相当な時間がかかり、特に高齢者が手術を受けるとご家族の介護負担が増えることもあり、訪問看護などのサービスを受けることも少なくありません。装具に慣れない生活のため、排せつ物の漏れなどを起こして装具を予定より多めに使用してしまう事例も少なくありません。皮膚保護剤や衛生用品等も欠かせません。一時的な期間とはいえ、実際に実費として負担する装具代は月に1万円以上かかっている経済的負担が大きいのが現状と聞いています。

近隣の市では、一時的造設のストーマに支援の手があると伺っていますが、三郷市においてはどのような支援がされているのでしょうか。ぜひ一時的なストーマ造設であっても、少しでも患者さんの負担が少ない状態で良い治療が受けられるようにお願いしたいと思います。

2、オストメイト患者利用のトイレのピクトグラム表示について。

オストメイト用トイレを示すマークとして作成されたピクトグラムである「オストメイトマーク」は、今やトイレを指し示すだけにとどまらず、オストメイトのシンボルマークとして周知され、広がりつつあります。

市の有する施設等のトイレには、ユニバーサルシートの設置やオストメイト対応の多機能化が図られているとは思いますが、昨年より担当課に多機能トイレの入り口にピクトグラムのシールの貼り付けを確認しましたところ、ほとんど貼り付けしてあるとのことですが、今度新しく建設されます「みんなの防災プラザみさと」にも貼り付けをお願いします。それと同時に、老人福祉センターや各地区文化センター、体育館、図書館などでも貼り付けの確認をお願いいたします。

次に、3、農業問題。

三郷市が行っている農業振興事業について。

三郷市の農業は、大消費地東京に隣接するという立地条件を活かした都市型農業を中心に、新鮮で安全・安心な農作物の安定供給を行ってまいりました。しかしながら、社会経済の発展に伴い、年々ベッドタウンとしての都市化が進み、農地が宅地化され、耕作面積の減少と併せ、農業従事者の高齢化や担い手不足による農業者の減少、更には輸送や流通網の発達に伴い、全国他産地からの農産物の流入等により市場価値が下落、近郊農業としての優位性が失われ、農業所得の減少により農業経営が困難になりつつあると聞いています。

近年、夏の猛暑が続く中での栽培の難しさや野菜の高温障害やカメムシなどによる害虫被害、被覆材（ビニールハウスのビニールの高温劣化）など、環境変化に対応しなければならなくなっています。それでも新たな農作物栽培に取り組む農業者や農産物のブランド化や有機肥料を使つての有機農法で栽培されているかたもおられます。

さらに、高付加価値化に向けて農業の6次産業化への支援を求めている農家の声も寄せられています。

そこで、三郷市の農業を次の世代に継承するためにも、担い手不足の解消や継続的な農業経営への支援事業や振興事業が必要であると思います。現在、多く利用されている具体的な三郷市農業支援事業は何かありますでしょうか。

ベッドタウン化が進む中ではありますが、農業体験や園芸講座等により、地元の農業をより身近に感じてもらえる機会の創出と安全・安心な三郷産農産物のPRを行い、ふれあい型市民農園や観光農園など健康的でゆとりのある生活の向上を図る事業の進捗はどのように進められていますか。また先日、埼玉県知事がチャレンジ農業の6次産業化の視察に訪れたとお聞きしましたが、その内容についてお聞かせください。

近年、JA直売店はもちろんのこと、スーパーなどに行っても地場産野菜コーナーがあり、顔の見える野菜として生産者の顔写真も掲載されている店も増えてまいりました。作る側の責任と買う側の満足とが安全・安心で結ばれるような取組がなされています。これからも、消費者の声（売り場での簡単なアンケート）など、ヒントを得ることも大切だと感じています。地産地消の推進の一環として、学校給食や食育事業における三郷産農産物の更なる活用と児童・生徒が農業とふれあう機会の拡大として、農の社会科見学やみどりの学校ファームの支援など、教育における農業の活用にも期待しています。

最近よく耳にするスマート農業は、AI、IoT、ロボット技術を活用し、高齢化や労働

力不足に対応しつ、農業の生産性向上や品質の向上、省力化を実現する次世代型農業です。2024年10月にスマート農業技術活用促進法が施行されました。新しい生産方式への転換に対して、政府の補助金や技術支援を活用し、労働生産性を5%以上向上させることを目的にしたスマート農業が普及することで、持続可能で魅力的な農業へと変わることが期待されています。スマート農業のメリットとしては、次の4つが挙げられると思います。

1、「労働力不足の解消」としては、自動運転トラクターや自動草刈り機やドローン、収穫ロボットの導入で作業負担を軽減し、少人数でも圃場の管理が可能であること。労働時間を削減して若者が働きたくなる環境をつくる。

2、「収益性の向上」の面では、作業効率化、品質安定化によりコスト削減と収穫量の増加を実現する。

3、「農作物の品質向上」では、センサーやAIが温室環境を最適化することで、品質のバラつきを抑制、消費者満足度も向上する。

4、「環境負荷の軽減」においては、必要な場所だけに肥料・農薬を使う（スマート施肥）により、環境にやさしい農業を展開する大きなメリットがあります。

しかしながら、一方でスマート農業の普及には解決すべき課題も存在いたします。それは、高額な導入コストがかかることです。高性能な機器やシステムは、通常の農機具に比べて割高です。

例えば、GPS付きのロボットトラクターは1,000万円以上、農業用ドローンは100万円から300万円までかかることがございます。そうした初期費用を抑えるために、国や自治体の補助金制度を活用し、スマート農業参入への足がかりとしています。

または、近隣の農家との機器の共同利用（シェアリング・リース）などが推奨されています。まだまだ課題はありますが、農業の更なる振興には単なる生産性の向上だけではなく、「稼ぐ力」の強化、担い手の確保、テクノロジーの活用を組み合わせた総合的なアプローチが必要です。「稼ぐ農業」への転換（高付加価値化、販路拡大）、6次産業化の推進の1つとして生産だけでなく、加工・流通・販売までもも一体化して利益を高めることや、スーパー（食料品を扱う店）や飲食店との契約栽培・販売、さらに所得率が高くなるような高単価作物への転換やブランド化（地域ブランドの確立）による高価格での販売を目指すことが重要だと思います。マーケティング、ブランディングとしてパッケージの刷新やSNSを活用した直接販売などでファン層を開拓し、中間コストを削減する創意工夫を加えることも大切です。これらの取組を地域の特性に合わせることを農業振興において重要であると考えます。

そのことから、三郷市が現在行っている農業者支援の現状と今後の展望についてお伺いいたします。

以上で1回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（武居弘治議員） 篠田隆彦議員の質問に対する答弁を求めます。

城津守まちづくり推進部長。

〔城津 守まちづくり推進部長 登壇〕

○まちづくり推進部長（城津 守） 1、都市計画問題の1、三郷ジャンクション開通40周年を迎えてインター周辺のまちづくり、の担当分につきまして順次お答えいたします。

初めに、ア、計画的な土地利用の推進についてでございますが、第5次三郷市総合計画におきまして三郷インターチェンジ周辺は商業・業務などの複合機能を集積する地域拠点として、また流通・工業など多様な産業機能を集積する産業拠点に位置づけをしております。このうち、東京外かく環状道路の西側の地域につきましては産業拠点の位置づけのもと、インターチェンジの南側におきまして三郷インター南部地区、三郷インター南部南地区と順次まちづくりを進めてまいりました。

インターチェンジの西側の地域に係るこれまでの経過でございますが、平成8年に三郷インター西部土地区画整理事業推進協議会が設立され、まちづくりについて様々な検討を重ねてまいりましたが、先行して事業に着手しておりましたインターA地区や、当時事業化を目指しておりましたインター南部地区の進捗状況から、協議会では早期の事業化は困難との判断の下、平成14年3月にその活動を中断しております。

三郷インターチェンジに隣接し、交通利便性などのポテンシャルが高い地域ではございますが、現状におきましては資材置き場をはじめとする土地利用が進んでいることなどの課題があるものと捉えております。今後につきましては、関係地権者の動向や合意形成の状況を見守ってまいります。

また、都市計画マスタープランに位置づけをいたしました土地利用検討地区につきましては、徒歩圏内で日常的な購買活動等ができる生活利便性の向上や地域コミュニティの活性化など、誰もが安心して暮らせる環境の実現を目指し、地域住民のニーズに沿った持続可能なまちづくりを検討するもので、現在の用途地域が第一種低層住居専用地域の区域でございます。第一種低層住居専用地域におきましては、店舗などの立地が厳しく制限されることから、閑静な住宅地としての環境が得られる一方で、高齢化の進展などを背景に生活利便性の確保という側面につきましては課題があるものと捉えておりますが、土地利用に関する規制の緩

和はこれまでの生活環境に与える影響が大きく、実際にお住まいのかたの感じ方にも大きな個人差があることから、都市計画の変更に際し、地域において一定の合意形成が図られるよう丁寧な対話が必要なものと考えております。

令和5年3月に実施をいたしましたアンケート調査や同年7月に開催をいたしましたワークショップの中で、現在の閑静な住環境の維持を重視する声を多く頂いた一方で、日用品を購入できる店舗の立地や倉庫や事務所など、土地の高度利用が可能となるよう規制緩和を期待するご意見も確認されており、現状におきまして地域の総意としての方向性を見出すためには、更なる取組が必要なものと捉えております。土地利用規制の緩和につきましては、日照の確保や通行車両の増加に耐えられるような道路幅員を備えていることなど、様々な条件に照らしながら検討する必要があるとございますので、今後につきましても地域の皆様におきまして合意形成に向けた議論が深められるよう支援に努めてまいります。

次に、イ、水と緑のネットワークの形成についてお答えいたします。

二郷半用水緑道は、都市計画マスタープランにおいて三郷らしさを象徴する水と緑のネットワークを形成する緑道として整備の推進を掲げており、個別計画である三郷市緑の基本計画の中では、身近な水辺空間を活用した「水と緑のシンボル軸」として、緑の推進施策の重点施策に位置づけをしております。

これまでの整備状況でございますが、全長約7,400メートルのうち、吉川市境から国道298号までの区間と県道上笹塚谷口線から戸ヶ崎三丁目の下第二大場川に合流するまでの区間約4,600メートルにつきまして整備が完了しております。今後の整備でございますが、残る約2,800メートルのうち、彦沢下橋から南側に約700メートル、上橋付近までの区間につきましては実施設計が完了しておりますことから、整備済みの区間と連続性のある緑道となるよう整備に取り組んでまいりたいと考えております。

その他の未整備区間につきましては、現時点では具体的な整備構想を定めておりませんが、先行区間の状況や整備効果を勘案しながら、最適な緑道の整備プランを検討し、貴重な資源である水辺空間の活用による「水と緑のネットワーク」の形成を目指してまいります。

以上でございます。

○議長（武居弘治議員） 相馬喜一建設部長。

〔相馬喜一建設部長 登壇〕

○建設部長（相馬喜一） 1、都市計画問題、1、三郷ジャンクション開通40周年を迎えてインター周辺のまちづくりのウ、道路の整備についてお答えいたします。

昭和60年に三郷ジャンクションが開通して以来、本市は広域交通の要として発展を続けております。特に、三郷インターチェンジ周辺では土地区画整理事業による都市基盤の整備や都市計画道路の整備などにより良好な生活環境の形成と交通アクセス性の向上が図られてまいりました。

一方で、インターチェンジ周辺の市街化調整区域の一部地域では、田畑から資材置き場などへの土地利用の変化や大型車両の通行、交通量の増加など、道路を取り巻く環境も大きく変化しております。

そのため、市道の一部では路面のわだち掘れやひび割れなどの損傷が見受けられることから、日常的な点検や維持補修により道路機能の確保に努めているところでございます。

また、渋滞対策の緩和につきましては、車両の流れの改善に加えて安全性や交通動線の確保など、様々な観点を踏まえた検討が必要であると考えております。

今後も、道路の安全確保と利便性の向上を図るため、関係部署と連携し、交通状況や地域の実情などを踏まえながら計画的な道路整備及び道路環境の維持向上に努めてまいりたいと存じます。

以上でございます。

○議長（武居弘治議員） 田中照久福祉部長。

〔田中照久福祉部長 登壇〕

○福祉部長（田中照久） 2、障がい医療福祉問題の初めに1、オストメイト患者への支援事業についてのア、ストーマ装具とその関連製品、イ、一時的に造設する患者負担の軽減についてにつきましては関連がございますので、一括してお答えいたします。

本市では、日常生活用具給付事業によりオストメイトの方々に対し、ストーマ用装具としてパウチだけでなく、関連製品として皮膚保護剤についても給付対象とし、支援をしているところでございます。また、一時的にストーマを造設されたかたに対しましても、同様の給付を6か月を限度として支援をしているところでございます。

昨今の物価高によりまして、ストーマ用装具の価格が値上がりしていることは承知しているところでございまして、また患者団体などからも議員ご指摘の課題についてご意見を頂いているところでございます。

今後の日常生活用具給付事業におけるストーマ用装具の給付の在り方につきまして、近隣自治体の動向を注視しつつ、検討してまいりたいと存じます。

続きまして、オストメイト患者利用のトイレピクトグラム表示についてでございますが、

本市では市本庁舎、健康福祉会館のほか市民の方々が利用する早稲田公園など10の公園、文化会館など8の文化施設のほか、老人福祉センター、スポーツ施設などの一部を含め、合計で28か所の施設にオストメイト用トイレが設置されております。この28施設のうち、2つの老人福祉センターを除いた26施設にはすでにピクトグラム表示を実施しているところであり、未表示の2つの施設につきましては早急に表示するように努めてまいります。

なお、先ほどございましたが、現在建設中の「みんなの防災プラザみさと」にもオストメイト用トイレが設置されるところであり、ピクトグラム表示につきましても実施してまいります。

以上でございます。

○議長（武居弘治議員） 小暮勲地域振興部長。

〔小暮 勲地域振興部長 登壇〕

○地域振興部長（小暮 勲） 3、農業問題、1、農業者支援事業についてお答えをいたします。

初めに、三郷市が行っている支援の現状についてでございますが、三郷市産を表示した野菜袋や出荷用段ボール箱など、農業資材の購入費用を補助する地場野菜販売戦略支援や環境にやさしい農業を推進するため、有機質肥料や防虫ネットなどの購入費を補助する環境保全型農業支援が多く、農業者にご利用いただいております。

また、チャレンジ農業支援事業費補助金につきましては、6次産業化など都市型農業の新たな取組を支援しており、昨年夏には本事業を活用して開業した、自家製野菜を用いたカレー専門店と併設された直売所に、埼玉県知事のふれあい訪問として視察がございました。その際、6次産業化を精力的に取り組まれている市内4人の農業者と首都圏近郊にある本市の特性を活かした農産物のブランド化などについて活発な意見交換がございました。

次に、今後の展望といたしましては、議員からもございましたが、農業者の減少など農業を取り巻く環境の変化に対応するため、AIやドローンなどを活用した農作業の省力化、効率化に資するスマート農業に期待が高まっているところでございます。

市では、農業用ロボットやAIを駆使した農場運営をしている民間企業へ講師を依頼し、市内農業者に対し研修会を実施するなど、情報共有も図っております。スマート農業の推進につきましては、システムの導入には多額の費用を要するほか、システム運用するための技術習得、更にはスマート農業技術に適した生産方針への転換など、様々な課題もございます。今後も、持続可能な農業経営の実現に向け、関係機関と連携を図り、情報収集をするとともに

に、必要な支援について研究してまいります。

以上でございます。

○議長（武居弘治議員） 篠田勝彦議員。

○16番（篠田隆彦議員） それぞれ答弁を担当されました各部長、懇切丁寧なご説明ありがとうございました。

質問1の都市計画の問題におきましては、第5次三郷市総合計画の後期の段階になっておりますが、いずれにしてもインター周辺の環境整備として乱開発を防ぐ意味でも、今後住民や地権者などから賛同の声が増えてきて、気運の醸成が図ることができれば小さな区画整理事業からでも進められるように検討していくのはいかがでしょうか、これは要望です。

次の2の医療福祉問題に関しまして、先ほどオストメイトのピクトグラムという話がありました。このマークです。こういったマークです。射撃の的のようにも見えますが、こんなに大きくはございません。扉や入り口に貼るものでございますので、大概がはがきサイズの大きさだと思います。国際的にはオストメイトの患者や支援団体と国、自治体が連携しながら、障がい者が社会全体でケアされるノーマライゼーションの理念に基づいて改善が進められています。障がい者や高齢者など、支援が必要な人々を特別視して隔離・保護するのではなく、障がいのない人々と同じように地域社会の中で普通の日常生活を送れるように、社会の在り方を変えていく、社会福祉の理念や考え方が提唱されています。

今後においては、日常生活用具の拡充、実質的な負担軽減、また災害時の対応の強化、社会参加の促進、バリアフリー化や雇用や就労支援などの課題を軸に展開されることでしょうか。高齢化対応などにつきましては、70歳から80歳の患者の中には認知症の発症や身体の衰えなどで装具装着が困難な方が、こういった装具があるんですが、年をとりますと、なかなか着けられない、また肌も大分弱ってきていますので、なかなか着けられない。こういった方々については介護体制とセットになった日常生活支援が必要となるのではないのかなと思います。そのことから、三郷市における高齢者のオストメイト患者で認知症を発症された方などの複合的な支援の進め方について伺いいたします。これは再質問でございます。

質問3の農業問題として、先日、三郷市園芸協会主催による講習会に参加し、AIによるデータ解析で収穫時を予測しながら、ピーマンやキュウリを自動収穫するロボットがハウスの中を巡回し、作物の生育状態を確認し、収穫する。市場の価格予測を連動し、販売タイミングの最適化により収益性を向上するというものでした。正に、テクノロジー農業の近未来を垣間見た感じがいたしました。

また、地元のJAさいかつ管内で出荷されている米袋にも、こういった米袋があるんです。我が家でも年間100袋ぐらいいは出荷していますが、「彩の国 暮らしのとなりが産地です」、こういうキャッチコピーがあります。地域の皆様とともに成育を見守り実らせていく、農地とそこに暮らす人々と自然との心と心のふれあいの大切さを語ろうとした、そういう思いがあると思います。これからの農業者が利活用できる情報案内や支援制度を市の取組にしていただければよいなと思います。これは要望とさせていただきます。

2問目の再質問だけお願いします。

○議長（武居弘治議員） 篠田隆彦議員の2問目に対する答弁を求めます。

田中照久福祉部長。

〔田中照久福祉部長 登壇〕

○福祉部長（田中照久） 再度のご質問にお答えいたします。

ストマ装具を使用しているかたが認知症などにより管理が難しくなった時の支援についてというご質問でございます。

現在、在宅でストマ装具の自己管理が難しくなってこられたかたへの支援については、在宅での介護事業所などによる、例えばストマ装具の交換などのサービスを受け入れるというのは、医療との兼ね合いから難しいところがあるというふうに認識をしております。障害福祉の立場からは、そのようなご家庭で支援しているご家族が孤立しないような相談支援の充実を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（武居弘治議員） 以上で篠田隆彦議員の質問を終わります。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時17分

再開 午後 4時30分

○議長（武居弘治議員） 再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 高 橋 誠 一 議 員

○議長（武居弘治議員） 通告第3、4番、高橋誠一議員。

〔4番 高橋誠一議員 登壇〕

○4番（高橋誠一議員） 議長の許可を頂きましたので、通告に基づきまして順次質問をさせていただきます。

本日、最後の登壇者となると思います。お疲れのところだと思いますが、最後までよろしくお願いいたします。

早いもので、私、議員になりまして7か月が過ぎました。行政及び市民の皆様と一緒に活動してきた中で、この三郷市を、私がテーマに挙げました「あこがれられるまち」にするためには、どのような取組が必要なんだろうかと。そんな考えから、今回の質問の大きなテーマとしまして「行財政運営の見える化」、これをテーマにさせていただきました。

市民に向けた関心や理解を得られるように、更に各事業への取組の必要性ですとか、将来を見据えました費用対効果を見てもらい、事業の優先順位を市民の皆様を理解してもらい、そういうことをございます。限られた財政の中で、より満足度の高い福祉を継続していくためにも、革新的な行財政の見える化のシステム、これの基盤づくりをぜひ事業として取り組んでいただきたいと、そういうことをございます。

さて、皆さんご承知のとおり、私自身は昨年の7月まで1人の三郷の市民として、時には地元の小売商店、または中小の零細企業が少しでも元気になれるようにと、また時には地域の安心・安全のための自治活動ですね、美化運動にも汗をかいてきた時に、ことある課題に接するたびに、こうしたところに市はどのくらいの予算を充てていただいているのだろうか、できる範囲で予算額を確認しましても、金額が多いな、少ないなと感ずること以外に特段思ふことはございませんでした。

議員となりまして、昨年の9月議会での決算内容を審査、議決させていただいたことで、細部にわたって予算執行されていることに改めて敬意と感謝を申し上げるとともに、自分としましても大変大きな気づきをいただきまして、改めて市議会議員としての役割ですとか、存在意義を実感したところをございます。

すなわち、現在、三郷市は予算書、決算書を適切に公開してくれております。しかし、昨年までの私をはじめ市民の立場から見ますと、税金がどこにどれだけ使われているのか、その結果、何が良くなったのか、将来は大丈夫なのか、このようなことが市民感覚として理解できる状態に、そういう状態にならなければと一議員として考えたところをございます。

今現在も、いろいろな手段で情報の公開はされております。市民の皆さんが理解をされているとはちょっと言い難い。ここに大きな改善の余地があると考えてございます。このたびの質問の目的は、単なる情報公開にとどまることなく、行政と市民の協働の更なる前進をとの思いからでございます。

まず、1つ目に行政に対する市民の信頼向上。第2に政策の質の向上。第3にデータに基づいた行政経営への転換。この3つを同時に実現する、行政運営改革のご提案でございます。

具体的には、予算・決算、事業評価を統合した、いわゆる見える化ボード、これの作成でございます。市民は、例えばトップ画面で当該事業に1人当たり幾らの税金が使われている、前年と比べてどのように変化をしたのか、こうしたことをグラフなどで直観的に把握ができるようにいたします。

さらに、重要なことは幾ら使ったか、そういうことではなく、何が改善されたのか、これを同時に示すことで、例えば子育ての支援事業予算数億円、IT事業何%減、満足度何%増、こんな形ですとか、例えば私9月議会で提案しましたけれども、たばこ税の市内購入キャンペーン、こんなのやったらどうかという提案を挙げましたけれども、例えば13億円、前年のたばこ税収入が市内購入促進キャンペーン、これの事業費として100万円を使ったと。たばこ税収入額が13億3,000万円になったと、2,900万円の税収増、こんな形で見える化ボード、これを成果とセットで用意する、このような取組をぜひやっていただきたい、市民の理解度の向上につながります。

また、こうした取組は市役所内部にも効果は大きいと考えます。現在、部局ごとにデータがそれぞれに示されておりまして、横断的な分析作業を行う際には、相応の時間が、労力がかかるのではと予想します。見える化ボードを作成することで、議会、委員会での資料の迅速化、部局横断の議論の活性化、そういったことが実現でき、これを職員の皆さんの働き方改革にも直結します。将来的にも近隣自治体との比較機能ですとか、市民向けの財政シミュレーター、AIによる質疑応答機能、こういうところに段階的に導入できるシステム基盤となる、市民の参加型の行政運営基盤をつくることも可能になります。行財政の見える化は、単なる広報施策ではなく、行政運営基盤の整備でございます。という点をいま一度強く申し上げます。

人口減少、財政制約が強まる中で、説明できる行政から一歩進みまして、理解されて信頼される行政へ、その転換点を今からつくるべきと、そういう考えから以下の点につきまして担当部長にお伺いをいたします。

質問1、当市の行財政運営における見える化についての取組について。

2番、第5次三郷市総合計画後期のスタートに当たりまして行財政運営の見える化の観点から、前期の振り返りも含めまして、特に注目してもらいたい重点事業について、この2点についてご答弁をお願いいたします。

○議長（武居弘治議員） 高橋誠一議員の質問に対する答弁を求めます。

妹尾安浩財務部長。

〔妹尾安浩財務部長 登壇〕

○財務部長（妹尾安浩） 高橋議員のご質問にお答えいたします。

私からは、1、財政問題について、1、財政運営についてのア、財政運営における可視化についての取組はについてお答えいたします。

本市における財政運営可視化の取組といたしましては、毎年度の当初予算書や決算書についてはページ数も相当あることから、その内容につままして円グラフなどを使い、分かりやすくまとめたものを広報紙に掲載するとともに、新規・拡充事業を含めた主要事業、当初予算の概要などについても市ホームページに掲載をしているところでございます。

また、様々な財政指標につきましては、市のホームページに決算カードとしてまとめたものを掲載し、確認できるようになってございます。

財政運営に関する指標につきましては、様々な情報があるため、これをデータのにより分かりやすい形で発信することは市の予算・決算や各事業に対する市民の更なる理解、市政への参加や協働へもつながるとともに、職員がコスト意識を持ち、横断的な取組を図るきっかけとなるなどによって、事業経費の節減などにもつながることから、議員ご提案の手法を含め、先進自治体の取組を研究してまいります。

以上でございます。

○議長（武居弘治議員） 日暮義一企画政策部長。

〔日暮義一企画政策部長 登壇〕

○企画政策部長（日暮義一） 1、財政問題の1、財政運営についてのイ、第5次三郷市総合計画後期基本計画のスタートに当たりまして、前期の振り返りを含め、特に注目してほしい事業の見える化、こちらについてお答えをいたします。

本市では、令和3年度から12年度までを計画期間といたします第5次三郷市総合計画を策定いたしまして、計画的なまちづくりを推進しているところでございます。令和7年度までの前期基本計画5年間の重点事業といたしましては、三郷料金所スマートインターチェンジ

のフルインター化、希望の郷交流センターの開館、瑞沼学校給食センター「さとっ子スマイルキッチン」による給食の提供開始など、利便性の高い安心・安全で住みやすいまちづくりを推進してきたところでございます。

令和8年度にスタートする後期基本計画策定に当たりましては、前期計画の振り返りの下、三郷市に求められるものを改めて検証いたしまして、ソフト・ハード両面からの災害対策、地域コミュニティ、人々の交流の育み、こどもの生きる力を育む環境づくり、人口減少を見据えた施策の展開等に注力し、まちづくりを推進してまいりたいと考えております。

令和8年度以降、重点的な事業といたしましては、三郷中央駅前広場の再整備、上下水道管路の耐震対策、みんなの防災プラザみさとの開館、また、こども誰でも通園制度の開始など、各種施策を推進してまいりたいと考えております。

こうした重点事業を含めた総合計画、こちらの見える化につきましては、「広報みさと」の特集記事やホームページ、LINE等のSNS等、それぞれのツールの特性、メリットを活かし、効果的なお知らせをするなど、市民の皆様がそれぞれの生活の中で身近に市政の状況が把握できるよう、分かりやすい市政情報の提供に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（武居弘治議員） 高橋誠一議員。

○4番（高橋誠一議員） ご答弁ありがとうございました。

令和8年度は、先ほど来言われているとおり第5次三郷市総合計画のスタート年度でございます。未来に向かって三郷市があこがられるまちとして市民が誇れる自治体になるためには、やはり行政と市民の双方が信頼と理解を深め、協働することが不可欠でございまして、行財政の運営の見える化の基盤をつくることは、継続的な三郷市の福祉の向上において重要な事業だと考えます。行政が市の現況を見える化し、市民もその情報を積極的に見ようとし、相互理解を深める、その積み重ねが第5次三郷市総合計画後期基本計画、この推進につながり、また三郷市の明るい未来につながってくると思います。

最後に、議長がSNS等で配信していただいているように、市民からの声には「前例がないから」ではなく「前例はつくるもの」、これすばらしい信念だと思います。ぜひ議会、それと行政のかたもこの信念を持って、いろんなことに今後チャレンジしていきたいと思えます。

以上、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（武居弘治議員） 以上で、高橋誠一議員の質問を終わります。

◎日程の追加

○議長（武居弘治議員） ただいま佐々木修議員ほか4名から議案第27号 三郷市議会委員会条例の一部を改正する条例についてが提出されました。

お諮りいたします。

この際、これらを日程に追加し、議題といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（武居弘治議員） ご異議なしと認めます。

よって、議案第27号を日程に追加し、議題とすることに決しました。

◎議案第27号の上程・説明

○議長（武居弘治議員） 日程第8、これより議案第27号を議題といたします。

議案第27号の提案理由の説明を求めます。

佐々木修議員。

〔23番 佐々木 修議員 登壇〕

○23番（佐々木 修議員） 議案第27号 三郷市議会委員会条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

お手元の配付資料をご覧ください。

初めに、提案理由でございますが、これまで4つの常任委員会において付託案件等の審議を行ってまいりましたが、各常任委員会の付託案件数を考慮し、委員会構成の見直しを行った結果、3つの常任委員会へ再編し、各常任委員会の所属、名称及び所管を改めたいので、この案を提出するものでございます。

改正内容でございますが、第2条、常任委員会の名称及び委員会件数につきましては、現行から総務常任委員会8人、福祉教育常任委員会8人、建設経済常任委員会8人へ改正するものでございます。

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません

なお、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

議員各位のご賛同をお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（武居弘治議員） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時50分

再開 午後 4時50分

○議長（武居弘治議員） 再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第27号に対する質疑

○議長（武居弘治議員） 日程第9、これより議案第27号に対する質疑を行います。

質疑の通告がありません。

これにて議案第27号に対する質疑を終結いたします。

◎議案第27号の委員会付託省略

○議長（武居弘治議員） お諮りいたします。

議案第27号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（武居弘治議員） ご異議なしと認めます。

よって、議案第27号につきましては、委員会付託を省略することに決しました。

◎議案第27号に対する討論・採決

○議長（武居弘治議員） 日程第10、これより議案第27号に対する討論・採決を行います。

議案第27号の討論を行います。

討論の通告がありません。

これにて議案第27号の討論を終結いたします。

採決を行います。

議案第27号 三郷市議会委員会条例の一部を改正する条例について、本案を原案のとおり決するに賛成の皆様の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（武居弘治議員） 起立全員であります。

よって、議案第27号は原案可決と決しました。

◎散会の宣告

○議長（武居弘治議員） 以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

これにて本日は散会いたします。

散会 午後 4時52分

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（武居弘治議員） おはようございます。ただいまから令和8年3月三郷市議会定例会第17日目の会議を開きます。

ただいまの出席議員は23名であります。定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（武居弘治議員） この際、諸般の報告を行います。

本日の議事日程につきましては、皆様のお手元に配付してあるとおりでございます。

以上で諸般の報告を終わります。

◎市政に対する一般質問

○議長（武居弘治議員） 日程第1、これより市政に対する一般質問を行います。

通告により順次発言を許します。

◇ 鳴海和美議員

○議長（武居弘治議員） 通告第4、19番、鳴海和美議員。

〔19番 鳴海和美議員 登壇〕

○19番（鳴海和美議員） おはようございます。

それでは、通告に従いまして、順次一般質問を行います。

初めに、1、女性支援問題について伺います。

政府は、令和4年4月、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が、特に女性の雇用、就業面に多大な影響を及ぼしている状況を踏まえ、就労に直結するデジタルスキルを身につけた女性人材の育成の加速化を目的に、女性デジタル人材育成プランを策定、女性がデジタル技能を身につけることにより、育児や介護等により、時間的、場所的な制約のある女性が、デジタルスキルを習得しつつ、それを活かして、在宅などでも収入を得られるよう支援を進めました。それを受けて、全国各地で人材育成のための事業が行われています。

他市の先進的な事例としては、東村山市などでは、デジタルスキルに対する専門的な企業と提携をし、「東村山でじたる女子プロジェクト」との名称で実施。業務知識とSAP基礎コース、また、デジタルマーケティングとデジタル基礎会計コースからコース選択ができ、約140時間のeラーニングと集合研修を行います。修了者には、市内伴走支援企業及び市外企業とそれぞれの就労のマッチングサポートを行っています。

さらには、受講者の先輩、仲間との交流の機会づくりで励ましの場も提供し、効果を上げているそうです。

令和4年6月議会で、この女性のデジタル人材育成について、三郷市としてもデジタル関係の学びの場を提供し、スキルの習得から就労へのスムーズな連携について積極的に取り組むべきと質問をさせていただきました。

当時のご答弁は、埼玉県女性キャリアセンターと連携した女性の就職準備やスキルアップの支援を実施。パソコン講座などで、就労についての相談窓口やセミナー等のチラシの配架をするなど、スキルの獲得が就労につながる支援となるよう関係各課と連携をする。さらに、国・県の動向を注視の上、女性を含む求職者の方々にとって、デジタルスキル向上の機会と働きやすい環境の整備が進むよう、関係機関と連携し、支援に努めるとのことでした。

国では、この事業が一定の効果があつたとし、令和7年6月に新・女性デジタル人材育成プランを策定、改めて女性がデジタルスキルを身につけることの意義を整理しました。

その意義として、育児、介護などの時間的、場所的制約があっても、収入を得るための選択肢が広がる。デジタルスキル習得で、キャリアアップ、キャリアチェンジを実現し、一層の活躍、所得向上が期待できる。やりたい仕事、やりがいのある仕事を自ら創出し、起業など地域で自分らしい活躍を実現できるなどとし、これらを踏まえ、各分野での支援の裾野を広げようとしています。

そこで、1、女性のデジタル人材育成推進事業の取組について、デジタルスキル向上などへの三郷市の取組について、その後の経緯なども含め伺います。

次に、2、高齢者支援問題、1、認知症基本法への市としての取組について伺います。

令和6年1月1日に、共生社会の実現を推進するための認知症基本法、略して認知症基本法がスタートしました。

その目的は、認知症の人が尊厳を保持しつつ、希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進することで、認知症の人を含めた国民一人ひとりが、その個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ、支え合いながら共生する活力ある社会、共生社会の実現を推進とあります。

さらに、国民は共生社会の実現を推進するために必要な認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深め、共生社会の実現に寄与するよう努めるとあります。

三郷市では、平成26年には、早々と認知症カフェがスタートし、認知症基本法ができる前から、先進的で積極的な取組を行ってきたと評価をしております。

今回の基本法の大きなポイントは、共生社会に向けた取組です。基本法ができたことにより、三郷市の新たな取組は何なのかについて伺います。

初めに、ア、居場所や相談の場としての認知症カフェの取組みと今後について。

認知症カフェがスタートして10年以上がたちました。これまでの課題と成果について、また、通いの場として多くの地域での開設の予定や今後の取組について伺いいたします。

次に、イ、認知症の人が自立し、安心して他の人々と共に暮らすことのできる安全な地域作りの推進のための施策について市の取組は、ウとして、認知症施策推進基本計画について、市町村は、認知症の人及び家族等の意見を聴いた上で、それぞれ市町村計画の策定を努力義務としているが、三郷市の取組みはについてそれぞれ伺いいたします。

以上で1問目を終わります。

○議長（武居弘治議員） 鳴海和美議員の質問に対する答弁を求めます。

平川俊之総務部長。

〔平川俊之総務部長 登壇〕

○総務部長（平川俊之） 鳴海議員のご質問にお答えいたします。

1、女性支援問題、1、女性のデジタル人材育成推進事業の取組について、デジタルスキル向上など、三郷市の取組みはについて、男女共同参画の視点からお答えいたします。

国が令和7年6月に策定した「新・女性デジタル人材育成プラン」には、デジタル技術の加速度的な進展を捉え、育児や介護など、家庭生活と両立した経済的自立とキャリアアップの実現を図る女性活躍の推進に向け、多様な働きかたを実現する方策が示されております。

このような中で、本市では市内NPO法人との協働によりパソコン講座を開催し、学びの場、スキルアップにつながる機会を提供しております。

また、現在策定中の第6次みさと男女共同参画プランにおいては、女性のチャレンジ支援といたしまして、結婚や育児等により離職した女性の再就職や起業等、新たな分野に挑戦する女性に向けた相談及び情報提供を通じた支援を位置づけております。

埼玉県の事例ではございますが、女性キャリアセンターでは、出産や子育て、介護などで離職している女性やキャリアチェンジを目指している女性を対象とした、オンラインによる女性のデジタル人材育成講座を開催しております。

この講座は、データ分析、WEB、CADエンジニア、Officeの4コースが設定され、修了後は、キャリア相談や面接の練習などの就職サポートが受けられ、本市在住のかたも受講されていると聞き及んでおります。

今後とも関係機関や関係部署と連携し、デジタル技術を習得して就職を目指す女性のかた向けの研修・講座を開催するとともに、市の情報に加え、埼玉県や民間団体などの情報につきましても、ホームページでのご案内をはじめ、イベントや男女共同参画に関する情報コーナーなどで案内チラシを配布するなど、機会を捉えて有益な情報を幅広く発信し、女性のチャレンジ支援に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（武居弘治議員） 小暮勲地域振興部長。

〔小暮 勲地域振興部長 登壇〕

○地域振興部長（小暮 勲） 1、女性支援問題、1、女性のデジタル人材育成推進事業の取組について、デジタルスキル向上など、三郷市の取組についてお答えいたします。

本市では現在、年齢、性別を問わず、就労を考えているかたへ向けて、様々な支援に取り組んでおります。

一例になりますが、就労のために必要となる知識を取得できるよう、就職支援セミナーを通年で実施しております。今年度も24回の実施を予定しており、1月末現在で473名の参加があり、うち291名が女性の参加でございます。ほかにも個別相談を実施しているところもございます。

また、近年は市内で創業を考えているかたも多く、創業相談会・創業セミナーを開催し、起業するに当たっての心構えや事業計画の作成など情報支援を行っております。

さらに、起業する際には、会社設立時の登録免許税の軽減措置や創業関連保証の特例を受

けることができる特定創業支援や起業に係る費用の一部を補助する「きらりとひかれ起業家応援事業費補助金」制度などを設け、三郷市商工会等の関係機関との連携の上、就労や起業を希望するかたへ向けた様々な支援を行っているところでございます。

これらの支援についても、女性の就労における新しい形として、いわゆる小規模な起業が注目されていることから、多くの女性のかたに活用いただいているところでございます。

今後につきましても、国・県の就労支援施策動向を注視の上、女性にとってスキル向上の機会と働きやすい環境の整備、起業といった新しい形での就労への挑戦が進むよう、関係機関と連携し、就労支援体制の充実に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（武居弘治議員） 益子敏幸いきいき健康部長。

〔益子敏幸いきいき健康部長 登壇〕

○いきいき健康部長（益子敏幸） 2、高齢者支援問題のご質問に順次お答えいたします。

1、認知症基本法への市としての取組についてのア、居場所や相談の場としての認知症カフェの取組と今後でございますが、認知症のかたが尊厳を保ち、自分らしく暮らし続けることができるよう、認知症基本法が令和6年1月に施行されたことを受け、本市では、令和6年度から3年間の計画期間とする三郷市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に、認知症対策を重点取組に位置づけ、推進しているところでございます。

認知症基本法では、認知症本人や家族の意見を聞き事業計画を進めることとされておりますことから、本人の視点に立った認知症バリアフリー施策として、ご本人、ご家族、さらに認知症に関心のある地域住民などが気軽に交流できる場として、地域包括支援センター6圏域全域に認知症カフェを設置してございます。

令和7年度は、令和6年度より5か所の増となり、11か所を設置し、令和7年12月末現在104回、延べ959人の参加となっております。

今後は、認知症カフェ同士の情報交換や連携の強化を図り、より身近で地域住民のニーズに沿った活動を展開できるよう、認知症カフェの設置数を増やし、活動の拡充に努めてまいります。

次に、イ、認知症の人が自立し、安心して他の人々と共に暮らすことのできる安全な地域作りの推進のための施策について取組はでございますが、認知症のかたの安全確保の観点から、平成23年度から高齢者等SOSネットワーク事業を展開し、ご本人が道に迷った際は、地域の協力・支援を得ながら、早期発見・安全確保につなげることができる取組を実施して

おります。

また、早期発見に役立つ探索システムを利用する介護者のかたに費用の一部を助成しているところがございます。

今後は、認知症地域支援推進員・チームオレンジコーディネーター・認知症サポーター養成ステップアップ講座修了者などと、認知症ご本人やご家族に対し早期から支援を行うチームオレンジが連携し、地域全体で支え合い、認知症ご本人が孤立することなく安心して暮らせる体制の構築に引き続き努めてまいります。

次に、ウ、認知症施策推進基本計画についての三郷市の取組みでございますが、計画の策定につきましては、本市では令和9年度からの3年間を計画期間とする第10期三郷市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に包含することについて検討しているところでございます。

策定に向け、現在、日常生活圏域ニーズ調査及び在宅介護実態調査の認知症に関する質問項目を増やし、意見を集約しているところでございます。

また、認知症ご本人の交流会であります認知症本人ミーティングを令和5年度から実施し、ご本人の意見を集約しており、今後につきましても、市内介護施設の協力を得ながら、入所者ご本人へのインタビューなどを予定しているところでございます。

認知症ご本人及びご家族の意見につきまして、丁寧に聴き取りを行い、事業を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（武居弘治議員） 鳴海和美議員。

○19番（鳴海和美議員） それぞれご答弁ありがとうございました。幾つか要望と再質問をさせていただきます。

初めに、1、女性支援問題、1、女性のデジタル人材育成推進事業の取組についてでございますが、様々な形で支援に取り組むという前向きなご答弁をいただけたかと思えます。

総務部長からは、NPOによるパソコン講座の実施、また、男女共同参画の立場から、再就職や起業への相談支援などを行っているということをご紹介いただきました。さらには、県で行っている女性のデジタル人材育成講座をご紹介いただきました。実践的な学びがオンラインで在宅でも学べるということでもございました。

また、三郷市のかたも既にご利用いただいているかたがいらっしゃるというご紹介もございました。ぜひこの事業、よい事業ですので、もっと多くのかたにご利用いただけるように様々な形で広く周知に努めていただきたいと思います。と要望させていただきます。

また、地域振興部長からは、女性の起業支援という形でこれからもやっていく、力を入れていくということで、前向きなご答弁をいただけたかと思えます。

また、全ての就労希望者に向けた就労支援セミナーでは、473名中291名女性とご紹介がありましたので、多くの女性のかたが受けていただいているということで、本当にニーズがあるなということもここで分かるかと思えます。また、「きらりとひかれ起業家応援補助金」などの財政的な支援もご紹介いただきました。

今回のこの新・女性デジタル人材育成事業は、地域での雇用創出など、スキルを身につけて雇用、就労に行くという、そういったことも視野に入れてサポートを進めていくことになっております。

県の事業では就労に対するサポートも行っているようではございますが、ぜひとも男女共同参画と、そして地域振興部のそれぞれの事業がしっかり連携を取って、地元の就労にもつながるような相談支援体制を確立、強化し、進めていっていただきたいと要望させていただきます。質問はありません。

次に、2の高齢者支援問題、1、認知症基本法への市としての取組について、アの居場所や相談の場としての認知症カフェの取組みと今後についてでございますが、今後も設置数を増やしていくという、非常に前向きなご答弁いただきました。ぜひとも進めていただきたいと思えます。

その上で、厚生労働省がまとめました認知症カフェの累計と効果に関する調査研究報告書によりますと、認知症カフェがもたらした成果として、身近な地域の認知症カフェに訪れることによって、認知症の診断後も地域とのつながりを維持することができる。認知症になっても尊厳を持ち、安心して暮らしていける地域社会をつくるための情報発信と情報交換の場となる。全ての人認知症について知り、認知症について自分事として考えることができる。また、認知症があってもなくても、誰もが安心して訪れることができ、新たな出会いとつながりを得ることができるとし、このような居場所づくりは、地域の専門職や団体が連携し、診断前後の支援のない空白の期間がなくなることを目指し、認知症になっても当たり前の生活が営むことができるような、真の認知症の社会化へ寄与する活動であると、このように報告書では言っております。

この場づくり、非常に期待が持てるというふうに報告書にもまとめられております。しかしながら、この報告書では課題として、認知症の人が集まらないと感じている認知症カフェは76.7%、また、将来的な継続が心配というのが60.2%とあります。三郷市としても、カフ

エの様子を伺うと、同様の課題を感じております。

10年ほど前は、認知症と知られることへの社会的な偏見がまだまだ強くあり、認知症カフェの周知という方法が困難であるということも課題の一つでありました。認知症カフェと知られている場所へ行くことが、自分がその偏見にさらされるかもしれないという意識があり、この場の存在を大きく広報することが難しいと感じておりました。

しかしながら、この間、社会の見方も大分変わり、誰でも認知症になるかもしれない、自分事としての捉え方が出てきました。今後、もっと場の存在を知っていただき、当事者はもちろん、当事者でないかたも気軽に足を運べる場となっていくことが必要ではないでしょうか。

そのためにもこの認知症カフェのことを、まずは対象者となるかた、また家族のかた、そのかたたちへの周知、そして近隣のかた、例えば、町会だとか民生委員さん、そして認知症サポーターのかたなどに知っていただくことがもっと必要になるかと思えます。

このような周知について、市がどのように取り組むか、もう1回再質問をさせていただきます。

さらに、三郷市でも認知症カフェがスタートして10年以上が経過をしたと申し上げました。早くから始めているところでは、例えば、開催者の高齢化ですとか、また、ボランティアのかたが足りる足りないとか、そういったお話もあるかと思えます。

今後の継続に向けた考え方として、例えば、認知症サポーター講座で認知症カフェのご案内を行い、ボランティアのマッチングを行うですとか、認知症カフェ開設に向けたボランティア講座を行うなどして、カフェのない地域へ新規開設なども手助けをしていく、そういったことの実践はいかがでしょうか。

市として、このような認知症カフェの継続に向けた講座やボランティアとのマッチング及び新規開設の実践について再質問させていただきます。

次に、イ、認知症の人が自立し、安心して他の人々と共に暮らすことのできる安全な地域作りの推進のための施策について市の取組はということで質問させていただきましたが、チームオレンジをご紹介いただきまして、支え合いの社会をつくっていくということでご答弁をいただきました。

また、SOSネットワーク事業ですとか、探索システムの助成も行っているというご紹介もいただきました。

認知症の人が自立し、安心して暮らすというところのポイントは、当事者ではなく受け入

れる側、私たち市民がどういう思いで、どういう体制で、どういう環境づくりをしていくか、これが大事になっていくかと思えます。

そういった意味で、社会に対するサポート体制の確立について、もう1回さらに掘り下げた形でご紹介、ご答弁いただければと思います。再質問させていただきます。

次に、この認知症基本法の中に、9月を認知症月間と定め、認知症の日を9月21日と定めたとございます。そこに対して、趣旨にふさわしい事業の実施に努めるとございます。この認知症の日に対する市の取組、何かすべきかと思えますが、予定があればここでご答弁いただきたいと思えます。これも再質問させていただきます。

最後に、ウ、認知症施策推進基本計画について、三郷市の取組はということでございますが、第10期の高齢者保健福祉計画の中で、この認知症の計画に取り組むと検討をされているということございましたので、この点は承知いたしました。

また、認知症の人及び家族などの意見を聴くということに対しても、本人ミーティングなどでしっかりと意見を聴いているというご答弁ございましたので、この点は了承いたしました。

以上で2問目を終わります。

○議長（武居弘治議員） 鳴海和美議員の2問目に対する答弁を求めます。

益子敏幸いきいき健康部長。

〔益子敏幸いきいき健康部長 登壇〕

○いきいき健康部長（益子敏幸） 鳴海議員の再度のご質問にお答えいたします。

4点のご質問でありました。

1点目は、認知症カフェの存在を知ってもらい、ご本人、ご家族、また地域のかたによりカフェを活用していただくということに関して、課題も含めてというご質問でございました。

認知症カフェを継続することについての課題も議員からございました。運営のための人材確保、そして、認知症ご本人、またご家族がカフェに参加することに関して抵抗を感じるということ、また、周知が足りておらず、参加者が集まりにくいということは、市としても課題であるというふうを考えてございます。

認知症カフェに関しましては、周知に取り組んでいくことを引き続き行ってまいります、様々な場面で、社会に認知症が正しい理解が浸透していくように、認知症講演会などを通じて地域のかたへの理解促進に引き続き取り組んでまいりたいと考えてございます。

また、ボランティアの育成と、そのボランティアによる認知症カフェに関わる人材のマッ

チングということのご質問でございました。

人材確保が課題であるということも先ほど答弁してございますとおりでございます。

ボランティアにつきましても、認知症のサポーターのかたの養成講座などを継続してまいりまして、様々な施策につなげていくことができるよう、今後の課題として取り組んでまいります。

社会のサポート体制ということは、議員からございましたが、一番市民のかたに認知症を正しく理解していただくということが最も重要な部分であると考えてございます。

毎年認知症の講演会を開催し、認知症講演会の中ではご本人に登壇をしていただく機会を設け、ご本人の生活の様子を皆さんに共有していただくという場面を設けたり、また、若年性認知症の映画などの上映も行い、市民のかたに広めておりまして、理解は着実に進んでいるものと思っておりますが、引き続き取り組んでまいりたいと考えてございます。

最後に、9月の認知症の日の取組ということで、市の考えはというご質問でございました。

様々な啓発方法で、施設における各推進の取組のためのライトアップでありますとか、または市の公共施設、図書館などにおきましての図書を通じたPR、啓発などにつきまして、これまでも別の啓発に関しては行ってきたところでございますが、認知症につきましても今後取り組んでまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（武居弘治議員） 以上で鳴海和美議員の質問を終わります。

◇ 西 尾 秀 貴 議 員

○議長（武居弘治議員） 通告第5、8番、西尾秀貴議員。

〔8番 西尾秀貴議員 登壇〕

○8番（西尾秀貴議員） おはようございます。

それでは通告に従いまして、順次質問させていただきます。

日本一の読書のまちについてお伺いします。

三郷市は日本一の読書のまちと言われております。今年初めに開催された読書フェスティバルに参加させていただき、小学校や中学校での本への取組をたくさんしていらっしゃることを改めて知ることができ、読書ディスカッションでは、子ども司書14期生の皆さんが本の紹

介をしてくれましたが、とても分かりやすく、熱が籠っており、その本を読みたいくなりました。

そんな様々な取組の中、昨年は「この本を盗む者は」というアニメ化された小説の中に出てくる架空の町、読長（よむなが）町との姉妹都市協定を結び、様々なネットニュース、マスコミに取り上げられました。

これは三郷市を、そして日本一の読書のまちを知っていただくためにすごく効果的であり、そんな面白いことをする市なんだなというアピールにもなったと感じています。これらは、今まで積み重ねてきたものがいろんなところに波及して行って、それが実を結んだ結果だと思います。

たくさんのかたに日本一の読書のまちが広がっている今、そこでアとして、今現在の日本一の読書のまちの三郷市内での広まり、そして三郷市外の知名度、例えば視察の件数など、さらにこの日本一の読書のまちや取組が表彰された実績などがありましたらお聞かせください。

続いて、日本一の読書のまちをさらに広めていくための取組についてお伺いします。

私は三郷市に引っ越してきてから6年が過ぎました。来てすぐに三郷市が日本一の読書のまちと言われていることは知っていましたので、興味もあり、日本一の読書のまちの図書館でどんな感じやろうと思立ち、天気の良い平日に出かけました。

市立図書館の交差点で曲がり、少し歩くと、「市立図書館」と矢印で示された看板がありました。もう近いなと角を曲がり、期待に胸を膨らませ、どんな本があるのかなあ、芸能人が書いた本も置いてあるかな、絵本も充実してるかななどいろいろ考えながら図書館への道を進んでいるはずでした。が、そのまま大きい道路へ出てしまったのです。

あれ、図書館あったっけ、なかったよな、マップではこの通り沿いにあるはずやけど、まあ、ちょっと戻ってみるか、来た道に戻りました。見逃すはずないけどなあ、そう思いながら注意深く歩いていると、芝生の広々とした空間がありました。そこに近づき、建物の名前を見てみると、三郷市立図書館の文字がありました。五歩下がって全体を見た私、思わず出てしまった言葉は「小っちゃ」でした。申し訳ございません。

しかし、私はすぐに思いました。そうか、それはそうやなど。日本一の読書のまちやもそうや、分かりましたと。今建て替え中ね、ここは仮設ってことねと。しかし、その図書館は建て替え中ではなく、そのままそこが三郷市立図書館だったのです。

これ、ちょっと悪く取られてしまうかもしれませんが、実際に引っ越しをしてきて、日本

一の読書のまちの図書館と想像をかなりしてしまいます。初めて図書館を見たときに、同じ印象を持たれるかたも結構多いと思います。

でも、僕ここにチャンスがあると思うんです。「日本一の読書のまちって言うておきながら、この図書館ちょっと小さい？」って、ここをアピールするんです。もしかしたらそう思われているだろうなということを自ら言うことで、笑いに変わり、興味を持ってもらえて話題になりやすく、図書館が小さいことが、逆にいい方向に向かうと思います。

これは冗談ではなく、逆手に取って自虐的に伝えることはとても効果的で、こういったアピールのやり方もいいのではないかなと考えます。

さらに、イベントとして、現在、大きな賞として話題になっている本屋大賞のように、「日本一の読書のまち大賞」や「Misato Book Award」と題して、三郷市独自で本の大賞を選び、大賞を受賞した作家さんを招待して授賞式をするのはどうでしょうか。

もちろん最初は「これ何の賞？」ということでもなたも来てくれないと思います。最初はそれでいいんです。「大賞は〇〇さんです。うーん、今回いらっしやってません、残念です」と。「でも、この賞状は出版社のかたに勝手にお送りしたいと思います。おめでとうございます」、こんな形でいいんです。ネットニュースに「日本一の読書のまち大賞は〇〇先生に決定。しかし今年も受賞者は現れず」と書かれていいんです。

最初は、本屋大賞も小規模な飲み会から立ち上げ、現場のボランティア運営から始まった賞だったみたいですが、書店員さんの本当に読みたい本を選ぶ熱量が共感を呼び、20年以上かけて今の日本最大級の文学賞となったそうです。

三郷市もこどものときから本に触れ合い、いろんな取組をし、たくさんの本を読んでいる市だからこそのことであり、それがちゃんと本を読んでいる市民の皆さんが選んでくれた賞なんだから今回は授賞式に出ようかなという、いつしか作家さんにそういう思いが届き、授賞式に来てくれるようになったら、それこそまた話題になるはずです。

そのほかにも「日本一の読書のまちって言い出したの誰？」という動画や、「本当に日本一なの？」「日本一というからにはデータを見せてください」「どんな取組をやっているの？」などの動画を作成し、ユーチューブショートやT i k T o kなどにアップして、日本一の読書のまちを深掘りしていくのも面白いと思います。

先ほど図書館の大きさを話しましたが、改めて考えてみて、日本一の読書のまちにとって図書館が大きいことは重要なのでしょうか。もちろん大きくて立派な図書館があるというのもいいことだとは思いますが、大きさが重要なのではなく、やっていることが重要な

のだと考えます。

三郷市は、市内のどこにでも読書ができるふれあい文庫をカフェや銀行、郵便局など32か所に設置し、市民の皆さんに本に触れ合ってもらうことを第一に考えていたり、授賞式をやる時に誰も来ないなどと言いましたが、実際はノンフィクション作家の柳田邦男先生を招いて文学講演会を行ったことがきっかけとなり、柳田先生が読書活動応援団長となってくださっていますし、五木寛之先生、林真理子先生、阿川佐和子先生など、著名な作家さんを招いて文学講演会など、積極的な活動も行っていきます。

市内在住の4か月健診時に、全ての赤ちゃんへ絵本を1冊と読み聞かせ体験のプレゼントをするブックスタート事業など、ほかにもたくさんの本に関する取組をやっていらっしゃる三郷市、その強みがあるから、自虐的なことも面白で伝えられるのであって、その中身の濃さがなければ、ただのおふざけになってしまうでしょう。

今ある真面目で熱いこと、それに付け加えて、柔軟で面白いことの両輪を回すことによって、真面目で熱いけど面白い、そんなことが三郷市だからできると思っています。日本一の読書のまちをたくさんの人に知っていただき、話題になることで、今後の三郷市の発展にもつながると考えます。

そこで、イとして、日本一の読書のまちを周知していただくための取組へのお考えをお聞かせください。

最初にもお話しさせていただきましたが、読書フェスティバルに参加させていただき、子どもたちにこんなに浸透しているんだなと感じました。

そこで、ウとして、今後、三郷市民の皆さんに日本一の読書のまちに接してもらい、参加してもらい、深めていくなど、さらなる取組について、市としてどのような考えがあるのかお聞かせください。

そして、最後にエとして、シティプロモーションの観点から、さらなる拡大のためのこれからの展望をお聞かせください。

以上で1問目の質問を終わります。

○議長（武居弘治議員） 西尾秀貴議員の質問に対する答弁を求めます。

横田隆宏生涯学習部長。

〔横田隆宏生涯学習部長 登壇〕

○生涯学習部長（横田隆宏） 西尾議員のご質問にお答えいたします。

1、シティプロモーションの1、日本一の読書のまち三郷の取組の周知についてのうち、

私からはア、イ、ウにつきまして、順次お答えいたします。

初めに、ア、三郷市内での広まり、三郷市外の知名度についてでございますが、平成25年3月に市議会で議決を経て、日本一の読書のまちを宣言してから13年経過いたしました。

これまで、ふれあい文庫やふれあいブックワゴン、子ども司書の活躍などにより、市内での読書活動の取組は広まっているものと認識しております。

その取組を受け、直近3年間の本市への視察件数につきましては、令和5年度は5件、令和6年度は6件、令和7年度は12月末現在で5件となっており、本市の読書活動の取組に対する関心は高い状況であると認識しております。

また、文部科学大臣表彰「子ども読書活動優秀実践校・図書館・団体」に、過去11回にわたり、三郷市内の学校、図書館、ボランティア団体が受賞し、直近では令和7年度に幸房小学校が受賞しております。

次に、イ、周知のための取組への考えについてでございますが、読書で得た感動や伝えたいことを絵や文章に込めて家族に伝える全国家読郵便コンクールを開催しており、ホームページでも募集したところ、全国各地からも毎年1万通を超える応募がございます。

また、日本一の読書のまち宣言をきっかけに、協定企業や関係団体との連携につながり、新たな企画が生まれるなど好循環が生じております。

議員からお話ございました劇場アニメーション「この本を盗む者は」との連携につきましても、昨年10月に株式会社KADOKAWAアニメ事業局から打診があったもので、日本一の読書のまち宣言をしている三郷市と、物語に登場する書物の町・読長町が姉妹都市協定を締結し、映画公開に係る宣伝と日本一の読書のまち三郷のPRを共同で行うものとして、連携・協力を図ったものでございます。

今後につきましても、関係部署と連携しつつ、本市の読書活動について効果的な情報発信に努めてまいります。

次に、ウ、市民に参加してもらうなど、さらなる取組についてでございますが、現在策定準備中の第3次日本一の読書のまち三郷推進計画では、計画のキャッチフレーズを引き続き「日本一本とふれあえるまち」としております。

今後、ふれあい文庫の増設、ふれあいブックワゴンのさらなる活用、市内小・中・高等学校との協働事業実施など、市民が本に触れ合う機会の創出に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（武居弘治議員） 日暮義一企画政策部長。

〔日暮義一企画政策部長 登壇〕

○企画政策部長（日暮義一） 私からは、1、シティプロモーションの1、日本一の読書のまちの取組のエ、シティプロモーションの観点から、さらなる拡大のための展望についてお答えいたします。

本市のシティプロモーションでございますが、「広報みさと」等でもお知らせしておりますように、様々なメディアとの連携によるシティプロモーションに取り組んでおります。

一例を申し上げますと、先ほど生涯学習部長の答弁にもございました読長町との姉妹都市協定、株式会社KADOKAWAとの連携をはじめ、三郷市ロケーションサービスでは、連続テレビドラマ、映画のロケ支援として、複数回にわたり撮影支援を行ったほか、昨年9月には、瑞沼市民センターにおきまして、民放ラジオ番組の公開生放送と合唱会を開きまして、市内外から600名の皆様にお越しいただき、会場全体が1つになる体験を共有いただきました。

現在、シティプロモーションの題材は、関係部署から広く情報提供を受けることはもとより、そのほかにも、広報担当職員が独自の目線で素材を探し出し、魅力的な形に整え、発信を行っておりますが、情報のさらなる広がりや話題づくりには市民の皆様による発信やメディアなどを通じた発信が非常に効果的であると考えております。

特に、ご質問のございました日本一の読書のまちは、三郷市独自の取組であることに加え、読書の大切さを深く認識し、読書活動を支援していく意思の表れであることから、プロモーションにおいては強い訴求力を持つ素材であると認識しております。

現在、改訂作業を進めております「みさとシティプロモーション方針」におきましても、連携協力による情報発信を位置づける方向でございますので、今後も日本一の読書のまちはもちろん、本市の様々な魅力につきまして、多方面と連携し、効果的な発信を行ってまいります。

以上でございます。

○議長（武居弘治議員） 西尾秀貴議員。

○8番（西尾秀貴議員） それぞれにご丁寧な答弁ありがとうございました。

今回、私が質問した質問の中に、図書館が小さいとか、日本一の読書のまちって本当？などと、何かちょっとちゃかしているように聞こえてしまうかもしれませんが、本当に決してそういうことはなくて、そういうアピールの仕方もあるんじゃないかと、小さいは小さいなりにみたいなところを言いたかったところがありまして、日本一の読書のまちというのは本

当に言ってらっしゃったようにいい取組だと思っています。今まで以上に大きくなればいいなとも思っていますし、そういう考えから、今回一般質問させていただきました。

調べてみますと、今、本離れが深刻化していきまして、2024年発表の文化庁の調査によりますと、1か月に1冊も本を読まない人が62.2%もいらっしゃるそうです。恥ずかしながら、実はその中の1人ではあります。本当に読んでいなくて、読まないといけないなと思っております。

本を読むと、想像力が豊かになって語彙力が増えて、集中力がつくと言われております。さらに、紙の本だと、紙の質感や臭い、五感で読書を楽しめるということや、内容の定着率が高いそうです。あと目にもやさしいなどと言われております。

こどもの頃から本に触れるということは、たとえ後に離れてしまったとしても、触れている期間があるかないかでえらい違いがあると思います。日本一の読書のまちには可能性が本当にたくさんあると思います。真面目で熱いけど面白い、そんなことをいろいろやって、今まで以上に市民の皆さんに親しまれて、どんどん大きくなっていったらいいなと本当に思っております。再質問はありません。

以上で質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（武居弘治議員） 以上で西尾秀貴議員の質問を終わります。

◇ 沖原優子議員

○議長（武居弘治議員） 通告第6、7番、沖原優子議員。

〔7番 沖原優子議員 登壇〕

○7番（沖原優子議員） それでは、通告に従い一般質問をさせていただきます。

1、労働者の健康問題、1、労働者の健康支援について。

本日は労働者の健康支援及び労働災害予防の強化について、いきいき健康部長に伺います。少子高齢化が進行する中、労働人口は減少し、一人ひとりが長く健康に働き続けられる社会の構築が求められています。その基盤となるのが、労働者の健康支援と労働災害の予防です。労働災害（以下「労災」）とは、業務に起因して労働者が負傷、疾病、障がい、死亡に至るものを指します。

近年は、転倒や動作の反動、無理な動作による腰痛など身体機能の低下や作業負荷に関連

する災害が増加しています。

厚生労働省の統計においても、転倒による労災は増加傾向にあり、高齢の労働者の安全確保は重点課題とされています。

そのような中、本市では、事業者向け講座の実施や保健師による地域での健康支援など、労働者への取組が進められております。さらに、令和8年2月からは、理学療法士が企業へ出向き、労災予防に取り組む新たな試みも開始されました。行政が専門職を通じて、企業現場へ直接関与する取組は全国的にも多くはなく、大変意義ある施策であると受け止めております。

近年は経済産業省が推進する健康経営の考え方の下、従業員の心身の健康を守ることが企業価値の向上や地域経済の活性化につながるとされています。しかし、健康経営の本質は理念だけではなく、現場での具体的な予防実践にあると考えます。労働者の健康課題が多様化しています。更年期を含めた心身の不調は欠勤やパフォーマンス低下につながり、就労継続に影響を及ぼすことが指摘されています。

また、労働者の高齢化が進む中、加齢に伴う筋力低下やバランス機能の低下は、転倒リスクを高め、腰痛の慢性化については、休業や離職の要因となります。

さらに、近年は、職場におけるストレスやメンタルヘルス不調も大きな課題となっており、精神的な不調による休業や離職も増加しています。

ここで重要なのは、これらの課題の多くが突然起きる事故ではなく、心身機能の低下や生活習慣の積み重ね、環境などの結果によって生じているという点です。つまり、早期の気づきと継続的な支援があれば防げる可能性が高いということです。

私は以前、産業保健分野における定期支援に取り組みました。物流企業において、全従業員215名を対象に身体機能スクリーニングを実施し、ハイリスク者34名を抽出、3か月ごとの定期支援を1年間継続しました。

その結果、定期支援期間中の労災はゼロ件、労災を起因とする離職・休職者もゼロ名という結果を得ました。さらに、対象者の約4割が支援不要レベルまで改善しました。

単発の講座や一度きりの指導では行動変容は定着しません。評価、リスクの可視化、定期的なフォロー、職場環境への助言までを含めた継続支援こそが労災予防の実効性を高めます。

労災の減少は、休業補償や代替人員確保の負担軽減につながります。離職防止は人材確保につながり、企業の安定経営を支えます。そして、企業が安定すれば、地域の雇用が守られ、税収も安定し、まちの発展へとつながります。

また、労災が予防されるということは、労働者にとっても大きな意味があります。慣れ親しんだ職場で安心して働き続けられることは、生活の安定や生きがいにもつながります。つまり、働く世代の健康を守るということは、市民の暮らしを支え、地域経済を支えるまちづくりそのものであると考えます。

働く人が健康で安心して働き続けられる環境であることは、結果として、健康を大切にするまちという印象を生み、企業や人材から選ばれるまちづくりにもつながるのではないのでしょうか。

労働者への予防的支援は、本人が生き生きと働き続けられることにつながるだけでなく、将来の介護予防や医療費抑制にも寄与する、極めて戦略的な政策分野であると考えます。

そこで伺います。

ア、本市における労働者への健康支援の現状と課題について、イ、専門職の関与を含めた今後の展望と継続的な取組の方向性について。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（武居弘治議員） 沖原優子議員の質問に対する答弁を求めます。

益子敏幸いきいき健康部長。

〔益子敏幸いきいき健康部長 登壇〕

○いきいき健康部長（益子敏幸） 沖原議員のご質問に順次お答えいたします。

初めに、1、労働者の健康問題の1、労働者の健康支援についてのア、本市における労働者への健康支援の現状と課題でございますが、令和6年度から「健康日本21（第3次）」がスタートし、目標の中に、健康経営の推進が位置づけられるなど、企業が成長する上で積極的に労働者の健康に投資をする健康経営の考え方が広まりつつあります。

また、「健康日本21」には働き世代や中小企業への健康支援を強化する枠組みとして、地域・職域連携の推進も掲げられており、本市では令和7年3月に策定の「すこやかみさと〜第3期三郷市健康増進・食育推進・自殺対策計画〜」に基づき、企業と連携した健康づくりに取り組んでいるところでございます。

具体的には、野菜の推定摂取量を測定するベジチェックや、塩分摂取状況が分かるナトカリ測定の実施により、食生活習慣を見直すきっかけづくりや、健康経営認定制度の概要説明や申請の支援を行っております。そのほか健康づくりに関心のある企業同士のつながりをつくるネットワーク会議を健康講座と併せて開催するなど、健康経営のサポートに努めているところでございます。

課題といたしましては、市内企業における健康経営認定件数の増加に向けた取組のため、さらなる制度の周知が必要であると考えており、引き続き、庁内の労働政策担当部署や市内関係団体と連携を深め、さらなる周知・啓発に努めてまいります。

次に、イ、専門職の関与を含めた今後の展望と継続的な取組の方向性でございますが、現在、健康づくりに関する出前講座を町会や団体、企業などから依頼を受け実施しており、講師として、保健師や栄養士のほか、歯科医師や歯科衛生士、薬剤師や理学療法士などの専門職を依頼者のニーズに合わせて派遣しております。

効果的な健康づくりのため、専門職が継続的に関わることで、習慣の定着化が進むことから、今後も様々なニーズに対応した幅広いテーマの出前講座を市民や市内労働者へお届けすることができるよう、引き続き、講座内容の充実に努めるとともに、地域・職域連携の推進に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（武居弘治議員） 沖原優子議員の2問目の質問を残して、暫時休憩いたします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時15分

○議長（武居弘治議員） 再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

沖原優子議員。

○7番（沖原優子議員） ご答弁ありがとうございました。

市として、労働者の健康を支援していくという方向性が示されたことにより、働く方々にとっても安心して働き続けられる環境づくりにつながるものと受け止めました。地域・職域連携を通じて、様々な取組もされていることも分かりました。

ここで3点ほど質問をさせていただきます。

1、先ほど地域・職域連携ということを中心に取組まれているとのことでしたが、この地域・職域連携により目指す効果的で効率的な健康づくりとはどのような内容なのか、詳細にお願いいたします。

2点目、また、健康経営の視点でそのサポートをされているということでしたが、この三郷市内において、地域健康経営の登録数を教えてください。

3点目、三郷市は中小企業が多く、またそこで働く方々も三郷市民であることが多い傾向にあると聞いております。中小企業では、専門職による健康支援や労災予防の取組を自社のみで実施することが難しい事業所も少なくないと考えます。

この予防という観点では、生活習慣の改善だけではなく、身体機能の維持や作業動作に関する視点など、専門職の知見を生かした支援も有効ではないかと考えます。3点目はこの中小企業に関して、市政としてどのように取組が広がるように連携の形を想定しているのか、この3点について改めて伺います。

最後に、この中小企業や一般企業に取り組んでいることを、三郷市の職員の方々にも反映していただければという、これはお願いになります。

以上、3点の質問をさせていただきます。

○議長（武居弘治議員） 沖原優子議員の2問目に対する答弁を求めます。

益子敏幸いきいき健康部長。

〔益子敏幸いきいき健康部長 登壇〕

○いきいき健康部長（益子敏幸） 沖原議員の再度のご質問にお答えいたします。

3点ございました。

1点目は、地域・職域連携により目指している効果的で、かつ効率的な健康づくりとはどういう内容なのかというご質問でした。

地域・職域のそれぞれが持つ健康情報を共有することで、地域全体の健康課題を把握することが可能となります。また、保健サービスが利用しやすくなり、地域の保健師や職員が、これまでは接点のなかった働き世代の方々と関わる機会を持てるようになるものと考えてございます。

2点目、市内の健康経営の登録の状況でございますが、国への登録が5社、協会けんぽへの登録は8社、埼玉県への登録は4社でございます。

3点目に、市内の中小企業への労働者の健康支援についての取組はどうかというご質問でございました。

中小企業の企業の人数によりましては、産業医の配置などが定められていないということがございますので、中小企業における労働者の心身の健康への取組のきっかけとなりますように、出前の講座なども含めまして、様々な支援をしてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（武居弘治議員） 以上で沖原優子議員の質問を終わります。

◇ 日 高 千 穂 議 員

○議長（武居弘治議員） 通告第7、3番、日高千穂議員。

〔3番 日高千穂議員 登壇〕

○3番（日高千穂議員） 議長のお許しをいただきましたので、通告書に基づき、順次質問をさせていただきます。

1、福祉問題、1、生活保護受給者のNHK放送受信料免除申請書について質問いたします。

生活保護制度は、生活にお困りのかたを社会全体で支える非常に重要な制度でございます。同時に、市民の皆様が税金によって支えられている制度でもあります。だからこそ、制度の運用が分かりやすく、丁寧で公平であることが大切だと私は考えております。

今回は生活保護を受給されているかたのうち、NHK放送受信料の免除申請について、本市がどのように対応しているのか、その実務の流れを確認させていただきます。

アとして、本市における生活保護世帯のうち、NHK放送受信料免除の対象となっている世帯は何世帯なのか、お伺いいたします。

制度の対象規模を把握することは、行政事務量の把握や制度の透明性を確保する上でも大切なことです。どの程度の世帯が対象となっているのか、ご説明いただきたいと思います。

次にお伺いいたします。

イとして、生活保護の開始が決定した際、NHK受信料免除制度については、どのタイミングで説明しているのでしょうか。保護決定通知と同時なのか、ケースワーカーとの面談時なのか。あるいは、別途文書でご案内しているのか。

生活保護の開始時は、申請されたかたにとって生活環境が大きく変わる節目です。その大切なタイミングで、どのような配慮をもって説明しているのか、具体的な流れをお示してください。

3点目です。ウとして、NHK放送受信料免除申請書は誰が配布し、どこで記入し、誰が回収しているのでしょうか。そして最終的にどのような形でNHKへ提出されるのか。この流れを明確にすることは、行政がどこまで関与しているのかを整理する上で大切なことだと思います。

受信契約そのものは受給者とNHKとの関係であると承知しておりますが、市が関わる部分については、市民に説明できる状態であることが重要でございます。だからこそ、どのように説明しているのか、どのような手続の流れなのか。こうしたことを丁寧に確認し、透明性を確保することが必須だと考えます。

支える制度だからこそ、丁寧に分かりやすく、そして公正に運用されていることを確認したいという思いでございます。市としての実態をご答弁でお示しいただくことをお願いし、質問といたします。

次に、2、健康問題についてお伺いいたします。

1、ワクチン接種事業について。

ワクチン接種については、様々な意見や考えかたが存在いたします。不安を感じる市民の声があることも、慎重な判断をされるかたがいらっしゃることも、私は真摯に受け止めるべきだと考えております。命や健康に関わることだからこそ、本当に大丈夫なのか、自分や家族にとって最善の選択なのか、そう悩むこと自体は決して否定されるべきものではございません。

しかしながら、個人の選択を尊重すると同時に、行政側から見れば、地域社会全体の健康をどう守るかという視点も最重要となります。

健康増進や予防医学を生業としている者として申し上げますと、公衆衛生を語る上で、ワクチンは必要不可欠でございます。先人の知恵と研究の結集であり、今もなお日進月歩の医療研究にたゆまぬ努力を続ける研究者の方々に敬意を表します。

予防医療は、受けさせる医療ではなく、理解して選択していただく医療でございます。ゆえに、行政には極めて重い責任がございます。それは、市民一人ひとりが安心して選択できる環境を整えること。そして最悪の事態が起きないように、常に備えておくことです。

本市では、科学的知見と国の方針、そして、何より市民の命と健康を守るという強い使命感の下、これまで多くの困難を乗り越えながらワクチン接種事業を進めてこられたことは、想像に難くございません。

そこには机上の理論だけではなく、現場で不安を抱えた市民に丁寧に説明を行い、時には迷いや恐怖の声を受け止めながら、市民一人ひとりに寄り添ってきた保健師や職員の努力、正確な情報を伝え続けてきた行政の姿勢があったのだろうと想像しております。

ワクチン接種事業は、単なる医療施策ではございません。これは災害対策や防災と同じく、市民の命を守るための社会インフラであり、行政にしか担えない重要な役割だと私は考えて

おります。そうした中で、行政は接種を進める立場であると同時に、市民の不安に寄り添う立場でもあったはずです。

そこで質問アとして、本市では、各種ワクチン接種について、どのような考え方で事業を進めてきたのか、お伺いいたします。

次に、説明責任についてです。

現在は、正確な情報と根拠の乏しい情報が同じスピードで拡散される時代でございます。その中で、行政には過度に安心させるのでもなく、不安をあおるのでもなく、事実を丁寧に誠実に伝える姿勢が求められます。

ワクチン接種は強制ではございません。市民一人ひとりの判断と選択に委ねられております。だからこそ、選択するために必要な情報を過不足なく届ける責任があると考えます。

そこで、イとして、ワクチン接種の必要性や効果、副反応を含めたリスク情報について、行政としてどのような説明責任を果たしてきたのか、お伺いいたします。

次に、新型コロナワクチン接種事業についてお伺いいたします。

新型コロナワクチン接種は短期間で大規模に実施された、これまでにない事業でございます。その裏には、接種体制の構築、医療機関との調整、市民への情報提供、予約相談対応、副反応への不安対応など、膨大な業務があったと推察いたします。

特に、保健師や担当職員は、単に事務をこなす立場ではなく、市民の様々な声を直接受け止める最前線の存在であったと考えます。そうした一つ一つに向き合うことには、精神的にも肉体的にも大きな負担を伴ったのではないのでしょうか。

そこでお伺いいたします。

質問ウとして、新型コロナワクチン接種を対応してきた保健師や職員はどのような役割を果たしていたのか、お伺いいたします。

新型コロナウイルス感染症対応は、結果だけでは測れない部分が多くございます。その背景には、目立たないところでご尽力されてきた方々の存在があるはずですが、行政として市民の方々に詳細に分かりやすくご答弁願います。

感染症対策は一過性のもものではございません。感染症は終わったと思ったときに、形を変えて再び現れるものです。平時の備えこそが危機時の混乱を防ぎます。今回の新型コロナワクチン接種事業で得られた経験を、単なる過去の出来事として終わらせるのか。それとも、次に備えるための知恵と仕組みに昇華させるのか。ここに行政の真価が問われていると私は考えております。

最後に、質問エとして、新型コロナワクチン接種事業を通じて得られた経験を、今後の感染症対策や市民の健康づくりにどう活かしていくのかをお伺いいたします。

以上で1回目の質問を終了いたします。

○議長（武居弘治議員） 日高千穂議員の質問に対する答弁を求めます。

田中照久福祉部長。

〔田中照久福祉部長 登壇〕

○福祉部長（田中照久） 日高議員ご質問の1、福祉問題1、生活保護受給者のNHK放送受信料免除申請書についてに順次お答えいたします。

初めに、ア、本市における生活保護世帯のうち、NHK放送受信料免除対象世帯数は何世帯か伺うてございますが、令和7年8月時点で、生活保護世帯1,983世帯中1,284世帯が対象世帯でございます。

次に、イ、生活保護開始決定時、NHK受信料免除制度についてはどのタイミングで説明しているのか伺うてございますが、生活保護の開始決定後、初めて生活保護費を支給する際に、NHK受信料が免除対象になるものとしてご案内を行っているところでございます。

最後に、ウ、NHK放送受信料免除申請書は誰が配布し、どこで記入し、誰が回収しているのか伺うてございますが、NHK受信料免除申請書は、生活保護の対象者が希望した場合に、担当ケースワーカーが配布し、福祉事務所においてケースワーカーが書類の記入の仕方の説明をした上で、その場で本人が記入を行い、ご本人様がNHKへ郵送などで提出しているところでございます。

以上でございます。

○議長（武居弘治議員） 益子敏幸いきいき健康部長。

〔益子敏幸いきいき健康部長 登壇〕

○いきいき健康部長（益子敏幸） 2、健康問題の1、ワクチン接種事業について順次お答えいたします。

初めに、ア、各種ワクチン接種について、どのような考え方で事業を進めてきたのか、及びイ、必要性や効果、副反応を含めたリスク情報について、どのような説明責任を果たしてきたのかについては関連がございますので、一括してお答えいたします。

ワクチン接種事業は、予防接種法に基づき、伝染のおそれがある疾病の発生や蔓延を予防するため、公衆衛生の見地から社会全体を疾病から守るとともに、それぞれ個人の疾病の発症や重症化予防を目的に実施しております。

本市におきましても、予防接種法に基づき、三郷市医師会や接種を実施する医療機関と連携を図り、接種体制を構築するとともに、市民が接種の必要性や効果、副反応を含めたリスク情報について理解した上で接種の判断をしていただけるよう、「広報みさと」や健康のしおり、ホームページの活用に加え、関係部署とともに資料配布と併せて、窓口において丁寧に説明をするなど、様々な手法で科学的根拠に基づく情報の発信に努めてまいりました。

次に、ウ、新型コロナワクチン接種を対応してきた保健師や職員はどのような役割を果たしていたのかでございますが、新型コロナウイルス感染症が国内に蔓延したことから、感染拡大の抑制や重症化予防、医療提供体制の逼迫防止、社会経済活動の維持を目的に、令和3年2月から約3年間に及ぶ特例臨時接種を実施いたしました。

速やかな接種体制を構築するため、新型コロナウイルスワクチン接種対策室を立ち上げ、三郷市医師会や歯科医師会、薬剤師会や接骨師会などの関係機関や全庁的な職員の協力の下、市内の勤労者体育館、瑞沼市民センター、鷹野文化センターの3会場において、平日、休日、夜間も含め、延べで約16万人の接種を実施し、このほか各診療所においても個別接種を実施しているところでございます。

保健師は、接種会場において市民の相談に対応するとともに、医療従事者の調整役となり、ワクチンの運搬や管理を行ったほか、接種会場での接種事故の防止に努めるとともに、接種後の副反応等への相談に一人ひとり丁寧に聴き取りを行い、接種後、経過観察時に医療機関への搬送が必要と判断された際、ご家族の同行が困難な場合は、保健師が救急車に同乗し、医療機関へつなぐ等の対応をいたしました。

また、事務を担う職員は、国から発出された多くの通知を処理し、接種券の発送やコールセンターの設置、接種履歴の管理、個別医療機関へのワクチン配送などのほか、高齢者のかたの予約が困難な状況に鑑み、85歳以上のかたへの接種予約日の指定や、いわゆるエッセンシャルワーカーの優先接種など、多岐にわたる膨大な業務に従事いたしました。

最後に、エ、新型コロナワクチン接種事業を通じて得られた経験を、今後の健康づくりにどう活かしていくのかでございますが、次の感染症流行の際のワクチン接種対応に備え、速やかに全庁的な対応ができるよう、令和7年9月にワクチン接種業務対応職員22名を選任し、実際に新型コロナワクチン接種を対応してきた保健師が中心となって講師を務め、研修会を実施いたしました。

また、コロナ禍の経験や反省を踏まえ、国や埼玉県において、新型インフルエンザ等対策行動計画の大幅な内容改定が行われており、本市におきましても、現在、改定作業を実施し

ているところでございます。

引き続き、今後の感染症流行の有事に備え、平時から庁内各部署や関係機関と連携を図り、準備を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（武居弘治議員） 日高千穂議員。

○3番（日高千穂議員） それぞれご丁寧なご答弁をありがとうございました。

福祉問題におきましては、ただいまのご答弁をお伺いし、ケースワーカーや担当職員の皆様が対象者となる方々一人ひとりに寄り添いながら、非常に丁寧に対応されることを改めて認識いたしました。

今後も制度の適正な運用とともに、支援を必要とする方々に寄り添った丁寧な対応が継続されることを期待しております。再質問はございません。

次に、健康問題につきまして、ただいまのご答弁をお伺いいたしまして、職員の皆様は、ワクチンについて科学的根拠を丁寧に伝え、市民が納得して判断できる環境を支え、膨大な業務を正確に積み重ねてこられたことが大変よく理解できました。それは、誰かに称賛されるためではなく、ただひたすら市民の命と健康を守るという使命のためだったのだと思います。

私は今回のご答弁を通じて、本市の行政は公衆衛生の担い手として極めて責任ある行動をとってきたと確信いたしました。医療現場と行政が一体となり、混乱を最小限に抑え、希望する市民に接種機会を確保し続けた、これは誇るべき取組であります。

感染症対策は成功しても評価されにくい分野でございます。何も起きなかったことが成果であるがゆえです。しかし、その何も起きなかった日常を守ったのは、間違いなく最前線で奮闘した保健師、医療従事者、そして職員の皆様でございます。

本市として、ぜひその努力をしっかりと総括し、今後の感染症対策、そして市民の健康づくりへと活かしていただきたいと思っております。

そこで、再質問いたします。

本市がこれまで積み重ねてきた取組は、市民の命を守るための見えないインフラであり、財産であると思っております。私はその価値を正しく市民に伝えていくことが、今後ますます重要になると考えております。

先ほどのご答弁で、新型コロナウイルス感染症の経験を踏まえ、国や県が新型インフルエンザ等対策行動計画の改定を実施するとお伺いいたしましたが、本市としての今後の取組の

詳細をお聞きいたします。

最後になりますが、今、ライブ配信をご覧になっている三郷市民の皆様、傍聴席の市民の皆様をはじめ、全ての三郷市民の皆様に私は自信を持ってお伝えいたします。

本市における各種ワクチン接種事業は、本市行政の誠実さと責任感を明確に示した取組であり、私はそれを本市の誇りであると改めて強く申し上げたいと思います。

新型コロナワクチン事業においては、刻々と変わる状況の中で、ご自身の危険も顧みず、使命を全うされた全ての関係者の皆様に、そして命を守るという使命に真摯に向き合い続けた全ての方々に最大限の賛辞と深甚なる敬意、そして衷心よりの感謝を表します。

益子いきいき健康部長、本市のワクチン接種事業のその経験と誇りは、これからの三郷市の公衆衛生を支える大きな財産です。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（武居弘治議員） 日高千穂議員の2問目に対する答弁を求めます。

益子敏幸いきいき健康部長。

〔益子敏幸いきいき健康部長 登壇〕

○いきいき健康部長（益子敏幸） 日高議員の再度のご質問にお答えいたします。

新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について、国や県の改定に伴い、市の計画として本市ではどのような取組を実施していくのかというご質問でございました。

国や県の行動計画の改定内容を踏まえまして、三郷市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定案をまとめており、本年1月27日から2月26日までの期間でパブリックコメントを実施いたしました。この行動計画を改定した後に、より具体的な対応ができるよう、マニュアルの改定やBCP、業務継続計画の見直しを行ってまいります。

また、関係機関と連携を図り、定期的な訓練を実施し、再び発生することが予想される感染症に備えてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（武居弘治議員） 以上で日高千穂議員の質問を終わります。

◇ 菊 名 裕 議 員

○議長（武居弘治議員） 通告第8、22番、菊名裕議員。

〔22番 菊名 裕議員 登壇〕

○22番（菊名 裕議員） 議長のお許しをいただきましたので、通告に従い、一般質問を始めさせていただきます。

交通弱者に対する行政対応、福祉問題ですね。

昨年10月、宇都宮市において第87回全国都市問題会議が開催されました。LRTの開通を大きな契機として、テーマを「成熟社会の都市のかたち～コンパクトで持続可能なまちづくり～」として、全国から市区長、市区議会議員など約1,800名が参加し、私ども21世紀クラブも参加させていただきました。

開会式において、開催市である佐藤栄一宇都宮市長は、人口減少社会に対応する都市の構造改革として、「100年先も発展できる『ネットワーク型コンパクトシティ』の形成」と題した講演をなされました。その中で、私が特に印象的であったと思ったものが、「交通対策は福祉である」という一節でした。

佐藤市長いわく、人口減少、超高齢社会において移動の自由を確保することが市民の生活の質、QOLに直結するという認識であり、移動の権利の保障として、高齢者が運転免許証を返納した後も、通院、買物、習い事などに自由に外出できる環境を整えることは、健康寿命の延伸や孤立防止につながる福祉そのものであると位置づけており、移手段の確保は、高齢者に限らず、こども、障がい者を含む全ての市民の生活の質に直結するという、非常に示唆に富む視点でありました。

本市においても、戸ヶ崎地区をはじめとする交通空白地帯が拡大し、交通弱者の移手段が失われつつある現状は、まさに福祉の課題そのものであります。

そこで、今回は、本市において交通弱者への対応を福祉政策としてどのように位置づけ、実態をどのように把握しているか。交通イコール福祉という視点を、本市の交通政策に取り入れる考えがあるかなどを踏まえ、公共交通の柱であるバス路線の廃止が続く中、どのように考えているのか、福祉部長にご見解をいただきたいと思います。

次に、人事、市職員の人材確保についてお伺いいたします。

本市の行政サービスの質を維持するためには、職員の定着は極めて重要であります。本日は、昨年度12月議会でも取り上げました市職員の離職状況、人材確保、地域手当の3点について改めて質問いたします。

市職員の離職状況について、まず、離職者の状況についてお伺いいたします。

昨年度の12月議会最終日、12月1日現在の離職者は4名と伺いましたが、令和6年度末の

離職者の総数と内訳、そして今年度の離職者数、離職理由の傾向など、最新の状況がどのように認識されているかをお伺いしたいと思います。

人材確保に向けた取組と成果について。

次に、人材確保についてお伺いします。

昨年質問では、雇用活動、採用活動の強化や広報手法の改善などの取組を伺いましたが、今年度実施した採用活動の具体的な対策と課題についてお示しいただきたいと思います。

特に、近隣自治体が給与水準や地域手当を引き上げる中で、本市がどのように人材確保の競争力を維持しているのか、具体的な分析結果をお願いしたいと思います。

最後に、地域手当についてお伺いいたします。

令和7年度の地域手当は6%と据え置かれました。一方で、国の制度改正に伴い、人事院の意向としては、令和8年度に本市が4%へ移行する見込みであるとの情報も示されておりました。周辺自治体、特に川向こうはいずれも本市より高い水準となっており、職員の確保、定着の視点からも、地域手当の水準は極めて重要な要素であります。

国の新制度では6%区分が廃止され、いわゆるくくり区分4%、または8%のいずれかに再編される可能性が高いとされております。来月には令和8年度がスタートいたします。現時点で三郷市の地域手当が何%となるのか、正式な支給率をお示しいただき、結果に伴った経緯の説明もお願いしたいと思います。

最後、第5次総合計画行政評価についてお伺いいたします。

本市は参加と協働のまちづくりを推奨するため、三郷市自治基本条例を制定し、その柱を情報の共有、参加、協働としております。

第18条及び第21条には、市民等及び議会に対し、政策の内容、効果、必要性、妥当性等について分かりやすく説明することが明確に規定されており、自治基本条例には、総合計画の策定に当たり、行政評価の結果を反映させることが明記されており、唯一の行政評価としてのツールが事務事業評価であると、過去の議会にて確認ができております。

つまり、総合計画は単に行政がつくる計画ではなく、行政評価の結果、市民参加の意見、情報公開の原則、説明責任、協働の理念といった自治基本条例の価値基準を通してつくられる市の道しるべのはずであります。

10年計画で策定された第5次三郷市総合計画の前期の5年計画がこの3月に終了し、後期5年が新年度となる来月4日よりキックオフの予定がされておりますが、市長はこれまでの答弁として、これらは推奨されていると繰り返し述べられてこられました。

第5次総合計画後期計画においては、行政評価として、議会に対し、条例に基づく説明は今日まで実施されておらず、議会に分かりやすい説明が行われていない現状は、条例の趣旨に反するだけではなく、自治基本条例の規定に抵触していると思われます。

過去においては、総合計画に関する議員説明について、第4次総合計画の前期計画においては、全員協議会におきまして、平成21年8月28日、基本構想案などが説明されております。また、基本構想審査特別委員会が平成21年12月実施されております。

第4次三郷市総合計画後期基本計画におきましては、全員協議会で平成27年9月28日、基本計画案、人口ビジョン、公共施設総合管理計画などにおいて説明がなされております。

現在実施されております第5次三郷市総合計画においても、前期計画では、全員協議会において、令和2年2月25日、基本構想の説明がなされております。また、基本構想特別委員会が令和2年6月、基本構想の制定ということで説明されております。全員協議会におきましても、令和2年10月30日、基本計画案の説明がなされております。

昨年9月議会にて、何を根拠として自治基本条例が遵守されている、推奨されているかとの私の質問に対し、市長はこれまでも市民や議会への分かりやすい説明に努めてきた。引き続き、参加と協働のまちづくりが推奨されるよう、情報の共有に努めたいとご答弁されました。抽象的な理念のみを述べ、条例が遵守されていることを裏づける具体的な根拠は一切示されておりました。条例を遵守していると主張するのであれば、理念ではなく、実際にいつ、どのような説明が行われ、どのように市民参加が担保され、どのような成果があったのか、検証可能な事実を示す必要があると思われます。

これまでの幾度の質問を含め、現在に至るまで説明責任は果たされたとは思えず、情報共有も機能しておりません。市民参加は形骸化しており、自治基本条例の規定が自主的に守られていない状況と言わざるを得ません。

市長にお伺いいたします。

市長はどの具体的な事実を根拠として、自治基本条例に定める説明責任、及び情報共有が適切に実施されていると断言されるのか。条例違反との指摘を払拭できるだけの客観的な根拠を明確にお示しいただきたいと思えます。

続きまして、企画政策部長にお伺いいたします。

これまでに事務事業評価の結果について、市ホームページで公表していること、また、総合計画の期間内において数値目標の進捗を確認し、施策評価として取りまとめ、公表しているとの答弁がありました。

しかし、ここで申し上げたいのは、公表しているという事実そのものが、自治基本条例に定めている説明責任の履行を証明するものではないという点であります。

自治基本条例第18条及び第21条が求めているのは、単なる情報の掲載ではありません。市民や議会が理解できるよう、政策の内容、効果、必要性、妥当性について分かりやすく説明する義務であります。

ところが、実際にはまちづくり委員会の委員が、資料が膨大で何をどうしたらよいか分からない。また、議会としても総合計画や実施計画、事務事業評価について、条例に基づく分かりやすい説明を受けていない。市民にとっても、ホームページ上の資料は専門用語が多く、理解可能な形とは到底言い難いという状況が存在しております。

これは条例が定める説明責任、情報共有、市民参加の前提条件が満たされていないことを示す極めて重大な事実であります。

それにもかかわらず、ホームページに掲載している、改善しているという形式的な説明だけでは、条例遵守の証明にはなりません。むしろ実態として説明責任が果たされていない以上、自治基本条例の規定に抵触していると判断せざるを得ませんが、いかがでしょうか。

質問に移ります。

企画政策部長は、市民や議会が理解できていない現状を前にして、なお条例が遵守されていると言える根拠をお示しください。また、評価の見直しが適正に図られているのであれば、あかしとして第5次三郷市総合計画前期基本計画の項目から、総合、再編、縮小、廃止の評価結果を基に、後期計画に掲載されているものを幾つか挙げて具体的にご説明していただきたいと思います。

以上で初めの質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（武居弘治議員） 菊名裕議員の質問に対する答弁を残して、暫時休憩いたします。

休憩 午後 零時03分

再開 午後 1時00分

○議長（武居弘治議員） 再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

菊名裕議員の質問に対する答弁を求めます。

田中照久福祉部長。

〔田中照久福祉部長 登壇〕

○福祉部長（田中照久） 菊名議員のご質問にお答えいたします。

1、福祉、1、交通弱者に対する行政対応のア、福祉の視点からの公共交通でございますが、高齢者や障がい者、小さなお子さんをお連れのかた、運転免許証自主返納者など、日常生活における移動手段の確保に困難を伴う、いわゆる交通弱者と呼ばれる方々が、日頃の社会活動への参加や日常生活を維持する上で、公共交通の充実は福祉施策としても重要な課題であると認識しております。

本市では、移動手段を確保することが困難な交通弱者の方々に対し、必要な移動サービスに対する経済的な負担を軽減できるよう、65歳以上の運転免許証自主返納者や妊産婦、在宅で重度の障がいがあるかたを対象に、タクシー利用券やバス利用券、自動車燃料費助成券を配布するなど、庁内各部署において支援を実施しているものと承知しております。

しかしながら、それぞれの利用券等には金額に上限があることや、また、バス交通では、市内全ての地域で市民の方々のニーズを十分に反映し切れていないなどの課題があると認識しております。

交通弱者の方々が抱える生活課題の解決に向けましては、福祉分野のみならず、公共交通に携わる関係者などとの幅広い連携・協働が必要となってまいりますので、今後につきましても、交通弱者の方々が安心して外出できるよう、福祉の視点からも、公共交通関連部署などと連携を図り、支援に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（武居弘治議員） 平川俊之総務部長。

〔平川俊之総務部長 登壇〕

○総務部長（平川俊之） 2、人事、1、市職員の人材確保についてのア、離職率・採用率・地域手当についてお答えいたします。

少子高齢化が進み、生産年齢人口が減少する中、現在の社会情勢を国では人材希少社会としており、市にとりましても、安定した市政運営を継続していくために、優秀な人材の確保は大変重要な課題であると認識しております。

そのような中、本市の自己都合退職者につきましては、令和6年12月定例議会でのご質問において、過去3年間の推移を、令和4年度は15人、令和5年度は25人、令和6年度は12月1日時点として、4人とお答えしておりましたが、年度末で15人となっております。

なお、令和7年度におきましては、3月1日現在で11人でございます。

本市職員として経験を積み、スキルアップした若い職員の離職は大きな損失であると考えております。

多様な価値観を有する世代が増える中、離職の理由も様々であることから、離職を防ぐための画一的な対応が難しいのが現状でございますが、職員が将来にわたり高い意欲を持って働くことができる職場づくりが重要であると考えております。

今年度は、開庁時間の見直しを行い、職員が自ら考え、業務改善などに積極的に取り組むことのできる環境づくりに努めるとともに、給与面におきましては、国による令和8年度の基準では本市の地域手当は4%でございますが、処遇面での格差の広がりを受け、競争力を高めることが職員採用等において有効な手段の1つであり、また、近隣市町においても6%を維持する方針であることから、現在の6%を維持することとし、条例の改正を見送ったところでございます。

人材確保の取組といたしまして、令和6年度の採用試験から、特別な公務員試験対策をしていない民間企業志願者でも受験しやすい筆記試験を導入いたしました。

さらに、今年度におきましては、採用募集受付における電子申請の導入をはじめ、受験対象年齢の引上げや、10月1日付採用の実施、採用試験の回数を2回から3回に増やすなどに取り組んでおります。

また、受験希望者に対して若手職員の協力による事前説明会の開催、三郷市の魅力を伝える採用募集に関する動画配信やポスター掲示による積極的なPR活動を行っております。

全職種での受験申込者数につきましては、令和6年度は244人、令和7年度は410人と大幅に増加し、事前説明会に参加したかたが実際に入所している例もあり、民間企業や各自治体間の人材獲得競争が厳しさを増す中、各々の取組が人材確保につながっているものと考えております。

実際の採用人数につきましては、令和7年10月1日付で7人を採用し、令和8年4月1日付で、昨年度の21人を上回る人数を採用する予定でございます。

今後におきましても、職員のモチベーションを高め、離職を選択することなく、将来にわたって働きたいと思えるような施策、職場づくり等に取り組むとともに、積極的に説明会やPR活動を行うことにより、三郷市で働きたいと思っただけの受験生を増やし、安定的な優秀な職員を確保できるよう、引き続き採用活動に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（武居弘治議員） 木津雅晟市長。

〔木津雅晟市長 登壇〕

○市長（木津雅晟） 菊名議員のご質問にお答えいたします。

3、行政問題の1、第5次総合計画行政評価のア、自治基本条例第18条・第21条の検証と総括の総論についてお答えし、詳細につきましては、担当部長をして答弁いたさせます。

本市は、三郷市自治基本条例に基づき、参加と協働のまちづくりを推進しており、総合計画や行政評価につきましても、ホームページ等で広くお知らせするとともに、総合計画策定に当たっては、広報紙での周知のほか、総合計画パネル展示や概要版を作成するなど、分かりやすい情報の共有に努めてまいりました。

引き続き、市民の皆様への情報の共有を心がけ、参加と協働のまちづくりを推進してまいります。

○議長（武居弘治議員） 日暮義一企画政策部長。

〔日暮義一企画政策部長 登壇〕

○企画政策部長（日暮義一） 3、行政問題の1、第5次総合計画行政評価のア、自治基本条例第18条・第21条の検証と総括についてでございますが、まず、第18条、行政評価について。

行政評価、施策評価、事務事業評価を実施しておりまして、事業施策の目的や手段を点検評価することで、より効果的・効率的な市政運営につなげるものであり、限られた予算の中で、事務の効率化等を図る際の基礎資料の一つであると考えております。

その評価結果の公表につきましても、これまでまとめ方や見せ方の改善を図っております。

今後におきましても、本市における意思決定、政策選択及びP D C Aサイクルがより円滑なものとなるよう、評価制度の改善に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、市長の答弁にもありました第21条、説明責任について。

政策の内容、効果、必要性、妥当性等について、市民等及び議会に丁寧に説明することは重要なことであると考えております。

第5次総合計画策定に係る議会の説明でございますが、基本構想など、議決に要する場合には、全員協議会、特別委員会等を開催し、説明の機会をいただいております。

このたびの後期基本計画の策定に当たりましては、全員協議会の開催等を含め、どのような方法で議員の皆様にご説明を差し上げるかを検討いたしました。個別に議員の皆様にご説明を差し上げ、ご意見をいただくこととし、昨年11月下旬から12月にかけてお時間をいただいたところでございます。

また、市民等への情報共有、市民参加につきましては、有識者や公募市民などで構成され

るまちづくり委員会におきまして、前期基本計画の振り返りや市の現状や課題に係る情報共有を図り、それらに対するご意見をいただくとともに、委員会における審議内容をホームページ等で公開するなど、計画策定に係る基礎情報や審議過程について市民の皆様へ情報共有を図ってきたところでございます。

また、市民参加につきましても、先ほど申し上げた公募市民等で組織されるまちづくり委員会で計画案につきまして、ご意見、ご審議をいただくとともに、パブリックコメント手続においても、13人、20件のご意見をいただいたところでございます。

自治基本条例に係る市の対応を含め、これまでも丁寧な説明に心がけ、今回のご質問の総合計画に限らず、様々な情報提供、情報共有に努めてまいりましたが、今後におきましても、さらに丁寧に改善に努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（武居弘治議員） 菊名裕議員。

○22番（菊名 裕議員） 再質問の前に、今の行政問題、第5次総合計画（後期）行政評価につきまして、市長、企画政策部長に大きな答弁漏れがありましたので、もう一度再答弁お願いしたいと思います。

○議長（武居弘治議員） どこですか、答弁漏れ。

○22番（菊名 裕議員） 客観的な根拠を明確にというところで、何を客観的な根拠としてお話をなさっているか、どこが明確か、私は理解できませんでした。

○議長（武居弘治議員） 日暮義一企画政策部長。

〔日暮義一企画政策部長 登壇〕

○企画政策部長（日暮義一） 答弁漏れということでございますので、ただいまの客観的な根拠について申し上げたいと思います。

まず、総合計画策定に当たりましては、策定委員会としまして、部長で組織される委員会を組織して10回の会議を行いました。それを基に、市民への情報提供という部分、市民参加という部分では、10回のまちづくり委員会を開催いたしまして、そこで審議をいただき、市民参加の機会、市民からご意見をいただく場を設けさせていただいております。

また、議会に対しましては、先ほど昨年11月から12月まで説明をさせていただいたということでもありますけれども、まず、11月25日に正副議長からの説明を差し上げ、その後、各党派のほうを回らせていただきまして計画案の説明をさせていただき、12月に入りましたけれども、そこまでに説明を差し上げて、全員協議会を開くかわりとして説明を差し上げたとい

う事実がございます。

以上でございます。

○議長（武居弘治議員） 菊名裕議員。

○22番（菊名 裕議員） 再質問を行います。

交通弱者に対する行政対応からです。

福祉部長ご答弁ありがとうございました。様々な角度、また、現在実施されている内容もいろいろ説明していただいたんですけども、質問で受けたときに、何で交通で俺が答えなくちゃいけないんだと思ったと思います。

ただ、先ほど宇都宮市長のお話しをさせていただいたとおり、交通弱者というのは高齢者であったり、さきに挙げたところで、実際に車の免許を持ってない人とか本当に限定される。そうすると、福祉にお世話にならなくてはいけない方々が圧倒的に多くなるのかなという気もするんですよね。

その中で、これまで私は交通問題として幾度となく議会に質問をさせていただきました。多くは戸ヶ崎と彦成の公共バスに対する予算の不公平性や、戸ヶ崎地区から市役所や斎場、必要不可欠な公共施設へのアクセスとしてのバス路線の確保など、これは全て交通弱者の方々の視点からのお話をさせていただいたつもりです。

この間、まちづくり推進部に対して改善を訴え続けてきました。もう10年以上たつと思います。ですが、なかなか改善策が見受けられず、宇都宮市長の一言から、今回角度を変えた福祉の視点で質問をさせていただいた次第であります。

ご答弁では、今後、福祉の視点から公共交通関連部とも連携を図っていただけるとのご答弁でありました。

早速であります、お願いがあります。平成30年度に策定された三郷市地域公共交通網形成計画が更新されるというようなお話を聞いております。田中福祉部長にはぜひともその更新において参加していただいて、福祉の視点からはもちろんですけども、持続可能性への投資として、公共交通が単体で黒字にならなくとも、交通インフラが整うことで社会保障の抑制やまちの活性化につながる都市経営全体としてプラスになるような、そういう視点から、すばらしい計画が拝見できることを期待しておりますので、どうぞよろしく願いいたします。これは要望いたします。

続きまして、市職員の人材確保、ご答弁ありがとうございました。自己都合で退職されるかた、やはり多いですね、15人、25人。今年はまだはっきりしていませんけれども、非常に

多いのは今後も続いていくような気がします。これは大きい問題ですね。

今年度、役職定年される部長さん、こちらに6名ほどおいでになると思います。部長さん方も当然新人の頃はあったと思います。その頃は期待に胸を膨らませ、この市役所の庁舎で仕事を始めたと思います。

今後は、部長という重責から外れて、三郷市役所に残るかたもおいでになると思いますので、若いかたの視点から離職者をいかに少なくするか、三郷市役所がどれだけ仕事のしやすい場所として若いかたに提供できるか、また違う視点で携わっていただければ、離職率、また求人率も上がってくるかと思えます。

人材確保は本当に非常に重大な問題でありまして、2026年の現在、日本企業にとっても人材確保は最重要の経営課題であるということです。90%以上の企業が人材強化を経営課題に掲げているということです。

少子高齢化による生産年齢の人口の減少、働きかたの価値観の多様化、そして2026年の物流問題などが重なり、人手不足がより一層深刻化しており、今回の国際問題、アメリカ、イスラエル、イラク、油においても非常に深刻な問題がこれから日本に訪れてくると思えます。

その中でも、人材不足も大きく影響出てくるのではないかという気がします。若手離職者、これは民間企業でも非常に多いということで、求人の定員割れが社会的な問題になっているということです。非常に深刻な問題です。重点課題として全庁を挙げて取り組んでいただきたいと思えます。要望です。

最後になります。

先ほど第5次総合計画においてご答弁いただきましたが、残念ながら、条例が求める水準を満たしていると、到底言えないと思われま。改めて再質問をいたしたいと思えます。

反映したというのであれば、具体的にどの事業がどう変わったのかを示していただきたいと思えます。先ほども伺いましたが、行政評価を行っている、実施計画に反映しているという一般論にとどまり、具体的な事業名が1つも示されておりません。

しかし、自治基本条例第16条第2項は、行政評価の結果を総合計画に反映させると明記しております。反映しているのであれば、必ず次のものが存在するはず。評価により縮小した事業、廃止した事業、強化した事業、その判断理由、総合計画のどの施策に反映されたか。これが1つも示されていないのであれば、反映しているという答弁は成立いたしません。改めて具体的な事業名を反映内容と明確にお答えいただきたいと思えます。

第18条は、市民及び議会に分かりやすく公表すると規定しております。昨年9月議会にて

市長に分かりやすくの認識につきましては、それぞれの委員につきまして、いろいろと共通する認識にちょっと差が出てくる可能性もあります。そういったところを丁寧に担当職員が説明できるよう心がけていきたいというご答弁がありましたが、現在の事務事業評価シートは専門用語が多い、分量が膨大、改善点が読み取れない、事業の継続理由も不明確であるという状況であり、市民にとって分かりやすいとは到底言えません。

条例の文言は「公表する」ではなく、「分かりやすく公表する」です。この分かりやすくという要件をどのように満たしているのか、お考えなのか、具体的に説明を求めたいと思います。

行政評価が無駄の排除、統合、再編、縮小、廃止に結びついた事例を示していただきたいと思います。事務事業評価とは単なる点検ではなく、選択と集中を行うための仕組みであると、過去の議会で確認されております。それにもかかわらず、縮小、廃止、統合の具体例が示されないのであれば、評価が実質的に機能していないということになります。

そこでお伺いします。

評価により廃止した事業はあるのか。評価により縮小した事業があるのか。その判断理由は何か。これらを具体的にお答えいただきたいと思います。

条例の趣旨を満たしていない場合、改善する意思があるのか。第16条、第18条は、市政運営の透明性と説明責任を確保するための根幹規定です。もし現状が条例の趣旨を満たしていないのであれば、行政評価と総合計画の対応表の作成、市民向けの分かりやすい評価概要版の作成、予算への反映状況の明示、成果報告への反映状況の記載など、改善が必要であります。

現状が条例の趣旨を満たしていない可能性についてどのように認識し、どのように改善するおつもりなのか、条例上、何をもって第5次総合計画をキックオフしようとしているのか。

最後に、第16条、第18条は単なる努力義務ではなく、市政運営の根幹を定めた規範です。行政評価が総合計画に反映されていないのであれば、条例の趣旨を逸脱している可能性があります。その点を踏まえ、曖昧な一般論ではなく、具体的な事業名と反映内容を示した答弁を強く求めます。

以上、再質問を終わります。行政評価実施責任者として市長、そして実施する立場のトップとして企画政策部長にお願いしたいと思います。

○議長（武居弘治議員） どの部分が市長で、どの部分が日暮企画政策部長だからちょっと分からないので。2分以内で答えて。

○22番（菊名 裕議員） それではご説明させていただきます。

昨年9月議会に市長に分かりやすくの認識についてお伺いした、市民及び議会に分かりやすく公表すると規定しているというお話があったんですけども、現在の事務事業の評価シートは専門用語が多い、分量が膨大、改善点が読み取れない、事業の継続理由も不明確という状況であり、市民にとって分かりやすいとは到底言えません。

この4つに限定して結構です。分かりやすく説明するというのは、それぞれについてどのように分かりやすくというふうに規定しているのか、お願いしたいと思います。それ以外については企画政策部長にお願いします。

以上です。

○議長（武居弘治議員） 菊名裕議員の2問目に対する答弁を残して、暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時27分

再開 午後 1時40分

○議長（武居弘治議員） 再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

菊名裕議員の2問目に対する答弁を求めます。

木津雅晟市長。

〔木津雅晟市長 登壇〕

○市長（木津雅晟） 再度の質問にお答えいたします。

現状の公表方法におきましても、それぞれの目的に照らし、分かりやすい、伝わりやすい公表に努めております。引き続き、説明責任を丁寧に果たしてまいります。

○議長（武居弘治議員） 日暮義一企画政策部長。

〔日暮義一企画政策部長 登壇〕

○企画政策部長（日暮義一） 再度のご質問にお答えいたします。

まず、後期基本計画策定に当たりまして、行政評価、こちらをどう反映させたのかでございしますが、計画策定に当たりましては、行政評価の結果や考察のみをもって変更するというのではなく、その他の情報や状況も解釈しまして計画策定を行ってまいりました。

例えば、市民意識調査やその他の調査結果、社会動向、市民ニーズ等、市民ワークショップですとか意識調査、そういったところからもニーズを反映して、そちらを後期計画の策定

に反映させたところでございます。

後期基本計画への反映、具体例ということで、見直し、廃止等でございますが、今回、事務事業評価、行政評価を使いまして事業の見直しを行いました。令和8年度に向けては、100以上の事業につきまして、見直し、廃止等を予算上図ったところでございます。

中でも、具体例ということでございますので、一例を申し上げますけれども、まず船着場フェスティバルでございますが、平成23年からかなり長い時間やっておりました。こちらにつきましては、当初、船着場の周知ということが目的でございまして、周知の役目を一定程度終えたということで、私、判断いたしまして、また、実証実験をはじめ、いろいろな取組をこれまでやってきました。そういった実証実験の結果を含めて、地元の皆様の意見を踏まえて、一旦この事業は廃止したという経緯がございます。

いずれにいたしましても、実施計画等も含めまして、引き続き、事務事業評価、市民の皆様のニーズを踏まえまして、事業の廃止等については取り組んでまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（武居弘治議員） 以上で菊名裕議員の質問を終わります。

◇ 宇 治 由 紀 子 議 員

○議長（武居弘治議員） 通告第9、18番、宇治由紀子議員。

〔18番 宇治由紀子議員 登壇〕

○18番（宇治由紀子議員） それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

4月より妊婦を対象としたワクチン接種がスタートすることから、今回、予防接種事業についていきいき健康部長に伺います。

1、本市で実施されている予防接種事業の在り方について。

2021年から始まり、世界で人類史上最大最悪な薬害となったコロナワクチンと呼ばれる遺伝子生物製剤は、世界では製造を禁じているほどであるが、日本では今もなお高齢者に接種を続けています。

コロナワクチンで免疫バランスが崩れ、带状疱疹が急増し、すなわち接種後の有害事象である带状疱疹に対して新たなワクチン接種が昨年春からスタートし、現在、その副反応報告が急増しております。

また、昨今のこどもの予防接種においても、これは少し前に質問させていただきましたが、その種類と回数は異常な多さとなっており、死亡や重度障がいの副反応報告が後を絶ちません。

4月からは、妊婦を対象にRSウイルスワクチン、これはRSウイルス感染を母体を通じて胎児に免疫を移して、それでこどもが新生児のときにかからないようにするという、全くよく分からない理論でございますが、定期接種となり、無料で推奨される予定ということですので。

そこで、改めて伺いたいします。

ア、事業主体はどこと認識されていますでしょうか。

イ、責任者は誰と認識されていますでしょうか。

ウ、定期的で開催されている厚生労働省の厚生科学審議会・副反応検討部会等の報告資料は確認されていますでしょうか。また、使用薬剤の添付文書は確認をされていますでしょうか。

エ、定期的で開催されている厚生労働大臣の記者会見は確認をされていますでしょうか。

オ、予防接種実施規則第5条の2には、自治体に対して、「予防接種を行うに当たっては、あらかじめ被接種者又はその保護者に対して、予防接種の有効性及び安全性並びに副反応について当該者の理解を得るよう、適切な説明を行い、文書により同意を得なければならない。」と定められています。

これに従えば、「ワクチン接種により死亡する場合がある、重篤な副反応により後遺症や障害が残る場合がある。早産や流産、胎児が死亡した報告がある」などの事実は伝えているのでしょうか。

お医者さんではないから、専門家でないので分からないということもよく伺いますけれども、あくまで事業主はしっかりとこれを伝えなければいけないと規則に定められておりますので、やはり事実はきちんと伝えなければいけないのではないかと思う次第です。

カ、地方自治体は製薬企業と利益相反はあるのか。

キ、接種する、しないを自己の判断で選択する自由と責任があり、義務や強制ではないことを伝えているか。

ク、本市が予防接種に費やしている費用について、今年度予算では約6億円となっておりますが、近年の実績としての推移を伺いたく思います。また、その評価についてもお聞かせください。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（武居弘治議員） 宇治由紀子議員の質問に対する答弁を求めます。

益子敏幸いきいき健康部長。

〔益子敏幸いきいき健康部長 登壇〕

○いきいき健康部長（益子敏幸） 宇治議員のご質問の1、予防接種事業の1、本市で実施されている予防接種事業の在り方について、順次お答えいたします。

初めに、ア、事業主体はどこと認識されているか、及びイ、責任者は誰と認識されているかについては関連がございますので、一括してお答えいたします。

予防接種法及び関連する政令などに基づき実施する定期の予防接種は、国と市町村の役割が明確に定められてございます。

国の役割は、基本計画や推進指針の策定、定期の予防接種となる疾病の指定、対象者や期間の設定、ワクチンの決定や安定供給、安全性の確保や継続的な検証、蔓延予防の緊急時における都道府県及び市町村への指示などでございます。

市町村の役割は、予防接種の実施主体となり、接種体制の整備や運営、対象者への通知や周知、接種費用の負担や相談窓口の設置などでございます。

国と市町村はそれぞれの役割に応じて責任が生じ、市町村の役割に関しては市町村長が責任を負うものと認識しております。

次に、ウ、厚生科学審議会・副反応検討部会の報告資料や使用薬剤の添付文書は確認しているか、及びエ、厚生労働大臣の記者会見は確認しているかについては関連がございますので、一括してお答えいたします。

定期の予防接種を実施する上で、国の動向を把握するため、厚生科学審議会（予防接種・ワクチン分科会）の視聴や、国主催の予防接種自治体説明会において示された審議会で決定した方針を資料として確認してございます。

また、ワクチンの添付文書についても確認するとともに、副反応検討部会資料や厚生労働大臣の記者会見については、事業の実施に関連する内容について確認しているところでございます。

次に、オ、予防接種を行うに当たり、ワクチン接種による死亡や重篤な副反応による後遺症や障害が残ったという報告などの事実を伝えているかでございますが、予防接種に対する正しい理解の下、接種の判断をしていただけるよう、接種後の副反応も含め、予防接種の詳細な内容を分かりやすく掲載した冊子や案内チラシの配布、ホームページへの掲載などを行

っております。

次に、カ、地方自治体は製薬企業と利益相反はあるかでございますが、定期の予防接種におけるワクチンの選定は、国が審議会において公平性と信頼性を確保するため、委員と関連製薬企業との利益相反情報を開示しております。市町村では、国が選定したワクチンを用いて予防接種を実施しているため、利益相反の関係はございません。

次に、キ、予防接種について、義務や強制ではないことを伝えているかでございますが、予防接種対象者へ送付する通知等への記載や市ホームページへ掲載し周知をしております。

次に、ク、本市の予防接種費用について、近年の推移及びその評価についてでございますが、定期の予防接種の決算額について、平成4年度から令和6年度までの33年間で8年刻みで確認いたしました。平成4年度が約7,000万円、12年度が約1億3,000万円、20年度が約1億5,000万円、28年度が約3億8,000万円、令和6年度が約7億4,000万円であり、33年間で約6億7,000万円増加しております。

増加要因といたしましては、以前の日本では、他の先進諸国と比べて公的に接種するワクチンの種類が少ない状況であり、国による予防接種制度の見直しが行われたことで、この約30年間でワクチンは3種類から18種類へと拡充されました。それに伴い、接種対象者も拡大し、結果として、接種者数が大幅に増加しているものと認識しております。

また、有効性の高いワクチンへの変更や新たなワクチンの導入に伴うワクチン価格の上昇も要因の1つと認識しております。

以上でございます。

○議長（武居弘治議員） 宇治由紀子議員。

○18番（宇治由紀子議員） ちょっとたくさんの質問をさせていただいたんですけども、ご丁寧にご回答いただきありがとうございます。

まず、最後の費用についてですけども、今年、三郷市では約6億円ぐらいの予算を組んでいると思います。この33年間に6億円以上増加して、ざっくり約10倍にもなってきたと。他の国より少ないということで、3種類から18種類に増えていると。これが本当に健康に役立っているのであれば本当にいいことですし、これで病気が防げてみんながハッピーになれるのであれば、ワクチンもいいなとは思えるんですが、実際どうかというところですね。

病気については、大人も子どもも増えています。そして、自己免疫疾患のような不思議なよく分からない現代病というものもすごく増えています。医療費もここ半世紀で多分10倍ぐらいに増えていると思います。ちっとも健康になっていない結果、そして子どもの自殺がま

たこれ増えています。中学生の女子の自殺の理由が健康問題が多いということで、非常に危惧します。

もちろんこれ、今ワクチンの話でしてはいますけれども、ワクチンだけではなくて、農薬とか食品の添加物とか、それからライフスタイルとか、親子の関係とかいろいろあると思いますけれども、例えば、子宮頸がんワクチンの副反応では、様々な神経症状が出て、それで原因が分からない。その多くが精神科へ回されてしまうということですね。

気になって、三郷市の障害者手帳の数の動向を調べていただきました。ご協力いただいた部署の皆様、本当にありがとうございます。それを見たところ、身体障害者手帳全体としてはあまり変わっていなかったんですが、療育手帳、お子さんの障がい等に関わる手帳ですけれども、これが平成28年、10年前は810件、それが令和7年で1,203件と1.5倍に増えております。それから、精神障害者保健福祉手帳、こちらが10年前が881件、これが令和7年度は1,694件と約2倍に増えております。

現場で聞きますと、いろんな診断基準が広くなり、それから申請に対するハードルが低くなり、こういった手帳が取りやすくなったという面が考えられるということでしたけれども、ただ学校の現場では明らかに子どもたちが変わってきているということは、先生方はもう全部これ体感していることだと思いますので、いろんな要因があるのだろうと思いますけれども、つまり、6億円とか予算を取って、30年前より10倍も予防接種、予防に役立って病気が減んだということをやっているけれども、こういうものが増えているということは、あまり効果がないのではないかとということですね。

それで、厚生労働省の副反応検討部会の資料もしっかり確認していただいているということなので、理解は同じだと思うんですけども、例えば、最近2月4日に厚生科学審議会が開かれていますので、早速このPDFも調べましたけれども、ワクチン接種後の重篤な後遺障がい疑われる例として8件が報告されていました。

かいつまんでご紹介いたしますと、79歳男性、带状疱疹ワクチン、これはチャイニーズハムスター卵巣細胞由来という生物由来のものでした。これを2回接種後、重度の带状疱疹を発症して、その後、両下肢麻痺、脊髄出血で入院、その後、後遺症を残して退院と。带状疱疹を予防するために带状疱疹ワクチンを受けて、そのようになってしまったと。

それから、64歳男性で基礎疾患なし。同じ带状疱疹ワクチンを1回投与後、発熱して、1日未満後となっているのは、これは当日ということだと思いますが、認知症を発症されたと。錯乱状態になってしまっていて、その後、車で交通事故を起こされたと。

それからあと54歳の女性、同じチャイニーズハムスター卵巣細胞由来の帯状疱疹ワクチンで、スティーブンス・ジョンソン症候群を発症。このスティーブンス・ジョンソン症候群というのは、私も患者さんを見たことがありますけれども、劇症型の自己免疫疾患、もう体中を自分の免疫が攻撃してしまうということで、失明もしてしまったり、命を取り留めても大変な後遺症が残るものです。これが後遺症ありと記載されておりました。

同じ報告資料の中に、14歳の女子、子宮頸がんワクチンで歩行障害等の後遺症、このほかに死亡例とか、その他の重篤なギラン・バレーとか、幾つかの深刻な病気は別のPDFに出ていますので、これ本当に一部です。

そして、気になってこの日の同じ資料で、妊婦さんを対象とした、これから始めようというRSウイルスワクチン、国がこういった資料を出していますけれども、これの根拠となる論文も先生方と一緒に勉強会でしっかり検討しましたがけれども、まあ当てにならない論文を基にこういった推奨するチラシを作っているのが厚生労働省でございます。

そして、2月4日の審議会に、令和7年7月1日から9月30日までの3か月の重篤例として15例報告されておりました。この15例をPDFを拡大してコピーしてまいりましたけれども、3か月間で15例が製造販売業者さんから。これファイザーさんなんですね。皆さんが信じて、一生懸命新型コロナウイルス感染症のときに打って、大変な被害があって、今、死亡数もいっぱい出てしまっていますけれども、そのファイザーさんがこの妊婦さんへのワクチンをつくって、また皆打ちましようと言っているということです。

その15例、1番から見ていくと、切迫早産、切迫早産、早産、早産、37週未満の前期破水早産、羊膜腔感染、それからさっきのスティーブンス・ジョンソン症候群もありますね。血小板減少症、アナフィラキシー、早産、早産、前期破水、ざっとありまして、一番最後に2例、14番、15番は新生児呼吸困難、重篤、転帰は不明です。それから、15番の乳幼児は、RSウイルス感染、感染しないために打ったわけですけれども、これ重篤です。

それで、びっくりしまして、ではこの前の報告はどうなっているのかなと思って、この1回前の審議会の報告も見ました。

そこには、令和7年の4月1日から6月30日までの3か月間、RSウイルスワクチン、これで17例が製造業者から報告されていまして、なぜか高齢者のかたも1人お受けになられて、そのかたは死亡されている。あとは大体早産、腹痛、早産、早産と、大体早産。あとはこどもさんですね。こどもさんが皆3か月とか2か月とか、乳幼児でRSウイルスに感染して重篤になっている。転帰が回復したかたもいるけれども、不明というかたもいらっやあって、

最後の17番、こちらは胎児死亡となっていますね。胎児が死んでしまった、これがちゃんと厚生労働省に報告されている事例でございます。

そういったことで、2月4日時点で、結局、今のような報告が全部で75件あると。こういったことが接種前にちゃんと伝えられて、でも私はこの接種を選びますというその自由はあると思いますけれども、ちゃんとこういったことが伝えられているのかというのが甚だ疑問です。

それで、今日は少し話をここで変えますけれども、この間、生涯学習課が江戸時代から見る人口動態の勉強会がありまして、すばらしいセミナーが開催されていて、それに参加してきました。

そのときに、その先生は江戸時代からのデータをずっと出して、ここは明治の1900年、第1次ベビーブーム、それから第2次ベビーブーム。第2次ベビーブームからずっと、これが1973年ぐらいですね、皆様の生まれた年とかに重ねていただければ分かりやすいと思いますけれども、この1973年から物すごい、滑り台のように出生数、この赤いラインが出生数です、出生数が減っているわけですね。

その先生は、出生数というのは、例えば戦争が起きれば減るし、それから飢饉とか災害とかで出生数減ります。減りながらもだんだん増えてきた。江戸時代からずっと増えてきたというお話だったんですけども、ここは日本は高度成長時代、1970年代ですね。行け行けのときで、別に飢饉や災害はなかったのに、なぜここから一気に減っているのでしょうかというのを先生に説明させていただいたところ、これは政策ですと、はっきりおっしゃられました。政策です。政策で減らしたんだと。減らす政策が取られたということですね。それは社会学の、特に経済専門とされている先生でした。お名前とかは生涯学習部のほうではご存じだと思いますけれども。

一番分かりやすいのは、中国は一人っ子政策をやりました。日本はどのような政策だったのかちょっとよく分からないんですけども、そういったものはまだあまり認められていないのか、でも確実にこれは日本、中国だけではなくて、その当時、先進国全部が地球は人間が増え過ぎてしまったので、このままだと地球の自然がもたないから、みんなちょっと人口を減らさなくてはいけないということが合意されて、みんな減らす方向に政治がかじを切ったということその先生はお話しされていました。先生の個人の考えではなく、それは本もたくさん出ているし、合意がなされていると。

要するに、1960年代からそういった人口増加は悪だという思想が生まれて、人口爆発を抑

制しなければならないという政治的な取組が世界で始まったと。「ゲーリー・ベッカー」、
「マルサスの罠」とか「成長の限界」とか、そういう言葉で検索するといろんな情報が出て
きます。学説だけではなくて強制的な人口抑制が始まったと言われていました。

さっきの中国もそうですけれども、インドでは強引な不妊手術キャンペーンとか、そうい
ったこともあったそうです。特に、開発途上国への圧力が先進国からかかっていったと。そ
れは歴史の事実で、陰謀論でも何でもありません。

すなわち、本当は人口が増えては困るという世の中の風潮がある中で、こどもの予防接種
が、ものすごく増えて被害が出ています。日本の妊婦さんにも打ちましよう。ちょっとア
メリカとルールが違ったり、アメリカは早産リスクがちゃんと提示されているのに、日本に
は提示されていないとか、いろいろおかしいところがあるんですけれども、本当にこどもた
ちとか日本人の健康を考えてのことなのかということをしごく感じるわけです。

ちなみに、これは前にもお示ししましたがけれども、日本の死亡数の推移で、日本のマスで
見えていますから、そうそう毎年そんなに変わらない、同じような季節性の上限で、高齢化な
のでちょっとずつちよつとずつは増えてはいますけれども、それがこのように、これは2022年、
ワクチンががん2回目、3回目と打っていたときに、このように明らかに死亡数がおかし
な形で増えて、2023年の1月はこのグラフに入らないぐらい、この辺まで増えたというよう
な現実があるんですね。

この現実を私たちちゃんと直視して、この予防接種事業というのを、厚生労働省が「いい
ことですよ、これで皆さん命守りましよう」と言って勧めてこられるわけですがけれども、そ
れをそのままやっていいのか。事業主として、最後に市長の責任になるわけですね。

そんなことで後で恨まれてはいけなから、ちゃんとこの事実をきちっとお伝えしてやら
なければいけないのではないかと思うわけですね。

現在のアナウンスは、やはりまだ公平公正とは思えないと思います。こどもの予防接種の
ホームページを見ると、時期が来たら遅れずにしっかりきちんと接種してくださいという案内
が出てきます。

それから、この間も申しあげましたけれども、スマートフォンで登録すると、「受けてく
ださい」「時期ですよ」「予防接種の時期が来ました」と、年がら年中情報が来ますので、
いいことでしたら本当に親切でありがたいんですけれども、今のような、例えば、1月26日
の厚生労働省の疾病障害認定の審査会、その審議結果で7件認定、1件否認となっているん
ですけれども、その7件の中には、5歳の男の子が麻疹の予防接種を受けて、麻疹予防接種

後垂急性硬化性全脳炎で死亡して認定されていますね。それから6か月の男の子、ポリオのワクチンで両下肢運動機能障害で認定されております。

これはまれの例ではなくて、こういう報告がもう毎月のように厚生労働省のホームページに上がっていますので、普通だったらこれでちょっと1回やめましようとか、止めましようとか。昔は止めていたんですけれども、今は止められないほど製薬企業の力が大きいということですね。メガファーマの力が大きいということ。

そういった中で、三郷市もこの事業をやらないわけにはいかないし、やってほしいという要望されるかたも、今日午前中にもそういった要望ございましたけれども、それは選択するのは自分自身と親御さんたちになるので、今、リスク説明されてきちんと情報を伝えていまずということでしたけれども、国が作ったり、あと何とか研究所というのが作った冊子とか配られていますけれども、ああいうのも全部製薬会社にひもづいたところでセールスの資料をお配りしても何もならない。やはり厚生労働省が発表しているこういったところのデータに真実はあるわけですね。

私も5年前までは全くこういったことは疑わずに、公衆衛生上いいことだからと思っていましたけれども、実際よくよく調べると、そういうことではなくて、AIに聞いてみても、最初はこういうわべの政治のデータを言ってきますけれども、「いやいや、もっと違うちゃんと古くからのデータがありますね」と言うと、きちっと「はい、ワクチンが出る前から、上下水道が完備されて、こどもたちの栄養がよくなったときから感染症は減ってきています」というふうに、AIもちゃんと正しい回答をしてくれたりするので、やはりAIはすごいなと最近思っているんですけれども。

そういったところで、きちんとリスク面を伝えて、「時期が来たから受けましよう」とか、それからスケジュールで「はい、時期ですよ」というのは、やはりこれどう見ても誘導に見えます。

なので、まずは再質問として3点。

リスク面をもっときちんと独自に、国が作っている冊子とか、そういうことではなくて、しっかりと伝えていただきたいと思いますが、その点についてのご見解をお聞かせいただきたい。

2番目には、ホームページにきちんと受けましようというような記載、それからスケジュール、ああいったものは明らかに誘導と思います。誘導的なお知らせは公正ではないし、皆さん、市から連絡が来たので受けましたと、もう考えないで受けてしまうわけですね。や

はりそこでちゃんと考えていただいて、考えて自己責任でやっぱり打ちたいと。

とある市長さんが、これ打つと死んじゃうかもしれないよと言っても、やっぱり打ちたいというかたはいらっしゃるということなので、そういったかたがきちんと受けられるように、それは権利ですので、偏った案内にならないように、冷静に考えられるような案内をすべきであると思いますが、見解をお知らせください。

そして3点目、接種券と問診票の送付がほとんどされています。せめて、妊婦さんとこどもの接種は、数も少ないはずですので、案内として申込み制とすべきであると考えます。

これは、泉大津市の南出市長が大変先駆的な取組で、まずきちんと事実を伝える、これは動画でも発信されていますね。そして市民の皆さんがしっかり自分で考えて選択すると、そういった事業の仕方を実践されていて、ご案内も「こういう接種が受けたい人には受けられます」という案内で、そこで問診票までは送らずに、申し込んで受けるという、そういったやり方をしているところもあって、それに続く自治体も新型コロナウイルス感染症のときはだんだんと増えてきました。ぜひ参考にしていただきたいと思います。

以上の3点について見解をお知らせください。

以上です。

○議長（武居弘治議員） 宇治由紀子議員の2問目に対する答弁を求めます。

益子敏幸いきいき健康部長。

〔益子敏幸いきいき健康部長 登壇〕

○いきいき健康部長（益子敏幸） 宇治議員の再度の質問にお答えいたします。

3点ございまして、1点目は、国や専門機関の資料はあるが、予防接種のリスクの面はきちんと伝える必要があるということに関しての見解をとということでございました。

予防接種に関しては、案内を送付する際、必ず予防する病気やワクチンの効果と副反応や重篤な症例報告、発生頻度等のリスク面について記載した説明書を同封しているところがございます。予防接種に対する正しい理解の下に接種の判断をしていただけるよう、引き続き情報提供を努めてまいります。

2点目に、予防接種のスケジューラーのアプリが誘導的で偏った案内となるのではないかとということに関してのご質問でございました。

予防接種のスケジュールを提案しお知らせをする「みさと子育てアプリ」につきましては、予防接種スケジュールを保護者が管理しやすくするために提供しているもので、このアプリそのものは保護者に強制しているものではなく、希望するかたが任意で利用するもので、保

護者のサポートに有効なものであると認識しているところでございます。

3点目に、接種券と問診票の送付については申込み制とすることに関する見解はというご質問でございました。

予防接種の実施主体である市町村は、予防接種法における予防接種の勧奨に関する規定に基づき案内を通知しております。まずは、接種の機会があるということはお知らせをした上で、ご自身で接種の判断をしていただくということが重要なことと考えてございます。

以上でございます。

○議長（武居弘治議員） 以上で宇治由紀子議員の質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（武居弘治議員） 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

これにて本日は散会いたします。

散会 午後 2時16分

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（武居弘治議員） おはようございます。ただいまから令和8年3月三郷市議会定例会第18日目の会議を開きます。

ただいまの出席議員は23名であります。定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（武居弘治議員） この際、諸般の報告を行います。

本日の議事日程につきましては、皆様のお手元に配付してあるとおりでございます。

以上で諸般の報告を終わります。

◎市政に対する一般質問

○議長（武居弘治議員） 日程第1、これより市政に対する一般質問を行います。

通告により順次発言を許します。

◇ 柳 瀬 勝 彦 議 員

○議長（武居弘治議員） 通告第10、21番、柳瀬勝彦議員。

〔21番 柳瀬勝彦議員 登壇〕

○21番（柳瀬勝彦議員） おはようございます。

議長より発言のお許しを頂きましたので、通告書に基づき、これより順次一般質問を行わせていただきます。

今回は、大きく2つのテーマについて質問いたします。

1つは、社会問題について、もう一つはまちづくりについてです。どうぞよろしく願いいたします。

まず、社会問題について伺います。

2月8日に行われた衆議院選挙の選挙戦では、多くの候補者が「日本人ファースト」や「生活者ファースト」といった言葉を掲げ、様々な議論が行われていました。その背景には、少子高齢化による労働力不足があり、それに伴う外国人労働者の受入れの問題や外国籍の方々による犯罪、不法滞在など、様々な課題が取り上げられていました。

その中で、私が特に関心を持ったのが社会保障制度の在り方です。例えば、2025年6月末時点における外国人の国民健康保険料の未納率は37%とされており、日本人を含めた全体の未納率が約7%であることと比べると非常に高い水準であるという報道もございます。保険料を納めないまま、制度の恩恵だけを受けているのではないかという指摘がされていることも事実でございます。

また、生活保護についても議論がございました。外国籍のかたが生活保護を受けることについては、1954年の厚生省、現在の厚生労働省の通達により、定住者など一定の在留資格を持つ外国人については生活保護の対象として取り扱うことができるとされています。しかし、これは法律に基づく権利ではなく、あくまで行政上の措置として行われているものです。2014年には、最高裁判所が外国人には生活保護法に基づく受給権は認められないと判断を示しました。生活保護法の対象が「国民」と規定されているため、外国人には法的な受給権があるわけではないという判断です。

一方で、この判決以降も自治体の判断により生活保護の支給が行われているケースは多く、実務上は支援が継続されています。そのため、自治体ごとに対応が異なり、居住する地域によって制度の運用に違いが生じているのが現状でございます。本市においても、外国籍住民は増加傾向にあり、地域社会の一員としてともに生活する中で、行政サービスを受けると税負担の公平性を確保することは極めて重要であると考えます。税負担の公平は、住民全体の信頼関係を支える基盤であります。国籍にかかわらず、ルールを守る人たちには行政サービスを適正に担保される必要があると私は考えております。

1問目として、外国籍の方に対する生活保護の現状と対応について、本市ではどのような考え方の下、支給を行っているのか、市としての基本的な認識についてお聞かせ願いたいです。

アとしまして、本市における生活保護受給世帯のうち、外国籍の方が含まれる世帯数及び全体に占める割合について、直近の状況をお示してください。

イとして、外国籍の方への生活保護の適用については、国の通知に基づく運用と承知しておりますが、制度の根拠と本市の運用基準について市民に分かりやすく説明をお願いいたします。

ウとしまして、外国籍受給者に対する支援において、本市として特に配慮している点、例えば就労支援、日本語支援、自立支援など具体的な取組があればお示してください。

エ、今後外国籍住民の増加が見込まれる中、生活困窮に至る前段階での相談支援体制や関係機関との連携強化について、本市の今後の方針を伺います。

以上、4点について福祉部長に伺います。

2番、市民からは外国籍住民の税の納付状況や未納対策について、実態が分かりにくいとの声が寄せられております。そこで、住民の税の未納・滞納対策について伺います。

ア、本市における市税全体の滞納状況について、直近年度の件数及び金額をお示してください。

また、そのうち外国籍住民に関わる滞納の件数と金額、全体に占める割合について伺います。

イ、外国籍住民に対する納税案内や督促に当たり、言語の違いや制度の理解の差を踏まえた対応をどのように行っているか、具体的な取組をお示してください。

ウ、滞納が発生した場合の対応について、日本人住民と外国籍住民との間で手続や対応の方法に違いはあるのか、また公平性確保の観点から、どのような方針で運用しているのか伺います。

エ、転出や帰国により徴収が困難となるケースへの対応について、現在の対策と課題をお聞かせください。

オ、今後、外国籍住民の増加が見込まれる中で、未納を未然に防ぐための周知、相談体制の強化や関係機関との連携について、本市の今後の取組方針を伺います。

以上、5点について財務部長に伺います。

3番目、近年社会の国際化が進む中で、自治体においても優秀で多様な人材の活躍が重要になっております。そこで、本市の現状を把握する観点から質問をいたします。

アとして、三郷市役所における職員構成について、外国籍または帰化された方の採用に関する基本的な考え方や方針があれば、ご説明をお願いいたします。総務部長に伺います。

2問目は、まちづくりについて伺います。

2月4日、会派の行政視察として西宮市に伺いました。西宮市が進めているウォークブルなまちづくりとは、車中心だった都市空間を人中心に転換し、歩いて楽しく滞在したくなるまちなかをつくる都市政策と、単に歩道を広げるだけでなく、人が集い、交流し、地域のにぎわいを生む空間づくりを目指していることを学んでまいりました。

そこで、2問目として三郷市におけるウォークブルなまちづくりについて質問をいたします。

ウォークブルな都市政策は単なる景観整備だけでなく、健康増進、地域経済の活性化、環境負荷の軽減、更には防災性の向上にもつながる重要なまちづくりの視点でございます。本市におきましても、駅周辺整備や歩道環境の改善、公園整備などが進められておりますが、市民の声としては歩道が狭い、ベビーカーや車椅子で移動がしづらい、滞在できる空間が少ないといった意見も聞かれ、まだ改善の余地があると感じております。

ウォークブルなまちづくりは、単発の整備事業ではなく、都市計画、道路整備、公共交通、商業振興、福祉、防災などを横断した総合的な政策として進める必要がございます。とりわけ、本市のように住宅都市として発展してきた地域においては、歩きたくなるまちを実現することが市民満足度の向上と定住促進に直結すると考えております。

そこでお伺いいたします。三郷市におけるウォークブルなまちづくりについて、アとして、本市においてウォークブルなまちづくりをどのように位置づけ、現在どのような方針やビジョンを持って取り組んでいるのか、市の基本的な考えをお聞かせください。

イとして、駅周辺や公共施設周辺、通学路、生活道路など人の通行が多いエリアにおける歩行環境の現状評価と課題認識についてお示しください。

ウとして、市民参加型のまちづくりとして、ワークショップや社会実験などを活用し、市民の意見を反映した空間づくりを進める考えはあるのかお聞かせください。

また、ウォークブルなまちづくりは行政が整備して終わりではなく、市民、事業者、行政がともにつくり、育てていくものです。誰もが安心して歩き、居心地よく過ごせる三郷市の実現に向け、積極的な取組を期待し、質問といたします。

2として、国が提案する法律・税制・予算制度の活用について伺います。

現在の都市政策において、ウォークブルなまちづくりは多面的な効果が期待されており、多くの自治体で推進されています。本市においても駅前の再整備、歩道環境の改善、公園の魅力向上政策など、様々な取組が進められておりますが、今後さらなる推進に向けては国が

提案している制度、法制度、税制、予算措置を積極的に活用することも重要と考えます。

そこで伺います。アとして、ウォークアブルなまちづくりに関する国の法制度、税制措置、予算制度について本市は現時点ではどのような情報を把握しているか伺います。

イとして、これからの国の制度を本市のまちづくり計画にどのように反映させていく考えか伺います。

3問目は、三郷市都市デザイン課が進めております公共交通政策推進事業の一環であり、三郷中央駅前広場再整備及びまちなかウォークアブル推進事業について質問をいたします。

初めに、駅前広場は本市の顔であり、公共交通の結節点であると同時に、市民や来訪者が最初に接する重要な都市空間でございます。単なる通過地点ではなく、人が滞在し、交流し、にぎわいを生む空間へと再構築していくことは、都市価値向上の観点からも極めて重要であると考えます。

国土交通省においても、「『居心地が良く歩きたくなる』まちなか」の形成が推進されており、駅前空間の再編は全国の自治体で重点施策となっております。本市においても、この流れを踏まえた取組が進められていることは評価をいたします。

三郷中央駅前広場再整備について伺います。アとして、三郷中央駅前広場再整備の目的とコンセプトについて市民に分かりやすくご説明ください。

イとして、今回の再整備において歩行者中心の空間の確保、滞在空間の創出、安全対策、バリアフリー対応など、具体的にどのような機能向上を図る計画なのかお示しください。

ウとして、公共交通政策推進事業として実施する以上、交通結線機能の強化が重要となります。バス、タクシー、一般自動車、自転車、歩行者の動線分離や安全向上に向けて、どのような改善を想定しているのか伺います。

エとして、本事業の整備スケジュール、総事業費、財源内訳、国庫補助の活用状況について具体的にお示しください。

オとして、整備後の効果検証について伺います。歩行者通行量、滞在時間、にぎわい創出、交通安全改善など、どの指標を用いて成果を測定するのか、市の評価基準をお示しください。

以上、5点についてまちづくり推進部長に伺います。

以上で1問目を終わります。

○議長（武居弘治議員） 柳瀬勝彦議員の質問に対する答弁を求めます。

田中照久福祉部長。

〔田中照久福祉部長 登壇〕

○福祉部長（田中照久） 柳瀬議員ご質問の1、社会問題について、1、外国籍の方に対する生活保護の現状と対応についてに順次お答えいたします。

初めに、ア、外国籍の方が含まれる世帯数及び全体に占める割合についてでございますが、令和5年度末現在では保護世帯2,037世帯のうち外国籍人員を含む世帯は38世帯、全体に占める割合は1.9%、令和6年度末現在では保護世帯1,996世帯のうち外国籍人員を含む世帯は35世帯、全体に占める割合は1.8%、令和8年1月末現在では保護世帯数1,967世帯のうち外国籍人員を含む世帯は30世帯、全体に占める割合は1.5%でございます。本市における外国籍のかたが含まれる生活保護世帯数とその割合は減少傾向となっております。

次に、イ、制度の根拠と本市の運用基準についてでございますが、外国籍のかたに対する生活保護制度の適用につきましては、最高裁の判例においても外国人は行政庁の通達等に基づく行政措置により事実上の保護の対象となり得るとされておまして、昭和29年などの国の通達により永住・定住等の在留資格を有する外国人については、人道上の観点から行政措置として生活保護法の取扱いに準じた保護を行うこととされ、本市においてはこの国の方針に基づいて制度の運用を行っているところでございます。

次に、ウ、本市として特に配慮している点についてでございますが、現在、外国籍のかたに対し生活保護制度の説明を行う際には、4か国語に対応した生活保護のしおりを用い、また相談時や保護開始後に行う自立支援や生活指導をする際などには翻訳アプリを活用するなど配慮を行っているところでございます。

最後にエ、本市の今後の方針についてでございますが、外国籍のかたに対する生活保護の対応につきましては、引き続き国の方針に基づき適正な制度の運用に努めてまいります。

また、国籍を問わず、生活に困窮されたかたからの相談につきましては、各部署が常に連携をしながら対応をしているところでございまして、引き続き支援が必要なかたに必要な支援を届けることができるよう対応してまいります。

以上でございます。

○議長（武居弘治議員） 妹尾安浩財務部長。

〔妹尾安浩財務部長 登壇〕

○財務部長（妹尾安浩） 1、社会問題についての2、住民の税の未納・滞納対策についてのご質問に順次お答えいたします。

市税は、行政サービスを提供する上で重要な財源であり、外国籍住民の増加とともに増えつつある外国籍住民の滞納者を減少させるためには、母国との納税意識の差の解消に向けた

納税制度の周知徹底や滞納者への徴収対策強化といった取組が急務であると認識しております。

最初に、アの滞納状況についてでございますが、令和7年度の市税及び国民健康保険税の滞納者数は令和8年1月末現在の実数で1万2,755人、うち外国籍住民は1,387人で全体の10.9%となっております。また、滞納額は約11億3,165万円であり、うち外国籍住民は約1億1,635万円です。全体の10.3%となっております。

次に、イ、外国籍住民に対する納税の案内や督促についてでございますが、日本語を話さない外国籍住民が納税相談で来庁した際には、市民活動支援課の国際化推進専門員に通訳の協力を得ながら納税折衝を行うほか、翻訳機能付きのタブレット端末を活用し、言葉の壁の解消や納税制度の周知徹底に努めております。

また、昨年12月からは送付する市県民税の催告書に英語、中国語、ベトナム語で納税を促すチラシの同封を始めたところでございます。

次に、ウ、手続や対応方法に違いがあるのかについてでございますが、市税の滞納整理に当たっての手続や対応につきましては、日本人住民と外国籍住民での違いはなく、同じ方針で一律に督促や催告を行い、納付がない場合には差し押さえなどを行っております。

次に、エの外国籍住民の転出や帰国への対応についてでございますが、外国籍住民が転出や帰国の手続を行う際には、市民課と連携し、滞納者には収納課窓口での納税相談をご案内しております。また、その外国籍住民の国内での転出先などに所有する財産がないかなどを調査し、適切に滞納処分を行うとともに、徴収が困難なケースにつきましてはやむを得ず、滞納処分の停止を行っております。

最後に、オの周知・相談体制や関係機関との連携強化についてでございますが、現在納付呼びかけセンターを活用した納付勧奨や外国籍住民向け情報紙「MISATO VIEW」による英語による啓発文を掲載しております。また、関係機関との連携に関しましては、毎年10月から12月の3か月間を滞納整理強化期間と位置づけ、埼玉県と共同で個人市民税に係る差し押さえ強化などの徴収対策を講じているところでございます。

さらに、令和8年度からは催告の封筒にQRコードを印刷し、市ホームページにおける市税の納付方法の説明やeL-QR（地方税共通納税システム）での支払いのページにリンクさせるほか、差し押さえ書類を送る封筒にもQRコードを印刷し、滞納時の対応などのページにリンクさせることにより、外国籍住民にも分かりやすい納税制度の周知や徴収強化に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（武居弘治議員） 平川俊之総務部長。

〔平川俊之総務部長 登壇〕

○総務部長（平川俊之） 1、社会問題について、3、三郷市役所における職員構成についてのア、外国籍または帰化された方の採用に関する基本的な考え方や方針についてお答えいたします。

本市では、正規職員につきましては職員採用試験の受験資格要件において「日本国籍を有する者」と定められており、外国籍のかたの採用は行っておりません。また、採用試験の申し込みの際に受験生に提出をいただく履歴書に本籍地の記載は不要なこと、また内定後、本籍地の記載を必要とする書類等の提出を求めておりませんので、帰化した職員の有無については把握しておりません。

会計年度任用職員におきましては、募集要件において国籍に関する定めがないため、外国籍のかたが応募することは可能となっておりますが、正規職員同様に本籍地等を確認しないことから、外国籍や帰化されたかたの人数は把握しておりません。

引き続き、これまでと同様の資格要件に基づき、受験者の職務に対する適性や能力を重視する基本的な考え方に基づき、優秀な人材の確保に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（武居弘治議員） 城津守まちづくり推進部長。

〔城津 守まちづくり推進部長 登壇〕

○まちづくり推進部長（城津 守） 2、まちづくりについての1、三郷市におけるウォーカーブルなまちづくりについてにつきまして順次お答えいたします。

初めに、ア、方針やビジョンなど市の基本的な考え方についてでございますが、都市計画マスタープランにおけるまちづくりの目標の一つとして定めた「都市基盤の充実した活力あるまちづくり」を実現するため、部門別まちづくり方針「道路交通体系の整備方針」におきまして、「安全・快適な歩行空間の形成」や「魅力ある美しい道づくり」に取り組むことと定義をしております。

次に、イ、歩行環境の現状評価と課題認識についてでございますが、土地区画整理事業の施行区域内や都市計画道路を中心に、歩道などの良好な歩行空間が確保されておりますが、その他の道路におきましては改善の余地があるものと認識をしております。

次に、ウ、市民の意見を反映した空間づくりについてでございますが、令和4年度、三郷

中央駅周辺整備の構想段階におきまして実施をいたしました市民参加によるまち歩きやワークショップにおけるご意見などにつきまして、「三郷中央駅周辺にぎわい創出ビジョン」として取りまとめ、現在実施をしております再整備に係る事業計画に反映をいたしました。

次に、2、国が提案する法律・税制・予算制度の活用についてのア、本市は現時点でどのような情報を把握しているかとい、国の制度を、本市のまちづくり計画にどのように反映させていくのかは関連がございますので、一括してお答えをいたします。

国土交通省では、「『居心地が良く歩きたくなる』まちなかづくり」につきまして、私たちが行う整備事業に対する支援のほか、民地のオープンスペース化に対する税の特例措置など、様々な支援制度を用意しております。

本市におきましては、令和5年、三郷中央駅周辺地域を対象としてウォークブル推進都市への登録を行い、まちなかウォークブル推進事業に着手をいたしました。なお、事業計画でございます都市再生整備計画の内容につきまして、先ほどご答弁を申しあげました三郷中央駅周辺にぎわい創出ビジョンの内容を反映し、整備に取り組んでいるところでございます。

次に、3、三郷中央駅前広場再整備およびまちなかウォークブル推進事業についてのア、三郷中央駅前広場再整備の目的と基本コンセプトについてでございますが、第5次三郷市総合計画におきまして都市交流拠点の位置づけをいたしました三郷中央駅周辺地域のさらなる魅力向上や利便性の向上を図るものでございます。

次に、イ、今回の再整備において、具体的にどのような機能向上を図る計画なのかと、ウ、動線分離や安全性向上について、どのような改善を想定しているのかにつきましては関連がございますので、一括してお答えをいたします。

駅前広場の再整備内容は、主に2点ございます。1点目は、歩行者動線の見直しによる交通環境の改善でございます。一般車ロータリーにございますタクシールールをバスエリアへと再配置することで、ロータリーのコンパクト化をいたします。これと併せ、これまで多くのご意見を頂いてまいりましたロータリー進入部の横断歩道を廃止し、歩行者動線の見直しによる安全性の向上と車両の混雑緩和を図ります。

2点目は、歩道の広場化による滞在空間の創出でございます。路線バスの運行実態につきまして、三郷中央駅の平日1日当たりの便数が10年前との比較におきまして約40%減少しておりますことから、現在13か所の停留所を8か所へと集約し、これに伴い可能となるバスロータリーのコンパクト化で生じる空間を居心地が良く、滞在したくなる広場として再生をし、高架下の利活用を含め滞在快適性の向上を図ります。

次に、エ、本事業の整備スケジュール、総事業費、財源内訳、国庫補助の活用状況についてでございますが、本事業は令和5年度から5か年を事業計画とし、総事業費は約8億円、財源内訳につきましては国費、地方債及び一般財源となり、事業制度上の補助率は2分の1でございます。

最後に、オ、整備後の効果検証についてでございますが、都市再生整備計画における2つの指標を活用してまいります。令和3年度を基準とし、駅前広場における3時間当たりの歩行者交通量約7,700人と三郷中央駅の1日平均の乗降客数2万2,000人につきまして、整備後の数値との比較により整備効果の検証をしてまいります。

以上でございます。

○議長（武居弘治議員） 柳瀬勝彦議員。

○21番（柳瀬勝彦議員） ご担当いただいた皆様、丁寧なご答弁ありがとうございました。

幾つか再質問と要望をさせていただきます。

外国籍の方に対する生活保護の現状と対応について、ご答弁ありがとうございました。何点か再質問をさせていただきます。

基本的な考え方として、国籍に関わらず、ルールを守る人たちには行政サービスが適正に担保される必要があると考えております。支給の適正化について伺います。

生活保護制度は本来、本当に支援を必要とするかたを支える重要な制度であり、その適正な運用が不可欠でございます。外国籍のかたに対する資産状況、就労状況、扶養照会などの確認は日本国籍のかたと同様の基準、頻度で実施されているのか、確認方法も含めて再度伺います。

また、在留資格との関係についてでございますが、受給者の在留資格別の内訳を把握しているのか、把握している場合は主な資格区分ごとの人数をお示しください。

併せて、資格更新がなされなかった場合の対応手順についても再度伺います。

3、外国籍住民の増加が見込まれる中、生活保護の適正運用と市民負担の公平性をどのように両立させていくのか、市としての今後の方針を再度伺います。

4、自立支援について伺います。

支給を継続するだけでなく、自立につなげることが制度本来の目的でございます。外国籍受給者に対する就労支援、日本語支援、生活指導など自立促進の具体的施策を再度伺います。

以上、4点について福祉部長に伺います。

2、三郷市におけるウォークアブルなまちづくりについてご答弁ありがとうございました。何点か要望を申し上げます。

三郷中央駅前広場の整備及びまちなかウォークアブル推進事業については、発注者である市がしっかりと意思を持ち、単に外部の設計者に任せるのではなく、デザイン性を大切にして進めていただきたいと考えております。同じ予算で最大の効果を出す。そうでなければ、せっかくの整備が残念な空間になってしまう可能性もございます。

例えば、床材の張り分けパターン一つをとっても、空間の雰囲気や人が滞留する場所のつくり方が大きく変わります。こうした点にも十分配慮をしながら、計画を進めていただきたいと思っております。

また、専門的な視点を持つデザイナーの意見も積極的に取入れ、ユニバーサルデザインの視点も踏まえながら、三郷市の玄関口にふさわしい魅力ある空間づくりを進めていただくことを要望いたします。

最後に、障がいの有無に関わらず、また年齢、性別、国籍に関係なく、全ての市民の命と健康が守られ、誰もが元気で幸せに暮らせる三郷市を目指していきたくと考えています。そのためにも、市民一人ひとりの可能性と選択肢を広げ、誰一人取り残さないインクルーシブなまちづくりを進めていくことが重要です。今回の一般質問の趣旨について、各課の皆様にもご理解を賜り、今後の施策に活かしていただければ幸いです。

以上で2問目の質問と要望を終了いたします。

○議長（武居弘治議員） 柳瀬勝彦議員の2問目に対する答弁を求めます。

田中照久福祉部長。

〔田中照久福祉部長 登壇〕

○福祉部長（田中照久） 再度のご質問に順次お答えいたします。

外国籍の方に対する生活保護の現状と対応について、4点のご質問であったかと思っております。

初めに、外国籍のかたに対する資産状況などの照会につきましてということでございますけれども、市では、外国籍のかたの出身国における資産状況を把握することが困難ということございまして、日本国内における生活実態、家族構成、就労状況などについては日本国籍のかたと同様の確認を行っているところでございます。

続きまして、在留資格についてでございますが、受給者の在留資格別の人数は把握しているのかということでございます。外国籍のかたが保護申請をされた場合には、在留カードなどで在留資格の確認をしているところではございますが、資格別の人員については現在把握

してはいないところでございます。

また、資格更新がされなかった場合の対応という点でございますが、資格更新がされなかった場合には生活保護の対象とはなりませんので、そのような場合には出入国在留管理庁をご案内するというようなことの対応になるかと存じます。

次に、外国籍住民の生活保護の適正運用と市民負担の公平性の両立という点でございますけれども、本市の生活保護につきましては財源としましては国庫負担金や交付税制度による財源保障のほか、外国籍のかたを含めた市民の皆様の租税負担の上に成り立っているというふうに認識しております。引き続き、国の方針に基づきまして、生活保護制度の適正な運用に努めてまいりたいと存じます。

最後に、外国籍受給者に対する就労支援など、自立のための具体的な施策という点でございますが、外国籍の受給者に対しましても、これはもちろん必要に応じて必要な支援をケースワーカーが行っているところでございます。例えば、就労可能な場合にはハローワークで職を探すことを促し、または同行するなどの就労支援を行っておりまして、また家庭訪問ももちろん行うわけですが、生活指導が必要なかたには、それぞれ個別に必要な指導を行っているということでございます。

以上でございます。

○議長（武居弘治議員） 以上で柳瀬勝彦議員の質問を終わります。

◇ 桑 原 洋 昭 議 員

○議長（武居弘治議員） 通告第11、13番、桑原洋昭議員。

〔13番 桑原洋昭議員 登壇〕

○13番（桑原洋昭議員） それでは、通告に従いまして順次一般質問を行います。

1、障がい者支援問題。

1、本市における視覚障がい者への支援についてお伺いします。

もし、災害が起きた時、自分の住んでいる地域の危険性や避難情報が見えなかったら、どうなるでしょうか。私たちは日頃、ハザードマップや避難情報、避難所の場所など多くの防災情報を目で見て確認することが当たり前になっています。しかし、視覚障がい者のかたにとっては、そうした情報にたどり着くこと自体が難しい場合があります。私たちが日常生活

で得ている情報の約8割は、視覚から得ていると言われていています。その視覚による情報が得られない場合、災害時にどのように情報を受け取り、どのように避難するのかということは非常に大きな課題であると考えます。

令和6年4月から、改正障害者差別解消法が施行され、行政機関だけではなく民間事業者においても合理的配慮の提供が義務化されました。合理的配慮とは、障がいのあるかたが社会生活を送る上で生じる様々な障壁を取り除くために、個々の状況に応じて必要な配慮を行うことです。災害時の情報提供や避難支援など、防災分野においてもこの合理的配慮の考え方は非常に重要であります。

本市では現在、防災情報についてはハザードマップのほか、防災無線やメール配信、自動音声架電サービスなどがあり、様々な方法で災害時の情報を得ることができます。災害時には、家族や支援者などが避難行動を支えることも多く、平常時から避難について考えておくことも大切であります。障害者差別解消法により、合理的配慮の提供が義務化されたことによる防災分野における視覚障がい者への支援について伺います。

近年、全国各地で豪雨災害や台風による水害が頻発しており、住民一人ひとりが地域の災害リスクを理解し、適切な避難行動をとることの重要性が高まっています。その際、地域の災害情報として地域防災の指標となる水害ハザードマップと地震ハザードマップの活用が重要な防災ツールであります。

テレビのニュースなどで、線状降水帯など災害級の豪雨が予想される時に、「ハザードマップでご確認ください」と言われることがあります。しかし、例えば洪水になった時に、どのくらいまで浸水するのか、その影響範囲はどこまでなのかは、自分が今地図上のどこにいて、その周りには川があって、土地が低いから危険かもしれないということは目が見えなかったり、視野が狭かったり、色の識別判断が難しいかたにはどうすることもできない場合があるかと思えます。

国土交通省の水害ハザードマップ作成の手引きでは、このように指摘されております。ハザードマップは視覚情報を中心とした媒体であるため、視覚障がい者にとっては情報にアクセスすることが難しい場合があることが課題である。また、作成して配布するだけでは十分ではなく、住民が内容を理解し、避難行動につなげるためには、様々な方法で情報を伝えることが重要であるとされております。視覚障がい者の方々々が自助の観点からもハザードマップを自分たちで使えるようになりたいという声から開発されたのが耳で聞くハザードマップアプリ、「ユニボイスブラインド」であります。これは、スマートフォンを活用したアプリ

で、最大の特徴がGPSで自分がいる現在地を特定し、そこが災害の区域内なのか、そこで想定される災害の規模や周辺の状況がどうなっているのかなどを把握できます。つまり、マップ上でリスクを色分けして、平面として視覚から入ってくる情報を言語化して音声で読み上げてくれる機能です。ちなみに、このアプリでは洪水のほかにも土砂災害、高潮、津波という災害種別に対応しています。

もう一つの特徴として、地域のお知らせです。自治体の公式サイトの新着情報を確認できるほか、自治体の発表する緊急情報、避難指示が分かり、災害発生後には例えば「給水所ができました」、「避難所が開設されました」といった情報がプッシュで通知されます。

次に、復興段階になったら、「罹災証明書が発行できます」とか、建物が壊れた際の仮設住宅や補助金などの情報も確認できます。つまり、災害発生前と発生している時、そして復興時に役立つアプリということで、いわゆるハザードマップとはコンセプトが違うものがあります。

2年前の元日に発生した能登半島沖地震では、石川県の全市町村で地域の公式サイトの新着情報を確認することができました。導入自治体は現在、県では石川県のほか富山県、青森県、千葉県、神奈川県、兵庫県など、政令市では仙台市、熊本市ほか東京都全域となっています。利用料は利用者には費用はかかりません。ダウンロード料も無料ですが、利用契約が都道府県や政令市に限られているため、本市においてはすぐに導入できることは難しいですが、こうした取組なども参考にしながら、視覚障がい者のかたをはじめ、情報取得に配慮が必要なかたへの更なる有効な防災情報の一つとして今後検討してみたいかかでしょうか。

そこで、イとして、本市における視覚障がい者のハザードマップ情報取得の現状と課題、今後の取組について伺います。

続いて、2、医療福祉問題。

1、骨髄提供者（ドナー）への支援についてお伺いいたします。

白血病などの血液疾患の患者にとって、骨髄移植や造血幹細胞移植は命をつなぐ大切な治療法です。しかし、移植を行うためには患者とドナーの白血球の型、いわゆるHLA型が適合する必要がある、その確率は数百分の1から数万分の1とも言われています。現在、日本では毎年およそ2,000人の患者さんが骨髄バンクを通じた移植を必要とされていると言われていますが、実際に移植につながるはその半数程度にとどまっているとされています。

なお、骨髄バンクでは登録者数の多くが40代以上であり、今後10年以内に約22万人の登録者が年齢上限により登録を終了する見込みとなっています。若い世代のドナー登録の拡大が

大きな課題となっています。

こうした中、日本骨髄バンクでは今年1月から採血を必要とせず、口の中の粘膜を綿棒で採取するスワブ登録のトライアルが開始されました。これはオンラインで申込み、自宅に届いた検査キットで採取し、郵送することで登録できる仕組みであり、これまでよりも比較的気軽に登録できる方法として期待されています。

そこで、アとして、本市における骨髄ドナー支援及び登録啓発の現状についてお伺いします。

次に、骨髄ドナーには提供に至るまでに事前の検査や説明、通院・入院など一定期間の対応が必要となることから、特に就労しているかたにとっては仕事との両立や休暇取得等の課題があると指摘されています。

そこで、イとして、骨髄ドナーは事前検査や採取のための通院・入院など時間的・身体的・精神的な負担が生じ、就労者にとっては休暇取得の課題が生じることについてお伺いいたします。

さらに、他自治体ではドナー本人への助成に加え、勤務先への支援を行う取組も進められています。そのような中、先日、学生時代にドナー登録をされた30代のかたにお話を伺う機会がありました。このかたは、社会人となり、ご結婚をされ、家庭を持ってから初めて骨髄バンクより型の適合の通知が届いたそうです。しかし、仕事の都合やご家族の理解など、様々な事情があり、最終的には提供を断念せざるを得なかったとのことでした。

骨髄移植は、患者さんにとっては命をつなぐ大切な医療である一方で、ドナーにとっての負担と、さらに就労者にとっての社会的な理解を得ていくためのハードルがあるのではないかと考えます。

そこで、ウとして、骨髄ドナー本人への助成支援に加え、ドナーが安心して提供できる環境を整えるため、勤務先への支援を含めた社会全体で支える体制づくりについて伺います。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（武居弘治議員） 桑原洋昭議員の質問に対する答弁を求めます。

田中照久福祉部長。

〔田中照久福祉部長 登壇〕

○福祉部長（田中照久） 桑原議員ご質問の1、障がい者支援問題。1、本市における視覚障がい者への支援についての私からはア、障害者差別解消法により合理的配慮の提供が義務づけられたことによる防災分野における視覚障がい者への支援についてにお答えいたします。

防災分野における視覚障がい者への支援につきましては、希望されたかたに被災後の避難時などに「目に障がいがあります」と記入された部分を見えるように身に付けていただくことで、避難所などで合理的配慮が必要なことを周りの人たちに伝えることができる「防災バンドナ」を配付しております。

また、被災時のみならず、日頃の生活の中でも役立つ日常生活用具として、外出先でも文書などの文字を拡大することができる携帯用の拡大読書器を該当する視覚障がい者へ給付しているところでございます。このほか、避難行動要支援者支援事業の取組において、視覚に障がいがあり避難行動に支援が必要な方々の情報について、協定を締結している町会や自治会、民生委員などの関係者に提供し、災害時などに視覚障がい者の支援につながるよう努めているところでございます。

以上でございます。

○議長（武居弘治議員） 松本義博危機管理監。

〔松本義博危機管理監 登壇〕

○危機管理監（松本義博） 1、障がい者支援問題の1、本市における視覚障がい者への支援についてのイ、防災分野における視覚障がい者のハザードマップ情報取得の現状と課題、今後の取組についてお答えいたします。

災害時には、被災者が慌てず、冷静に状況を判断し、身の安全を確保する行動をとることが求められており、そのためにはお住まいの地域にどのような災害リスクがあるかを事前に把握することが重要になります。

しかしながら、視覚障がいのあるかたは情報を取得するのに困難となる状況が想定できることから、自助・共助を前提にしながら公助による一定の支援も必要であると考えております。

現在配布している地震と水害のハザードマップの現状につきましては、視覚障がい者向けの点字情報や二次元コード上での音声案内などによるハザードマップの内容を補完する機能を備えてはおりませんが、ハザードマップを最大限に活用していただくために、今できる自助・共助の取組の一つとして家族や知人などと一緒に平時からどこへどのように避難するかを事前に検討していただくための啓発を行っているところでございます。

今後の取組につきましては、ハザードマップ改定時に公助の取組として、視覚障がい者にも分かりやすいハザードマップ作成に向けて、国が公表しています水害ハザードマップ作成の手引きを参考にしつつ、例えば色彩などに関する配慮事項として、色覚に障がいのあるか

たにも見やすくするため、色の明度差や組み合わせにも配慮するなど、他の自治体の先進事例も含めて調査してまいります。

以上でございます。

○議長（武居弘治議員） 益子敏幸いきいき健康部長。

〔益子敏幸いきいき健康部長 登壇〕

○いきいき健康部長（益子敏幸） 2、医療福祉問題の1、骨髄提供者（ドナー）への支援についてに順次お答えをいたします。

初めに、ア、本市における骨髄ドナー支援及び登録啓発の現状についてお答えをいたします。

本市におきましては、平成26年度からドナー登録及び骨髄移植の推進を図ることを目的として、骨髄や末梢血幹細胞の提供をした市民のかたで、勤務先にドナー休暇の取得制度がないかたに対し、助成金を交付してございます。助成額は、提供に係る通院または入院の日数に2万円を乗じた額とし、1回の提供につき14万円を限度として支給をしております。直近の実績でございますが、令和5年度が3名、令和6年度が1名でございます。

登録啓発の現状につきましては、健康推進課カウンターや保健センター内にあるパンフレットラックへの配架、ポスター掲示、市のホームページにて啓発を行っております。

次に、イ、時間的・身体的・精神的な負担が生じ、就労者にとっては休暇取得の課題が生じることについて及び、ウ、勤務先への支援を含めた社会全体で支える体制づくりについては関連がございますので、一括してお答えをいたします。

骨髄などの提供に当たっては、健康診断や採取による貧血を防ぐため、あらかじめご自身の血液を取って蓄えておく自己血採血のための通院、採取のための入院など、平日の日中に10日間ほど医療機関に通院することとなり、ドナーのかたには様々な負担が生じるものと認識をしております。

日本骨髄バンクによりますと、仕事を休むことができずに4人に1人が提供を辞退している状況であるため、骨髄バンクドナー休暇制度の導入を企業や団体に働き掛けており、令和8年1月末時点で全国926社が導入しているとのことですが、ドナーが協力しやすい環境を整えるため、制度の導入への理解と協力が必要となっております。

こうした課題に対しまして、埼玉県内全市町村においては骨髄ドナー助成制度を導入しており、経済的負担を軽減し、提供を後押しする役割を果たしているところでございます。

また、議員からご案内がございましたとおり、日本骨髄バンクでは綿棒状のキットで口の

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません

中をこすることで検査用の検体を採取し、その検体を郵送により提出することでドナー登録ができる「スワブ登録」の本格導入を目指して試行実施をしており、本市でも周知・啓発に協力しているところでございます。

議員ご提案の骨髄提供を行うドナーが安心して提供できる環境を整えることは重要なことと認識しており、ドナーを雇用する事業所に対する支援は事業所における休暇制度の導入を進めるための方法の一つであると考えられます。まずは、事業所への支援を行う先進自治体の取組を含め情報収集し、ドナーが安心して提供できる環境について、効果や課題等につきまして研究をしてまいります。

以上でございます。

○議長（武居弘治議員） 桑原洋昭議員の2問目の質問を残して、暫時休憩いたします。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時15分

○議長（武居弘治議員） 再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

桑原洋昭議員。

○13番（桑原洋昭議員） それぞれご丁寧なご答弁ありがとうございました。

それぞれの取組について理解いたしました。何点か要望させていただきます。

まず、1、視覚障がい者への支援、アの防災分野における取組を田中福祉部長より伺いました。ありがとうございます。答弁では、外出先、災害があったときに携帯用の読み書きのものが給付されているということで、また、希望されたかたに防災のバンダナが配付されているということでございました。防災のバンダナは他市でも行っているかと思えます。すばらしい取組かと思えますので、今後は引き続き継続していただけるように、よろしく願いいたします。

また、地域との連携ということで、共助の点からもこれらの取組が引き続き続けていただくようお願いいたします。

また、様々な日々、お一人お一人に、誰一人取り残さないという思いでご対応に当たっていただいているかと思えます。改めて感謝を申し上げます。

続きまして、イのハザードマップの情報取得の現状と課題、取組について松本危機管理監

より伺いました。ハザードマップにおいては、色の明度、明暗にも配慮していくとのご答弁でございました。現状、色の濃淡が同じような配色になっているかと思えます。色の分別がつきにくい色覚障がい者のかたにも配慮したものに作成していただけるものと期待いたします。

また、ご答弁を通じまして一番大事だなというふうに実感したのは、家族やまた地域との連携、つながりが大切だなと思いました。行動をしっかりと事前に把握することが大切だと思いました。

また、災害はいつ起きるか分かりません。一刻を争うものであります。そのときに、防災上のツールが多岐にわたるのではなく、まとまった情報としてあるべきではないかと考えます。そのために、新たなマップの作成の際には、今ある水害と地震ハザードマップ、両方あるかと思えますが、これを例えば一つに集約した、統合したハザードマップを作ってはいかがかと提案いたします。また要望いたします。

地域の方々からのヒアリングなど、膨大な情報量の中から災害のリスクを想定した作成は本当に大変な作業になるかと思えますが、三郷市障がい者計画にもあるように、障がい者にふさわしいマップづくりに取り組んでいただけるようお願いいたします。

そして、先ほどご紹介させていただいた耳で聞くハザードマップアプリ、「ユニボイスブラインド」ですが、令和6年度2月の埼玉県議会の県議会定例会において、我が党の県議会議員から一般質問をされております。ただ、現時点では県としても有効性やその課題を踏まえながら、導入について有効性と課題双方を踏まえ、研究していくとのご答弁にとどまっておりますが、県において導入した際には本市においてもぜひ前向きに取り組んでいただきたいと、こちら強く要望いたします。

次に、骨髄提供者ドナー支援について、益子いきいき健康部長より伺いました。日頃の啓発活動では、市のほうでポスターの掲示や、また市で献血があった際に啓発活動もされておられたのも伺いました。また、ご答弁ではドナー提供者の4人に1人がその提供を断念されていること伺いました。本当に現実には厳しいなというふうにも実感いたしました。

また、本市としてもドナーの助成がなされると伺いました。令和4年度に本市において骨髄提供されたかたが、たまたま私の知り合いにいらっしやいまして、先日直接お話を伺いました。そのかたは、本当に命をつなぐお手伝いをしたことに本当に感動しておられました。また、今後もぜひ市としてドナー助成支援の継続を要望いたします。

本市における骨髄移植ドナー助成事業は、先ほどもご答弁にありましたが、平成26年度よ

り開始され、上限額14万円まで助成されますと、こちらは入院にかかる費用はないということです。一方で、市のホームページ上の骨髄提供者数を見ても、ご答弁にもありましたが、令和3年度から6名ほど、令和7年度はゼロとなっております。直近の年度平均でおよそ1～2名程度の提供となっているかと思えます。本市が設定している年度目標値は3名でありますので、達成に向けてもう一步の働き掛けが必要ではないでしょうか。骨髄移植は、疾患を抱えた患者さんにとって命をつなぐ大切な医療であり、その実現にはドナーの存在が不可欠であります。

一方で、ドナーには様々な負担やリスクが生じることは先ほど述べさせていただきました。こうした課題に対応するため、先進事例としてご紹介させていただくと、大阪府の寝屋川市ではドナー本人への助成に加え、ドナーが勤務する事業所に対しても助成を行い、社会全体でドナーを支える取組が進められております。本市においても、こうした他自治体の取組なども参考にしながら、骨髄ドナーを社会全体で支える環境づくりについて、今後さらに検討を進めていただくことを要望いたします。

最後になりますが、災害時の支援、また医療の支援、いずれの分野においても支援を必要とするかたを社会全体で支えていく仕組みづくりが重要であると考えます。誰もが安心して暮らすことができる、誰一人取り残さない共生社会の実現に向けた取組が本市においてさらに進むことを期待します。再質問はありません。

以上で第2問目を終わります。

○議長（武居弘治議員） 以上で、桑原洋昭議員の質問を終わります。

◇ 鈴木優作議員

○議長（武居弘治議員） 通告第12、2番、鈴木優作議員。

〔2番 鈴木優作議員 登壇〕

○2番（鈴木優作議員） 議長にお許しを頂きましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

本日は、大きく3点伺います。

1つ目は、企画政策部長に対し、これからの未来を見据えたAIの活用とその法的な考え方についてお伺いいたします。

2つ目は、LINE公式アカウントの活用と今後の展望について伺います。

3つ目は、危機管理監に対し、自主防災組織の連携について伺います。

まず、企画政策部長に、AI活用を見据えた法的整理と推進体制について伺います。

デジタル技術、特に生成AIは、今進化が激しく、指数関数的に成長をしております。本定例会の冒頭から現在に至るわずか数日の間にも、世界では新たな技術革新が起きております。

例えば、本定例会においても議会のライブ配信が行われておりますが、私自身、この場で一般質問を行うと同時に、すぐそこにある会派室にてリアルタイムでAIが議事録を生成し、そのシステムが動いております。このAIの議事録は、ライブ配信が終了すると同時にシステムが起動し、本日の会議の内容が整理され、要点がまとめられ、その要点を基に私の特性を学習させたAIが本日の答弁いただいた内容を基に市民の方々に向けた広報資料やウェブサイトの更新などの準備を技術的に進めていきます。私が次の「暫時休憩」の際に会派室に戻る頃には、この生成AIがこの内容を公開してよろしいですかという最後の承認を待っている、そのようなスピード感が今の現実であると私は認識しております。

AIやデジタル技術を活用するということは、私たち人々の時間を創出し、過去の英知を自分のパートナーとして活用でき、今までの当たり前のように行っていた作業を減らし、より人と人とのコミュニケーションや物事を創造することに、より多くの時間が費やせるようになるものであると、私自身実感しております。

その上で、AIの活用において最も重要なことは、正しい知識を事前に学習させるプロセスです。例えば今正に多くの市民が悩まれているスギ花粉症を例に挙げます。花粉症の対策について、正確な情報をAIによって分析するには、例えばSNSの情報や出典の不明なデータではなく、厚生労働省や環境省が公表するエビデンスのある資料やデータをあらかじめAIに学習させた上で回答を導き出す。このように、まずは正しい知識をAIに学習させるプロセスこそが、生成AIの力を正しく発揮させることにつながります。

本市では、2月より市内への通話録音装置の設置も進んでいると認識しております。市役所には不登校、長期欠席の状況、待機児童数と保育需要の動向、介護認定者数と要介護者の推移、各窓口に寄せられる問い合わせの内容と件数、市役所だからこそ持ち得るデータがリアルタイムで蓄積されています。これらセキュリティを担保した上でAIが分析できる体制を整えることは、政策立案の精度を飛躍的に高める可能性を秘めております。

一方で、行政には個人情報扱おうという民間より高いハードルがあることも十分に理解を

しております。そこで、以下の5点を市の見解を問います。

ア、職員のデジタルリテラシー教育について。

本市では、IT教育、AI活用研修、情報セキュリティ研修を年間どの程度実施しているのか。また、AI時代に対応するため、研修体制を拡充するべきと考えるか、市の方針を問います。

次に、イ、三層分離の見直しとゼロトラストへの移行について。

行政ネットワークは、三層分離によりインターネットと業務システムが厳格に分離されております。これは2015年、年金機構の情報漏えい事件を受けて導入されたこの仕組みは、セキュリティを強化した一方でクラウドやAIツールの活用に制約が生じるという課題も指摘されておりました。2024年5月、デジタル庁はこの三層分離を段階的に廃止し、ゼロトラストアーキテクチャへ移行する方針を示しました。このゼロトラストとは、内側であっても外側であっても、アクセスするたびに本人確認と安全確認を行うという考え方で、例えば部屋に入るたびにIDカードで認証するイメージです。これは2029年から2030年を目標に全国で移行が進められます。現在の三層分離の環境下でAI活用を進めるためにどのような取組を行っているのか、またゼロトラストへの移行計画を策定するべきと考えるか、見解を問います。

ウ、広域連携によるシステムコストの削減について。

本市単独ではなく、近隣5市1町や埼玉県とシステムを共有化するなど、広域連携によるコスト削減を積極的に進めるべきと考えるが、市の見解を問います。

次に、エ、地方公務員法第34条、守秘義務との整合性についてお伺いいたします。

AIの活用の次なるフェーズとして、例えば対話窓口の音声データのデジタル解析により、人員配置の最適化や広報・FAQの充実に活かすことが重要と考えます。民間クラウドから切り離された専用環境など、セキュリティが完全に担保されたAIシステムを用いてデータを分析、加工することは同法が禁じる秘密の漏えいには当たらないのかと考えるか、市の法の見解を問います。

AIは、あくまで高度な事務機器であり、管理下でのシステム内処理は守秘義務違反にならないとの認識で相違ないか、見解を問います。

次に、オ、個人情報保護条例との整合性について。

三郷市個人情報の保護に関する法律施行条例第3条に基づき、以下の2点の見解を問います。

1点目、市民の利便性向上や行政運営の効率化を目指すA Iによる解析は、法及び条例が定める適切な取扱いの範囲内と判断できるのか、2つ目は個人情報保護審議会の議論を通じ、A I活用を前提とした個人情報ファイルとしての適切な定義、登録を進める考えはあるかを問います。

以上、法的な安全性と推進体制に関する見解を伺い、三郷市がA I活用を加速できる環境づくりを後押ししてまいりたいと考えます。

次に、2、L I N E公式アカウントの活用と今後の展望についてお伺いいたします。

2026年1月、L I N Eの国内月間利用者数が1億人を突破しました。これは全世代の約9割が利用する生活のインフラです。本市の人口は約14万2千人、例えば全市民が三郷市の公式L I N Eと友達になれば、スマホ一つで住民票が届き、A Iが24時間疑問に答え、災害時には最適な避難情報がプッシュ型で届く、行政D Xの真の目的はこうした情報バリアフリーの実現にあると私は考えます。本市では、既存アプリをL I N Eへ集約し、コスト削減を図るなど戦略的な運用が進められています。

そこで、以下の2点をお伺いいたします。

ア、現状のL I N E公式アカウントの登録状況と周知の取組について。

公式L I N E運用開始から約1年、登録者数の推移と更なる拡大に向けた具体的な周知活動についてお伺いいたします。

イ、将来的な機能拡張と利便性の向上について。

窓口予約やオンラインの申請の拡充、居住地域や属性に応じたセグメン配信など、例えば役所を手のひらにおさめるような具体的な拡張イメージについてお伺いいたします。

次に、危機管理監に対し、3、自主防災組織の連携についてお伺いをいたします。

自主防災組織は、自分たちの地域は自分たちで守るという連帯感に基づく住民の自主的な組織です。しかし近年、自治会加入率の低下と担い手の高齢化が進み、地域によっては共助の網の目からこぼれ落ちてしまうかたが出てくるのではないかと危惧をしております。本市には、三郷市自主防災組織連絡協議会が設置されておりますが、問題はこの枠組みを災害時に本当に機能させられるかどうかであります。

そこで、3点お伺いいたします。

ア、災害時における各自主防災組織間の連絡体制について。

現在、発災時に各組織がお互いの状況を把握し、連絡を取り合える仕組みがあるのか。そして、災害時は電話がつながりにくくなる一方、インターネット回線は比較的早く復旧する

と言われております。災害時用のアプリやデジタルツールを活用した連絡体制を構築するべきと考えますが、市の見解を問います。

イ、資機材購入に対する補助制度について。

現行の補助制度は、購入費用の半額、上限15万円と認識をしております。しかし、10万円程度の資機材を購入する場合、5万円の自己負担額は小規模な自治会にとっては決して軽くはありません。購入価格に応じて補助率を変動させる、例えば少額の購入であれば補助率を高くするなど、柔軟な制度設計に見直すべきと考えますが、市の見解を問います。

ウ、担い手の確保について。

行政の人員にも限りがある中で、各組織の実働人数を増やしていくことが不可欠であります。自主防災組織への加入や活動参加に対し、個人に直接メリットを感じてもらえるようなインセンティブ、例えば防災資格の取得への補助拡充や活動実績に応じた何らかの仕組みなどを導入するべきと考えますが、市の見解を問います。

以上で1回目の質問を終わります。ご答弁のほど、よろしく申し上げます。

○議長（武居弘治議員） 鈴木優作議員の質問に対する答弁を求めます。

日暮義一企画政策部長。

〔日暮義一企画政策部長 登壇〕

○企画政策部長（日暮義一） 鈴木優作議員のご質問にお答えいたします。

初めに、1、行政の効率化についての1、AI活用を見据えた法的整理と推進体制についてのア、職員のデジタルリテラシー教育について、イ、三層分離の見直しとゼロトラストへの移行について、ウ、広域連携によるシステムコストの削減について、エ、地方公務員法第34条、守秘義務との整合性について及びオ、個人情報保護条例との整合性についてはそれぞれ関連がございますので、一括してお答えさせていただきます。

令和4年11月のチャットGPT公開以後、生成AIを中心にAI技術は著しい進歩を続けており、知的労働作業分野にも導入が進むなど、様々な場所で活用されております。このような中、本市でも行政事務の効率化や市民の利便性向上を目指し、AI-OCR、音声テキスト化システム、文書要約システム、窓口設置型自動翻訳システムなど、AIを活用した様々なシステムを導入しております。システム導入に当たりましては、県内自治体との共同での調達をするなどし、より良いシステムを安価に導入するようコスト削減に努めているところでございます。

生成AIは非常に便利なものですが、様々な懸念も指摘されており、国の通知等では出力

結果には偽情報等が含まれ得る、一定の条件下では地方公務員法第34条、職務上知り得た秘密や個人情報の入力直ちに個人情報保護法等に抵触することにはならないとは考えられるが、個人情報の入力には十分注意する必要があるとあり、その対策にはDX人材育成や職員のリテラシー向上が重要であると考えております。そのため、本市においてもDX人材育成や職員のリテラシー向上を目指し、今年度は人事担当部署と連携いたしまして令和7年8月にDX研修を実施したほか、外部機関のeラーニングオンライン講習を実施するなど、特に生成AIの利用に際してはその特性を十分理解するために専門講習の受講を義務づけているところでございます。

なお、国では現在、データ利活用と本人の権利利益保護とのバランスを図るため、AI開発を含む統計作成等を目的とした利用など、一定の条件下では本人同意を不要とするための個人情報保護法改正、またクラウドサービスの利活用や新しい住民サービスの迅速な提供を可能にするため、いわゆる三層分離、こちらの抜本的な見直しを進めております。このように、AIにつきましては社会での利用状況に対して法整備等が追いついていない状況でありますので、引き続きご質問の個人情報の取扱いなどについて国の動向を注視し、また現在本市は三層分離の考えにのっとりネットワークシステムを運用しておりますが、工夫することでインターネットサービスも利用しておりますので、今後は国の動きに合わせ情報収集を含めまして、適切なネットワークシステムを計画的に構築してまいりたいと考えております。

今後も、AI技術等の導入や拡大を通じ、市民サービス向上や業務効率化につなげてまいりたいと考えております。

続きまして、2、市の魅力発信についてお答えいたします。

初めに、1、LINE公式アカウントの活用と将来の展望についてのア、現状の取組と登録状況でございますが、本市では令和6年11月に三郷市公式アカウントを開設し、災害情報、緊急情報、イベント、子育て・教育など、6つの分類によるお知らせ配信を行うとともに、トーク画面の下部に固定表示されるメニューに市のホームページ、イベント検索、施設マップ、電子申請サービス、ごみ出し検索の5つのアイコンを配置し、暮らしに役立つ情報にアクセスしやすくしております。

利用者・友達登録数を増やすための取組といたしましては、「広報みさと」に友達登録を呼び掛ける記事を定期的に掲載することに加え、イベント開催時や市への転入時にLINE登録の案内を配付しております。現在の登録者数でございますが、開設から1年3か月で約4,500人となります。特に、この半年で約1,000人の登録増となり、市の登録呼び掛けのほか、

多くの議員の皆様が発信によりお力添えをいただいている成果であると考えております。

現在、LINEを更に多くのかたにご利用いただけるよう、市の封筒の折り返し部分に登録案内を掲載する準備をしているほか、市役所窓口に友達登録の呼び掛けを掲示することなどを通じて、LINEのメリットを分かりやすく周知し、登録率のさらなる向上を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、イの将来的な機能拡張と利便性向上についてお答えいたします。

現在、本市ではLINE、メール配信や広報アプリ、SNSなど様々な媒体で情報発信を行っておりますが、同じ内容の情報が複数の媒体で重複して送られてくるといった声もあり、この4月に情報配信媒体の整理統合を行います。この整理統合の中では、これまで利用してきたメール配信サービスを終了いたしまして、LINEによる情報発信に移行する予定でございます。整理統合後のLINEの情報発信に当たりましては、利用するかたそれぞれが必要とする情報をよりきめ細やかに手元にお届けできるよう、発信情報の分類の細分化や居住地域を踏まえた効果的な発信とする検討を現在進めているところでございます。

また、トーク画面下部に固定表示されるメニューを活用し、公共施設の予約など様々なサービスにつなげるための改善を図り、今後も本市の公式LINEが市と市民の皆様との接点となり、活用されるよう、さらなる利便性向上に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（武居弘治議員） 松本義博危機管理監。

〔松本義博危機管理監 登壇〕

○危機管理監（松本義博） 3、地域防災についての1、自主防災組織の連携について順次お答えいたします。

初めに、ア、災害時における各自主防災組織間の連絡体制についてでございますが、本市では現在、131の自主防災組織が活動しており、市内での組織率は97%となっております。また、三郷市自主防災組織連絡協議会を中心に、「私たちのまちは私たちが守る」というスローガンの下、強固な連携を図っております。

現在、市内の自主防災組織を地区ごとに7つのブロックに分け、各地区ブロックごとに情報交流会を開催し、日頃から顔の見える交流を図っております。こうした自主防災組織間での連携は、救助活動や避難支援の現場において資機材の不足が生じた際などに近隣の自主防災組織同士が迅速に連絡を取り合い、支え合うことが可能となるものと考えております。

現状、各組織間の連絡手段は、高齢層の方々にも確実に伝わる電話が中心となっております。

すが、災害時にはつながりにくくなることも予想されます。そのため、メールなど各デジタルツールを活用した情報連絡体制の構築について各組織のご意見を伺いながら、他自治体の取組について情報収集してまいります。

次に、イ、資機材購入に対する補助制度についてでございますが、本市では自主防災組織の活動を支援するため、資機材の購入につきましては各自主防災組織当たり最大15万円を限度として購入費用の2分の1を補助することで、地域の備えを後押ししているところでございます。

ご質問の小規模な自主防災組織への対応につきましては、世帯数が少ない組織にとって自己負担分の資金調達が容易でないという課題はあると感じておりますが、金額によって補助率を分けることは他の自主防災組織との公平性の観点から慎重な判断が必要であると考えております。今後は、他の自治体における補助制度の運用状況や先進的な事例について調査してまいります。

最後に、ウ、担い手の確保についてでございますが、自主防災組織の活性化にはリーダーの存在が不可欠であると認識しております。本市では、30年にわたり三郷市自主防災訓練指導者養成講座を継続し、これまでに約800人のリーダーを輩出してきました。講座は、全3回で消防署の協力により心肺蘇生、AED講習、救助訓練など実践的なカリキュラムで、修了者には確かな知識と技術を備えたリーダーとしての認定証を交付しています。

また、修了者が次期講座の講師を務める教育の好循環が確立されている点も、本市の強みとなっております。これらの活動が認められ、平成26年には自主防災組織連絡協議会が防災功労者内閣総理大臣表彰を受賞したほか、他市からの視察も多く受け入れております。

今後も、引き続きリーダーの養成に取り組むとともに、若年層や女性の参加促進も視野に入れ、自主防災組織の担い手を育成し、次世代につなげる地域防災体制の構築を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（武居弘治議員） 鈴木優作議員。

○2番（鈴木優作議員） それぞれご丁寧なご答弁ありがとうございました。

まず、第1問目の未来を見据えたA Iの活用と法的見解についてご答弁ありがとうございます。

再質問はございませんが、要望を申し上げます。

まず、申し上げたいのはA I活用を含む情報セキュリティの問題は、全ての行政サービス

の土台に直結するという事です。市民の個人情報を預かり、日々の窓口対応から福祉・教育・防災に至るまでありとあらゆるサービスを支えている、その基盤を守りながら、同時に新しい技術を取り入れていく、この極めて困難な両立に日々尽力をされている職員の皆様に、まずは心から敬意を示します。

答弁の中で、本市が既にA I－O C R、音声テキスト化、文章要約、自動翻訳など多岐にわたるA I技術を県内の自治体と共同調達によるコスト削減を図りながら導入をされているということ、また体系的なD X研修に取り組まれていることを大変心強く受け止めました。

また、職務上知り得た秘密や個人情報の入力直ちに個人情報保護法などに抵触するものではないという法的見解が今回で明確に示されたことは、大きな意義があるものと思っております。

そして、国の動向を注視するという姿勢は、私は否定的には捉えておりません。情報セキュリティは行政の根幹であり、無節操に動くリスクは計り知れません。しかし、国が動いた瞬時にスタートダッシュをする準備力こそが自治体間の差になると確信をしております。

要望を3点申し上げます。

第1に、D X研修の更なる充実と全庁的なリテラシーの底上げ。

第2に、個人情報保護審査会においてA I活用を議題に取り上げ、本市独自の運用ガイドラインの検討を進めること。

第3に、2029年から2030年を目標とするゼロトラストの移行に向けた庁内検討体制の整備を今のうちから進めていただくことを強く要望いたします。

次に、L I N E公式アカウントについても再質問はございません。要望を申し上げます。

今回、答弁をいただいた内容の中で、私が最も心強く受け止めたのは、4月に様々なサービスをL I N Eに集約をさせていくという部分であります。当局が示した「断つ勇氣」、これは複数の整理をし、L I N Eへ代替集約していく決断は、市民の利便性を最優先に考えた英断であると確信をしております。全世代が使い慣れたL I N E一つで役所と24時間つながる、このシンプルな基盤こそが三郷市の目指すべき姿だと私は考えます。

また、昨日の一般質問においても取り上げられましたが、三郷市の最高規範とされる三郷市自治基本条例において、本市は「協働」というキーワードを重要な軸として位置づけられていると私は理解しております。当条例第2条第5項では、「協働」とは市民など執行機関がそれぞれの役割及び責任の下、お互いに尊重し、対等な立場で補完または協力して公益的な活動を行うことをいうと定められております。本日、執行部の取組を伺った上で、このデ

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません

デジタルインフラを私ども議員も、この基本条例にのっとり、市民の代表としてより多くのかたにLINE登録を呼び掛け、活用を促していきたいという決意でございます。ぜひ配信を見ているかたもご登録をお願いできたらと思います。行政と議会、そして市民が一体となって、このデジタル基盤を育てていけることを強く願っております。

最後に、自主防災組織についても再質問はございません。要望を申し上げます。

本市が30年以上にわたり、独自で実施した指導者養成講座は、外部の資格に依存せず、顔の見える関係を築きながら救護・炊き出しなど、実践的な技術を習得できる全国に誇れる取組です。この講座で身に付くスキルは、災害時だけではなく、例えば日常におけるこどものけがへの対応など、現役世代が家族を守る力にも直結しています。これらの担い手の確保に向けて、例えば家族を守るスキルが無料で得られるなど、平時などでも使える実生活などでのメリットなども打ち出した広報など、このまちの共助の輪が更に広がるよう、子育て世代をはじめとする若手層の参加拡大を図るよう強く要望いたします。

そして、LINEをはじめとするデジタルインフラを最大限に活用し、このすばらしい講座と制度の積極的な周知、普及に努めていただくよう要望をいたします。

私ども議員も市民の代表として、登録、参加に呼び掛け、積極的に取組、行政とともに担い手確保に向けて汗をかいてまいります。

本日は、3つのテーマで質問をさせていただきましたが、情報セキュリティは行政の重要な核であり、全市民へのデジタル上の配信網を築くことは、平時では市民サービスの向上と有事には人々の命を守る基盤になると私は考えております。「断つ勇氣」による効率化と30年守り抜いた人の技術と、その両輪で全国に誇れる強靱な三郷市を築き上げていただくことを強く要望し、私の一般質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（武居弘治議員） 以上で、鈴木優作議員の質問を終わります。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時57分

再開 午後 1時00分

○副議長（渡邊雅人議員） 再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 工藤智加子議員

○副議長（渡邊雅人議員） 通告第13、10番、工藤智加子議員。

〔10番 工藤智加子議員 登壇〕

○10番（工藤智加子議員） それでは、通告順に従いまして、4項目にわたり一般質問を行います。

行政問題の自治体情報システム標準化について3点伺います。

初めに、デジタル庁と総務省は2025年度を目途に自治体情報システムの標準化の移行を進めてきました。しかしながら、2024年9月、関係地方公共団体約300自治体の情報システムの標準化作業が期限内に終了しないことを明らかにし、地方公共団体情報システム標準化基本方針を改定、以降、期限を2030年度までに延長しました。報道によれば、移行が期限に間に合わない「特定移行支援システム」は全システムの4分の1にもなるとしており、同システムを一つでも抱える自治体は52.3%に及ぶと公表しています。また、自治体が利用するガバメントクラウドは2024年度までは国の先行事業として国が費用を負担していましたが、標準化移行が終了すれば、クラウドの管理、運用に係る費用は各自治体が負担することとなります。

アとして、進捗状況とガバメントクラウド移行後、利用料・関連経費、いわゆるランニングコストがどのようになるのかお答えください。

次に、標準化に当たっての自治体独自の施策について、影響がないのかという点です。

ご承知のように、標準化は各地方自治体が地域の特徴やニーズに応じて、自主的かつ多様に行っている住民サービスの業務を国が一律に管理するため、無理な移行期限や財政不安から自治体が独自施策を断念せざるを得ない、あるいは検討するといった回答が自治労連が行った昨年の実態調査から明らかになりました。ガバメントクラウド利用に係る経費増大の見込みという不安から、独自施策の見直し・廃止など住民サービスが低下すると懸念されているところですが、本市の基本的な考えをお示しください。

3点目の民間公共SaaSの利用について伺います。

現在、標準化の対象となっている20基幹業務をはじめ、ほかの業務については将来的に公共SaaSの利用を目指すとされています。公共SaaSとは、ガバメントクラウド上で提

供される自治体や公共機関向けの共同利用型業務アプリケーションで、複数の自治体が同じシステムを利用するため、運行コストが大幅に削減されるとしていますが、自治体独自の条例に基づく届出、申請システムの横出し、上乘せに対応するのが難しいとされています。また、保育や母子保健の現場で民営の公共SaaSの導入も進んでいます。個人情報保護の観点からも、慎重に対応する必要があると考えますが、市の見解をお示してください。

教育問題です。埼玉県教育委員会は、令和元年9月、学校における働き方改革基本方針を策定、以下「基本方針」とします。これを受けて、本市においても様々な取組が行われてきたところです。基本方針は、令和3年度末までに教員の時間外在校等時間を原則月45時間以内、年360時間以内とする目標を掲げましたが、目標の達成に至らなかったことなどから、令和4年4月に基本方針を改定、その後、中央教育審議会などから様々な答申や提言を受けて、令和7年度から3か年の基本方針が示されたところです。

そこで、教員の多忙化が解消されたのかについて3点伺います。

初めに、教職員の総業務量の削減についてです。

基本方針では、教員1人当たりの業務量の削減が必要であり、業務の効率化が図られるべきであること、教員の質の維持向上を図りつつ、児童生徒に直接かかわらない業務を更に削減しなければならないとしています。

アとして、本市の教職員の総業務量の削減は怎么样了のかお示してください。

教員の多忙化解消のための手立てとして、必要だと考えられるのが教科時間数です。教科時間数のコマは1900年代、教員の受け持ち授業数は1日4コマとされ、それに見合う基礎点数が配置されておりました。しかし、現在では小学校では1日5コマから6コマが当たり前となっているため、職員の休憩時間を授業の準備に充てざるを得なくなっています。中教審の特別部会では、児童生徒の状況に応じた柔軟な教育課程が編成できるよう学校現場の裁量を拡大し、各教科の授業時間数の増減を一定範囲で可能にする制度を導入したと報道されました。こうした調整授業時間数制度など、イとして、超過時間数への対応について本市の現状をお示してください。

埼玉県の基本方針は、時間外在校等時間について月45時間以内、年360時間以内の教員数の割合を令和9年度末までに100%にする目標値を示しました。ウとして、本市の実態と対応についてお示してください。

3項目の子どもへの支援です。

ヤングケアラーの実態と支援について2点伺います。

政府は、ヤングケアラー支援に関する法律上の位置づけがないこと、自治体において相談窓口を含む支援体制の取組にばらつきがあるとして、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律において、子ども・若者育成推進法を改正しました。改正では、国、地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象として、家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認める子ども、若者を明記し、ヤングケアラー支援の強化に係る法改正が令和6年6月に施行されたところです。

そこで、三郷市の対応について伺います。

国においては、令和4年度からヤングケアラー支援体制強化事業等を予算計上し、自治体における実態調査、関係機関の研修、支援体制構築などの取組を推進してきました。

アとして、本市での実態調査や当該者へのアンケートについてお答えください。

また、法改正の施行に当たっては、具体的な支援の在り方が示されているところですが、三郷市としてはどのような仕組みで支援を行っていくのか。イとして、支援を推進するための仕組みはどうかお答えください。

4項目めの交通安全対策について2点伺います。

初めに、カーブミラーの設置基準と管理運営について伺います。

市街化調整区域の開発が進み、区画整理事業をはじめ産業振興地区における大型倉庫の建設が相次いでいます。こうした事業が進展する中で、大型車両をはじめ車両の流入が格段と増加していると見ています。都市軸道路などの整備が進んで、大型車両なども幅員の広い道路を利用すれば問題はないと思いますが、生活道路に進入し、歩道ぎりぎりで行き通る場面も散見されるようになってきました。こうした交通事情の変化に市民の安全・安心が担保されなければなりません。大型商業施設への顧客が渋滞を回避して進入してくる先には、市道と交差するT字路などがありますが、カーブミラーの設置は難しいと言われます。改めて設置基準について、また死角となる交差点などで車両の存在を確認したいのだが、停止線に立っても車両の有無が確認できないなど、カーブミラーが機能していないという声も上がっています。カーブミラー設置後の管理運営についてはどのようにされているのか、詳細にお答えください。

次に、自転車安心して走れるまちづくりのア、ナビマークなどの設置をについて伺います。

2026年4月から、交通反則制度、いわゆる青切符が自動車やバイクだけではなく、自転車にも適用されます。対象年齢は16歳以上、対象となる違反行為は113種に上ります。警察官

から反則を告知された時には反則金を支払わなければなりません。例えば、携帯電話のながら運転は1万2,000円、信号無視・車道逆走・歩道通行は6,000円などです。反則金は行政罪であり、刑罰とは異なりますが、納付しないと起訴され、有罪となる場合もあります。交通事故全体の中で、自転車事故の占める割合は増加しています。自動車との関係では弱者である自転車も、歩行者との関係では強者であり、重大事故になることもあり得ます。

今回、青切符制度の対象となった違反行為は取締りが強化されるべきものもあることは確かですが、警察行政的な取締り強化だけでは自転車は利用しづらい、違反を言いたてられるといったネガティブな移動手段ということになってしまいます。縁石で区画された自転車道や車道と混在しない自転車専用レーンの設置、拡充を進めなければなりません、そう簡単ではありません。

そこで、車道の左端に白色のナビマークをペイントし、車道左端走行を守るよう誘導する、あるいは歩道については自動車道と分離させるなどの積極的な取組が必要だと考えますが、市の見解をお示しくください。

最後に、イとして自転車活用推進計画をについて伺います。

2017年に成立した自転車活用推進法は、自転車の利用促進に通じて環境負荷の低減や国民の健康増進を図ることを目的としています。埼玉県は推進法に基づき、2020年埼玉自転車活用推進計画を策定し、「県民や本県を訪れる人誰もが手軽に自転車を活用できる埼玉」という将来都市像を目指して取り組んでいます。本市においても、中長期的な自転車道の設置など、安心して自転車で走れるまちづくりを具体化していく取組を検討していただきたいと考えますが、市の見解を伺います。

以上で1回目の質問を終わります。

○副議長（渡邊雅人議員） 工藤智加子議員の質問に対する答弁を求めます。

日暮義一企画政策部長。

〔日暮義一企画政策部長 登壇〕

○企画政策部長（日暮義一） 工藤議員のご質問にお答えいたします。

1、行政問題の1、自治体情報システム標準化についてのア、進捗状況とガバメントクラウド後の利用料、関連経費はとイ、自治体の独自施策への影響は、こちらについては関連がございますので、一括してお答えさせていただきます。

令和7年度末までの移行を目標とする地方公共団体情報システム標準化でございますが、工藤議員からもございましたが、「特定移行困難システム」があり、期限に間に合わない

いう自治体が全国で50%を超える中、本市では標準化に伴いまして市独自の施策や市民サービスに影響することがないように配慮し、計画的に作業を進め、既に移行を完了しているところでございます。

標準化ガバメントクラウド利用の本格的な運用はこれからとなりますが、今年度のシステム賃借料、システム処理委託費、クラウド使用料等運用経費、ランニングコストを標準化前後で見ると、標準化に伴いまして削減できている経費はあるものの、標準化前が一月当たり約1,600万円、標準化後が約1,810万円となり、13%の増加となっております。

次に、民間公共SaaSの利用についてでございますが、ガバメントクラウドを使い民間事業者が情報システムを提供する公共SaaSの運用は始まっているものの、現在も国、開発事業者において新たなサービスの拡充が図られているところでございます。今後、国の動向を注視するとともに、提供されるサービスの情報収集等に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（渡邊雅人議員） 西村美紀学校教育部長。

〔西村美紀学校教育部長 登壇〕

○学校教育部長（西村美紀） 2、教育問題の1、教職員の多忙化は改善されたかのア、教職員の総業務量の削減は、イ、教科時間数への対応は、ウ、時間外在校等時間の実態と対応については関連がございますので、一括してお答えいたします。

本市における教員の時間外在校等時間の実態ですが、令和6年度、年間時間外在校等時間が360時間を超えた職員の割合は小学校47.3%、中学校66.5%、月45時間を超える職員の割合は令和7年11月の調査では小学校6.2%、中学校29.1%となりました。前年度との比較では、小学校で9.4ポイント、中学校で7.4ポイント減少しており、多忙化改善に成果が見られます。

改善の主な要因としましては、総業務量の削減が挙げられます。具体的には、教育計画の見直し、校務支援システムの活用、スクール・サポート・スタッフの配置などがございます。また、教科時間数につきましては、各校に対し学習指導要領に定められた標準時数を踏まえた適切な運用を指導してまいりました。その結果、令和6年度の標準時数に対する予備時数は小学校は各学年平均で約19時間、中学校においては約30時間となっております。前年度との比較では小学校で約10時間、中学校で6時間の減少となっております。多忙化解消は、依然として重要な課題です。今後、調整授業時間制度につきましても国の動向を注視し、調査

研究していくとともに、さらなる業務改善により教職員が子どもと向き合う時間を十分に確保できるよう、環境整備に努めてまいります。

以上でございます。

○副議長（渡邊雅人議員） 須賀加奈こども未来部長。

〔須賀加奈こども未来部長 登壇〕

○こども未来部長（須賀加奈） 3、子どもへの支援の1、ヤングケアラーの実態と支援について順次お答えいたします。

初めに、ア、実態調査や当該者のアンケートはでございますが、令和5年度に小学5年生、中学生及び15歳から17歳の児童を対象とした「子どもの生活に関するアンケート調査」において、日常的に長時間家族の世話や介護を行うことにより、自分の勉強や遊びの時間が取れないことがあるか、事例を示してヤングケアラーに関する調査を実施しております。アンケートでは、一定数のヤングケアラーの児童がいる可能性を含んだ調査結果となっております。

また、「相談したいが、誰に相談すればよいか分からない」と回答した児童がいたことから、市では公共施設へのチラシの設置やポスターを掲示するほか、毎年、埼玉県が児童に配付するヤングケアラーのパンフレットを活用するなど、児童が気軽に相談できるよう周知に努めているところでございます。

次に、イ、支援を推進するための仕組みはでございますが、ヤングケアラーは児童を間近で見ている学校からの情報のほか、介護等の現場から担当課を通じた情報を基に、要保護児童対策地域協議会の枠組みを活用することで、その世帯に必要な支援を行っております。引き続き、庁内外の関係機関と連携を図りながら、個々の状況に応じた支援につなげてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（渡邊雅人議員） 浅井富雄市民生活部長。

〔浅井富雄市民生活部長 登壇〕

○市民生活部長（浅井富雄） 4、交通安全対策について順次お答えいたします。

1、カーブミラーの設置基準と管理運営についてにつきましては、カーブミラーの設置は三郷市道路反射鏡の設置及び管理に関する要綱第3条に設置基準を規定しており、道路が歪曲していて前方の見通しが悪い場所や、信号機のない交差点で左右の見通しが悪い場所などに設置することができるとしております。市民のかたなどからカーブミラーの要望などがあった場合は、職員が現場に赴き、道路の様態や周辺の交通環境を確認し、緊急性・有効性・

安全性などを判断した上で、道路の幅や埋設物などの影響で設置が困難や設置場所が限定される場合を除き、順次設置をしているところでございます。

また、カーブミラーに限らず、道路照明灯や路面標示を含めた交通安全施設の管理運営につきましては、職員による道路のパトロールや市民をはじめ様々なかたからの通報を受け、速やかに職員が現場確認を行い、可能な限り迅速に修繕などを実施しているところでございます。今後も、引き続き交通安全施設の適切な設置、管理運営を行ってまいります。

次に、2、自転車安心して走れるまちづくりをのA、ナビマークなどの設置をにつきましては、国土交通省・警察庁が策定している「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」によりますと、自転車走行空間の整備形態として、「自転車道の整備」「自転車専用通行帯の整備」「車道混在型の整備」の3種類が定められております。

議員ご提案の自転車ナビマークにつきましては、自転車と自動車同一の空間を共用する「車道混在型の整備」におけるものと存じますが、今申し上げた3種類の整備手法のいずれを採用するかにつきましては、自動車の交通量や速度、道路の幅など様々な観点から検討する必要がありますので、関係部署と連携しながら、自転車安心して通行できるよう努めてまいります。

また、自転車ナビマーク自体は車道における自転車の「左側通行」を明示することを目的としてございますが、市といたしましては、「左側通行」を含めた自転車の交通ルールの普及啓発も重要であると考えておりますことから、警察と協力し、4月から施行される自転車への交通反則通告制度、いわゆる「青切符」の周知や左側通行を含めた自転車の交通ルールのより一層の普及啓発に努めてまいります。

以上でございます。

○副議長（渡邊雅人議員） 城津守まちづくり推進部長。

〔城津 守まちづくり推進部長 登壇〕

○まちづくり推進部長（城津 守） 4、交通安全対策の2、自転車安心して走れるまちづくりをの2、自転車活用推進計画をについてお答えいたします。

自転車活用推進計画は、平成29年5月に施行された自転車利用推進法に基づき、自転車の活用の総合的・計画的な推進を目的とし、国に策定が義務づけられる計画です。都道府県及び市町村は、国の推進計画を勘案し、地域の実情に応じた推進計画を定めるよう努めることとされております。

議員からもご紹介がございましたが、埼玉県におきまして令和4年7月に県内全域を対象

とした第2次埼玉県自転車活用推進計画を策定し、運用がなされているところでございます。埼玉県の計画には、三郷市から幸手市の区間を含む江戸川自転車道がサイクリングルートの一つに位置づけられているほか、主な施策として「自転車の安全な利用促進」「自転車通行空間の確保」「都市における自転車利用環境の向上」なども掲げられております。

埼玉県の計画は、本市におきましても十分に活用できる内容でございますことから、現段階におきまして三郷市独自の推進計画を策定する予定はございませんが、今後も引き続き自転車活用推進法の基本理念と県の計画に位置づけられた施策に基づき、自転車活用の推進に努めてまいります。

以上でございます。

○副議長（渡邊雅人議員） 工藤智加子議員。

○10番（工藤智加子議員） それぞれご答弁いただきまして、ありがとうございます。

それでは、行政問題から再質問と要望をさせていただきます。

進捗状況については了解いたしました。委員会でも何度か確認させていただきましたけれども、この場で改めてご回答をいただきたいと思ひまして質問させていただきました。

自治体の情報システムの標準化につきましては、ほかの自治体との情報共有も一つのメリットとしてございます。三郷市内では、この移行ができて、そのメリットを十分に活かすことはできないというふうに思ひますので、ほかの自治体の状況はどうか、分かる範囲でお答えをいただきたいと思ひます。

ランニングコストについては、13%増を見込んでいらっしゃるようですけれども、国のほうは経費の負担が及ばないように、それなりに動いてはいるようでございますが、先ほどご紹介した自治労連の調査でも現場の職員の皆さんは運用費は増加すると、86.3%のかたが答えていらっしゃいました。情報システム運用経費につきましては、今後どのようになるか流動的なものではありませんけれども、自治体への負担、財政負担が及ばないように、これ中核市長会のほうでも調査を独自にしまして、要望をされているところですので、繰り返し声を上げていただきたいというふうに思ひます。要望です。

それから、独自の施策についてはおっしゃっていただいたように、ぜひ継続できるようにしていただきたいと思います。見直しを検討しなくちゃいけない、廃止しなくちゃいけない、こういうふうに言っている自治体は独自のカスタマイズを残すと標準化の意味がないとか、コストは増加するし、保守が困難でバージョンアップの困難につながるという理由を述べているわけなんです。今後、ランニングコストが負担になって経費の削減のために自

治体がやっている独自施策、断念せざるを得なくなることはないよう、改めて強く要望しておきたいと思います。

最後に、民間公共SaaSについては、これからのかなという印象なんですけれども、公共SaaSについてはメリットも大きいんですね、コスト削減とかいろいろあります。ただ情報漏えいなどのセキュリティリスクも高いと言われておりまして、メリットばかりではないようなんです。個人情報の漏えいは絶対に起こってはいけないと思っております、職員の皆さんも当然だと思うんですけども、先ほども個人情報の問題について取り上げた質問ありましたけれども、個人情報の取扱いについては情報を取り扱っている市民の皆さんの理解や説明が尽くされないといけないと思うんです。民間SaaSや公共SaaSに移行した時に、市民お一人お一人がこのサービスを利用するに至った場合、利用規約だとか本人同意は必ず必要になっています。そこが形骸化されるのが私は心配なんです。

自治労連は、先ほどのアンケート調査結果を基に、個人情報保護委員会に個人情報の問題で要望をしております、これに対して個人情報保護委員会は本人の同意を求める際は十分に説明を尽くす必要があると。さらに、公共SaaS提供企業の個人情報管理は自治体の監督責任もあるというふうに言っております。ですので、ここはしっかり行政としては取り組んでいていただきたいと思います。これも要望で結構です。

教員の多忙化についてなんですけれども、様々この間、人員配置をしていただきながら、先ほどお話ししていただいた総業務量の削減が一定図られたかなと思うわけなんですけれども、埼玉県の計画は令和9年度で100%ですね、月46時間以内、年間360時間以内でしたっけ、になっておりますから、まだまだ道半ばという印象があります。引き続き、この埼玉県の計画に沿った業務量の削減は不可欠だと思うわけなんですけれども、2問目の調整授業時間数の制度についてはお答えがなかったなと思うんですね。ちょっと私理解できなかったんですけども、お答えがあれば、もう一度お話ししていただきたいんですけども、時間数のコマについては各学校の裁量に任せるというお話を私聞いていまして、柔軟な授業件数の編成は歓迎されても、この取組はどれくらい効果があるのかというふうに私自身思っているんです。教員の持ちコマが減少するのであれば、これは一定多忙化の大きな効果につながると思うんですけども、この辺の考え方についてお答えがなかったかなと思うので、もう一度お答えをいただきたいと思います。

時間外在校、ちょっと行ったり来たりして申し訳ないんですけども、時間外在校等時間につきましては今後100%を目指して取り組んでいただくということになると思うんですけ

れども、教員の一部のかたには時間外の在校時間を短くするために自宅に持ち帰って仕事をせざるを得ない状況もあると聞き及んでおります。こうした時間についても、実態をきちんと把握して、業務の改善が図られることが望ましいと思うわけですけれども、この辺の考えも含めてお答えをいただきたいと思います。

いずれにしましても、おっしゃったとおり教員が多忙な状況が抜本的に改善しなければ、休職だとか育児休暇の職員、あるいは病気休職の職員を生む要因になると思います。ますます忙しくなるような悪循環となつては、こどもたちの教育環境に多大な影響が出てしまいますので、これは絶対に避けなければならないなというふうに思っております。

3月6日の埼玉新聞の文部科学省の調査によりますと、2025年の始業日時点で埼玉県では小中学校、高校、特別支援学校の6.1%に当たる74校で103人の教員が不足している。さいたま市では全体の1.8%に当たる3校で3人が不足しているということでした。始業日当日、始業日の時点では定員数が充足していたとしても、年度途中でさっきお話したように育休だとか、病気休暇だとか、いろんな予測できないことが起きてくるわけです。こういう場合については、どのように対応しているのかということも併せて教えていただきたいと思います。

教職員の定数については、新年度から3年間かけて行う定数改善計画が始まります。中学校の35人学級が1年生から開始となります。養護教員の配置も充足させて定員が増えるように国のほうは動きました。ですので、この動きがどういう効果をもたらすのか見ていきたいと思うんですけれども、私はやっぱり35人学級、前倒しで中学校1年生ではなくて、2年生、3年生も含めて実施するべきだなと思います。これは要望で構いませんので、よろしくお願いいたします。

それから、こどもへの支援につきましてなんですけれども、ご承知のとおり法改正に基づいた支援の在り方につきましては、こども家庭庁からも具体的に示されているところでございます。ヤングケアラーは言うまでもなく、時期が長引くと学校生活や友人関係などに影響が出る可能性が高いと言われております。ですので、おっしゃったように制度の周知を、それから早期発見に向けた自治体の役割が求められていると思います。

この改正内容のところの文章には、生活保護や児童扶養手当の受給家庭の状況、学校等を通じたアンケート調査など福祉分野との連携で効果的な支援の必要性、緊急性の高いケースへの支援を強調していたというふうに思います。市町村のヤングケアラーのための把握の調査につきましては今お話しいただきましたけれども、これは定期的な実施が望まれるという

ふうにもなっていて、少なくとも年に1回程度というふうに言われておりますけれども、今後、三郷市としてはこの調査についてはどういうふうに取り組んでいかれるのか、お話しをいただきたいと思います。

こどもやそのご家族がこの「ヤングケアラー」という問題をどう捉えるのかということについては大変難しいんだろうと思うんです。18歳未満の支援については、こども家庭センター等においてサポートプランを作成することというふうに書いてありました。当該児童やその保護者が支援を拒否したとしても、サポートプランの作成に向けた働き掛けを丁寧に行うことがある。ですから、すぐに何か介入しなくちゃいけない、サービスを提供しなくちゃいけないという段階ではなくて、見守っていきながら、何か起こった時に、こういう状況になった時に手を差し伸べるぞと、こういうサポートプランというのも当然必要になってくると思うんです。

群馬県の高崎市では、ちゃんとそういう研修を受け、そういう支援プランも含めた展開ができると言ったらおかしいんですけども、できるような、ヤングケアラーの支援員みたいな、こういう呼び名かどうか分からないんですけども、支援員のようなかたを配置させて充実させていると、こども家庭センターが相談窓口になって、そういう職員を配置した上でヤングケアラーへのサポートプランを作成しているというような流れが先進自治体にあるようです。ですので、この専任職員も含めた配置、これぜひ検討していただきたいと思います。これは要望です。

それから、交通安全対策のカーブミラーの設置につきましては、これ毎年、埼玉土建の三郷支部の方々がまちなカウオッチングというものをやりまして、その結果を広報広聴課のほうには提出していますから、それをご覧になっていただければ分かると思うんですけども、必要な箇所への設置、これはもちろんなんですけれども、せっかくお金をかけて設置したカーブミラーがですね、安全確認のために機能がしっかり果たされていなければ、これは改善しなくてははいけないと思います。

交通事情の変化もいろいろありまして、カーブミラーも市内に数千か所の設置ですから、管理運営も大変なことだろうと推察するんですけども、先ほどおっしゃったようにパトロールや市民の通報ではなくて、もっと効率的に保守点検システムを利用した自治体もあるみたいなんです。ですので、こういったものを導入しながら、ぜひ管理運営を確実なものに、実施して図っていただきたいなと思います。

最後に、自転車が安心して走れるまちづくりについてでございます。全国的にこれまで自

転車の通行空間の創出、これ中長期的に取り組んでいかなければならないのではないかと思います。青切符で歩道を走ると罰則金になるわけですから、だったら自転車が快適に安心して走れる自転車の通行空間の創出というのは、もう認められざるを得ないと思うわけです。

ただ、先ほどお話しあったように自動車を中心の道路整備が進められてきましたので、今自転車の専用道路の整備云々かんぬんということについては大変難しいし、時間もかかることなんですけれども、だからこそどこもこの計画に沿って、法に基づいて進めていくわけですから、三郷市でもぜひこれ計画を策定する検討をしていただきたいと思いますと思うんですけれども……

○副議長（渡邊雅人議員） 議員に申し上げます。質問時間を超えましたので、速やかに終了願います。

○10番（工藤智加子議員） はい、以上です。

○副議長（渡邊雅人議員） 工藤智加子議員の2問目に対する答弁を求めます。

日暮義一企画政策部長。

〔日暮義一企画政策部長 登壇〕

○企画政策部長（日暮義一） 工藤議員の再度のご質問にお答えいたします。

システム標準化移行について、他の自治体の状況はということでございます。国の発表におきましては、埼玉県内の33自治体で移行が困難とのことでございます。近隣につきましてでございますが、近隣市町が令和7年11月に移行完了しているということです。そのほか草加市、越谷市、八潮市、吉川市は令和8年度以降に標準化移行となると聞いております。

以上でございます。

○副議長（渡邊雅人議員） 西村美紀学校教育部長。

〔西村美紀学校教育部長 登壇〕

○学校教育部長（西村美紀） 工藤議員の再度の質問にお答えします。3点あったかと思えます。

1点目、調整授業時間制度につきましては、国では検討段階として受け止めております。今後も、国の動向を注視し、その効果について調査研究してまいります。

2点目、持ち帰り業務につきましては、管理職による面談等を通じて業務実態の把握に努め、業務改善に取り組んでまいります。

3点目、様々な理由による休職者に対する対応ですけれども、臨時的任用教員などによる代員を配置してまいります。

以上でございます。

○副議長（渡邊雅人議員） 須賀加奈こども未来部長。

〔須賀加奈こども未来部長 登壇〕

○こども未来部長（須賀加奈） 工藤議員の再度のご質問にお答えいたします。

ヤングケアラーの実態調査について、年1回程度のアンケート調査の実施につきましては、これまで国が令和2年度に中学2年生と高校2年生を、令和3年度に小学6年生と大学3年生にアンケート調査を行っており、埼玉県では令和2年度に県内の高校に通う全ての高校2年生にアンケート調査を行っております。本市においても、令和5年度にアンケート調査を実施していることから、年に1回程度のアンケート調査につきましては、早期発見と把握につながるような調査方法等について検討してまいります。

以上でございます。

○副議長（渡邊雅人議員） 以上で工藤智加子議員の質問を終わります。

◇ 紺野伊久子議員

○副議長（渡邊雅人議員） 通告第14、11番、紺野伊久子議員。

〔11番 紺野伊久子議員 登壇〕

○11番（紺野伊久子議員） それでは、通告に従い、4項目にわたり質問をします。

1、後期高齢者医療制度について。

1、マイナ保険証の利用について（実態と方針）。

2024年12月をもって、健康保険証が廃止され、マイナ保険証の利用を推進してきました。健康保険証の廃止は、いつでも、どこでも医療が安心して受けられる国民皆保険制度の根幹の大問題でした。これまで医療機関では、どこの保険に入っているか、保険証で確認してきましたが、保険証の代わりにマイナンバーカードを保険証にひも付けしたマイナ保険証を使い、オンラインで行っています。

一方、マイナンバーカードの取得は任意のため、マイナンバーカードを持っていないかたには資格確認書が発行されています。特に、ご高齢のかたや障がいをお持ちのかたに資格確認書を利用しているかたが多いと思います。また、政府はマイナ保険証のメリットは患者さんの健康情報、薬剤情報を医療機関で共有することができることから、医療の質の向上につ

ながっていると言っていますが、医療現場ではトラブルも多く発生しています。全国保険医団体連合会の実施した調査では、9割の医療機関でトラブルが生じているそうです。旧漢字などの漢字が黒丸で表示されたり、資格情報が無効、カードリーダーの接続不良や認証エラー、電子証明書やマイナンバーカードの有効期限切れが主な内容のようです。そのような場合、窓口で一旦10割の支払いになるケースも生まれています。個人情報の漏えいや今後、預貯金と口座のひも付けも狙われており、マイナンバーカードを返却するケースも生まれています。また、後期高齢者のマイナ制度の利用実態と方針について伺います。

認知症など、体力の低下で介護を受けられるかたや施設に入所するかたが多くなる中で、保険証、資格書の取扱いはどうなっているのか、実態をお知らせください。

2、誰にでも資格確認書の発行について市の見解を。

厚生労働省は、1月27日付けで85歳以上は今までどおり全員に資格書を発行するが、75歳から84歳までは交付の要否の判定を広域連合に実質的に丸投げする指示を出しました。場合によっては、申請しないと資格書が届かず、無保険状態になるおそれが生まれています。現在でも、介護施設によってはマイナ保険証を預からない場合もあります。資格確認書の発行は必須です。マイナ保険証も含めて、高齢化すると、その管理は自分だけではできないケースが生まれ、地域によって発行される、発行されないなどないようにしていただきたいと思えます。国民皆保険制度の趣旨から言っても、やるべきではないでしょう。三郷市としての見解を求めます。

3、広域連合で一律に発行するよう要望を。

木津三郷市長は広域連合の役員もしていらっしゃると思っています。今後、後期高齢者保険医療広域連合の果たす役割は大きくなると思います。広域連合での資格書の発行について、今までどおり申請がなくても発行していただけるよう働き掛けてくださいますよう要望して、見解を求めます。

2、学校給食について。

1、学校給食に地産地消の安全な野菜を供給して子どもたちに安全でおいしい給食の提供を。

国は、この4月から公立小学校の給食費を無償化にしました。現在、公表されている制度設計では公立小学校の学校給食費に月5,200円を上限に国と都道府県が2分の1ずつ負担して三郷市に交付するというものです。三郷市では、子ども1人当たり月に4,766円、7,099人分が交付されます。子育て世帯への支援が目的で、給食食材費は原則保護者負担ですが、基

準額5,200円までは公費で支援するということです。三郷市は、物価高騰での食材費は国の臨時特別交付金を使って、さらに上乗せして子どもたちに給食を提供してもらえます。

昨年3月、学校給食費の無償化を目指す三郷市民の会の皆さんからも、三郷市小中学校の給食費無償化を求める請願署名が市議会に提出されました。委員会では可決、本会議では否決されてしまいましたが、市民の皆さんが残念に思い、早期に実現していただくよう12月議会にも陳情書が提出されました。小学校の保護者や関係者、市民の皆さんが今回の実現に非常に喜んでいきます。

学校給食の意義と役割は、児童生徒の健康の保持増進、体力向上など、栄養豊かな食事の提供、食に関する食材・指導の教材、望ましい食事の見本、家庭で不足する栄養素の補完、学校給食を通じた地域の活性化、地産地消の活用です。

さらに、学校給食法には学校給食を実施する設置者の責務として、学校給食衛生管理基準に基づき衛生管理に努めながら、安全でおいしい給食が提供されなければならないとあります。

今、格差と貧困が広がる中で、7人に1人は相対的貧困と言われております。学校給食は1日の重要なエネルギー源としての位置づけで、給食が命綱と言われるほどです。それだけに、給食の質と量を保障することが求められます。今、子どもたちの異変が社会問題になっています。例えば、小麦由来の疾患、アレルギーや肥満、自閉症、注意欠陥多動性障害、骨や歯の異常などは輸入小麦のグルテンが原因だとも言われています。生殖系の異常などは農薬のグリホサート系が神経系や免疫系に影響があり、全国でアレルギーやアトピーの子どもたちが52万人にも達しているそうです。子どもたちの発育にとって、住んでいる地域の水と土壌で生育した農薬が使われない作物が有効だということは重要です。

今、全国的に取り組まれているのは地元や国内の食品を学校給食に取り入れて、国内の食料自給率を上げ、子どもたちに安全で温かくておいしい給食を提供しています。良い食は非行危機打開、非行危機対策、生物多様性の維持、格差の是正、地域における循環型経済の地元の小規模農家や家族農業、地域の中小・零細企業が製造販売したもの、有機野菜や無農薬、無化学肥料で栽培するアグロエコロジーの農業の転換が重視されています。政府も緑の食材システム戦略として奨励しています。三郷市には小学校の周りにまだ畑が点在しており、小松菜など野菜がたくさん生産されています。既に、学校給食センターでも市内の小松菜やネギなど食材として取り入れていただいているようですが、頻繁にほかの野菜も取り入れていただきたいと思います。

2、有機野菜・国内加工の食材を多く取り入れ、日本の食文化を伝えるため、小学校からの自校方式の学校給食の実現を。

今まで述べましたように、こどもたちに安全・安心な食材を提供するためにも、小学校の学校給食から自校方式をぜひ取り入れてほしいと思います。自校方式は、学校内の調理場で出来立ての温かい給食が提供できることです。食育の推進も、身近な調理場で顔見知りの給食担当者や栄養士などとの交流や指導で給食への関心が高まり、食育の教材としても有効です。また、柔軟なメニューと対応ができ、地元の野菜も取り入れやすく、変更もしやすく、より細かな調理やアレルギー対応も丁寧に行うことができます。

さらに、食の安全の面からも混入物のリスクが低く、食中毒が発生した場合でも被害を最小限に抑えられます。配送や輸送のリスクも抑えられます。私は八潮市で一時勤務していましたが、民間の学校給食センターで6年前、食中毒事件が発生して3,500人のこどもたちや教員が被害に遭いました。センター1か所での問題が明るみに出た事故でした。昔、包丁のかけらが混ざったから、市内の学校給食のおかずが1品どこの学校もなくなってしまったという事例もあります。

埼玉県下でも、自校方式を取り入れて実践している市町村があります。近くでは草加市が早くから自校方式を行い積極的に取り組み、各学校の市独自に配置した栄養教員が地元の農家さんやお豆腐屋さん、八百屋さんなどと連携しています。献立では、全国の給食甲子園で優勝もしています。センター方式から自校方式に切り換えた市もあります。埼玉県下では深谷市など、センター方式から単独の自校方式に切り換えています。今後、鷹野学校給食センターの建替えを見通して、小学校から自校方式に順次切り換えていくことも検討してほしいと思います。今後の見通しを教えてください。

3、中学校の無償化も三郷市独自で実現してほしい。

中学校に進学しても、教材費や部活の必要経費、学習塾など高校進学に向けて資金がかかります。成長期にある中学生は小学生に比べ、1日の消費エネルギーも膨大です。そのため、給食費も小学生より増額になっています。国は、中学校も順次検討すると言っていますが、全国的には給食を実施している率が小学校よりも低く、無償化をすぐには実施できないという課題もあるようです。国の動向を待たず、三郷市独自で中学校の無償化も実施すべきと思いますが、どうか。

3、こどもの居場所づくりについて。

1、放課後児童クラブの利用実態はどうか、学年別に教えてください。

小学校になると、低学年は児童クラブを利用する子が多いと思いますが、保育料もかかるので、塾や習い事を入れて自宅で留守番をする子も多いと思います。昨年行った子ども・子育てニーズ調査、子どもの生活に関するアンケート調査でも、放課後児童クラブを利用している保護者からは保育時間の延長の希望が多く、朝の開所時間を早めてほしい、夕方の延長をもっと長くしてほしい、特に土曜日は公立が全てのクラブで開所ではなく、全てのクラブで開所をしてほしい、時間も4時までなので平日と同じ時間帯で開所してほしいなど、要望が出されていました。現在の放課後児童クラブの利用実態を教えてください。地域によって空きがあるのか、また学年によって利用できない児童クラブがあるのではないのでしょうか。1年から3年までいっぱいのところはどこかなど、分かる範囲で教えていただきたいと思います。

2、夏休みなど猛暑の中、過ごせる図書付き児童館の増設をしてほしい。特に、東町、鷹野、中央駅付近には児童館がないが、こどもの居場所についてどう考えるか。

先ほど申し上げた子ども・子育てニーズ調査、子どもの生活に関するアンケート調査でも児童クラブの利用以外の保護者からの意見も載っており、夏休みの児童クラブの希望は高学年で56.1%と高く、1年生から3年生では31.6%になっています。猛暑が続く、家庭で過ごす子が多く、アンケートの中の自由記載の中では、公園など屋外以外で安心して遊べる居場所がほしい、三郷中央駅付近で小学校から中学生など自由に遊んだり、集まれる児童館がほしい、ヘッドフォン付きで映画が見れたり、自習室の充実した図書館がほしい、放課後のこどもの居場所になるような図書館を希望するなど、たくさん載っています。児童館がこどもの足で歩いて行ける場所にあることが重要です。特に猛暑が続く中、緊急に対策を打つ必要があります。今ある施設を使って、こどもの居場所になるような遊具や資材、見守る専門家も含めて早急に手を打つ必要があります。

アンケートの中では、家で一人で漫画を読む、ゲームをする、習い事に行くなどの実態がありますが、高学年になるほど自宅で過ごす時間が多いようです。12月議会で工藤議員が質問した際、移動式児童館が令和3年から実施していることを聞きましたが、常時こどもの居場所になり、こども同士の交流や専門家が遊びの指導や行事や企画を通して自立性や社会性を育み、保護者の相談にも乗ってくれるなど、移動式児童館は本来の児童館とは少し違う要素だと思います。せめて常時使える、だめな場合は曜日と時間を固定して遊具や教材、見守る大人、専門家が必要です。現状や今後の見通しをお聞かせください。

4、介護保険制度について。

1、介護報酬改定についてどういった内容か詳細に教えてください。

介護保険がスタートして25年になります。この20数年の間に、介護保険制度も様々な形で見直しや規制緩和が行われ、介護事業者を支払われる介護報酬は一貫して低く抑えられてきました。そのため赤字が続き、介護施設の人手不足が深刻です。介護福祉養成校も入学者が少なく、定員割れが続いています。外国人留学生がいなければ、養成校がつぶれてしまっているということも聞いています。介護士の仕事の割に、他の産業の平均賃金よりも8.3万円も低く抑えられ、抜本的な改善が必要です。このような実情から3年に1度の対応方針の改定が2027年度を待たず、臨時に改定されました。職員の処遇改善費が主で聞いていますが、事業所への不況に対する補助はないと聞いています。2026年6月から期中改定2.0%の引上げが行われるが、どういった内容か、事業所の経営にどう影響して処遇がどう改善されるのか、詳細にお知らせください。

また、9月に要望した夏季手当加算がこの中に含まれるということも伺っていますが、どういった内容でしょうか。

2、三郷市独自の処遇改善手当を介護従事者に加算を。

2024年の介護報酬の改定では、基本報酬が引き下げられ、それを受け2～3%と大幅に引き下げられました。そして、その引き下げられた訪問介護事業所では極めて深刻な事態になっています。訪問介護事業所がつぶれ、空白になっている自治体は全国では116自治体、1つしかない自治体は279自治体に及んでいます。三郷市内でも埼玉県調べでは3施設が廃止になっています。訪問介護の担い手であるヘルパーの有効求人倍率は12倍以上になっています。また、ケアマネジャーも不足し、市外の事業所が受け持つ事例も生まれています。

国は、給付と負担の見直しを検討しており、介護保険利用料の2割負担、要介護1・2の生活援助サービスも総合事業に移行、ケアプラン作成は有料になど、たくさん利用者の負担になる計画が行われようとしています。そのため、介護サービスの利用が抑えられ、ますます介護事業所の運営が困難になっていくことが予想されます。物価高騰で食材費や電気代や水道・ガス代などの光熱費の値上がりも事業所の経営を苦しくさせているところです。お年寄りが安心して介護を受け、介護職員も笑顔で生きがいを持って介護してもらうために、三郷市独自の処遇改善手当を介護従事者に補助していただくよう再度お願いいたしまして、1回目の質問を終わりにします。

○副議長（渡邊雅人議員） 紺野伊久子議員の質問に対する答弁を残して、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時11分

再開 午後 2時25分

○副議長（渡邊雅人議員） 再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

紺野伊久子議員の質問に対する答弁を求めます。

益子敏幸いきいき健康部長。

〔益子敏幸いきいき健康部長 登壇〕

○いきいき健康部長（益子敏幸） 紺野議員のご質問に順次お答えいたします。

1、後期高齢者医療制度について。

初めに1、マイナ保険証の利用について、実態と方針でございますが、後期高齢者医療制度におきましては、令和8年7月末までの間は暫定的な運用としてマイナ保険証の保有状況にかかわらず、全被保険者に対し一律に職権で資格確認書を交付しているところでございます。国では、令和8年8月以降における暫定的な運用の取扱いに関して議論が行われてきたところでありますが、他の健康保険と同様に後期高齢者においてもマイナ保険証の利用による薬剤情報の閲覧、救急現場での活用、高額療養費の手続の省略など、高齢者にとってもメリットが大きいことから、マイナ保険証への利用を進めるため、令和8年8月からの運用について見直す旨が通知されたところでございます。

見直しの内容でございますが、85歳以上の被保険者には引き続き一律に資格確認書を職権で交付することとしますが、84歳以下の被保険者にはマイナ保険証の利用実績を見て交付を行う方法と利用実績は考慮せずにマイナ保険証の保有状況によって交付を行っていく方法の2択の対応が示されたところでございます。

なお、国が示す利用実績の基準は直近1年間にマイナ保険証の利用が6回以上あり、かつおおむね3か月以内に利用実績がある場合としております。どちらの方法を選択するか判断は、保険者となる各都道府県の後期高齢者医療広域連合が決めるものとなっております。

次に、本市におけるマイナ保険証の利用の実態でございますが、現時点で国から示されている最新の情報である令和7年12月の実績を申し上げますと、被保険者数2万2,234人に対し、マイナ保険証の登録率が71.3%、マイナ保険証の利用率が44.3%でございます。

次に、2、誰にでも資格確認書の発行について、市の見解をでございますが、埼玉県後期

高齢者医療広域連合では被保険者への説明や窓口での問い合わせの対応などを考慮し、利用実績を考慮せずにマイナ保険証の保有状況によって交付を行う方法を選択する方針であると聞いております。

また、どちらの交付方法においても被保険者が資格確認書の交付を希望する場合には申請いただくことにより交付が可能となっておりますことから、8月からの資格確認書の取扱いに大きな混乱を招くことのないよう広域連合とも連携を図りながら、丁寧な周知、広報に努めてまいります。

○副議長（渡邊雅人議員） 木津雅晟市長。

〔木津雅晟市長 登壇〕

○市長（木津雅晟） 1、後期高齢者医療制度の3、広域連合で一律に発行するよう要望をについてお答えをいたします。

資格確認書の運用方針につきましては、埼玉県後期高齢者医療広域連合が決定するものと認識しておりますことから、広域連合へ要望をすることは考えておりません。引き続き、国や広域連合の動向を注視してまいります。

○副議長（渡邊雅人議員） 西村美紀学校教育部長。

〔西村美紀学校教育部長 登壇〕

○学校教育部長（西村美紀） 2、学校給食についての1、学校給食に地産地消の安全な野菜を供給して子どもたちに安全でおいしい給食の提供をについてお答えをします。

地産地消につきましては、学校給食の食育を推進する上で重要な教育活動と認識しております。今年2月の給食では、実施日18日間のうち12日間で地元の小松菜や長ネギを使用したのっぺい汁やナメコのみそ汁などを提供いたしました。今後も積極的に活用してまいります。

次に、2、有機野菜、国内加工の食材を取り入れ、日本の食文化を伝えるため、小学校から自校式の学校給食の実現をでございますが、国内加工食品につきましては現在使用する加工食品のうち約9割を活用しているところでございます。また、日本の食文化については季節に合った「お月見」献立や「おひな様」献立を通して、日本の伝統料理を学ぶ機会を積極的に取り入れております。

有機農産物につきましては、本市での有機農産物生産者が少数であり、適正価格、安定な活用が難しいものと考えております。

自校式への移行に関しましては、現行のセンター方式が大量調理による効率性や市内の全校に対し高い品質の給食を一律に提供できる観点から、引き続き費用対効果等を勘案し、セ

ンター方式による給食を提供してまいりたいと存じます。

次に、3、中学校の無償化も三郷市独自で実現してほしいでございますが、学校給食の無償化につきましては国が中心となって一律に対応すべき施策と認識しておりますことから、引き続き国の動向を注視してまいります。

続きまして、3、こどもの居場所づくりの1、放課後児童クラブの利用実態はどうか、学年別に教えてほしいについてお答えします。

令和8年3月1日現在の利用状況につきましては、市内全19か所の公営児童クラブにおける登録児童数の合計は1,224名でございます。前年度同月に比較しまして81名の増加となっており、児童クラブの需要が継続しているものと認識しております。また、学年別の利用実態につきましては、1年生が437名、2年生が349名、3年生が273名、4年生が121名、5年生が35名、6年生が9名となっております。現在、公営児童クラブにおいて待機児童は発生しておりません。

学年別の傾向といたしまして、1年生から3年生までが多く、特に1年生は市内全児童のうち36%に当たる437名が児童クラブを利用しており、登録者数が最も高くなっております。他方、高学年につきましては自宅で過ごす児童のほか、習い事や塾へ通う児童の増加などにより、学年が上がるにつれて利用者が減少する傾向にあります。引き続き、こどもたちが安全・安心に過ごせる居場所づくりに努めてまいります。

以上でございます。

○副議長（渡邊雅人議員） 須賀加奈こども未来部長。

〔須賀加奈こども未来部長 登壇〕

○こども未来部長（須賀加奈） 3、こどもの居場所づくりの2、夏休みなど猛暑の中、過ごせる図書付きの児童館の増設をしてほしい。特に東町、鷹野、中央駅付近には児童館がないが、こどもの居場所についてどう考えるかにつきましてお答えいたします。

初めに、三郷中央駅周辺地域におけるこどもの居場所に関する主な取組といたしましては、ご質問にもございましたとおり三郷中央におどりプラザの会議室を活用し、移動児童館として各児童館職員が出向き、親子でできる工作や運動遊びなどといったふだんから児童館で実施している事業を行うことで、こどもの居場所の提供や遊びの場の確保に努めているところでございます。

次に、東町、鷹野などといった南児童センターから距離がある地域についてでございますが、これらの地域にあります鷹野文化センターにはこども向けの絵本が配置されている遊技

室が設置されており、主に小学生以下を対象に開館から午後5時までの間、常時開放しております。また、高州地区文化センターには図書室が設置されているほか、工作室の貸し出しがない場合には適宜、こどもに向けて開放しており、いずれもこどもの居場所として機能しているものと認識しております。

これらの施設での取組をはじめ、本市の文化施設などの各公共施設において夏休みだけでなく、日頃からこどもたちがロビーなどに集まり、友達同士で遊んでいる姿が見られることから、こどもたちが安心して集まれる場所の一つとして認識されているものと理解しております。

いずれにいたしましても、こどもの居場所につきましては地域にかかわらず、多種多様なものが必要であると考えますことから、児童館のみならず、ほかの公共施設の有効活用をはじめ、民間企業や地域の皆様に担っていただいているこども食堂などとも連携を図り、引き続きこどもの居場所のさらなる充実に向けて努めてまいります。

以上でございます。

○副議長（渡邊雅人議員） 益子敏幸いきいき健康部長。

〔益子敏幸いきいき健康部長 登壇〕

○いきいき健康部長（益子敏幸） 4、介護保険制度についてのご質問に順次お答えいたします。

1、介護報酬改定について、どういった内容か詳細にでございますが、令和7年11月21日に閣議決定された「強い経済を実現する総合経済対策」において、介護分野職員の処遇改善を令和9年度介護報酬改定を待たずに令和8年度に実施することとなりました。改定率はプラス2.03%となる見込みでございます。

具体的な改定内容といたしましては、介護職員だけでなく介護従事者を対象に、幅広く月1万円の賃上げを実現するもので、今まで対象外であった訪問看護や居宅介護支援なども対象となります。

また、生産性向上や経営の共同化に取り組む事業者の介護職員を対象に月0.7万円の上乗せ措置も実施され、介護職員については地域昇給分も含めて最大で合わせて月1.9万円の賃上げが見込まれる内容となっております。

なお、この改定が実施されるまでの間、同様の処遇改善措置が国の補正予算により手当てされており、また介護事業所における訪問・送迎に必要な経費や猛暑対策用品の購入に係る支援も実施されることとなっております。

次に、2、三郷市独自の処遇改善費手当を介護従事者に加算をについてでございますが、介護職員の処遇改善につきましては市としましても国に対し要望を行ってきたところでございます。このたびの国から先ほどのような施策が示されておりますので、まずはこの施策による効果を見極めてまいります。

以上でございます。

○副議長（渡邊雅人議員） 紺野伊久子議員。

○11番（紺野伊久子議員） 幾つか要望をしたいと思います。

後期高齢者の資格証明書のことでは、ほぼ分かりましたので、ぜひみんなに行き届くようにしていただきたいなと思っています。私も介護関係の人たちの施設を把握しているんですけども、入所施設の場合はマイナ保険証の中に暗証番号とかあるので、一切預かっていないそうです。だから、そういう場合も多々あると思いますので、これ以上介護職場に、人手不足で大変な中負担を与えることがないように、家族の負担も含めて申請しなくても全員に発行されるような対応をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

学校給食については、ご丁寧な回答ありがとうございました。ぜひ食材も地場産のものを増やしながらか、引き続き頑張りたいなと思っています。ちなみに、中学校の無償化については埼玉県下で実施しているところがこの3月で増えてきています。具体的には、戸田市、川越市、所沢市、坂戸市、秩父市など市のところではそのくらいのところが、多分この3月議会で更に増えていくのかなというふうに期待をしています。高校の授業料の無償化も始まっていくかなと思うんですけども、ぜひ子育て世帯の応援のためにも、中学校の無償化を引き続き実現して欲しいと思います。よろしくお願いいたします。

こどもの居場所づくりについては、具体的に移動児童館以外のところで幾つか考えられているということでお聞きしたんですけども、ぜひ先ほども言っていましたけれども、ほかの公共施設も含めて、あと町会の集会所とか、そういうのも含めて検討をしていただいて、子どもたちや保護者の皆さんに周知をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

介護保険については、赤字の事業所にも全国的には補助しているところがあるんですけども、ぜひ介護崩壊を防ぐためにも引き続き補助していただきたいと思っています。国の特例交付金、今回水道料金とかいろいろ出されている臨時交付金があるんですけども、ぜひそういうのがもし今後ありましたら介護施設のほうにも、介護の部分では本当に水道、光熱費も大変な思いをしているそうですので、補助をしていただけたらと思っています。県

からの恩恵を受けていないような小規模な小規模多機能とか、小さい施設のところにもぜひ三郷市独自で補助をしていただくことをお願いいたしまして、再度の質問としていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

○副議長（渡邊雅人議員） 以上で、紺野伊久子議員の質問を終わります。

◇ 柴 田 吾 一 議 員

○副議長（渡邊雅人議員） 通告第15、14番、柴田吾一議員。

〔14番 柴田吾一議員 登壇〕

○14番（柴田吾一議員） 議長のお許しを頂きましたので、通告に従い質問をさせていただきます。

1、庁舎管理。

1、開庁時間の変更について。

本年2月2日より市役所本庁舎、健康福祉会館、水道部、希望の郷交流センター出張所、早稲田、鷹野、戸ヶ崎の各連絡所の開庁時間と電話の受付時間に変更になりました。午前8時45分から午後4時30分までです。私としては、基本的に賛成であります。例えば、金融機関の窓口などはおおむね9時から3時のオープンとなっており、最近では昼休みもシャッターを下ろしているところも見受けられます。だからといって、3時になったらおやつを食べてさようならというわけではないことは皆様ご承知のとおりだと思います。

県内によると、志木市、三芳町、新座市、北本市をはじめ、多くの市町で導入済みもしくは導入予定が発表されています。先日、会派21世紀クラブの行政視察で訪れました兵庫県西宮市では、庁舎の外内にカラフルな周知用のA4チラシがたくさん貼られておりました。また、同じく伺わせていただきました加東市では、まだ予定がなかったらしくお話しさせていただいた職員さんは、うらやましいですとおっしゃっておりました。

昨日の菊名議員の一般質問の答弁の中で、平川総務部長より、職員が自ら考え、業務改善などを積極的に取り組むことができる環境づくりの一環としても、開庁時間の見直しは非常に有用であるというお話もございました。窓口対応や電話対応を勤務時間の全てで受けしまうと、バックヤードの業務が追いつかず、結果として残業が日常的になってしまう働き方を見直すという観点からも、進めるべき施策だと思います。導入に当たっては、交通量調査

のように該当する時間帯の来庁者数の調査なども丁寧に行われた上で導入に踏み出されたと聞き及んでおります。この施策が発表となり、ホームページや「広報みさと」などで周知が始まると、私のもとにも住民のかたより複数の質問やご意見が寄せられました。大抵は、今の丁寧なご対応、それで踏み出したというご説明で納得いただいたんですが、2つのケースだけちょっと私でも答えることができなかつたので、その点について財務部長にお伺いいたします。

アとして、開発系であったり、土木系の部署での影響と対応策について。

申請や許可など、入札への質問だったり、様々に日付や時間に追われて仕事として日常的に市役所へ出入りされている業者さん等への対応はどうなるのでしょうか。

続きまして、イとして開庁時間の前に来庁されたかたへの対応について。

早めに来て、外で待っていらっしゃるかたがいらっしゃると。悪天候であったり、低温であったり、高温などが心配される場合、ロビーの片隅だったり、もしくは前室の部分、こちらで待機していただくのはどうかという質問でございます。ぜひご教示いただければと思います。

続きまして、2、行政問題の1、民間の多様な知見を行政運営に取り入れる手法について、企画政策部長にお伺いいたします。

こちらでも会派の行政視察で伺った兵庫県明石市においてご説明いただいた民間提案制度の内容が大変興味深く、本市でも導入についてご検討願えたらと取り上げさせていただく次第でございます。

明石市の民間提案制度とは、これまで包括協定や業務提携など民間事業者のノウハウを活用して様々な事業を推進してきたが、更に複雑化、多様化する市民ニーズに対応するため、産業界、教育・研究機関と市がそれぞれの特性やネットワーク等のリソースを活用し、産官学共通で課題解決を図る取組を推進するものであるということでございました。

担当の職員さんからは3つのポイントが非常に大切であると、それが明石市の制度の特徴であると伺いました。1つ目は、テーマに沿った提案について、応募の前、提案書を作る前に入念な面談を行うこと。2つ目は、原則として市の新たな財政負担を生じない提案であること。そして、3つ目は、契約の保証、つまり新たな財政負担を生じないという大前提の下、入札やプロポーザルを行わず、提案内容を提案企業などの知的財産として捉え、フリーライドをしない、随意契約を保証する制度であるという3つのポイントだということでございました。

令和6年度のこの制度の流れといたしましては、まず市がテーマを設定して、それを発表すると、いろいろな企業だったり、学校だったりちょっとこういうことを考えているんだけど相談に来ます。その事前の面談が67件あったそうです。そして、面談をして、じゃどうやってこのまちとうまくやれるのかなという話し合いを行ったところ、提案を出すに至ったものが37件、そしていただいた提案に対して市役所内で審査をして、24件が審査を通ったというか、受け付けられたということ。ただし、24件のうちの17件は条件つきであると、それは事業化に向けた課題をクリアしたら採用しますよという形のものであったそうです。

いずれにしても、約1年ぐらいかけて、この提案を明石市は取り入れるという形を進めていっているそうなのですが、明石市がこの制度を導入して良かった点として、テーマを市のやりたいこと、だけど難しかったり、いろいろな乗り越えられないものがあつたと、そういったものをテーマとして出してみた。そうしたところ、民間からの提案は組織横断的なものが非常に多く、市単独では思いつかないものをたくさん得ることができたというお話をいただきました。幾つか代表例を挙げさせていただきます。

環境配慮とコスト削減を実現するエネルギーサービスプロバイダ方式による電力最適調達です。これは公共施設の電力契約について、市に代わってその提案者が小売電気事業者との価格交渉や企業調査を行うことで最適なプランを提案した電力会社を市に提案するエネルギーサービスプロバイダ方式の導入ということで、2025年の4月から10月の約半年間で2,500万円の削減ができた。さらに、再エネ電力等も使ったことから、環境負荷の低減を両立させたものになったということでもあります。

そのほか、道路境界明示補助業務委託の導入であったり、海岸における魚群探知ソナーを利用した海の深い・浅いの測量方法の導入であったり、遮熱シートを導入して体育館の暑さ対策を行う、アスベストなどの有害物質に関する無料の講習会を行う、いろいろな市の紙ベースの処分通知を電子通知に変えるという申し出、また電子契約サービスの導入で契約事務を効率化し、印紙代も不要になるといったものが取り入れられているということで、これは非常に明石市にマッチする企業とうまくコラボできているものが多いのかなと思いました。

そこで、アといたしまして、本市における民間企業との連携の現状と効果、今後の展開について伺いたいと思います。

本市でも、様々な企業や大学などと包括連携協定を意欲的に結んでおられるということは承知しております。その現状と具体的にその効果が現れている案件についてお示してください。

また、今後どのような展開を考えておられるのかお尋ねいたします。

続けて、イといたしまして、この随意契約保証型民間提案制度に対する本市の捉え方についてです。この制度の中で、私が最も引きつけられたのは基本的に新たな財政負担を伴わないという点でございます。企業や学校側は自分たちのアイデアやノウハウをただ乗りされぬ上に契約が保証されるという大きなメリットがあり、行政側には新たな財政的な持ち出しがないという双方得をするこの制度、これは三郷市においても検討に値するものではないかと明石市役所の会議室で思ったんです。

この制度に対して、本市の導入への検討も含め、どのように捉えられたかお尋ねしたいと思います。

続きまして、3、学校教育問題の1、三郷市の教育について。

今3月定例会では、ア、イ、ウと大きく3点に絞らせていただき、三郷市教育委員会としてのお考えを学校教育部長にお示しいただきたいと思います。

まず、ア、学校問題解決の取組についての①全国におけるSNSでのいじめ動画拡散に対する本市の捉え方と今後の対応についてです。

年当初より、栃木県での暴行動画がSNSで拡散、炎上したことを契機に、ほかの地域での学校内での暴行動画が相次いで投稿され、たくさん炎上しております。学校側の調査や警察の捜査が異例の速さで進んでおります。そして、この事態を受け、1月14日、文部科学省は全国の都道府県並びに政令都市の教育長をお呼びいたしまして、緊急オンライン会を開催しました。その会議の冒頭、文部科学省の望月初等中等教育局長は、非常にひどい暴力行為やいじめが発生し、その被害を学校が把握できていなかったという懸念が高まっている。緊張感を持って対処すべき事態だと述べました。そして、会議の席上、具体的な取組としていじめや暴力行為に関する実態把握のためにアンケートを実施、相談窓口の周知徹底、被害児童生徒に対する心身のケアなどを求めたとのことであります。

「またアンケートかよ」という悲鳴が、またはため息が全国津々浦々から一斉に聞こえる気がしました。そして、鳥取県人権尊重の社会づくり条例、こちらの改正案では「SNSに投稿するな」でございます。動画を削除して消すのではなく、いじめを消すことが大事なんじゃないんですか。こういうやり方は狂気の沙汰としか思われません。いじめと称する犯罪行為は、もはや常軌を逸しており、子どもたちの生命を脅かすどころか、現実にその命の火を自ら消してしまっているのではないかと、その犯罪を止めること、犯罪被害者の命を守ることこそが最優先事項であるのではないのでしょうか。

さらに、先ほどの局長の言葉には学校が把握できていなかったとありましたが、把握さえ

していればいいんですか。被害者が求めているのは、話を聞いてもらうことだけではなく、自らが今受けている非道な犯罪行為を止めてほしい、その地獄から助けてほしいからです。これでは被害者はどこに、誰に報告、相談したところで救われず、追い詰められ、その結果、動画という明確な犯罪の証拠をもってSNSに投稿するしか、助かるすべがないとなるのは必然であります。彼や彼女にとっての生きるための最後の手段だと、そういうふうに思います。その証拠動画を削除しろ、投稿するなというのは、あえて言うならば、加害者の保護であり、被害者の社会的抹殺であり、行政から被害者への処刑宣告にほかならないと憤りを禁じ得ません。

そこで、①として、全国におけるSNSのいじめ動画拡散に対する三郷市教育委員会の捉え方と今後の対応についてお伺いいたします。

続きまして、②保護者等からの過剰要求の現状と今後の対応についてです。

令和7年5月に東京都立川市の小学校において児童の保護者の知人による、どういう関係なんですかね、暴行事件が発生、余りにこれ衝撃的な事件でしたので、ご記憶のかたも多いのではないのでしょうか。

このケースは、余りにも突き抜けて極端ではありますが、このような事件は当該児童生徒だけではなく、現場に居合わせた子どもたちの心にも大きな影響を与えることは想像にかたくありません。三郷市には、18校の小学校、そして8校の中学校があり、1万人を優に超える児童生徒数を抱えております。こちらが在籍しています。そして、その背後には同じ規模の保護者がいらっしゃいます。それだけの人数が存在し、顔を突き合わせれば、様々なあつれきや衝突、いざこざが生じるのは当然のことと言えます。

学校における丁寧な対応によって、多くの事案が解決に至る一方、学校と児童生徒、そして保護者との紛争が長期化し、最終的な解決に至らない事案も発生。これは先生がたの心身の負担、そして学校運営への影響が生じるケースも想定され、先ほどもお話し出ておりましたが、先生がたが教材研究などに充当する時間だったり、子どもたちと触れ合う時間を十分に確保できない状況にもつながってしまいます。

さらに、近年では問題が複雑化する傾向も見られ、学校による組織的対応が困難となる事象が増加しているのではないかと考えます。その中には、明らかに理不尽で過剰な要求や長時間に及ぶ電話対応、面談要求や謝罪の強要、机をたたくなどの威かく行為、登下校の際にこどもの後をつけ、自宅を特定しようとするやつや、子どもに声をかける者などなど、明らかに一般常識を超える行動をする者も出てきていると聞き及んでおります。

もちろん、全てが一方向的に保護者側に非があると言えないケースもあります。学校側の初期対応の不手際で問題を過少評価してしまい、対応をしなかったり、対応した教員が多忙に紛れてなのか、または意図的なのかは分かりませんが、上級職への報告・連絡・相談・確認をしない、あるいは行ったとうそを保護者に伝えるケースもある。最初に対応した教員の高圧的な態度に怒ってしまい、その後を引き継いだ教職員が、なぜこの人は怒っているのか分からずに、いわゆる「モンスターペアレント」という烙印を押してしまうこともあるのかと思います。

このようなことも含め、②保護者等からの過剰要求の現状と今後の対応についてお尋ねいたします。

続きまして、③ただいま申し上げました①、②の各問題に対する警察や弁護士との連携について。

ここまで述べてきたように、そもそもこのような問題を学校で処理しようということが、もう無理なのではないかと考えます。学校は教育機関でありまして、紛争処理機関ではない。即時、警察そして司法に委ねるべきではないかと考えます。もちろん、少年法、14歳の壁という大きな障壁があることは承知した上での話でございます。

令和6年8月30日に文部科学省より通達がありました「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」で改定、追記されました。そのガイドラインの第3章、「学校の設置者及び学校の基本的姿勢」の中の、犯罪行為として取り扱われるべきいじめ等であることが明らかであり、学校だけでは対応し切れない場合は、直ちに警察への援助を求め、連携して対応することが必要である。この「直ちに警察への援助を求め、連携して対応」のところの下線もビチッと引いてあります。

もうこのことを徹底する時期がきているのではないんですか。最近のいじめと報道されるものは、犯罪です。いじめではなく犯罪となれば、少しは考えるのではないのでしょうか。そういった対応を「やりすぎだ」という報道は、加害者や傍観者にとっては悪影響です。自分たちのやったことは棚に上げ、また同じことを繰り返すという負のループになる。やられたほうは一生トラウマを抱えて生きていきます。やった側は、大抵忘れて、こうです。それでも、生きていてくれればまだしも、そこで人生を自ら閉じてしまうこどもを放っておいていられないんです。

そしてまた、過剰要求に対しても同様です。学校では、対応し切れない、もう難しい段階にきているのではないのでしょうか。何年か前から導入も始まっておりますスクールロイヤー、

これよりも更に踏み込んで、弁護士が代理人としての立場を明確にし、対応の窓口となり、問題解決に尽力をする制度、これを導入したのが大阪府であります。スクールロイヤーとは区別をするために、スクールアトニーと呼ばれております。もちろん、弁護士を導入することで、先ほど述べました期せずしてモンスターペアレントの烙印を押されてしまった保護者などへの丁寧な対応は絶対に必要であるとは思いますが、しかしながら、学校そして行政は相談から解決へと早急に対応できる仕組みをつくらないといけない段階に来ているのではないかと考えます。

そのようなことを踏まえ、③、①②の各問題に対する警察・弁護士との連携について三郷市教育委員会としてのお考えをお示してください。

次に、④行政型学校ADRについて。

行政型学校ADRとは、文部科学省より発表されました資料によりますと、解決困難事案に対応するための体制構築の一環で、裁判外紛争解決のシステムのことだそうです。学校だけでは解決が困難な事案のうち、学校問題解決支援コーディネーターの弁護士さんが特に重大な事案の選別を行い、様々な専門家により構成された行政型学校ADR委員会において、聞き取り調査、専門家会議を通じて争点の整理、調停案の作成をするなどの指導により事案解決に向けた思案を行い、紛争を円満に合意へと導く、そして当該児童生徒にとっての学習環境の保証、教職員の負担軽減につなげることが期待されているものであるそうです。

こちらは、先ほど③で申し上げました警察すぐ入れましょう、弁護士すぐ雇いましょうというものに比べますと、大分穏やかではありますが、学校の外部に専門的な組織を置き、学校側ではなく教育委員会がその間を取り持つ、そういった仕組みで紛争解決を行っていくものであると。裁判によらず、公正中立な第三者が当事者の間に入って、話し合いを通じて解決を図るものであります。こういった組織は組むことにハードルはありますが、警察や司法に委ねることに抵抗がある場合には、効果的であると評価をされております。

そこで、④といたしまして、このような紛争解決のための新たな仕組みの導入について、またほかに良い方法などが実はあるんだよということがありましたら、それらについても三郷市教育委員会のお考えをお伺いいたします。

続きまして、3の1のイ、性犯罪歴データベースの活用について。

埼玉県教育委員会では、2023年度以降に採用した臨時的任用教職員など8,907人に対し、国が義務づけている特定免許証失効者に関するデータベースを活用した児童生徒への性暴力などの処分歴を確認していなかったと発表した。改めて調査したところ、いずれも処分歴は

なかったということでした。

しかしながら、文部科学省の調査では令和6年度、性暴力やセクハラ等で処分された公立学校の教員は281人であったと報道されております。この中で注目すべきは、被害者が自分の学校の幼児や児童の生徒だったということ、その割合が48%とほぼ半数を占めている点で、表面化されていないものを含めると、想像以上に子どもたちが性暴力等の危険にさらされている深刻な状態であると言えます。

こども家庭庁では、令和7年12月、こどもと接する仕事に就く人物の性犯罪歴を確認する日本版DBSを柱とする「こども性暴力防止法」の運用指針をまとめ、本年12月25日に制度運用開始へ踏み出しました。犯罪歴の確認に加え、不適切な行為の明確化であったり、防犯カメラの設置推奨などが盛り込まれました。学校にとっては、またまた業務量が増えるということで、本当に申し訳ないなという気持ちではございます。しかしながら、こちらの犯罪行為もまた、子どもたちの心に一生消えない傷を負わせるものであり、それだけでは済まない事案も引き起こしかねない大罪です。絶対に許されるものではありません。少しでも、その芽を摘み取り、犯罪者にとっての抜け穴をふさがなければならないと思います。

そこで、①として現在の同データベースの活用状況と今後の取扱いについてお尋ねいたします。

最後です。3、学校問題の1、三郷市の教育について、ウ、小学校での朝の開門時間前倒しについて。

埼玉県では、令和7年度より朝のこどもの居場所づくりモデル事業を始めました。これは、いわゆる朝の小一の壁問題の解消のためでありまして、就学前に預けていた保育施設等の預かり開始時間よりも、小学校の登校時間が遅いことから、自分の仕事を変更、勤務時間を変更せざるを得ない、保護者にとって深刻な問題の解消を図るための施策です。切羽詰まったケースでは、校門の前に子どもを置いて出勤してしまうという事例も報道されております。登校時間までの間を学校施設等を利用して児童が安全に安心して過ごす場所に対するニーズは、現代の子育て世帯にとってはなくてはならないものとの認識が広がっているものと思われます。この埼玉県のモデル事業は、富士見市、志木市、毛呂山町、和光市、行田市などで実施、あるいは実施予定であるとの報道でございます。

これらの事案、事業はおおむね放課後児童クラブの教室などを活用し、シルバー人材センター等の人材を見守り役として配置する仕組みとなっております。学校内の施設を、そこに通う児童が利用しますので、一見、本市で言うところの学校教育部の担当案件にも思えるん

ですが、実際は県が全て保育の延長という捉え方で、そちらの部署へ予算が付けられているそうです。

では、なぜ今回学校教育部への質問とさせていただいたかと申しますと、一部の市では先生がたへの更なる仕事量の増加に対する懸念が沸き起こっており、新聞やネットニュースなどで盛んに問題視をされていると。皆様もお気づきだと思いますし、先ほど来いろいろ同じような案件が出ておりますが、先生がたの多くは様々な授業に関すること以外にアンケートをはじめとする仕事をこなすため早朝から夜遅くまで帰宅できないかたがまだまだ大変多くいらっしゃる。つまり、朝の7時には既に出勤されている先生が何名かいらっしゃる状態なんです。その時に、早く来た子どもたちの様子を見て見ぬふりができるでしょうか。さらに、このタイミングで朝ご飯を出せと、そんな声すら上がっていると。それはどうですかね、本項の最初にも申し上げましたが、県もあくまでも保育の延長としての設計をしております。しかし、一部の世論は学校でやれと。このあたりを鑑みまして、学校としての、この朝の小一の壁についての三郷市教育委員会のお考えを伺いたいと思ひまして、取り上げさせていただきました。

そこで、①保護者からの要望状況について、各小学校や教育委員会への相談や要望はどのような状況になっていますか。

②として、本市でのこの件に対する検討状況、あくまでも三郷市教育委員会としての見解をお示しく下さい。

以上で1問目を終わります。

○副議長（渡邊雅人議員） 柴田吾一議員の質問に対する答弁を求めます。

妹尾安浩財務部長。

〔妹尾安浩財務部長 登壇〕

○財務部長（妹尾安浩） 柴田議員のご質問のうち、1、庁舎管理の1、開庁時間の変更についてにお答えいたします。

初めに、ア、開発系や土木系部署での影響と対応策についてでございますが、柴田議員ご案内のとおり本庁舎等における窓口等の受付時間である、いわゆる開庁時間につきましては、午前8時45分から午後4時30分までと、令和8年2月2日から変更したところでございます。

本庁舎の来客用玄関扉の開扉と閉扉の時間につきましては、この開庁時間に合わせて午前8時45分に開扉し、午後4時30分に閉扉するという庁舎管理規則の改正をしております。

本庁舎の開扉前及び閉扉後につきましては、庁舎のセキュリティ管理を厳格に行うという

趣旨から、原則として市民のかただけでなく、職員も自由に出入りすることはできません。

しかしながら、職員が用務等により必要がある場合や、開発系や土木系の事業者であらかじめ申請や連絡が庁舎管理部門にあった場合には、例外として所定の手続をとって、職員通用口から庁舎に出入りすることを可能としております。

次に、イ、時間前来庁者への対応についてでございますが、開扉時間である午前8時45分までは開庁準備のため、職員が庁舎内のご案内をいたしかねますことから、その時間前に来庁した市民等のかたには開扉までお待ちいただくこととなります。

しかしながら、台風や降雪などにより屋外で待つことが危険な状況である場合には、正面玄関の風除室を開け、お待ちいただくといった臨機応変な対応をとることとしております。

開庁時間の変更につきましては、引き続き市民周知を徹底していくとともに、来庁者の皆様に安心してご利用いただける施設となるよう努めてまいります。

以上でございます。

○副議長（渡邊雅人議員） 日暮義一企画政策部長。

〔日暮義一企画政策部長 登壇〕

○企画政策部長（日暮義一） 2、行政問題についてお答えいたします。

初めに、1、民間の多様な知見を行政運営に取り入れる手法についてのア、本市における民間企業との連携の現状と効果、今後の展開についてでございますが、本市では民間企業や大学等が保有する専門的な知識や技術を行政運営に取り入れる仕組みの一つとして、12件の包括連携や様々な個別協定、合計169件を締結しております。企業、大学との連携の実績、具体例といたしましては、一例ではございますが、西武ライオンズについては元プロ野球選手による子どもたちへの野球教室やマスコットキャラクターの保育所訪問、また大学でございますが、獨協医科大学につきましては市内施設での看護学生の実習受入れ、女子栄養大学については朝食レシピ集の監修など、そのほかにも幅広く連携、協力をいただいております。

また、事業実施に当たり、公募型プロポーザルなどを通じ、価格だけではなく技術力や企画力等を含めて総合的に判断して契約先等の選定を行うなど、透明性・公平性を確保した上で、より良い事業となるよう取り組んでいるところでございます。

今後も、先進的な技術、情報等を有する企業、大学等と連携することで、様々な行政課題の解決を目指すとともに、より一層民間の知見を行政運営に活用できる仕組みづくりに努めてまいります。

次に、イ、随意契約保証型民間提案制度に対する本市の捉え方でございますが、ご提案の

明石市の民間提案制度につきましては、市の財政負担を軽減できる新たなアイデアの創出に結び付くなどのメリットがございます。実際に、制度を運用するためには、民間の多様かつ高度な知見に基づく提案につきまして、内容を審査するための評価基準の整備が重要と考えておりますので、先進自治体の実施状況等について情報収集してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（渡邊雅人議員） 西村美紀学校教育部長。

〔西村美紀学校教育部長 登壇〕

○学校教育部長（西村美紀） 3、学校教育問題の1、三郷市の教育についてお答えします。

初めに、ア、学校問題解決の取組について、①SNSでのいじめ動画の拡散に対する本市の捉え方と今後の対応につきまして、いじめ動画の撮影、拡散につきましては全国的にも様々な事案が報告されており、本市においても重要な課題であると認識しております。何より大切なのは、いじめそのものを早期に発見し、こどもたちの安心・安全を守ることでございます。

加えて、撮影・投稿・拡散行為など、重大な人権侵害につながるものであり、本市においてもSNSに関連して児童生徒間のトラブルになった事案などもございました。現在では、各学校のいじめ発見のためのアンケートに、SNSの扱いや投稿・拡散に関する項目を新たに加え、未然防止と実態把握の調査に努めているところでございます。今後も、迅速な事実確認と被害児童生徒の安全確保を最優先とし、関係機関と連携し、適切に対応をしてまいります。

次に、②保護者からの過剰要求の現状と今後の対応についてでございますが、学校には日々様々な相談が寄せられております。多くは対話の中で解決しておりますが、毎回の電話が1時間を超えるケースや連日にわたりご連絡をいただくケース、文書による詳細な回答を短時間で求められるケースなどもあるようでございます。また、児童生徒同士の問題が保護者間でのやり取りに移行し、状況が複雑化するケースもございます。

しかし、どのような場合でも丁寧にお話を伺いながら、児童生徒の安心・安全を第一に考え、冷静に対応することが重要であると考えております。今後も、児童生徒に寄り添い、校長を中心として組織的な対応を継続してまいりたいと考えております。

③警察や弁護士との連携についてでございますが、現在も必要に応じてスクールロイヤーとの協議、警察、児童相談所との報告・連絡・相談など関係機関との連携を図り、解決に向

けて取り組んでおります。引き続き、積極的に取り組んでまいろうと思っております。

④議員からご提案いただきました行政型学校ADRにつきましては、他自治体の取組を参考に研究してまいります。

なお、令和8年度には学校諸問題解決窓口を設置し、児童生徒、保護者に寄り添うとともに、適切な相談あるいは支援につなぐ体制を構築してまいりたいと存じます。

続きまして、イ、性犯罪歴データベースの活用についての①現在の活用状況と今後の取扱いについてお答えします。

現在、教職員を採用する際は、国が提供するデータベースである「特定免許状失効者管理システム」により調査をすることが義務づけられております。本市におきましても、臨時的任用教員や非常勤講師の採用の際には活用してございます。今後も、本システムを活用するとともに、こどもたちを性犯罪から守るよう努めてまいります。

続きまして、ウ、小学校での朝の開門時間前倒しについて、①保護者からの要望状況についてでございますが、現在のところ本市の状況として保護者から学校に要望が上がっている状況はございません。

次に、②本市での検討状況についてでございますが、開門時間につきましては教職員の勤務時間を踏まえ、引き続き状況を注視してまいります。

以上でございます。

○副議長（渡邊雅人議員） 柴田吾一議員。

○14番（柴田吾一議員） それぞれに丁寧なご答弁、大変ありがとうございました。

まず、1番、開庁問題ですが、大変臨機応変な対応をしていただけたということでありがたいと思いました。聞いていらっしゃるかたも安心したのかなと思います。それをお伝えしたいと思います。

そして、2番、民間との連携につきましては、本当に三郷市がたくさんやっているのは、あちこちで見させていただいております。セブンイレブンさんとやったもので、「広報みさと」が全部に配られたり、そこから派生して様々なローソンさんとかにも置かれるようになったり、本当に民間の力を活用するというのは、これからとても大事になると思いますので、ぜひがんがん進めていただければと思います。

そして、3番、教育問題です。大変力強いご答弁をいただきまして、ありがとうございます。こういった問題で、何で学校対被害児童というパースな構図が、何か違うよねということが、これは別に三郷市ではなく見られる。本来であれば、その両者は手を携えて問題解

決に当たってこどもの学習環境を平穏なものにしていく、手をつないでやるべき存在なのに、なぜか対立構図になる。じゃ、加害者はどこで何をやっているのかということですよ。こういったことに対しまして、そういう構図に陥らないように、ぜひ保護者のかたと手を取り合って解決に当たっていただきたいなと思っております。

そして、先日、河内長野市で発表になりました、寝屋川市に続いての、加害者への罰則付きのいじめ防止条例、これぜひ三郷市でもやりたい、やっていただきたいと思っております。行政サイドからなのか、議会サイドからなのか、ちょっと分からないんですけども、そこはもっと私も研究をしたいと思いますが、こういったことも視野に入れてこの問題、避けずにぶつかっていければなと思っております。

以上で2問目を終わります。ありがとうございました。

○副議長（渡邊雅人議員） 以上で、柴田吾一議員の質問を終わります。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時26分

再開 午後 3時40分

○副議長（渡邊雅人議員） 再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 深川智加議員

○副議長（渡邊雅人議員） 通告第16、9番、深川智加議員。

〔9番 深川智加議員 登壇〕

○9番（深川智加議員） それでは、通告に従いまして、一般質問をいたします。

まず、1項、教育問題。

1、就学援助の充実について質問します。

就学援助制度とは、こどもの学習権を保障するため、憲法や教育基本法、学校教育法などに基づいて義務教育である小中学校のこどもがいる低所得世帯に学用品、通学用品費や修学旅行費などを市町村が援助する制度です。国が昨年公表した生活意識調査では、こどものい

る世帯では「生活が苦しい」が64.3%に上り、物価高の影響が考えられるとしています。就学援助を受けているご家庭は、なおさら大変だと思います。こどもが安心して楽しく学校生活を送れるよう、今まで以上に就学援助制度の果たすべき役割が重要になると考えますが、制度の役割についてどうお考えかお答えください。

また、就学援助を受けている児童生徒の人数と認定率がどうなったか、受給状況の傾向をお示してください。

次に、本市では新入学用品費の入学前支給が既に可能となっておりますが、ランドセルについては購入が早いほど良いものが安く購入できるということで、できるだけ早い時期に新入学用品費を支給してほしいという声が寄せられています。

イとして、新入学用品費の入学前支給の時期について考えをお答えください。

次に、具体的な援助の費目については、文部科学省が策定した要保護児童生徒援助費補助金などの交付要綱の列記を参考にするとしており、自治体が任意に決定することができます。しかし、本市ではPTA会費、生徒会費、クラブ活動費、卒業アルバム代、オンライン学習通信費などがいまだに対象外となっています。物価高騰が続いていて、暮らしが本当に大変です。費目の拡充を求めますが、考えをお答えください。

次に、2項、高齢者問題。

1、単身高齢者などの将来の不安を安心へ。

2025年7月に警察庁が発表した資料によりますと、2025年上半期に自宅で死亡したひとり暮らしの65歳以上の人数は3万1,525人で全体に占める割合は77%となりました。増加傾向だそうで不安になりますが、最近はお子さんのいないご家庭、未婚のかたも多くなっています。今は元気でも、認知症になった場合や亡くなった後の手配など、将来への不安が広がっています。身寄りのない高齢者にとって、通院の付き添いや入院、介護施設への入所などの身元保証など課題となっています。こうした手続を支援する民間サービスが急増していますが、強引な契約や高額な解約費などでトラブルもあり、利用が難しいとされています。

こうした中、国は2024年ガイドラインを策定しました。このようなもと、他自治体の社協では終活などを支える事業が始まっています。対象は65歳以上のひとり暮らしのかたで、原則こどもがいないこと、契約内容をしっかり理解できるかたなどです。親族に支援者がいない、夫婦のみの世帯も対象とする社協もあるようです。内容は、見守り、事務委任契約や死後事務委任契約です。社協が前面に出てやっていくという安心感が一番の特徴だといいます。ひとり暮らしの高齢者でも、安心して年をとることができる三郷市であっていただきたいと

考えますが、アとして、現状と課題についてどのようにお考えか、イとして今後についてのお考えを伺います。

次に、3項、公園問題。

1、都市公園トイレ・ベンチについて。

公園で遊ぶ子どもや散歩中の高齢者など、毎日たくさんのかたが公園のトイレを利用されています。一方、過去に公園トイレを使用した時にトイレの印象が良くなかったことから、公園のトイレを使用しないというかたがおられるのも現実です。子どもから高齢者まで安心して公園を利用できるよう、快適なトイレ環境が求められていると考えますが、まだまだ古いトイレや和式のトイレが見受けられます。大変だとは思いますが、安全性の観点からも男女別トイレや多目的トイレの設置へ、更新していくことが望ましいと考えます。具体的な対策は清掃をはじめとした維持管理面でのソフト対策と施設の改善などのハード対策です。ベンチの老朽化についても改善を要望する声が寄せられています。

そこで、2点伺います。アとして、トイレの設置状況や維持管理についてお答えください。イとして、トイレ・ベンチの更新についての考えをお答えください。

次に、4項、補聴補助。

1、ヒアリンググループを市施設に広げる取組を。

難聴者の聞こえをサポートするヒアリンググループは、講演会や音楽会などの文化行事を誰もが楽しみ、享受できる仕組みづくりの一つです。ヒアリンググループを利用すると、補聴器や専用受信機を付けている人にとって、マイクの声クリアな音で聞き取ることができます。加齢等で聞こえづらくなり、それまで積極的に外出されていたかたが自宅にひきこもるようになったというケースは珍しくありません。移動型なども含め、ヒアリンググループの設備がある市内公共施設は、まだまだ一部にとどまっているように見受けられます。公共施設でマイクが当たり前のように用意されているように、ヒアリンググループも当たり前になってほしいと考えます。市内公共施設などに広く設置をしていただくよう求め、3点の質問をさせていただきます。

アとして、ヒアリンググループへの見解について。

イとして、導入状況について。

ウとして、今後の見通しはどのようなかお答えください。

以上で1問目を終わります。

○副議長（渡邊雅人議員） 深川智加議員の質問に対する答弁を求めます。

西村美紀学校教育部長。

〔西村美紀学校教育部長 登壇〕

○学校教育部長（西村美紀） 深川議員のご質問に順次お答えいたします。

初めに、1、教育問題の1、就学援助の充実についてのア、制度の役割についてでございますが、就学援助とは経済的な理由によって就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して、必要な援助を行うものでございます。本市の令和7年度当初認定時点での準要保護者の認定者数は小学校で445人、中学校で249人であり、就学援助費全体の認定率は小学校6.9%、中学校8.6%でございます。令和6年度の同時期では小学校で454人、中学校で241人、全体の認定率も小学校7.1%、中学校8.7%で、ここ数年では大きな変化はございません。今後といたしましても、市内の児童生徒が教育の機会を逸することがないように支援を行ってまいります。

準要保護者の認定基準につきましては、今回の物価高の影響を踏まえ、令和8年度から基準の見直しを行うところでございます。

次に、イ、新入学用品費の入学前支給の時期についてでございますが、本市の入学前支給といたしましては、年度末に転入や転出が多いなどの状況があることから、11月末までに申請をいただき、翌2月頃に支給しているところでございます。

次に、ウ、費目の拡充をについてでございますが、就学援助費の支給項目につきましては、本市では新入学用品費のほか学用品費、学校給食費、修学旅行費などを支給しているところでございます。就学援助費の費目拡大につきましては、学校教育に係る支援全体の状況を見極めながら、引き続き調査研究を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（渡邊雅人議員） 田中照久福祉部長。

〔田中照久福祉部長 登壇〕

○福祉部長（田中照久） 2、高齢者問題。

1、単身高齢者などの将来の不安を安心へ。

初めに、ア、現状と課題についてでございますが、本市におきましては単身高齢者が安心して地域生活を継続できるよう、社会福祉協議会や民生委員の皆様と連携し、75歳以上の単身世帯等を対象とした実態調査や見守り活動を実施しております。この活動を通じて、対象者の生活状況や福祉ニーズの把握に努めるとともに、必要に応じて地域包括支援センターなどの相談機関へつなげるなど、単身高齢者の支援に努めているところでございます。

しかしながら、ご質問にございました単身で身寄りがない高齢者の入院や施設入所時の身元保証、死後の事務手続に関する不安は、従来の見守り活動だけでは解決し得ない切実な課題であると認識をしております。特に、民間事業者が行う親族に代わる身元保証サービスにつきましても、利用に当たって高額な預り金が必要となるケースも多く、経済的な理由から利用が困難な方への支援が課題となっております。

次に、イ、今後についてでございますが、国の審議会において「頼れる身寄りがない高齢者等への対応」について議論され、現在、法制度の整備に向けた検討が進められていることから、その動向を注視するとともに、身寄りのない高齢者への支援につきましても、高齢者福祉部門や地域包括支援センターなどとの連携を一層密にし、他自治体の先進事例を精査した上で、本市における課題の整理を図ってまいります。

以上でございます。

○副議長（渡邊雅人議員） 城津守まちづくり推進部長。

〔城津 守まちづくり推進部長 登壇〕

○まちづくり推進部長（城津 守） 3、公園問題の1、都市公園トイレ・ベンチについて順次お答えいたします。

初めに、ア、トイレの設置状況や維持管理についてでございますが、都市公園におけるトイレにつきましては公園の面積規模や性質に応じ設置をしているところでございます。公園の個所数ベースでは72か所のうち37か所の公園にトイレを設置しており、設置数につきましては車椅子利用が可能な多目的トイレ19か所を含み、総数で42か所のトイレがございます。

トイレの維持管理につきましては、シルバー人材センターと委託契約を結び、定期的な管理として1週間当たり2回、清掃やトイレトペーパーの補充などを行っております。また、ほかの公園と比較し、利用頻度の高いにおどり公園につきましては、毎日、専門業者への委託により清掃等の管理を実施しております。そのほか、突発的なトイレの汚れや詰まりなどが生じた際には、その都度職員が清掃を実施することにより、いつでも安心してご利用いただけるような環境の確保に努めているところでございます。

次に、トイレ・ベンチの更新についての考えはでございますが、屋外に設置される施設につきましても設置条件に応じた日照や風雨などの影響や、利用頻度の違いによる劣化の進行状況が物件ごとにそれぞれ異なっております。このため、トイレやベンチの更新につきましては、設置後の経過年数による更新サイクルは定めず、物件の状態や利用状況などを総合的に勘案し、更新の必要性について適宜適切に判断することとしており、またトイレの洋式

化につきましては更新の際、洋式トイレを設置することとしております。

公園施設につきましては、適切なメンテナンスを施したとしても、いつかは必ず更新を迎えることとなりますが、部分的な補修や交換を行うことで、施設の長寿命化を図っているところでございます。今後につきましても、全てのかたが快適に公園をご利用いただけるよう、適切な施設管理に取り組んでまいります。

以上でございます。

○副議長（渡邊雅人議員） 田中照久福祉部長。

〔田中照久福祉部長 登壇〕

○福祉部長（田中照久） 4、補聴援助の1、ヒアリンググループを市施設に広げる取組をの、ヒアリンググループへの見解についてとイ、導入状況についてにお答えいたします。

初めに、ア、ヒアリンググループへの見解についてでございますが、ヒアリンググループは音声を磁気信号に変え、補聴器や専用受信機に直接音を伝えるため、利用者は雑音の少ないクリアな音声で聞き取ることができます。そのため、講演会の会場や市の窓口で使用することにより、聞こえに不安のあるかたが「聞こえないから参加できない、誰かに頼まなければならない」ではなく、自らが参加する機会が確保されるなど、ヒアリンググループは聞こえに不安のあるかたにとって生活の質を維持するために大変有効なものであると認識しております。

次に、イ、導入状況についてでございますが、市役所本庁舎1階の総合受付、健康福祉会館2階及び4階の窓口を持ち運びができる小型のヒアリンググループがあり、聞こえに不安のあるかたが来庁した際には、必要な窓口を持ち込んで使用しているほか、障がい福祉課の窓口にはヒアリンググループが設置してある専用窓口がございます。庁舎以外の市の施設では、各図書館カウンターに窓口用ヒアリンググループを設置しているほか、会議等の利用者向けには希望の郷交流センター会議室に埋め込み式のヒアリンググループを、またピアラシティ交流センター体験学習室Aに専用のヒアリンググループを設置するとともに、文化会館、鷹野文化センターには持ち運びができるヒアリンググループを常備しているところでございます。

以上でございます。

○副議長（渡邊雅人議員） 小暮勲地域振興部長。

〔小暮勲地域振興部長 登壇〕

○地域振興部長（小暮勲） 4、補聴援助、1、ヒアリンググループを市施設に広げる取組を、ウ、今後の見通しはでございますが、ヒアリンググループは聴覚障がい者や聞こえに不安のある高齢者の社会参加を支える重要なものと認識をしております。現在、ヒアリンググループを

常備している施設では、市のイベントなどで年数回貸出しがございませう。常備していない施設につきましては、持ち運びができる移動型ヒアリンググループを担当部署や常備している施設から貸出しを行うことで、利用できる体制を整備してございませう。今後につきましても、引き続き誰もが利用しやすい公共施設づくりに努めてまいりたいとございませう。

以上でございませう。

○副議長（渡邊雅人議員） 深川智加議員。

○9番（深川智加議員） それぞれ丁寧なご答弁ありがとうございました。

それでは、2問目の質問や要望をいたしませう。

就学援助制度の役割についてお答えいただきました。失業や病気などは誰にでも起こり得ることです。就学援助制度を知らなかったりして、受けられるかたが申請しないで受けられないことがないように、引き続き積極的な周知の徹底を要望しませう。

また、こどもたちの間でも、ほかのお子さんの目が気になるかたもいるかと思ひませうが、支給している家庭やこどもへの配慮については、どのように対応しているかお答えください。

また、オンライン申請になれば、こどもたちが先生に渡すこともなく、教員の負担軽減にも寄与するものと思ひございませう。オンライン申請の導入についてお考えを伺ひませう。

先ほど、認定基準が変わるとの答弁がありましたが、具体的にどうなるのかお答えください。

新入学用品費の前倒し支給については、すばらしい取組だと思ひませうので、積極的に分かりやすく市民の皆さんに周知をしていただきたいと思ひませう。

費目の拡充については、何度も議会で取り上げてきましたが、いまだに変わりませう。こどもの等しく学ぶ権利を守り、教育の機会均等を実現するべきです。ぜひ早期に支給できるようご検討いただきたいと思ひませう。

次に、身寄りのないひとり暮らしの高齢者の支援については、国の動きもあるようですが、行政の職員のかたたちがどう関われるかということが大事ではないかなと思ひませう。本市の高齢独居世帯の状況は2022年が1万152人で2023年は1万394人となり、今後も増えていくものと思ひませう。今後も、おひとり暮らしのかたの実態を十分に把握しながら、相談窓口をつくり、終活をやりやすくする支援など、自治体としての役割が求められているのではないのでしょうか。こういう仕組みの検討もやっていただき、ひとり暮らしの高齢者の将来の不安に寄り添ひ、サポートを充実するよう要望しませう。

都市公園のトイレとベンチについては、公園の長寿命化計画については、遊具などの改修

を対象に計画を策定し、2026年3月に計画期間が満了するようですが、トイレやベンチも含めて引き続きご対応いただけますよう要望します。

また、トイレの清掃についても清掃の回数を増やしていただくことも検討していただき、ぜひ安全で快適な公園をさらに充実させていただくよう要望します。

最後に、ヒアリンググループについてです。

常設型として希望の郷交流センターにヒアリンググループの設備が設置されておりますが、希望するかたは専用の受信機を無料で借りられるということで、補聴器をお持ちでない加齢性難聴者にも喜ばれていました。しかし、こうした聞こえへの支援があるということは、とても大事なことなのに、残念ながら余り知られていないのではないかと思います。聞こえなく困っている方々が外出を諦めることのないよう、ぜひ多くのかたに利用していただけるよう積極的な周知をしていただきたいと思います。最後になりますが、周知についての考えを伺いまして、2回目の質問を終わらせていただきます。

○副議長（渡邊雅人議員） 深川智加議員の2問目に対する答弁を求めます。

西村美紀学校教育部長。

〔西村美紀学校教育部長 登壇〕

○学校教育部長（西村美紀） 深川議員の再度の質問にお答えします。

3点あったかと思えます。

1点目、就学援助費の申請に対して、ほかの人に分かることがないよう、どのような配慮をしているのかということにつきましては、本市では全児童生徒に申請用紙を配付し、希望がない場合も含めて封筒に入れて提出していただくことで、ほかの人に分かることがないよう配慮に努めております。

2点目、オンライン申請につきましては、配慮や効率の面からも有効な手段と認識しており、今後調査研究してまいります。

3点目、就学援助費の支給について、令和8年度の準要保護者の認定基準につきましては、これまで市県民税の非課税基準としていたものを見直し、生活保護基準をベースとして見直しを行ったところでございます。この見直しにより、令和7年度と比較して全体的には認定基準額が引き上がり、これまで認定基準額に届かなかたも認定となることを見込まれます。今後といたしましては、保護者への適切な周知に努めてまいります。

以上でございます。

○副議長（渡邊雅人議員） 田中照久福祉部長。

〔田中照久福祉部長 登壇〕

○福祉部長（田中照久） 再度のご質問にお答えいたします。

補聴援助のヒアリンググループについて、利用促進のための周知についてということでございます。

現在、市のホームページにおきまして、ヒアリンググループの利用方法や利用できる施設を掲載しているほかには、「広報みさと」では令和7年5月号でヒアリンググループが利用できる市の施設を紹介する記事を掲載したところでございます。

また、市が主催する聞こえに不安のあるかた向け手話講座においては、参加者にヒアリンググループの体験を行っていただくなど、周知に努めているところでございます。引き続き、機会を捉えて周知に努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○副議長（渡邊雅人議員） 以上で、深川智加議員の質問を終わります。

◎散会の宣告

○副議長（渡邊雅人議員） 以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

これにて本日は散会いたします。

散会 午後 4時11分

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（武居弘治議員） おはようございます。ただいまから令和8年3月三郷市議会定例会第21日目の会議を開きます。

ただいまの出席議員は23名であります。定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（武居弘治議員） この際、諸般の報告を行います。

本日の議事日程につきましては、皆様のお手元に配付してあるとおりでございます。

なお、浅井富雄市民生活部長から、本日欠席したい旨の申出がありました。

ついては、関根弥生市民生活部副部長が出席いたしますので、ご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

◎選任第1号 常任委員会委員の選任について

○議長（武居弘治議員） 日程第1、選任第1号 常任委員会委員の選任についてを議題といたします。

常任委員会委員の選任を行います。

常任委員会委員の選任については、三郷市議会委員会条例第7条第1項の規定により、総務常任委員会委員に、

宇治由紀子議員、沖原優子議員、柳瀬勝彦議員、菊名 裕議員、

西村寿美枝議員、鈴木優作議員、深川智加議員、武居弘治、

以上8名を。

福祉教育常任委員会委員に、

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません

寺沢美紗議員、竹内嘉洋議員、柴田吾一議員、鈴木深太郎議員、
高橋誠一議員、日高千穂議員、工藤智加子議員、篠田隆彦議員、
以上8名を。

建設経済常任委員会委員に、

佐々木 修議員、西尾秀貴議員、渡邊雅人議員、鳴海和美議員、
桑原洋昭議員、佐藤裕之議員、紺野伊久子議員、
以上7名を、それぞれ指名いたします。

次に、各常任委員会を開催し、正・副委員長の互選を行い、その結果を報告願います。
暫時休憩いたします。

休憩 午前10時04分

再開 午前10時25分

○議長（武居弘治議員） 再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

◎常任委員会正副委員長互選の報告

○議長（武居弘治議員） ただいま各常任委員会の正・副委員長が決定いたしましたので、ご報告いたします。

総務常任委員会委員長に柳瀬勝彦議員、副委員長に西村寿美枝議員。

福祉教育常任委員会委員長に寺沢美紗議員、副委員長に柴田吾一議員。

建設経済常任委員会委員長に鳴海和美議員、副委員長に佐藤裕之議員。

以上で報告を終わります。

◎市政に対する一般質問

○議長（武居弘治議員） 日程第2、これより市政に対する一般質問を行います。

通告により順次発言を許します。

◇ 寺 沢 美 紗 議 員

○議長（武居弘治議員） 通告第17、17番、寺沢美紗議員。

〔17番 寺沢美紗議員 登壇〕

○17番（寺沢美紗議員） おはようございます。通告書に従いまして、一般質問を行います。

今回は、三郷市の無形民俗文化財について、4項目にわたり、生涯学習部長に伺います。

本年、本市は三郷村誕生70周年を迎えますが、三郷の民俗文化はそれよりもはるか以前から、江戸川や中川などの河川に囲まれた水郷地帯において、農業を基盤とした暮らしの中で育まれてきました。

また、洪水など自然の厳しさと向き合う暮らしの中で、五穀豊穡や無病息災を祈り、祭礼や伝統行事が生まれ、神社を中心に地域のつながりの中で長い年月をかけて守り伝えられてきました。

建造物など形ある文化財とは異なり、信仰や年中行事、民俗芸能など、暮らしの中で受け継がれてきた形のない文化が無形民俗文化であります。

本市には、上口香取神社で奉納される二郷半囃子・里神楽、戸ヶ崎香取神社や幸房・岩野木地区の富足神社に伝わる獅子舞、番匠免地区の迎攝院・神明神社で行われる大般若経祭り、さらに市内各地で受け継がれている万作踊りなど、その地域に根差した無形民俗文化財が数多く存在しております。

さきの議案上程説明において、教育長は、三郷村誕生70周年を記念した展示事業を通じて、郷土が歩んできた歴史や文化財の価値を再発見する機会を創出し、生涯学習の充実を図り、市民が人生100年時代を心豊かに過ごせるよう取り組んでいくとのご説明をされました。

こうした取組に加え、とりわけ子どもたちには、学校など身近な環境で触れる機会をつくり、若者や大人には、地域の活動や行事を通して親しむ機会を広げていくことが大切ではないでしょうか。

一方で、各団体の関係者や保存会の方々からは、このままでは先人から受け継がれてきた無形民俗文化財が、担い手を見つけられないまま途絶えてしまうのではないかという不安の声も聞かれます。このような課題は、三郷市だけではなく、全国的には共通の課題となって

います。

文化庁によりますと、現在、国の重要無形民俗文化財は337件、地方自治体が指定する無形民俗文化財は全国で8,000件以上存在しておりますが、過疎化や少子高齢化の進行により、継承を担う人材の確保が難しくなっている地域が増えてきていると指摘されています。

その結果、長年受け継がれてきた民俗芸能や祭礼行事が存続の危機に直面している事例も全国各地で見受けられます。

将来にわたり守り伝えていくためには、担い手の確保や育成、そして、多くの市民にその価値を知っていただき、興味を持っていただく取組が必要であると考えます。

また、これらは単に保存すべきものというだけでなく、人々を結び、世代を超えた交流を生み出す社会的な役割も担っているものではないでしょうか。

こうした文化を未来へ受け継いでいくことも、本市の大切な役割の一つであると考えます。そこで、4点について伺います。

ア、無形民俗文化財の役割について。

本市は、無形民俗文化財が地域社会において果たしている役割や意義をどのように認識しているか、お伺いいたします。

次に、イ、無形民俗文化財の現状と課題について。

担い手不足や保存会員の高齢化など、無形民俗文化財を取り巻く現状について、市はどのように把握し、どのような課題認識を持っているのか、お聞かせください。

ウ、市民への周知・理解促進について。

無形民俗文化財をより多くの市民、とりわけ若者世代や子育て世代に知ってもらうために、現在どのような取り組みを行っているのか、お伺いいたします。

最後に、エ、今後の継承に向けた取り組みについて。

無形民俗文化財を将来にわたり守り育てていくために、市として今後どのような支援や取り組みを検討しておられるのかお伺いいたしまして、1問目の質問を終わります。

○議長（武居弘治議員） 寺沢美紗議員の質問に対する答弁を求めます。

横田隆宏生涯学習部長。

〔横田隆宏生涯学習部長 登壇〕

○生涯学習部長（横田隆宏） 寺沢議員のご質問に順次お答えいたします。

初めに、1、三郷市の文化・歴史についての1、三郷市の無形民俗文化財についてのア、無形民俗文化財の役割についてでございますが、三郷市における無形民俗文化財は、先人た

ちが長い時間をかけて地域の中で育み、受け継いできた祭礼行事や伝統芸能でございます。これらの行事や伝統芸能の準備、開催を通して、地域がつながり、結束力を醸成する役割があるものと考えております。

さらに、地域の人々とのつながりが潤滑油となり、地域を活性化することにより、安心・安全なまちづくりに寄与するものと認識しております。

次に、イ、無形民俗文化財の現状と課題についてでございますが、少子高齢化、核家族化などの社会状況や生活形態の変化により、その継承が難しくなっていると認識しております。

教育委員会では、毎年可能な限り、市指定無形文化財行事の現場に赴き、保存会のかたや地域の関係者のかたとのコミュニケーションを図っております。

無形民俗文化財における課題といたしましては、少子高齢化による後継者不足、装束や道具類を新調する際の費用の捻出、そして修理をする上で必要な原材料の入手困難などであると伺っております。

次に、ウ、市民への周知・理解促進についてでございますが、現在、保存継承されている祭礼行事をより多くの市民の皆様にご覧いただくため、郷土資料館でのパネル展示や市ホームページのコンテンツであるデジタルミュージアムで歴史や祭りの様子、道具類などを紹介しております。

その他、市広報では、夏祭りのクライマックスシーンを掲載するなど、市民の皆様に興味・関心を持っていただくよう周知に努めております。

最後に、エ、今後の継承に向けた取り組みについてでございますが、これら無形民俗文化財の継承に向けた取組といたしまして、郷土の財産である行事、そして伝統を次の時代につなげていくことが重要であると考えております。

そのためには、保存会や関係者の方々に加え、地域社会を巻き込んで支えていく必要があると認識しております。

市といたしましては、補助金等、経済的側面からの支援を継続するとともに、今後も関係団体や関係機関と連携の上、持続可能な継承ができるよう支援に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（武居弘治議員） 寺沢美紗議員。

○17番（寺沢美紗議員） ご丁寧なご答弁ありがとうございました。

それでは、生涯学習部長に再質問と提案、要望をさせていただきます。

まず、ア、無形民俗文化財の役割についてです。

ご答弁では、祭礼行事や伝統芸能は、準備や開催を通して地域の人々を結び、地域の結束力を育む役割を担っているとのことをご認識を示していただきました。

実は、私自身、幸房へ転居した際に、町内のみこし会に入会させていただきまして、恥ずかしながら、そのとき初めて幸房・岩野木の三匹の獅子舞の存在を知ったところでございました。

みこしの準備やお祭りに参加する中で、地域の方々とのつながりが自然と生まれまして、地域の皆さんが誇りを持って守り続けてこられた祭礼文化の大切さを改めて実感いたしました。

みこしが町内を巡ると、多くのかたがおうちから出てこられまして、こどもから高齢者まで目を輝かせながら、みこしに向かって手を振り、手をたたき、見送る姿がございました。その光景を通して、みこしや獅子舞が地域の方々にとってどれほど大切な存在であるか強く感じましたし、こうした文化を守り、次の世代へつないでいきたいという思いを私自身も抱くようになりました。

実際に参加して感じたことは、無形民俗文化は単に伝統を受け継ぐだけではなく、人と人、また人と地域を結ぶ大切な役割を果たしているということです。私自身、地域の1人として誇りを持って周囲に伝えていきたいと思っております。

続きまして、イ、無形民俗文化財の現状と課題について、及びエ、今後の継承に向けた取り組みについては、ご答弁では、少子高齢化や生活様式の変化により継承が難しくなっていること、また、装束等、特殊な材料も使っておりますことから、道具の維持、修理に係る費用や材料の確保など様々な課題があることをご説明をいただきました。

これまで本当に地域の方々のご尽力によって守られてきたものではありますが、昨今の社会状況の中では、やはり保存会の方々の努力だけで支えていくことは難しくなっているのではないかなと感じております。といいますのも、関係者のかたから、昨今、コンプライアンスや責任の所在が強く問われる社会となりまして、これまで地域の信頼関係の下で成り立ってきた祭礼の運営の在り方が難しくなっているとの声も伺いました。

もちろんコンプライアンスや安全管理は大変重要ではありますが、その一方で、祭礼の背景には自然への畏敬の念や先人への敬意といった価値観も受け継がれてきました。

今後は、こうした文化的な意味合いを大切にしながら、コンプライアンスや安全管理との両立を図り、持続可能な祭礼の在り方を模索していくことが重要ではないかなと考えており

ます。

また、費用負担の課題については、本市としては補助金など経済的側面からの支援を継続していくとご答弁いただきましたので、引き続きどうぞよろしくお願い申し上げます。

続きまして、ウ、市民への周知についてです。

市では、郷土資料館でのパネル展示や市ホームページのデジタルミュージアムなどを通じて、また、広報等の周知に取り組まれているということでしたので、本当にこうした取り組みに感謝申し上げます。

そこで、1点提案なのですが、郷土資料館で行われているパネル展示につきまして、例えば、ららほっとみさとなど、より多くの市民や市外のかたの目に触れる場所で開催することによって、三郷市の無形民俗文化財を知っていただく機会がさらに広がるのではないかなと思います。

また、こうした文化を次の世代へつないでいくためには、こどもたちが実際に触れる機会をつくっていくことも必要ではないかと考えております。例えば、部活動、地域移行の流れの中で、期間限定の伝統芸能クラブ、または、複数校合同の地域の文化部を設置して、保存会と連携した取組なども、ぜひ市として教育委員会としてもご検討いただきたいと思っております。これらは提案と要望といたします。

最後に、再質問として1点、戸ヶ崎の獅子舞について伺います。

戸ヶ崎の獅子舞は約400年の歴史を有し、毎年約2万人が訪れる、本市を代表する無形民俗文化財ではありますが、本年より熱中症予防の観点から、開催時期を1か月早め、6月に実施することとなりましたと伺っております。

氏子の皆様におかれましては、周知に努めておられると聞いていますが、長年定着してきた日程変更につきましては、市としても積極的な広報支援が必要ではないかと考えますが、具体的な支援策をお伺いいたしまして、2問目を終わります。

○議長（武居弘治議員） 寺沢美紗議員の2問目に対する答弁を求めます。

横田隆宏生涯学習部長。

〔横田隆宏生涯学習部長 登壇〕

○生涯学習部長（横田隆宏） 寺沢議員の再度のご質問にお答えいたします。

戸ヶ崎の三匹の獅子舞の日程変更周知についてのご質問であったかと思っております。

市指定の無形民俗文化財である戸ヶ崎の三匹の獅子舞につきましては、令和8年度に、今までの7月から6月に開催時期を変更することに伴いまして、既に三郷市のホームページに

において情報を公開しております。また、「広報みさと」においても、内容について掲載する予定でございます。

今後につきましても、関係機関への情報提供やその他配信ツールの活用などにより、周知をしてみたいと存じます。

以上でございます。

○議長（武居弘治議員） 以上で寺沢美紗議員の質問を終わります。

◇ 竹 内 嘉 洋 議 員

○議長（武居弘治議員） 通告第18、6番、竹内嘉洋議員。

〔6番 竹内嘉洋議員 登壇〕

○6番（竹内嘉洋議員） それでは、通告に従いまして、順次質問させていただきます。

まず、1問目として、公共交通政策についてです。

昨年12月の定例会一般質問では、地域公共交通計画について質問させていただいたところ、前向きなご回答をいただいたと認識しております。引き続きになってしまいますが、今回は、戸ヶ崎地区のバス路線についてお伺いいたします。

戸ヶ崎地区から北方面、主に市役所方面に向かう路線バスについては、マイスカイ交通株式会社、京成バス東京株式会社による、金町駅から戸ヶ崎四丁目を経由する路線があります。また、一昔前には戸ヶ崎コミュニティセンターを経由する路線があり、今よりも幅広く戸ヶ崎地区がカバーされていたこと、幾つかの要因があり、結果的に廃止されてしまったことも承知しております。

現状を踏まえ、通告書のとおり、まだまだ戸ヶ崎地区の中でも不便を感じている地域がたくさんあります。例えば、市役所や北方面にある大きな病院などに向かうためには、つくばエクスプレスの八潮駅から三郷中央駅に電車で行き、バスに乗り換え、徒歩等で通院、市役所に行く。また、往復をタクシーで利用して通院、市役所に行くといったケースもあります。

私がまだ車やバイクの免許がない頃、その頃にはまだつくばエクスプレスもありませんでしたので、戸ヶ崎から金町に行き、流山に行き、三郷駅に行きと、都と県をまたいで、また三郷に戻ってくると、大変苦勞した覚えがあります。

一方で、市役所まで行くことはできるが、そのハードルが高く感じられている子育てをさ

れている世代、高齢の方々も多くいらっしゃると思います。

路線バスを運営するに当たり、運転手の人手不足、採算性の課題などにより、新規路線を運用することが非常に難しいことは認識しております。

そこで、アとして、既存の路線を活用して通行区分を一部変更して運行する可能性についての考えをお伺いいたします。

また、公共交通機関を柔軟に運行していくために、行政として支援、対応、対策についてできることがあるのか、まちづくり推進部長にお伺いいたします。

次に、2問目として、都市間交流事業についてです。

三郷市では、長野県安曇野市、奈良県三郷町とは友好都市として、ギリシャ共和国サラミナ市とは姉妹都市として友好的な関係を築いていると認識しております。

また、安曇野市との友好都市スポーツ交流会や産業フェスタでの出店に関する交流、市内小・中学校によるギリシャ給食、みさとシティハーフマラソンでの交流など、都市間交流が既に行われていることは大変有意義なことだと考えています。

聞くとところによると、幼少期に安曇野市と三郷市との交流事業に参加したかたが、大人になって三郷市を訪れた際、すごく思い出に残っているというお話をされていたそうです。

私も会派の視察で三郷町にお伺いした際、実際に友好都市の歴史、文化や自然、そして地域の方々と触れ合ったときに、相互交流の大切さを実感いたしました。

今後、市職員を含め、広く市民が都市間交流事業に参加できる機会が増えていけば、三郷市を再発見し、友好都市や姉妹都市に対し、三郷市のよさを発信していけるよい機会になると考えています。

そこで、アとして、三郷市として友好都市交流事業の促進についてどのようにお考えか。イとして、今後の国際交流事業の促進について、どのようにお考えかを企画政策部長にお伺いいたします。

以上で1問目の質問を終わります。

○議長（武居弘治議員） 竹内嘉洋議員の質問に対する答弁を求めます。

城津守まちづくり推進部長。

〔城津 守まちづくり推進部長 登壇〕

○まちづくり推進部長（城津 守） 竹内議員のご質問に、私からは、1、交通問題、1、公共交通政策についてのア、路線バスのルート変更についてお答えいたします。

ご質問のバス路線につきましては、マイスカイ交通株式会社と京成バス東京株式会社の共

同運行による路線で、1日46往復、令和6年度の実績では年間約56万人のかたにご利用いただいております。

議員ご提案の路線バスの経路変更につきましては、既存のバス利用者と運行事業者それぞれへの影響が想定されます。また、検討路線の利用者数、運賃収入、経費などの予測と試算、現状において利用の多い路線の維持と少ない路線の統合や再編のほか、乗換えなどを含めた判断が必要となりますので、関係事業者に対する意見聴取と併せ、地域公共交通活性化協議会におきまして情報共有を図ってまいります。

令和5年に実施いたしました公共交通に対する市民ニーズや移動についての困り事などを把握するための市民アンケートにおいて、また、昨年、地域公共交通計画の策定プロセスの中で実施いたしました地域別ワークショップの結果から、戸ヶ崎地域から市役所や三郷中央駅方面への移動につきましてご不便を感じておられるというご意見につきましては、課題として認識しております。

また、先ほどより戸ヶ崎地域と申し上げながら、その範囲は広く、バス停への距離などに応じ、様々な状況はあろうことは存じておりますが、戸ヶ崎地域につきましては、金町駅や松戸駅、八潮駅方面への路線バスが経由しておりますことから、市内他地域との総合的な評価におきましては、路線バスの充実した地域と捉える側面もございます。

このようなことから、戸ヶ崎地域につきましては、4月から新たに運用を開始いたします三郷市地域公共交通計画の中で、路線バスの確保と併せ、その他の移動サービスの導入について検討が必要な地域として位置づけをしたところでございます。

今後につきましては、地域の皆様のご意見を伺いながら、地域の皆様と考える持続可能な地域公共交通計画の仕組みづくりに努めてまいります。

以上でございます。

○議長（武居弘治議員） 日暮義一企画政策部長。

〔日暮義一企画政策部長 登壇〕

○企画政策部長（日暮義一） 2、交流事業の1、都市間交流事業についてお答えいたします。

初めに、ア、友好都市交流事業の促進について。

長野県三郷村、現在の安曇野市と、奈良県三郷町との交流は、同じ「三つの郷」という自治体名が縁で始まり、市議会の議決を経て、昭和59年9月に三郷村と、昭和61年10月には三郷町を迎えて3市町村で友好都市協定を締結いたしました。

以来、三郷・安曇野（みさと・さんごう・あづみの）友好都市交流推進協議会を毎年開催

し、各首長、議長、教育長が一堂に会し、相互の振興、発展を図るための交流と協議を続けております。

また、それぞれの市町で開催される商工まつりや文化祭では、お互いの特産品の紹介や販売を行うとともに、こどもたちの作品展示を行うなど、様々な交流を深めているところでございます。

さらに、住民参加の交流として、各市町の皆さんに安曇野市にお集まりいただき、住民同士の親交を深める住民ふれあい事業を平成12年度から実施。これまで約400名の方々が参加しており、毎回大変好評を得ております。

この住民ふれあい事業から発展した市民交流として、三郷市スポーツ協会が主体となり、三郷友好都市スポーツ交流大会が開かれており、今年度はソフトボール、バレーボール、卓球の3競技の交流が実施されております。

防災分野におきましても、平成18年に災害時相互応援協定を締結。平成23年の東日本大震災の計画停電の折には、東日本で乾電池調達が困難となり、奈良県三郷町に用立てていただいたり、安曇野市から飲料水の提供の申出をいただいた経緯もあり、災害時の友好都市の協力体制の強さと大切さを感じたところでございます。

このように、3市町で築いてきた絆は強固なものとなっており、来年度は締結40周年の記念の年を迎えます。

今後におきましても、この絆をさらに強いものとすべく、協議会の中で新たな交流について協議し、50年、100年と引き継いでいけるよう努めてまいります。

次に、イ、ギリシャ共和国サラミナ市との姉妹都市交流事業についてお答えいたします。

ギリシャ共和国との交流は、平成26年2月、みさとシティハーフマラソンにおいて、ギリシャ大使館からオリーブの冠をいただいたことから始まりました。

平成28年には、東京オリンピックを契機としたギリシャ共和国のホストタウンに登録され、令和3年の東京大会の際には、ギリシャ陸上選手団の事前キャンプの受入れを行い、さらに、交流12年目となる令和7年には、東京2025世界陸上に向けた2度目の事前キャンプを実施し、市民との心温まる交流が生まれたところでございます。

このようなスポーツ交流に加え、市では、令和元年に三郷市ホストタウン交流実行委員会を設立。現在、個人、団体約500の会員の皆様や、ギリシャ関係各位のご支援をいただき、こどもたちがギリシャの文化や言葉を学ぶ文化交流プログラムやギリシャ語講座の開催をはじめ、ギリシャ給食の提供、物産展などを実施することで、市民の皆様が多様な価値観に触

れ、国際理解を深める機会を創出しております。

こうした交流の積み重ねと機運の高まりを受け、外務省やギリシャ・日本双方の大使館、日本ギリシャ協会などにご支援をいただき、令和7年12月5日、サラミスの海戦の地として歴史的に有名なサラミナ市と姉妹都市協定を締結いたしました。

協定におきましては、文化交流をはじめ、教育、青少年分野の協力、スポーツや産業の発展など、多様な分野における連携を通じて、相互理解と友好を深め、双方の発展と振興を図ることとしております。

市民参加の直接交流につきましては、現在、サラミナ市と協議を行っているところでございますが、この3月には両市の小学生によるビデオレターの交流や、協定締結を記念した植樹のご提案もいただいております。今後の交流事業を前向きに進める価値観を共有しているところでございます。

ギリシャ共和国は遠方の国ではございますが、これまで築いてきた関係を一層深めるとともに、特に、姉妹都市であるサラミナ市との交流については、例えば、こどもたちの相互訪問によるホームステイ交流など、国際感覚を肌で感じることができる事業の実現性について協議を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（武居弘治議員） 竹内嘉洋議員。

○6番（竹内嘉洋議員） それぞれにご丁寧なご答弁をありがとうございます。

まず、まちづくり推進部長にご答弁をいただきました三郷市地域公共交通計画において、路線バスの確保と併せて、その他の移動サービスの導入について、検討が必要な地域として位置づけられたということは、今までの戸ヶ崎地区のバスの問題に関しては、一歩前進したのかなとは思いますが。

引き続き、地域公共交通活性化協議会など、そういったところを含め、地域公共交通の取組をしていただけたらと思います。再質問はございません。

続いて、企画政策部長からご答弁いただきました地域間交流についてです。

都市間交流事業について40年近く続けられている中で、有事の際に相互に協力関係で助けをいただいたりということが実際に実っているということは、大変有意義なことですし、ありがたいことだと感じます。

引き続き、三郷市においても、安曇野市、三郷町とより密接な関係を築いていただいて、助け合いの精神で友好都市関係の交流事業を促進していただければと思います。

また、姉妹都市交流事業についてですが、もう既にビデオレター等、実際にやっていたというのでありがとうございます。ギリシャ共和国、大変遠い国ですので、実際に相互交流というのが難しいことは重々承知しております。

その中で、今はインターネットを通じたテレビ会議等で都市間交流も図れると思いますので、調整大変だと思いますが、そういった身近な材料を使つての都市間交流から進めていただいて、ぜひ、最終的には、三郷市のこどもたち、三郷市民がギリシャ共和国に、そしてギリシャ共和国のこどもたち、市民が三郷市にということ、実際の都市間交流ができるように、引き続きご尽力いただければと思います。再質問はございません。

○議長（武居弘治議員） 以上で竹内嘉洋議員の質問を終わります。

以上で市政に対する一般質問を終わります。

これもちまして、本定例会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

◎市長のあいさつ

○議長（武居弘治議員） ここで閉会に当たり市長よりごあいさつがあります。

木津雅晟市長。

〔木津雅晟市長 登壇〕

○市長（木津雅晟） 議長のお許しをいただきましたので、3月定例市議会の閉会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

本定例会では、製造請負変更契約の締結について、令和8年度一般会計予算、各特別会計予算など、27議案に対しまして、ご審議の上、ご決定をいただき、厚く御礼申し上げます。

また、一般質問では市政各般にわたり、貴重なご意見、ご提言を賜りましたので、今後、十分な精査を重ねた上で、市政運営に生かしてまいりたいと存じます。

さて、来月から新年度を迎え、4月には市内の公立保育所においてこども誰でも通園制度が開始され、10月には、今議会で可決をいただきました「みんなの防災プラザみさと」が完成する予定でございます。

新年度におきましても様々な施策を展開してまいりますので、議員の皆様におかれましては、引き続きお力添えを賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

結びに、ようやく春らしい気候となってまいりましたが、また冷える日もあるようでござ

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません

います。議員の皆様には健康に十分ご留意いただき、ますますご活躍されますことを心よりご祈念申し上げ、閉会のあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（武居弘治議員） これにて令和8年3月三郷市議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前11時04分